

令和6年2月28日

プライトホール

世田谷区地域包括支援センター運営協議会（令和5年度第3回）次第

1 開会

2 報告

（1）次期地域保健医療福祉総合計画の案について

（保健福祉政策課） [資料1]

（2）令和6年度からの重層的支援体制整備事業について

（保健福祉政策課） [資料2]

（3）第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

（高齢福祉課） [資料3]

（4）第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）について

（介護予防・地域支援課） [資料4]

（5）令和6年度のあんしんすこやかセンターの評価点検について

（介護予防・地域支援課） [資料5]

（6）介護保険法の改正について

（介護予防・地域支援課） [資料6]

（7）せたがやデジタルポイントラリー事業の全区展開について

（介護予防・地域支援課） [資料7]

（8）認知症高齢者等の行方不明発生時における区の対応について

（介護予防・地域支援課） [資料8]

（9）地域包括支援センターの体制強化について

（介護予防・地域支援課） [資料9]

3 その他（配付物）

- ・シニアお出かけスポット

令和5年度世田谷区地域包括支援センター運営協議会委員名簿

区分	氏名	職(所属)等	備考
学識経験者	和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授	
	上之園 佳子	元日本大学文理学部特任教授	
	田中 富美子	田中法律事務所弁護士	
職能団体	小原 正幸	世田谷区医師会理事	
	山口 潔	玉川医師会理事	
	萩原 正秀	東京都世田谷区歯科医師会理事	
	岩間 渉	東京都玉川歯科医師会理事	
	原田 由美子	世田谷薬剤師会理事	
	長富 範子	玉川砧薬剤師会理事	
	塩部 泰	世田谷区柔道整復師会会长	
介護サービス等 事業者代表	相川 しのぶ	世田谷ケアマネジャー連絡会会长	
	山口 慶恵	世田谷区介護サービスネットワーク副代表	
	氏家 雅史	経堂あんしんすこやかセンター職員	
	渡部 幹	等々力あんしんすこやかセンター職員	
介護保険 被保険者	大山 存穂	世田谷区高齢者クラブ連合会副会長	
	川崎 恵美子	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長	
地域活動 団体	金安 博明	世田谷区社会福祉協議会地域社協課長	
	坪井 伸子	NPO 法人語らいの家代表理事	
保険者	山戸 茂子	高齢福祉部長	

(敬称略)

資料1

令和6年2月28日
保健福祉政策部
保健福祉政策課
生活福祉課

次期地域保健医療福祉総合計画の案について

1 主旨

世田谷区の保健、医療、福祉の各分野の基本的、横断的な考え方を示す計画である、世田谷区地域保健医療福祉総合計画について、案を取りまとめたので報告する。

2 計画案

別紙1「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案）概要版」及び別紙2「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案）」のとおり

3 素案からの主な変更点（別紙2のページ数で表示）

（1）世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案）

- ・「ジェンダー主流化」についての記載を追加（P 8）
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について追記（P 16～17）
- ・包括的な支援体制の構築についての記載を追記（p 25～26）
- ・地域福祉推進の視点における「多様性の尊重」の表記を修正（P 29）
- ・基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）のイメージ図を追加（P 31）
- ・推進施策の評価指標を追加（P 35～）
- ・第6章以降の追加（統計資料、パブリックコメント、用語解説等）（P 139～）

（2）世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（案）

- ・国において成年後見制度の見直しに向けて検討を進める旨の追記（P 193）
- ・「ジェンダー主流化」についての記載を追加（P 194）
- ・各計画値の設定（P 200～）

（3）世田谷区再犯防止推進計画（案）

- ・「ジェンダー主流化」についての記載を追加（P 214）
- ・非行少年に関わる統計データを追加（P 224）
- ・施策名を「犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援」に修正（P 235）
- ・犯罪をした人等の背景に目を向ける必要性を追記（P 235）
- ・性犯罪者やストーカー・DV加害者等に対する支援の現状と課題を追記（P 235）
- ・加害者家族支援の必要性と取組みを追記（P 235）

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 計画策定

**世田谷区地域保健医療福祉総合計画
[令和6～13年度（2024～2031年度）]
(案)**

【概要版】

令和 6 年 2 月
保健福祉政策部

世田谷区地域保健医療福祉総合計画アウトライン（案）

章	項目	スライド番号	章	項目	スライド番号
第1章 計画策定にあたって	第1節 計画策定の主旨	3	第4章 今後の施策の方向	第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備	23
	第2節 計画の位置付け			(1) 地域づくり	
	第3節 計画の策定体制			(2) 人権擁護の推進	24
第2章 近年の動向、区の課題	第1節 これまでの区の取組み（成果と課題）	4		(3) 福祉人材の確保・育成・定着	25
	第2節 地域福祉に関連する動き			(4) 地区をバックアップする体制	
第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方	第1節 地域福祉推進の基本方針	5		(5) 先進技術の積極的な活用	26
	第2節 地域福祉推進の視点	6、7		(6) 保健福祉サービスの質の向上	
	第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）	8、9、10	(7) 福祉文化の醸成	27	
	第4節 施策体系	11	第5章 計画の推進に向けて	28	
	第5節 圏域の考え方	12			
第4章 今後の施策の方向	第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する	13、14			
	(1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み				
	(2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携				15
	(3) 福祉サービス		16		
	(4) 予防、健康づくり		17		
	(5) 住まい		18		
	(6) 日常生活の支援		19		
	(7) 就労				
	(8) 学校や教育分野と福祉分野の連携				
	(9) 社会参加の促進		20		
(10) 防犯・防災	21				
	22				
参考資料	第1節 統計資料	29			
	第2節 計画策定に向けた審議等の経過				
	第3節 区民意見・提案等				
	第4節 関連する法律・条例等の概要				
	第5節 用語解説				
巻末	成年後見制度利用促進基本計画	30			
	再犯防止推進計画	31			

第1節 計画策定の趣旨

平成26年策定の地域保健医療福祉総合計画において、「地域包括ケアシステムの推進」、「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「地域福祉を支える基盤整備」という3つの柱を打ち出し、保健福祉領域の各分野において横断的に施策を進めてきた。近年は複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題などが顕在化し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮、健康、医療の分野を超えた対策の必要性が高まっている。世田谷区基本計画の方向性を踏まえた保健福祉医療の基本的な考え方を示すため、令和6年度を初年度とする地域保健医療福祉総合計画を策定する。

第2節 計画の位置付け

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 根拠となる法律・条例等 | (4) 世田谷区基本計画（令和6年度～令和13年度） |
| (2) 計画の役割、諸計画との関連 | (5) 地域行政推進条例・地域行政推進計画 |
| (3) 計画期間 | (6) SDGsとの関係 |

第3節 計画の策定体制

学識経験者や関係団体等で構成する「地域保健福祉審議会」、同審議会の学識経験者等と区職員による「総合計画策定研究会」、庁内組織として「総合計画策定委員会」を設置し、各会において計画内容を検討している。また、パブリックコメントやシンポジウムを通して、区民の意見を計画に反映する。

第1節 これまでの区の取組み（成果と課題）

- (1) 「地域包括ケアシステムの推進」に関する取組み
- (2) 「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」に関する取組み
- (3) 「地域福祉を支える基盤整備」に関する取組み
- (4) 保健医療福祉分野にまたがる重要課題
 - 複雑化・複合化した課題を抱える方への支援
 - 困る前に支援ができる地域づくり
 - 保健・医療・福祉及びその他の分野との連携強化
 - 人材不足への対応

第2節 地域福祉に関連する動き

- (1) 地域共生社会
- (2) 包括的な支援体制の構築
- (3) その他関連動向

第1節 地域福祉推進の基本方針

誰一人取り残さない 世田谷をつくろう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増している。こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画の大綱では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」とした。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、「**誰一人取り残さない 世田谷をつくろう**」を基本方針に据える。これは、社会状況の変化等により区民の抱える困りごとも多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示している。

第2節 地域福祉推進の視点

①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進する。
- 高齢者や障害のある方等を「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進める。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえる。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考える。

②困る前に支援につなげる地域づくり

- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進する。

③参加と協働により地域福祉を推進する

- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげる。
- 区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指す。

第2節 地域福祉推進の視点

④先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術等の先端技術を積極的に活用する。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討する。

⑤分野横断的な連携を推進する

- 教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開する。

第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）

① 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきた。

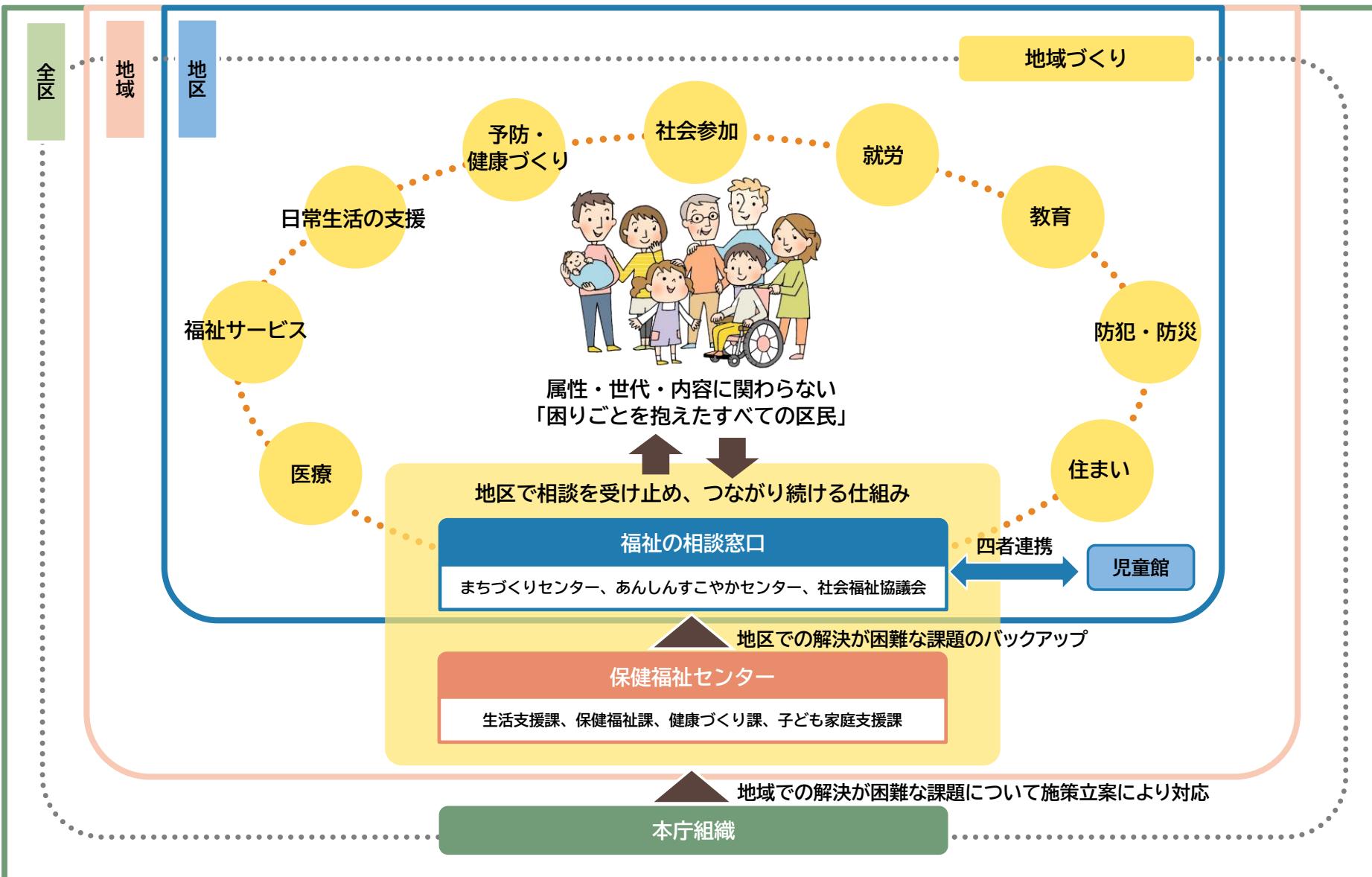
一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとも複雑化・複合化してきている。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められている。

これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていく。

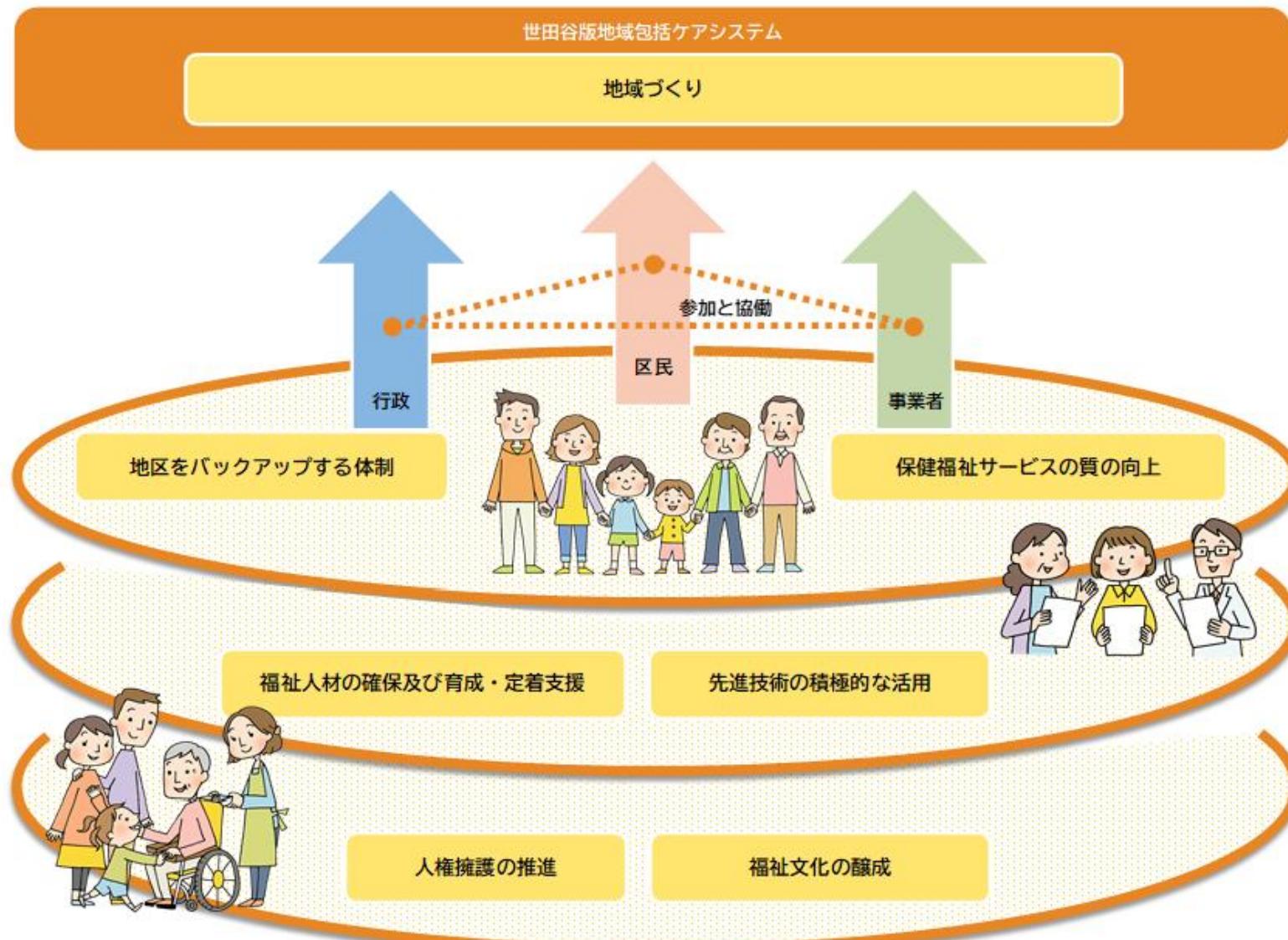
② 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進する。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進める。

第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）



第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）



第4節 施策体系

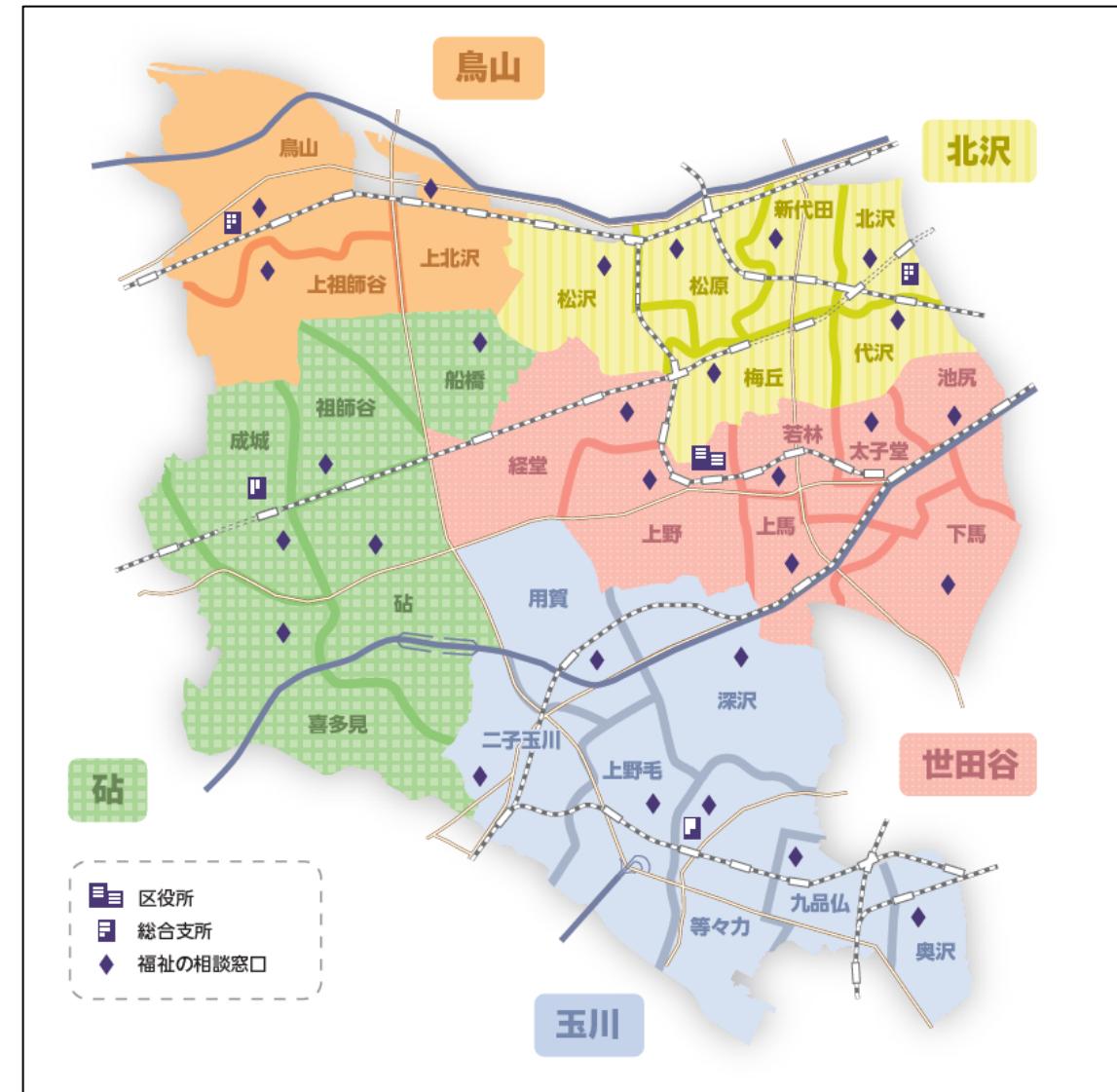
誰一人取り残さない世田谷をつくろう

基本方針	基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）	推進施策
	<p>①世田谷版地域包括ケアシステムを強化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み －重層的支援体制整備事業－ (2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携 (3) 福祉サービス (4) 予防、健康づくり (5) 住まい (6) 日常生活の支援 (7) 就労 (8) 学校や教育分野と福祉分野の連携 (9) 社会参加の促進 (10) 防犯・防災
	<p>②世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域づくり －重層的支援体制整備事業－ (2) 人権擁護の推進 (3) 福祉人材の確保・育成・定着 (4) 地区をバックアップする体制 (5) 先進技術の積極的な活用 (6) 保健福祉サービスの質の向上 (7) 福祉文化の醸成

第5節 圏域の考え方

■ 5つの地域に総合支所を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っている。

■ さらに28の地区に細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点として「まちづくりセンター」を各地区に設置。



第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み

めざす姿①	どのような困りごとを抱えていても、身近な地区で早期に相談することができ、状況に応じた適切な支援や、関係機関につながることができます。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉の相談窓口（包括的相談支援事業） ➤ 若年層への福祉の相談窓口の周知 ➤ 専門職等への福祉の相談窓口の周知
行動量	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 10歳代～30歳代の若い世代への福祉の相談窓口の周知 ➤ 地域包括ケアの地区展開に関する研修の実施及び動画公開
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不安や悩みがある区民が、支援や関係機関とつながっている割合※ ➤ 10歳代～30歳代における福祉の相談窓口の認知度 ➤ 専門職等における福祉の相談窓口の認知度
めざす姿②	複雑化・複合化した課題を抱えている方や制度の狭間のニーズを抱えた方にも、隙間のない支援が届いています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多機関協働事業 ➤ 地域共生社会や多機関協働事業に関する研修
行動量	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多機関協働事業や地域共生社会についての研修の実施【実施計画 施策8－2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉の相談窓口などが相談内容をつなげず、抱え込んでしまっているケースの件数※ ➤ 地域共生社会や多機関協働事業に関する研修の参加人数（延べ人数）

※重層的支援体制整備事業における各事業の行動量については、定量的な目標を立て実現していくことが必ずしも望ましいことではないと考え、目標設定はおこなわない。ただし、重層的支援体制整備事業を実施したことで、支援を必要とする区民や支援者、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携をどれほど取ることができるようになったのか等は、取組みの成果指標として設定し、得られてきたものやその広がり、影響を測っていくべきであると考えている。

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み

めざす姿③	支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民に寄り添い、孤独・孤立することなく支援が届いています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アウトリーチを通じた継続的支援 ➤ 対象を限らない見守り協定
行動量	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象を限らない見守り協定の締結に向けて働きかけた団体や機関の数【実施計画 施策8-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 孤立していると思われる区民の割合※ ➤ 対象を限らない見守り協定の新規締結数【実施計画 施策8-2】
めざす姿④	社会参加の機会を掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らの役割を見出し地域との多様な接点を確保できるよう社会参加を支援します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 参加支援事業 ➤ 社会参加につながることができる地域資源の開発
行動量	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域資源開発における団体訪問件数【実施計画 施策8-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会参加の支援につながる地域資源数【実施計画 施策8-2】

※重層的支援体制整備事業における各事業の行動量については、定量的な目標を立て実現していくことが必ずしも望ましいことではないと考え、目標設定はおこなわない。ただし、重層的支援体制整備事業を実施したことで、支援を必要とする区民や支援者、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携をどれほど取ることができるようにになったのか等は、取組みの成果指標として設定し、得られてきたものやその広がり、影響を測っていくべきであると考えている。

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携

めざす姿	住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制ができます。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 在宅医療・ACPの普及啓発➤ 在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援➤ 精神障害者支援施策の充実
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ 在宅医療・ACPの普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の実施回数【実施計画 施策9-3】➤ 在宅療養資源マップのWeb運用【実施計画 施策9-3】➤ 長期入院者への訪問支援事業における連携精神科病院数（累計）【実施計画 施策9-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ 在宅医療・ACPの普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の受講者数【実施計画 施策9-3】➤ 在宅療養資源マップ（Webサイト）のアクセス数【実施計画 施策9-3】➤ 精神科病院における長期入院者に対する支援数【実施計画 施策9-2】

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(3) 福祉サービス

めざす姿	支援を必要とする人に基本的な福祉サービスが確実に届いています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 認知症に関する身近な相談支援の推進➤ 医療的ケア児(者)の支援➤ 子育て支援における地域資源開発の推進
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ 認知症の相談窓口等を周知する講演会の実施回数【実施計画 施策9-2】➤ 医療的ケア支援に携わる人材育成研修の参加者数【実施計画 施策9-2】➤ 子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数【実施計画 施策2-1】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ あんしんすこやかセンターの認知症に関する相談件数【実施計画 施策9-2】➤ 医療的ケア支援を行う事業所数（累計）【実施計画 施策9-2】➤ 児童館と連携している子育て関係団体の数（累計）【実施計画 施策2-1】

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(4) 予防、健康づくり

めざす姿	生涯を通じた健康づくりを行い、誰もがいつまでもいきいきと暮らしています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 望ましい生活習慣につながる環境づくり➤ こころの不調や精神疾患についての普及啓発➤ 自殺対策➤ 介護予防・生活支援サービスの推進
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ ウォーキングマップの配布数【実施計画 施策7-1】➤ 連携事業者によるせたミール商品の提供店舗数（累計）【実施計画 施策7-1】➤ こころの健康に関する講座の開催回数【実施計画 施策7-2】➤ こころの健康に関する相談事業実施回数【実施計画 施策7-2】➤ ゲートキーパー講座開催回数【実施計画 施策7-2】➤ 住民参加型・住民主体型サービス充実のための研修等の実施【実施計画 施策7-3】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ 1日に30分以上歩いている区民の割合【実施計画 施策7-1】➤ 連携店舗によるせたミール商品の供給数【実施計画 施策7-1】➤ こころの健康に関する講座の参加人数【実施計画 施策7-2】➤ こころの健康に関する相談件数【実施計画 施策7-2】➤ ゲートキーパー講座参加人数【実施計画 施策7-2】➤ 住民参加型・住民主体型サービスの利用者数【実施計画 施策7-3】

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(5) 住まい

めざす姿①	住まいを確保することが困難な方に対する居住支援の仕組みが充実しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 高齢・障害者等住宅確保要配慮者への入居支援➤ ひとり親世帯の居住の安定
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ お部屋探しサポートの利用相談者数【実施計画 施策9-1】➤ 補助対象住宅の新規登録件数【実施計画 施策9-1】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ お部屋探しサポートによる物件情報提供を受けた利用者数【実施計画 施策9-1】➤ 補助対象住宅への入居件数（累計）【実施計画 施策9-1】
めざす姿②	多様なニーズに応えられる、多様な住まいが確保されています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 支援や介護が必要な高齢者向けの環境整備➤ 重度障害者向けグループホームの整備
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ 認知症高齢者グループホームの新規整備数【実施計画 施策9-1】➤ 都市型軽費老人ホームの新規整備数【実施計画 施策9-1】➤ 重度障害者向けグループホームの新規施設整備数【実施計画 施策9-1】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ 認知症高齢者グループホームの定員数（累計）【実施計画 施策9-1】➤ 都市型軽費老人ホームの定員数（累計）【実施計画 施策9-1】➤ 重度障害者向けグループホームの定員数（累計）【実施計画 施策9-1】

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(6) 日常生活の支援

めざす姿	区民の相談内容や困りごとから日常生活における支援ニーズを把握し、不足する資源やサービスについては、新たに開発することで多様な支援ニーズに対応できています。
主な取組み	➤ 地区の課題に対応した居場所や生活支援サービスの創出
行動量	➤ 四者連携会議の開催回数
成果指標	➤ 生活支援サービスの年度末件数（累計）

(7) 就労

めざす姿	働きたいすべての人が、その人らしく働くことができています。
主な取組み	➤ 中間的就労や仕事体験の場の開発
行動量	➤ 中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数（累計）（ぶらっとホーム世田谷） ➤ 中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数（累計）（せたがや若者サポートステーション）
成果指標	➤ 中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数（ぶらっとホーム世田谷） ➤ 中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数（せたがや若者サポートステーション）

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(8) 学校や教育分野と福祉分野の連携

めざす姿①	教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、誰一人取り残さない教育を推進します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 世田谷区子ども・若者支援協議会 ➤ 不登校支援グループによる相談受付・支援活動の実施 ➤ ヤングケアラーへの支援の推進
行動量	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 世田谷区子ども・若者支援協議会（個別ケース検討会議は隨時実施） ➤ 不登校児童・生徒や保護者の支援件数【実施計画 施策5-1】 ➤ ヤングケアラー支援に関する研修等の実施回数【実施計画 施策2-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育部門と福祉部門の連携が必要なケースについて、支援者が多くのケースにおいて連携が取れていると回答した割合 ➤ どこにもつながっていない不登校児童・生徒の割合【実施計画 施策5-1】 ➤ ヤングケアラー支援に関する研修等のアンケートで理解が深まったと回答した人数【実施計画 施策2-2】
めざす姿②	子どもや若者自らが、その時々のニーズにあわせて選ぶことができ、成長ができる多様な居場所や環境が充実しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの参加・意見表明の機会の充実 ➤ 子どもを支えるネットワークづくりのための児童館地域懇談会の実施 ➤ 生活困窮世帯の子どもと家庭を支える学習・生活支援事業「まいぷれいす」の実施
行動量	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの参加・意見表明の機会の実施個所数（累計）【実施計画 施策1-1】 ➤ 児童館地域懇談会の実施回数【実施計画 施策1-2】 ➤ 「まいぷれいす」の実施箇所数（累計）【実施計画 施策2-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの参加・意見表明の機会への参加者数【実施計画 施策1-1】 ➤ 児童館事業に協力した大人の人数【実施計画 施策1-2】 ➤ 「まいぷれいす」の利用者数【実施計画 施策2-2】

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(9) 社会参加の促進

めざす姿	地域住民同士の新たなつながりが芽生え、住民の地域活動などへの参加意欲が向上し、区民の社会参加が促進されます。また、自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場（居場所）を充実させ、誰もが活躍でき次代へつながる循環型の社会参加が実現しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➢ 中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進➢ 青少年交流センターのプログラムの充実➢ 社会参加につながることができる地域資源の開発【再掲】
行動量	<ul style="list-style-type: none">➢ ティーンズプロジェクトの実施回数【実施計画 施策3-1】➢ 青少年交流センターにおける若者が主体的に参加・参画するプログラム数【実施計画 施策3-1】➢ 地域資源の開発における団体訪問件数【再掲】【実施計画 施策8-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➢ 児童館利用者のうち、主体的な活動に取組んだ若者の人数【実施計画 施策3-1】➢ 青少年交流センターのプログラムに若者が参加した人数【実施計画 施策3-1】➢ 社会参加の支援につながる地域資源数【再掲】【実施計画 施策8-2】➢ 地域で人とのつながりを感じられると思える区民の割合

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

(10) 防犯・防災

めざす姿	区民一人ひとりの防犯・防災意識が向上し、安全安心に暮らし続けることができるまちとなっています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 防災塾の実施➤ 女性防災リーダーの育成➤ マイ・タイムライン作成を通じた意識啓発➤ 「ながら見守り活動」の推進➤ 個別避難計画作成を通じた意識啓発
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ 防災塾の実施回数【実施計画 施策10-1】➤ 女性防災コーディネーター養成講座の修了人数【実施計画 施策10-1】➤ マイ・タイムライン作成講習会実施回数【実施計画 施策10-1】➤ 瞬間ボランティア育成講習会の開催➤ 個別避難計画作成案内送付者数【実施計画 施策10-1】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ 防災塾に参加したことで、自分の地区の災害リスクや、自らとるべき避難行動を理解した人の割合 【実施計画 施策10-1】➤ 女性防災コーディネーターによる防災研修（地域啓発研修）参加者数【実施計画 施策10-1】➤ 講習会に参加し「マイ・タイムライン」を作成した人数【実施計画 施策10-1】➤ 瞬間ボランティア育成講習会の参加者数➤ 個別避難計画作成数（多摩川洪水浸水想定区域内）【実施計画 施策10-1】➤ 個別避難計画作成数（多摩川洪水浸水想定区域以外）【実施計画 施策10-1】

第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

(1) 地域づくり

めざす姿	多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うことで地域における活動の活性化・発展が図られています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 地域づくり事業（重層的支援体制整事業－地域づくり事業－）➤ 子育て支援における地域資源開発の推進➤ 地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくり
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ 子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数【実施計画 施策2-1】➤ 地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォーム定着数【実施計画 施策2-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ 区民意識調査で、地域での支え合いが必要だと考え、状況に応じて積極的な声掛けなどを行いたいと回答した区民の割合➤ 地域住民の居場所や支えとなる地域資源の数➤ 児童館と連携している子育て関係団体の数（累計）【実施計画 施策2-1】➤ 地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームの登録者数【実施計画 施策2-2】

第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

(2) 人権擁護の推進

めざす姿①	すべての区民の個人の尊厳が重んじられ、自発的な意思が尊重され、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を認め合い、自分らしい生活が継続できています。
主な取組み	➤ 人権啓発イベントの開催 ➤ 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援
行動量	➤ 人権啓発イベントの開催回数【実施計画 施策21-1】 ➤ 性的マイノリティ理解促進研修の開催回数【実施計画 施策21-1】
成果指標	➤ 人権啓発イベントの参加者数【実施計画 施策21-1】 ➤ 性的マイノリティ理解促進研修の参加者数【実施計画 施策21-1】
めざす姿②	「誰に対しても、いかなる理由があっても、暴力は許されるものではない」という共通認識を持つ地域づくりを行い、虐待やDVを防止するとともに、それらが発生した場合にも早期発見・早期対応し、すべての区民の権利が保障される社会を実現します。
主な取組み	➤ デートDV防止出前講座の実施 ➤ DV防止研修等の充実
行動量	➤ デートDV防止出前講座の開催数【実施計画 施策21-3】 ➤ DV等暴力防止・被害者支援関連講座の開催数【実施計画 施策21-3】
成果指標	➤ デートDV防止出前講座の参加者数【実施計画 施策21-3】 ➤ DV防止研修等の参加者数【実施計画 施策21-3】

第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

(3) 福祉人材の確保・育成・定着

めざす姿	区内の施設や事業所において、福祉サービスに必要な人材が確保され、質の高いサービスが提供されています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉人材育成・研修センターにおける研修の質の向上 ➤ 高齢分野における人材の確保及び育成・定着支援 ➤ 認知症の方の暮らしを支える地域づくり ➤ 障害分野における人材の確保及び育成・定着支援 ➤ 障害者の地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成 ➤ 子どもの見守り及び支援に係る児童館職員のスキルの向上 ➤ 乳幼児教育・保育の質向上に向けた研修等の充実
行動量	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉人材育成・研修センター運営委員会の実施【実施計画 施策9-4】 ➤ 研究活動の実施【実施計画 施策9-4】 ➤ 高齢分野における研修事業の実施【実施計画 施策9-4】 ➤ 介護福祉士実務者研修受講料助成【実施計画 施策9-4】 ➤ アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)受講者数【実施計画 施策9-4】 ➤ 障害分野における研修事業の実施【実施計画 施策9-4】 ➤ 地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成に向けた研修の実施【実施計画 施策9-4】 ➤ 人材育成や支援力向上を目的とした研修を受講した児童館職員数【実施計画 施策2-2】 ➤ 乳幼児教育・保育の質向上へのコーディネーター派遣事業の実施施設数【実施計画 施策1-3】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉人材育成・研修センター全体の利用者数【実施計画 施策9-4】 ➤ 高齢分野における研修事業の受講者数【実施計画 施策9-4】 ➤ 介護福祉士資格取得助成の受給者数【実施計画 施策9-4】 ➤ 認知症の本人が参画したアクションチームの結成地区数(累計)【実施計画 施策9-4】 ➤ 障害分野における研修事業の受講者数【実施計画 施策9-4】 ➤ 地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成に向けた研修の受講者数【実施計画 施策9-4】 ➤ 児童館への相談件数【実施計画 施策2-2】 ➤ 事業実施後のアンケートに「効果がある」と回答した施設の割合【実施計画 施策1-3】

第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

(4) 地区をバックアップする体制

めざす姿	区民に最も身近な区内28地区が地域福祉を推進し、その取組みを地域・全区がバックアップする体制が構築されています。
主な取組み	➤ 地域ケア会議
行動量	➤ 地域版地域ケア会議の開催 ➤ 全区版地域ケア会議の開催
成果指標	➤ 全区的な施策の立案に向けた検討テーマの数

(5) 先進技術の積極的な活用

めざす姿	先進技術の積極的な活用により、区民の福祉が向上しています。
主な取組み	➤ 福祉の相談窓口におけるオンライン相談の実施 ➤ 情報共有手法の改善
行動量	➤ 福祉の相談窓口におけるオンライン相談の拡充 ➤ 情報共有手法の改善に向けた検討
成果指標	➤ 福祉の相談窓口からのオンライン接続先数 ➤ 情報共有手法の改善に向けた検討の結果

第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

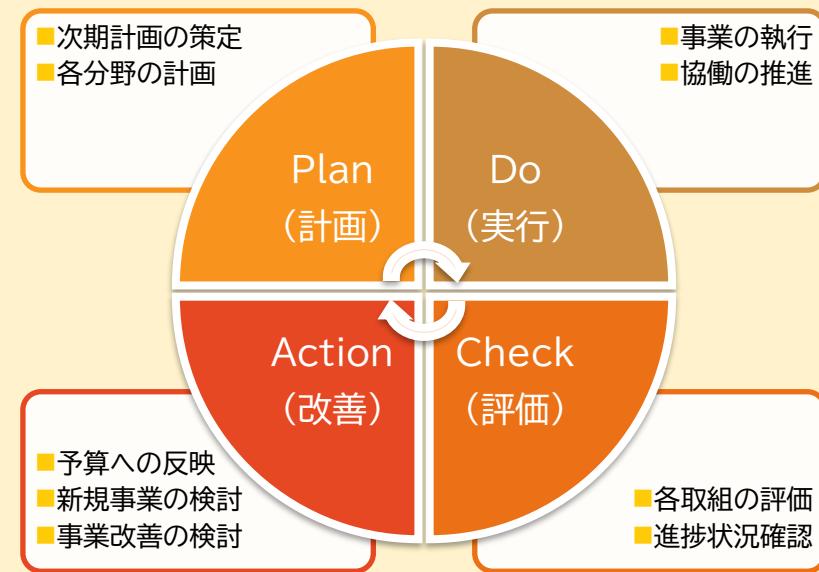
(6) 保健福祉サービスの質の向上

めざす姿	保健福祉サービスの質が維持・向上される仕組みが機能しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ 第三者評価の受審勧奨➤ 指導検査の計画的実施
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ 区から事業所への第三者評価受審費用補助件数➤ 福祉サービス事業所等への指導検査計画に基づく実施予定数
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ 区内事業所の第三者評価受審件数➤ 指導検査計画の実施予定数に対する実施率

(7) 福祉文化の醸成

めざす姿	地域で暮らすあらゆる人が福祉に関心を持ち、福祉文化が醸成されています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none">➤ ボランティア活動の支援➤ 災害時のボランティア活動の支援及び啓発
行動量	<ul style="list-style-type: none">➤ 地区活動入門講座の開催数➤ 災害ボランティアコーディネーター養成講座及び防災講話の開催数
成果指標	<ul style="list-style-type: none">➤ 地区サポーターのマッチング数➤ 災害ボランティアコーディネーター登録者数（累計）

- 本計画の推進にあたっては、P D C A サイクルマネジメントに沿って、施策・事業の進捗状況調査を定期的に実施する。
- 施策・事業の進捗状況調査結果は、地域保健福祉審議会に定期的に報告し、評価・検証を行い、本計画の進行管理を行う。
- 施策・事業の進捗状況調査結果は、区民、事業者、関係団体などに公表し、情報共有を図る。



第1節 統計資料

統計資料

第2節 計画策定に向けた審議等の経過

- 1 地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の審議等の経過
- 2 地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の委員名簿

第3節 区民意見・提案等

- 1 シンポジウム
- 2 パブリックコメント

第4節 関連する法律・条令等の概要

関連する法律・条例等の概要

第5節 用語解説

用語解説

世田谷区成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

国は、新たに令和4年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を策定した。これを踏まえ、区は新たに「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向けて、取組むものとする。

2 計画の期間

令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする。

3 区の現状

区の高齢者人口は増えており、成年後見制度等の支援が必要と推定される、認知症の日常生活自立度の判定がII以上の方や精神障害者の方が増加している。また、成年後見センターへの相談件数は増加しているが、成年後見制度の利用者数は年間1,600件前後で横ばいである。

4 現状からみえた課題

(1) 成年後見制度の利用に関する課題

利用者数が伸びない原因是、制度自体の難しさや申立ての煩雑さ、費用面にもあると考えられる。

(2) 支援する側のスキルアップ

支援者に対して意思決定支援の理解を浸透させていくなど、支援する側の更なるスキルアップが必要。

(3) 担い手の確保・育成

制度の需要が高まるため、区民後見人等の育成・活躍支援を推進する必要がある。また、中核機関を担う社協以外の新たな法人後見の担い手の確保が必要。

5 計画の考え方

【基本目標】

地域共生社会の実現に向け、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分ではない方も、等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしい生活の継続と地域社会への参加ができる、地域づくりをめざす。

6 施策の目標

	【取組みの方向性】	【主な取組み内容】
【目標1】 成年後見制度の普及啓発及び利用促進	<ul style="list-style-type: none">支援者に対する制度の普及啓発費用を負担することが難しい方への申立て費用及び報酬助成の仕組みづくり権利擁護推進確保のための人材育成	<ul style="list-style-type: none">① 成年後見制度の普及啓発② 成年後見制度の相談支援③ 申立て及び親族後見人支援④ 成年後見区長申立ての実施⑤ 申立て費用及び後見報酬の助成
【目標2】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none">権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化意思決定支援の支援者向け研修の充実専門職による相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none">① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化② 支援者による意思決定支援の浸透③ 重層的支援体制整備事業との連携④ 専門職による相談機能の充実
【目標3】 成年後見人等の担い手の確保・育成の推進	<ul style="list-style-type: none">専門職の受任ケースから区民成年後見人へのリレーについての検討法人後見の新たな担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">① 区民成年後見人の養成及び活動支援② 専門職後見人受任ケースを区民成年後見人に引き継ぐ方式の検討③ 法人後見の新たな担い手の確保・育成

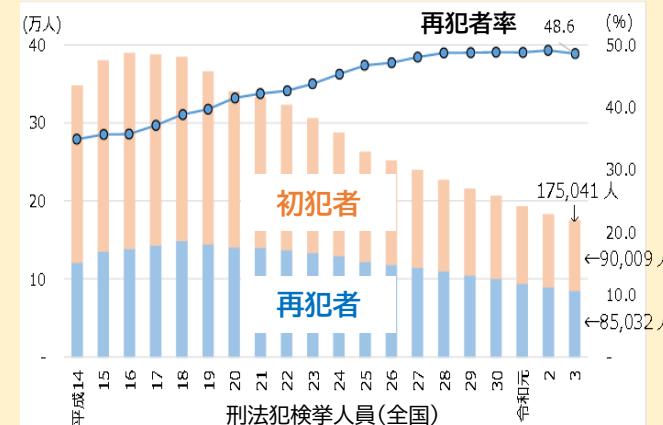
7 計画の推進体制

成年後見センター運営委員会にて、専門職等の意見を聴きながら、推進に取り組む。また、地域保健福祉審議会等を通じて進捗状況の報告を行う。

世田谷区再犯防止推進計画

I 計画策定の目的

再犯防止を取り巻く状況



刑法犯検挙人員は戦後最少を更新
再犯者数より初犯者数の減少が上回る
→再犯者率は上昇傾向
検挙された人の半数近くが再犯者
(世田谷区:R3)
再犯者数391人、再犯者率46.2%

平成28年12月
「再犯防止推進法」公布・施行
平成29年12月
「再犯防止推進計画」閣議決定

基本理念

- 様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないよう、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向け、地域の理解と協力を得て、円滑に社会復帰することを通じて、「立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指します。
- 再犯防止に関する取組みは、新たな被害者を生まないための取組みで、「再犯防止」と「犯罪被害者等支援」は両輪で推進する必要があります。犯罪被害者等の尊厳を重んじ、置かれている状況への理解を深めつつ、犯罪被害者等支援にも取り組んでいきます。

再犯防止における区の役割

- 生きづらさを抱えた支援を必要とする犯罪をした人等が、地域で孤立することなく安定して生活できるよう、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向けて必要な支援内容を把握し、関係機関等との連携のもと包括的な支援を行うとともに、東京都すでに開設している再犯防止に関する相談窓口やポータルサイトといった社会資源を活用しながら、再犯防止に関する取組みを推進します。
- 立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを推進します。

基本目標

- 関係機関との連携強化：生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制の構築
- 民間協力者への支援：担い手確保に向けた取組みを展開
- 広報・啓発活動の推進：区民や事業者等に対する周知・啓発

II 再犯防止に関連する施策

1 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援
生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制の構築
- 薬物等の依存症を抱える人への支援
適切な医療・支援を継続的に受けられる環境の整備、薬物等の依存症に関する普及啓発

2 就労・住居確保の支援

- 就労の支援
犯罪をした人等の能力や適性に応じた就労支援体制の充実、協力雇用主の確保
- 住居確保の支援
住宅確保要配慮者への居住支援の充実、賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解促進

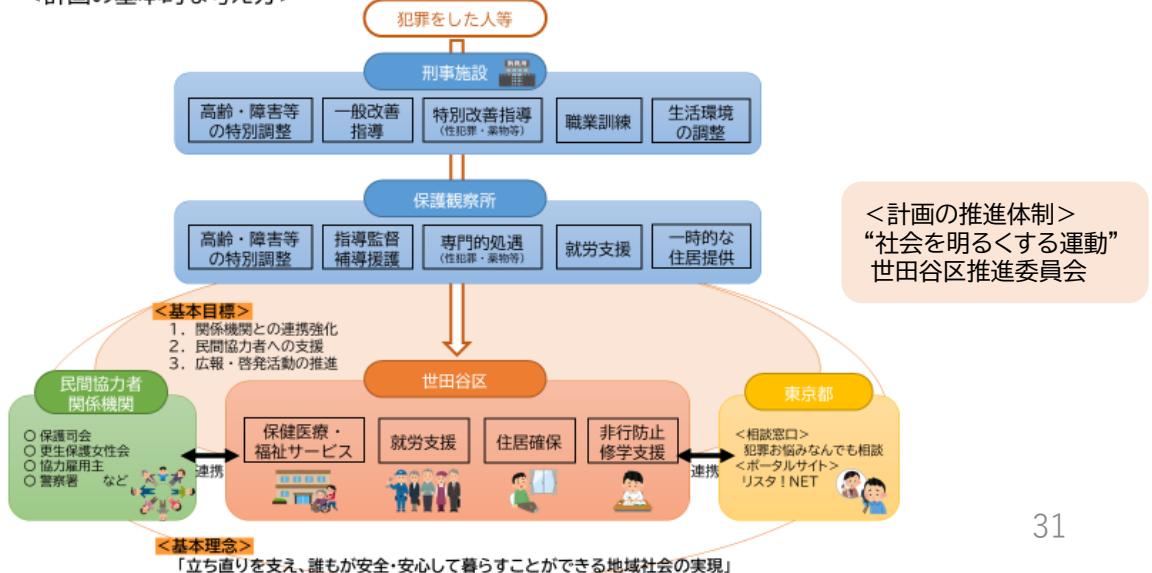
3 非行防止と修学支援の充実

- 児童・生徒等の非行防止
相談支援体制の充実、子どもの居場所の充実
- 修学支援の充実

4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

- 民間協力者の活動促進
民間協力者や関係機関との連携による犯罪をした人等の立ち直り支援
- 広報・啓発活動の推進
更生保護や再犯防止に関する地域理解の促進、職員の理解促進と対応力向上

<計画の基本的な考え方>



別紙2

世田谷区地域保健医療福祉総合計画

[令和6～13年度(2024～2031年度)]

(案)

令和6年(2024年)2月

はじめに

区長あいさつ

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
(1)根拠となる法律・条例等	2
(2)計画の役割、諸計画との関連	3
(3)計画期間	4
(4)世田谷区基本計画(令和6年度～令和13年度)	5
(5)地域行政推進条例・地域行政推進計画	7
(6)SDGsとの関係	8
第3節 計画の策定体制	9
第2章 近年の動向、区の課題	10
第1節 これまでの区の取組み(成果と課題)	10
(1)「地域包括ケアシステムの推進」に関する取組み	11
(2)区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」に関する取組み	19
(3)「地域福祉を支える基盤整備」に関する取組み	21
(4)保健医療福祉分野にまたがる重要課題	23
第2節 地域福祉に関連する動き	24
(1)地域共生社会	24
(2)包括的な支援体制の構築	25
(3)その他関連動向	27
第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方	28
第1節 地域福祉推進の基本方針	28
第2節 地域福祉推進の視点	29
第3節 基本目標(今後の施策を展開する2つの柱)	30
第4節 施策体系	32
第5節 圏域の考え方	33
第4章 今後の施策の方向	35
第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する	37
(1)地区で相談を受止め、つながり続ける仕組み	38
(2)地域生活を支える保健、医療、福祉の連携	56
(3)福祉サービス	60
(4)予防、健康づくり	64

(5)住まい	68
(6)日常生活の支援	76
(7)就労	80
(8)学校や教育分野と福祉分野の連携	84
(9)社会参加の促進	92
(10)防犯・防災	96
第 2 節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備	101
(1)地域づくり	102
(2)人権擁護の推進	108
(3)福祉人材の確保及び育成・定着支援	116
(4)地区をバックアップする体制	122
(5)先進技術の積極的な活用	126
(6)保健福祉サービスの質の向上	130
(7)福祉文化の醸成	134
 第 5 章 計画の推進に向けて	138
 第 6 章 参考資料	139
第 1 節 統計資料	139
第 2 節 計画策定に向けた審議等の経過	158
第 3 節 区民意見・提案等	161
第 4 節 関連する法律・条例等の概要	181
第5節 用語解説	184
 卷末	
1 成年後見制度利用促進基本計画	191
2 再犯防止推進計画	211

※本文内の「*」がついている用語は、第6章第5節に解説を掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

世田谷区(以下「区」という。)では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「地域福祉計画(平成7~16年度)」の策定以降、「地域保健医療計画(平成10~15年度)」、「地域保健医療福祉総合計画(平成16~25年度)」、「地域保健医療福祉総合計画(平成26~令和5年度)」を切れ目なく策定し、保健、医療、福祉の各専門分野にかかる基本的な方向を定めてきました。

平成26年(2014年)3月に策定した前計画では、高齢者、子ども、障害者など、各分野が横断的に取り組むべき施策の方向として、「1. 地域包括ケアシステムの推進」、「2. 区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「3. 地域福祉を支える基盤整備」という3つの柱を打ち出しました。

この方向性を踏まえて、高齢者分野では「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を、障害者分野では「せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害施策推進計画)」、子ども分野では「世田谷区子ども計画(子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画等を内包)」、健康分野では「健康せたがやプラン」を策定し、分野毎の施策を進めてきたところです。

この間、区では少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行(パンデミック)や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因も重なり、区民同士の交流機会の減少や経済的に困窮する人が増加するなど、区民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。また、保健医療福祉分野では、複数の困りごとがありながら支援を受けていない人や世帯、経済的な困窮を背景に様々な問題に直面する人や世帯など、「制度の狭間*」や「既存の制度の支援では不十分であった課題」が顕在化し、分野を超えた対策の必要性が高まっています。

こうした状況のなかで、区は、区制100周年を見据え、令和6年度(2024年度)を初年度とする向こう8カ年の「世田谷区基本計画」を策定しました。基本計画では、区政が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」と定めました。この区政の方向性を踏まえ、誰もが取り残されることなく暮らせる世田谷を目指し、保健医療の基本的な考え方を示す、新たな「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て進むウィズコロナ・ポストコロナ社会の生活様式の変化、個人の多様性の尊重、デジタル技術の社会実装化、国際社会全体で達成を目指すSDGsなどを念頭におき、国全体で進める「地域共生社会」の実現に向けて、保健医療福祉施策の基本方針となるものです。

また、本計画は、改正社会福祉法に基づき新たに創設された重層的支援体制整備事業の「実施計画」、成年後見制度利用促進法に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」並びに再犯防止推進法に規定する「市町村再犯防止推進計画」を包含します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法律・条令等

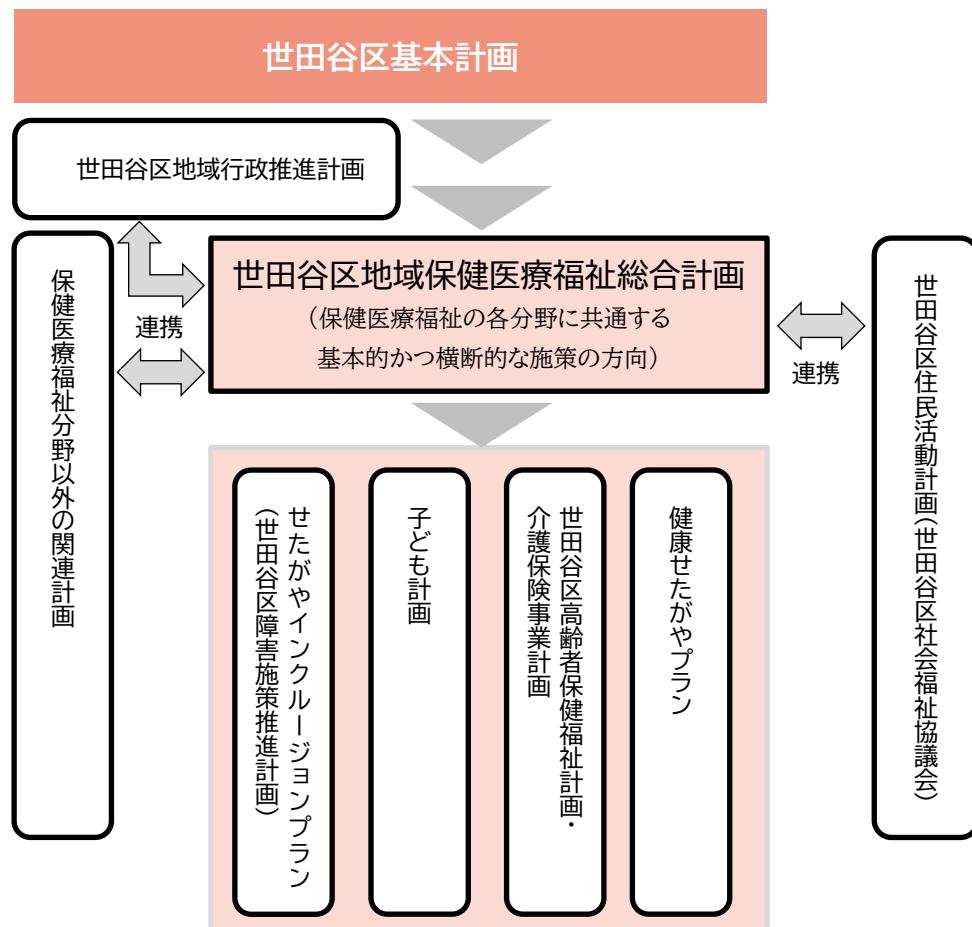
- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」とします。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の「推進計画」とします。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第17条の「行動指針」とします。
- 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とします。
- 東京都の地域福祉支援計画を踏まえた計画とします。
- 東京都の保健医療計画を踏まえ、医療と保健、福祉との連携の方向性を示す計画とします。
- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含します。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含します。

※法律・条令の説明は、第6章第4節に掲載しています。

(2) 計画の役割、諸計画との関連

- 本計画は、区政の基本的な指針である「世田谷区基本計画」で示されたまちづくりの方向性を踏まえ、保健医療福祉の各分野に共通する基本的かつ横断的な施策の方向を示すものです。
- 本計画は、「世田谷区地域行政推進計画」で示された区政運営の基盤である地域行政制度の基本的な考え方や方向性を踏まえ策定します。
- 本計画には保健医療福祉分野以外に関連する施策も含まれることから、生涯学習(学校教育、文化・芸術、スポーツ)、産業振興、都市整備(住宅政策を含む)、男女共同参画・多文化共生推進等の計画、施策、地域活動との連携についての基本的な考え方を示します。
- 保健医療福祉のそれぞれの分野における施策と事業については各個別計画等に位置づけ、計画的に実施します。
- 区の地域福祉を推進するうえで両輪となる、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会*が策定する「世田谷区住民活動計画」との連携を図ります。

図表 計画の位置づけ



(3) 計画期間

計画期間は、令和 6 年度(2024 年度)から令和 13 年度(2031 年度)までの 8 年間とします。中間年での見直しを図ることで、機動的・実践的な計画とし、社会状況の変化などを一層反映できる計画とします。

図表 主な計画の期間

計画名	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度					
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度					
世田谷区基本計画	令和 6～13 年度(2024～2031 年度)												
世田谷区地域行政推進計画	次期 令和 6～9 年度 (2024～2027 年度)												
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	令和 6～13 年度(2024～2031 年度)												
せたがやインクルージョンプラン —世田谷区障害施策推進計画—	次期 令和 6～8 年度 (2024～2026 年度)			令和 9 年度(2027 年度)以降も策定予定									
世田谷区高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画	第 9 期 令和 6～8 年度 (2024～2026 年度)			令和 9 年度(2027 年度)以降も策定予定									
世田谷区子ども計画	第 2 期	第 3 期 令和 7～16 年度 (2025～2034 年度)											
健康せたがやプラン	次期 令和 6～13 年度 (2024～2031 年度)												
(参考)世田谷区社会福祉協議会 「世田谷区住民活動計画」		次期 令和 7～14 年度 (2025～2032 年度)											

(4) 世田谷区基本計画(令和6年度～令和13年度)

基本計画は、区が重点的に取り組む政策、施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画です。人口動態の変化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、自然災害の常態化など、この間の社会状況の変化を踏まえ、令和6年度(2024年度)を初年度とする8年間の新たな基本計画を策定しました。基本計画では、区政が目指すべき方向性をはじめ、計画の理念や重点政策等を示すとともに、基本計画に定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画である実施計画を一体化しています。基本計画との整合を図りながら、実施計画に掲げる事業をはじめ、保健医療福祉分野における様々な取組みを本計画において具体化していきます。

● 区政が目指すべき方向性

「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」

● 基本計画の理念

参加と協働を基盤とする	参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とします。また、区民の主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
区民の生命と健康を守る	生命と健康を守ることは、自治体として最優先の課題であり、引き続き全力で積極的に取り組み、身体的な健康のみならず、心の健康につながる心の豊かさなどの視点に配慮します。
子ども・若者を中心据える	子ども・若者を地域と一緒に創っていく主体として明確に位置づけ、参加しやすく、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の「今」に焦点をあてて政策、施策の組み立てを考えます。
多様性を尊重し活かす	異なる立場や様々な価値観を持つ人々がともに社会を構築できるよう、年齢、性別、LGBTQ*などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ*、国籍、文化の違いや障害の有無などから、価値観や家族のあり方、ライフスタイルの多様性まで、広く多様性を尊重し活かしていきます。
地区・地域の特性を踏まえる	各地区や地域の特性・課題などを十分考慮し、それぞれの区民ニーズを的確に捉えて政策、施策を組み立てます。
日常生活と災害対策・環境対策を結びつける	日常生活と災害対策・環境対策を常に結びつけて考え、政策、施策を組み立てます。

● 重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、重点政策として位置づけています。

● 分野別政策

「分野別政策」では、基本構想に定める「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理するとともに、各分野における課題や施策の方向性などを明らかにしています。

● 実施計画

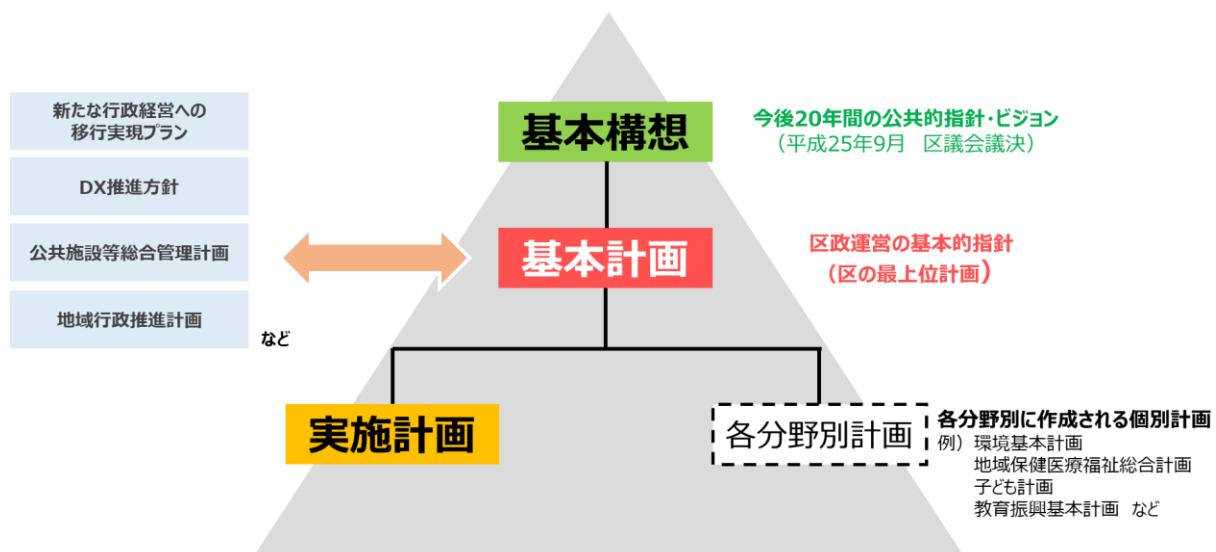
基本計画に定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画として位置づけており、重点政策に関わる事業や、その他個別計画における重要な事業を選定しています。

年度ごとに事業の進行状況の把握、評価を行い、事業や目標値の見直しなど計画内容の調整を図るとともに、進捗状況を公表します。また、実施計画の評価を基本計画と連動させ、中間年において一体的に評価を行っていきます。

各事業に、事業の実施結果を測る活動指標(アウトプット指標)に加えて、目標達成の度合いを測る成果指標(アウトカム指標)を設定することにより、事業の成果を明確にし、事業手法の改善や、新公会計制度に基づくコスト分析等に活用します。

なお、本計画の第4章に記載の各推進施策においても、実施計画との整合を図り、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までのアウトプット指標(取組みの行動量)とアウトカム指標(取組みの成果指標)を設定しています。

図表 世田谷区の計画体系(基本計画より抜粋)



(5) 地域行政推進条例・地域行政推進計画

令和4年(2022年)に区は、区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定め、区が区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するため地域行政推進条例を制定しました。

条例では、まちづくりセンターを、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、総合支所を、地域経営を担う地域の行政拠点として位置づけるとともに、区の責務として、地区及び地域において、区民が必要な行政サービスを利用することができる環境の整備、区民が区政に関する意見を述べることができる環境の整備とともに、区民がまちづくりに取り組むための必要な支援を行うことを定めています。

また、区の責務を果たすうえで、まちづくりセンターが、区民生活に寄り添い、区民から頼りにされる行政拠点としてその機能の充実強化を図り、総合支所が、地域を経営する機能を強化し、本庁が、地域行政制度の意義や目的を踏まえた区政運営に取り組むための基本方針を定めました。

条例に基づく、地域行政推進計画(令和6年度～9年度)では、世田谷区基本計画における基本方針のうちの「参加と協働を基盤とする」「地域・地区的特性を踏まえる」を理念とし、条例に掲げる基本方針の下で、次の7つの事項を地域行政の基盤とし、具体的な取組みを推進しています。

<地域行政の基盤>

- (1)地区・地域課題の解決 (2)多様なコミュニティづくりと区民参加の推進
- (3)地域福祉の推進(地域包括ケアの地区展開の充実) (4)地域防災力の向上
- (5)安全で魅力的な街づくり (6)行政サービスの向上 (7)地域行政の運営体制の充実

総合計画と関連の深い「(3)地域福祉の推進」の基本となる考え方は以下のとおりであり、総合計画と整合を図りながら地域行政を推進します。

◇地域福祉の推進(地域包括ケアの地区展開の充実)

高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など困りごとを抱えたすべての区民を対象として、医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援の5つの要素が一体的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムについて、今後、多様化するニーズに応えるため、区民のライフステージやライフスタイルに大きく関わる就労、教育、社会参加、防犯・防災を新たな要素として加え、世田谷版地域包括ケアシステムの強化を図り、地域共生社会の実現をめざします。

地区における四者連携(まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局・児童館)を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。併せて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。

(6) SDGsとの関係

SDGs(持続可能な開発目標。エスディージーズ)は、平成27年(2015年)9月に国連で採択された令和12年(2030年)までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標です。国は平成28年(2016年)に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭において施策を推進します。

なお、5番目のゴール「ジェンダー平等を実現しよう」は、分野横断的な価値としてSDGsのすべてのゴールの実現に不可欠なものであるため、あらゆる政策においてジェンダーの視点を確保し施策に反映する「ジェンダー主流化*」が求められます。

また、17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」の中には「マルチステークホルダー・パートナーシップ」という概念が含まれており、行政・民間・区民の協働によって持続可能な社会の実現を目指すことが掲げられています。これは、基本計画の理念に「参加と協働を基盤とする」を掲げる世田谷区において、計画全体を貫き計画の土台となる根本的な考え方であるため、政策や施策を推進する手段として捉えればすべての政策と関係があります。

図表 SDGs17の国際目標(ゴール)

SDGsの17の目標	1 貧困をなくす あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3 全ての人に健康と保健を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	8 動きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディセント・ワーク)を促進する。
9 産業と技術革新の基盤をつくる 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	10 人や国の不平等をなくす 各国内及び各国間の不平等を是正する。	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の經營、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止、回復及び生物多様性の損失を阻止する。	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する。	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

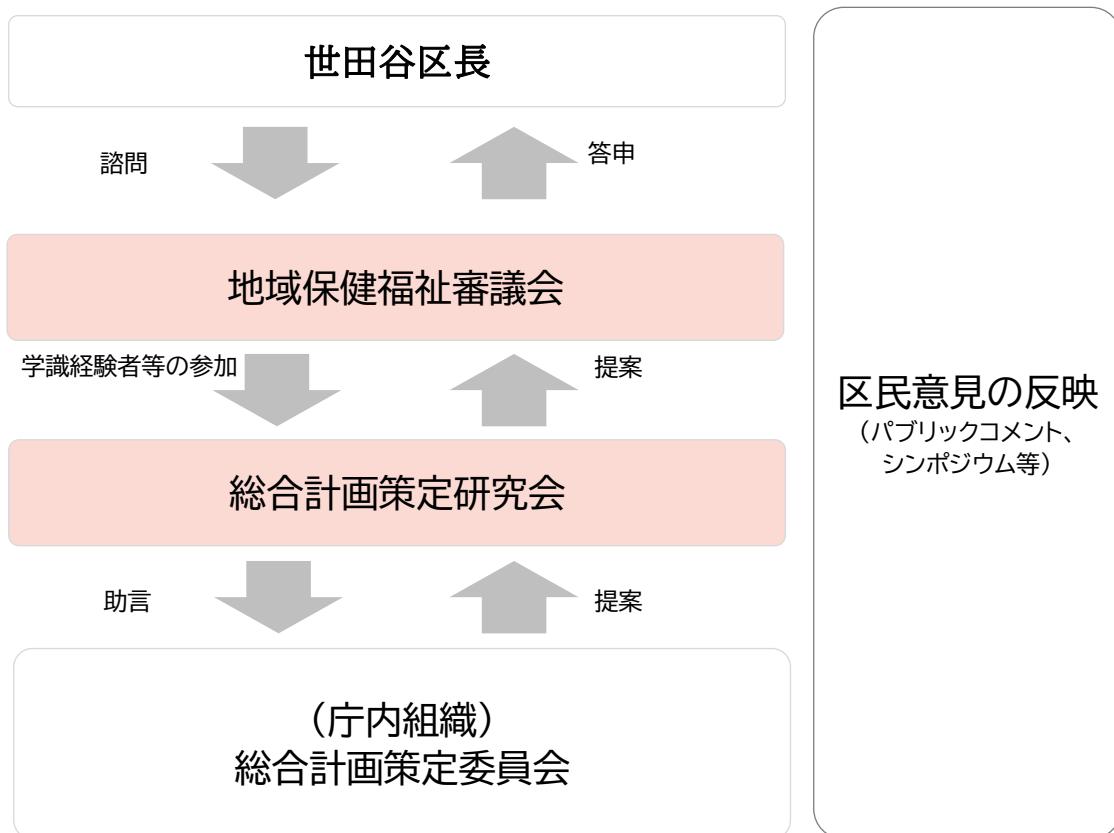
出典:外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

第3節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者と区民委員で構成する「地域保健福祉審議会*」、同審議会の学識経験者等と区職員による「総合計画策定研究会」、庁内組織として「総合計画策定委員会」を設置し、各会において計画内容を検討しました。

また、パブリックコメントやシンポジウムを通して、区民の意見を計画に反映するよう努めました。

図表 計画の策定体制



第2章 近年の動向、区の課題

第1節 これまでの区の取組み(成果と課題)

「地域保健医療福祉総合計画(平成26～令和5年度)」では、「地域包括ケアシステムの推進」、「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「地域福祉を支える基盤整備」の3つの施策の柱に沿って取組みを推進してきました。これまでの取組みの成果を3つの柱ごとに振り返ったうえで、保健医療福祉分野にまたがる課題をまとめます。

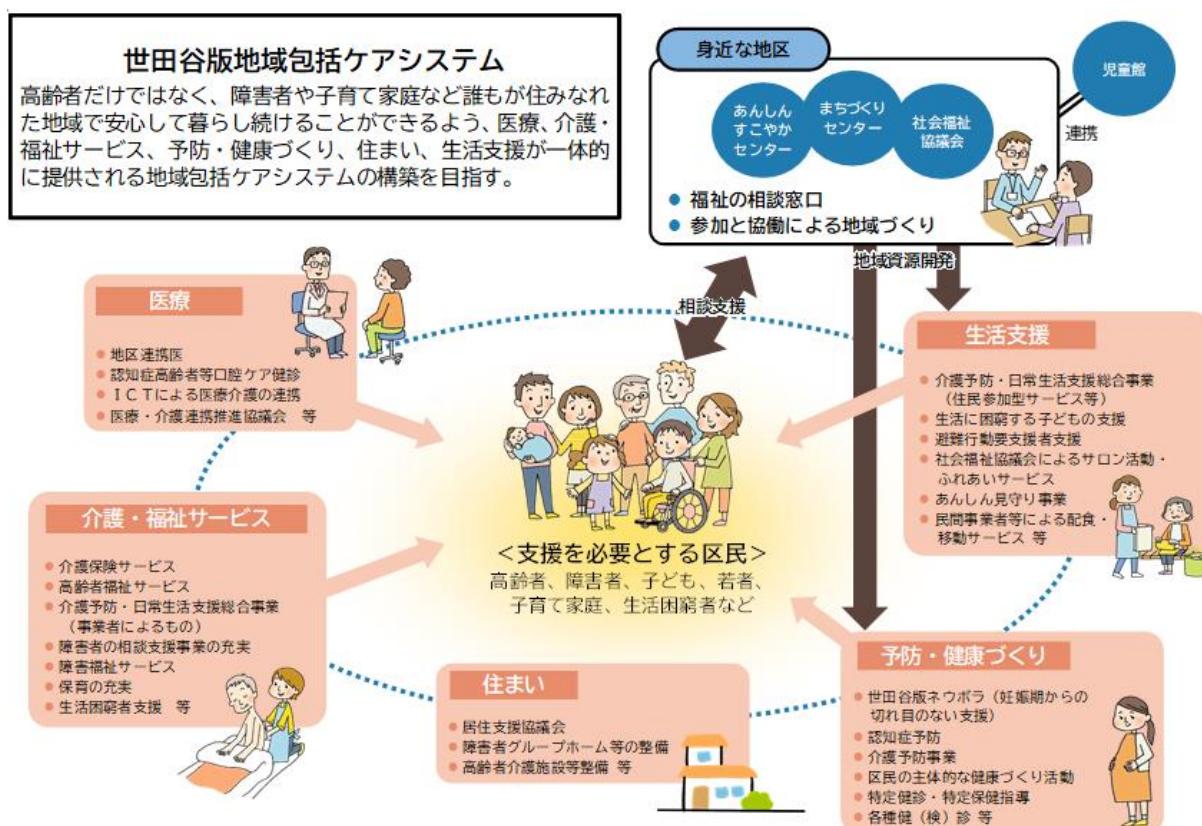
- 地域保健医療福祉総合計画(平成26～令和5年度)における地域福祉推進の基本的な考え方
 - ・ 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
 - ・ 地区において、課題の発見・把握から、相談支援、サービス提供、社会資源開発、情報発信を行うなどの、個別支援と地域支援を組み合わせて支援するコミュニティソーシャルワークを推進します。
 - ・ 地区を中心に地域福祉を推進するという考え方方に立ち、地区における地域づくりや地域活動を推進していきます。
 - ・ 区民や地域福祉活動団体、事業者など、様々な主体が多様性を認めあい、ともに地域の課題に取り組み、ともに支えあう地域社会づくりを進めます。
 - ・ これまで地域福祉の推進を担ってきた、区民や社会福祉協議会、社会福祉法人等、地域の活動団体とともに、NPO、商店街、民間事業者等の様々な主体と協働し、新たな社会資源の開発や地域づくりを行います。
 - ・ 区民への総合的な支援を行うためには、従来の保健福祉の関係機関や団体との連携だけでなく、幅広いネットワークを構築する必要があり、教育関係者や弁護士等の司法関係者、まちづくりに携わる人々など、区民の生活に関連する幅広い領域で活動する人々と連携し、地域福祉の推進を図ります。

(1)「地域包括ケアシステムの推進」に関する取組み

区では、平成3年(1991年)に地域行政制度を導入し、地区・地域・全区の三層制の区政運営を開始しました。平成17年(2005年)には出張所改革を行い、出張所の窓口事務を7箇所の出張所に集約し、その他の20箇所を主に地区まちづくりの支援を行うまちづくり出張所としました。その後、名称をまちづくりセンターと改め、地区及び地域の実態に応じた行政サービスの提供とまちづくりの支援を進めています。

このような地区を中心に据えた体制を土台として活かしながら、平成26年度(2014年度)からは、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、困りごとを抱えたすべての区民を対象として、「医療」、「介護・福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

図表 世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ図



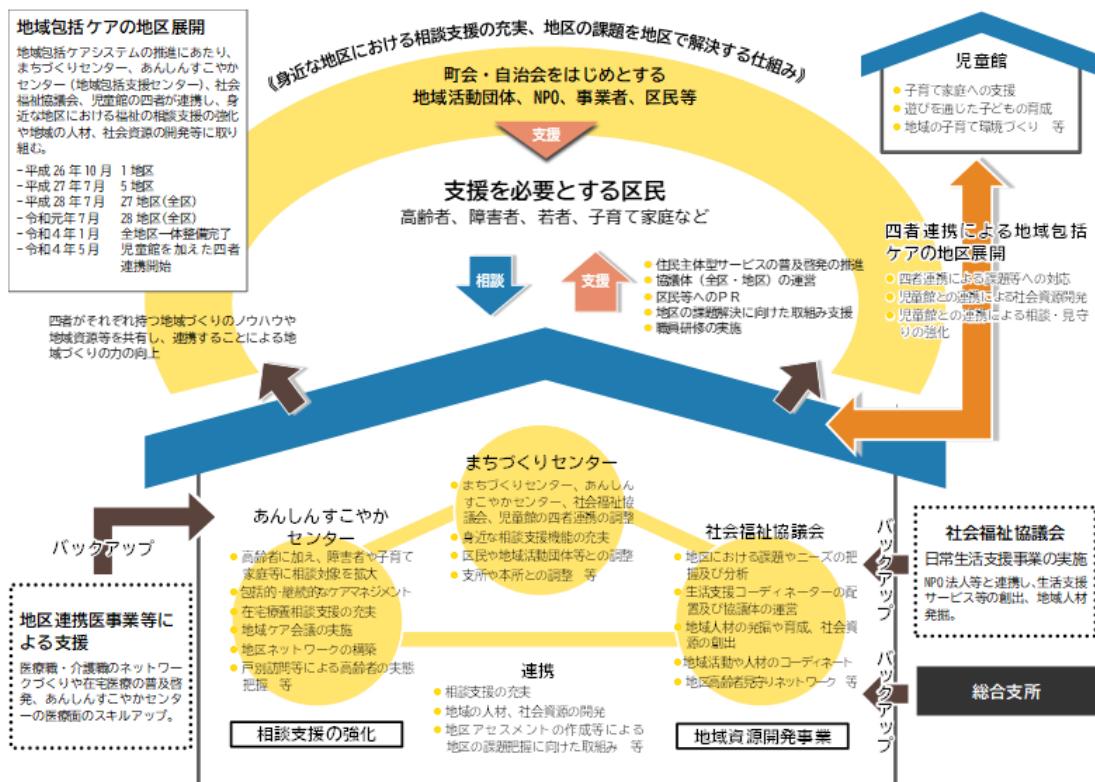
● 地域包括ケアの地区展開の実施

区では、地域包括ケアシステムを区民にとって最も身近な地区で実現するために、平成26年度(2014 年度)からのモデル実施を経て、平成28年度(2016 年度)から全地区で「地域包括ケアの地区展開」を実施しました。

区民が福祉に関する困りごとを抱えた際に、早期に支援につながれるよう、28地区のまちづくりセンター内に、あんしんすこやかセンター*と社会福祉協議会の三者を一体整備し、「福祉の相談窓口」を設けました。「福祉の相談窓口」では、総合支所のバックアップを受けながら、分野や属性に関わらず、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付けています。アセスメント*の結果、専門的な支援が必要な場合には、専門の関係機関に適切に繋げます。

また、福祉の相談窓口で受け付けた相談から地区の課題を抽出し、三者で連携して地域資源開発を行う「参加と協働の地域づくり」も実践しました。令和4年(2022 年)5月からは、三者に児童館が加わり、子ども分野における地域資源開発にも力を入れて取り組んでいます。

図表 地域包括ケアの地区展開イメージ図



図表 地域包括ケアの地区展開 実施経緯

平成 26 年(2014 年)10 月	地域包括ケアの地区展開を1地区にてモデル実施(砧)
平成 27 年(2015 年)7 月	地域包括ケアの地区展開を5地区にてモデル実施(砧、池尻、松沢、用賀、上北沢)
平成 28 年(2016 年)7 月	地域包括ケアの地区展開を全地区にて実施
令和4年(2022年)5月	全地区において児童館を加えた四者連携を開始

- 5つの要素(医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援)の充実

区では、地域包括ケアシステムにおける5つの要素(医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援)を充実させるため、様々な取組みをしてきました。(第4章第1節(2)、(3)、(4)、(5)、(6)参照)

- 地域ケア会議の実施

地域ケア会議は地域包括ケアシステムを構築するための一つの手法として介護保険法で定められた会議で、①個別課題解決、②ネットワーク構築、③地域課題発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成という5つの機能があります。

区では、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、平成29年度(2017 年度)より、「地区」、「地域」、「全区」の3層において「地区版地域ケア会議」、「地域版地域ケア会議」、「全区版地域ケア会議」を実施しています。

3層での地域ケア会議の積み重ねにより、「身寄りがない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドライン」の策定や、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」の開設といった全区的な課題解決の取組みにもつながっています。

図表 世田谷区における地域ケア会議

	地区版地域ケア会議	地域版地域ケア会議	全区版地域ケア会議
主催者	あんしんすこやかセンター	保健福祉センター保健福祉課 介護予防・地域支援課	保健福祉政策部保健福祉政策課
概要	個別ケースの課題解決と個別課題の積み重ねによる地域課題の抽出及び地域づくり・社会資源開発を行います。	地区版地域ケア会議の報告から地域の課題を抽出し、課題解決に向けた取組みを行います。地域では解決できない課題は全区版地域ケア会議につなぎます。	地区・地域レベルでは解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた新たな施策の立案や実行につなげます。
機能	①個別課題の解決 ②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発	②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発	⑤政策形成
令和4年度実績	144 回	50回	1 回

- 認知症施策の総合的な推進

令和2年(2020年)4月、全区的な認知症施策の中核的拠点として、保健医療福祉総合プラザ内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。もの忘れ相談窓口を担うあんしんすこやかセンター等と連携しながら、認知症施策を総合的に推進しています。

同年10月には「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行し、翌年3月には、認知症施策の一層の推進のため、上記条例に基づく「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定しました。具体的な事業としては、早期発見をねらいとした、あんしんすこやかセンターごとに実施しているもの忘れチェック相談会や、医師による講演会を地域ごとに実施しています。また、家族への支援として、家族会や心理相談、家族介護者のためのストレスケア講座の実施や、アウトリーチ事業としてあんしんすこやかセンター及び認知症在宅生活サポートセンターの連携による認知症初期集中支援チーム事業*及び医師による認知症専門相談事業を実施しています。

また、認知症の正しい知識の普及や地域での支え合いの活動への展開を図るため、アクション講座(世田谷版認知症センター養成講座)、軽度認知障害(MCI)の勉強会等を実施しています。

コラム

認知症になってからも、安心して暮らせるまち

おとなでも、子どもでも、誰もが無関係でないのが、認知症です。年齢を重ねると、認知症になる可能性が高くなり、高齢化の進展に伴い、認知症の人は年々増え続けています。認知症になってからも、安心して暮らせるまちを区民の皆さんと一緒に作っていくために、区では、令和2年に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を制定しました。

認知症になってからも、安心して暮らせるまちの実現に向けて様々な取組み(アクション)が行われています。そのひとつとして、各地区のあんしんすこやかセンターが中心となって、アクション講座(世田谷版認知症センター養成講座)を開催しています。

アクション講座では、認知症の本人の体験や思いを共有したり、認知症について学び、語りあうことで、自分にできることを見つけたり、参加者全員が認知症を自分ごととして考え、理解を深めていきます。

認知症は誰にとっても身近なものになってきています。認知症について正しく理解し、誰もが暮らしやすいまちづくりと一緒に考えてみませんか？



認知症の本人が参画した
小学校でのアクション講座の様子

● 重層的支援体制整備事業の実施

区では福祉の相談窓口において世代や属性を問わない相談を受ける中で、様々な課題や福祉ニーズを抱えた方を支援してきましたが、複雑化・複合化した課題の中でも、ひきこもりに関する相談については、窓口やつなぎ先が明確でなかったことから、支援の現場において非常に重要な課題となっていました。

そこで、令和3年度(2021 年度)から重層的支援体制整備事業(P25)を活用し、ひきこもり支援に必要な体制を構築しました。令和4年度(2022 年度)には世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設し、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と若者総合相談センター「メルクマールせたがや」*が中心となり多機関協働事業や継続的なアウトリーチ支援事業を展開しています。

コラム

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」



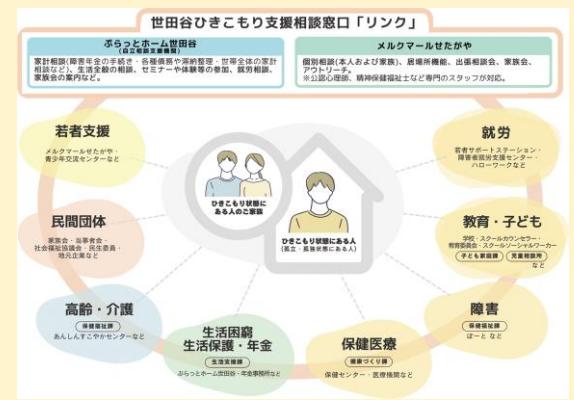
「リンク」キャラクター
モリー

区のひきこもり相談窓口の名称「リンク」は、当事者の方や家族が支援機関と安心してつながることができ、また支援機関相互の結びつきや地域の絆によって、誰もが安心して住み続けられる社会になるよう名づけられました。そして、令和4年4月の開設から2年、「リンク」という名前のとおり、つながりを増やし広げてきました。

まず「リンク」の開設にあたって、生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と若者総合相談センター「メルクマールせたがや」の2機関が共同で運営するという、全国でも他に例がない体制が創されました。ご相談者の多くは複雑化・複合化した課題に直面されています。その人ごとに異なるこれまでのご経験、困りごとや悩み、日常生活やご家族の状況について、「ぷらっとホーム世田谷」がもつ生活の困りごとをサポートする事業やプログラムと、「メルクマールせたがや」の特徴である心理職など専門職による心理面でのサポート、双方の特徴を活かし、必ず2機関で生活と心の両面から把握・検討をしています。

また必要に応じ、高齢や障害、生活支援、教育、医療・保健など、つながりが求められる機関が一堂に集まり、一緒に知恵を出し合いサポート体制を考えるチームづくりも行っています。重層的支援体制整備事業を先行して活用してきたのは、このように多機関でのサポートが望まれるケースが多いことも理由です。

そしてどの段階においても大事にしているのが、ご本人やご家族の気持ちや希望です。「リンク」はこれからも、相談者の気持ちを真ん中に、様々な人や機関とつながりながら、希望される生活の実現をサポートしていくきます。



- 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年(2019年)12月に中国の武漢市で初めて確認されて以降、瞬く間に世界中に広がり、各国の主要都市で相次いで都市封鎖(ロックダウン)が実施されました。日本においても、令和2年(2020年)1月に国内初の感染が確認された後、急速に感染拡大し、社会や経済に甚大な被害をもたらし、令和3年度(2021年度)以降は変異株の感染が拡大するなど、猛威を振るいました。

国はこの未曾有の事態に対応するため、令和2年(2020年)4月、令和3年(2021年)1月、同年4月及び同年7月の4度にわたり緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出や移動について自粛を要請するなど、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施しました。

長引くコロナ禍では、経済活動の制限による生活困窮や、外出や会食等の自粛が続いたことによる社会的な孤独・孤立などが問題になるとともに、地域活動や学校教育など、様々な分野が甚大な影響を受けました。経済的に困窮する人が急増したことで、社会福祉協議会が実施している特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)や住居確保給付金の申請も急増しました。また、孤立死や不登校、自殺者がこの期間に増えたことも、新型コロナウイルス感染症による影響という指摘もあります。

区は、感染拡大の防止に全力を尽くすため、組織改正による体制強化や全庁を挙げての応援体制をとるとともに、地区医師会や地域の医療機関をはじめとする関係機関の協力の下、民間の活力も活用しながら電話相談、積極的疫学調査、健康観察の実施、地区医師会との協働によるPCR検査センターの運営、クラスターの抑止等を目的とした独自のPCR検査(社会的検査)の実施、地域医療体制の確保を図るための医療機関支援、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制の整備など、様々な取組みを通じて感染拡大防止と感染者等への適切な療養環境の確保に取り組みました。さらには、自宅療養者からの相談内容に応じて往診等につなぐ支援体制の構築や、酸素療養ステーションの開設、オンライン診療体制の確保等を全国に先駆けて行うなど、区内の医療支援体制の補完に取り組みました。

令和5年(2023年)5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に引き下げられ、法的な制限は緩和されましたが、引き続き動向を注視しつつ、コロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、区民が健やかで心豊かに暮らし続けることができる安全・安心な環境づくりに取り組んでいく必要があります。

図表 新型コロナウイルス感染症に関する主な区の取組み

令和2年 (2020年)	1月	新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況を踏まえ「世田谷区健康危機管理対策本部」を設置
	2月	新型コロナウイルス感染症の相談体制「帰国者・接触者電話相談センター」等の開設
	3月	「世田谷区健康危機管理対策本部」を「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行
	4月	新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた防疫体制の拡充及び PCR 検査の実施
	9月	社会的インフラを継続的に維持するための PCR 検査(社会的検査)の実施
	11月	「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更
令和3年 (2021年)	2月	やむを得ず自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者(以下「自宅療養者」という。)の支援を行う「世田谷区自宅療養者健康観察センター」事業を開始
	4月	・新型コロナウイルス感染症後遺症への対応として「世田谷区コロナ後遺症相談窓口」を開設 ・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化 ・新型コロナウイルスワクチン巡回接種開始
	5月	新型コロナウイルスワクチン集団接種開始
	6月	新型コロナウイルスワクチン個別接種開始
	8月	世田谷区酸素療養ステーション開設(1か所目)(8月31日～10月15日)
	9月	自宅療養者への支援体制を再整備し「自宅療養者相談センター」を設置
	11月	「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書
令和4年 (2022年)	1月	・世田谷区酸素療養ステーション開設(2か所目)(1月11日～) ・国士館大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結
	3月	「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査(その2)」報告書
	6月	区民の利便性や感染拡大時のさらなる検査需要にも対応するため、既存の PCR 検査センターを移転するとともに、新たな PCR 検査センターを設置
令和5年 (2023年)	3月	「コロナ禍における世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書

図表 特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)の申請件数※社会福祉協議会が実施

		令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
緊急小口資金		12,337 件	4,122 件	1,028 件
総合 支援 資金	初回	8,495 件	4,025 件	931 件
	延長	4,909 件	1,950 件	0 件
	再貸付	3,710 件	5,230 件	0 件

図表 住居確保給付金の決定件数

住居確保給付金	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規決定	6,673 件	1,197 件	445 件
延長決定	4,744 件	1,281 件	395 件
再延長決定	3,631 件	1,256 件	419 件
再々延長決定	2,172 件	1,279 件	0 件
再支給決定	102 件	2,299 件	674 件

図表 世田谷区における孤立死件数

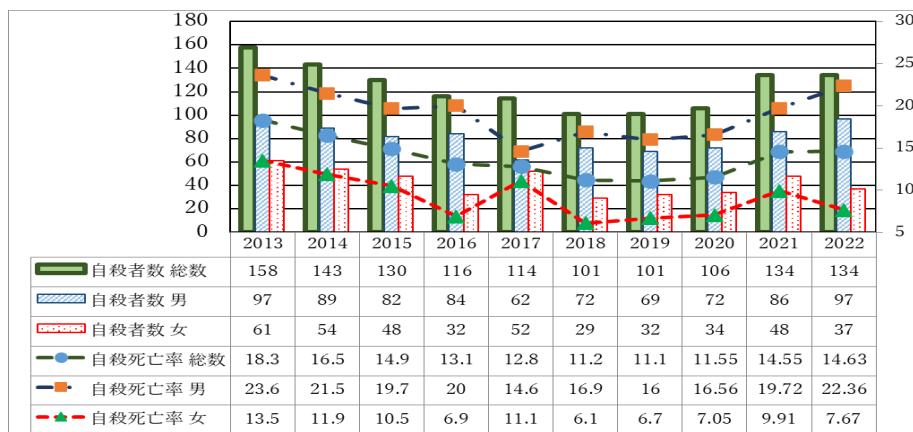
令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
88件	103件	78件	85件

※孤立死の定義は「高齢者(65歳以上)が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日(当日・1日目・2日目までは含めない)を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握した件数」としています。

図表 世田谷区における不登校(病気や経済的理由以外での年度間に累積で30日以上の欠席の児童・生徒)の人数

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
825名	968名	1,228名	1,540名

図表 世田谷区の自殺者数・自殺死亡率の推移(警察庁自殺統計)



(2)「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」に関する取組み

区では、多様化していく区民の困りごとにきめ細かく対応するために、地域で活動している住民や団体、事業者等と連携・協力して、多様な主体による多様なサービスを拡充するとともに、住民相互の日頃からのつながりを保つことによる、支えあいの地域づくりを進めてきました。

● ともに支えあう福祉の地域づくり

区では、平成26年から、地域の課題解決のため、地域で活動する団体や住民と連携し、買い物支援などの生活支援サービスや居場所の創出に取り組む事業を社会福祉協議会に委託し実施しています。本事業は平成26年(2014 年)10月からモデル事業として開始し、平成28年(2016 年)7月から全地区で実施しています。協議体を設置して新たな生活支援サービスの創出に取り組んでおり、スマホ講座や買い物支援、食の支援など、地域人材や場所を活用し、地域課題の解決に取り組んでいます。

また、地域での福祉活動の活性化のため、地域で同種の活動を行う団体のネットワーク化も支援しています。区内の令和4年度(2022 年度)のサロン*登録は624団体、ミニデイ*登録は62団体あり、サロンリーダー交流会等を通じて、地域活動団体間の交流を図っています。社会福祉協議会では、サロンやミニデイなどの地域支えあい活動の支援を行っています。

地域住民による生活支援として、社会福祉協議会が実施するふれあいサービスのほか、平成28年度(2016 年度)より、住民参加型と住民主体型の介護予防・生活支援サービスも開始しました。住民等による掃除、洗濯、調理補助、買い物同行、ごみ出し等、短時間の簡易な家事援助を行う住民参加型の「支えあいサービス」と、住民や NPO が運営する定期的な「通いの場」に週1回通い、食事や介護予防を目的とした活動を行う住民主体型の「地域デイサービス」を実施しています。

行政だけでは困難な高齢者等のきめ細かい見守りには、地域住民や地域活動団体、事業者等と連携・協力して取り組んできました。ひとり暮らし高齢者等の住民主体の見守り施策として、町会自治会や地域活動団体等の参加による「地区高齢者見守りネットワーク」を全地区で実施し、高齢者の生活状況の変化に対する「気づき」を、住民からあんしんすこやかセンター等につなげるといったことに取り組んでいます。また、地区見守りネットワーク会議では、町会、商店街、民生委員・児童委員*協議会、金融機関、警察、消防、医療機関、あんしんすこやかセンターなど、様々な関係機関が連携して対応できるネットワークを構築しています。

● 災害時に備えた支えあいの支援体制の構築

区では、高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な方、いわゆる避難行動要支援者に対する支援体制を整備するため、区と協定を締結した町会・自治会及び該当地区の民生委員・児童委員に避難行動要支援者本人の同意を得た避難行動要支援者同意者名簿を毎年提供し、協力を呼びかけています。

社会福祉協議会では、災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援、ニーズ把握等を担う災害福祉サポーターの登録に努めています。災害福祉サポーターは、普段のつながりや顔の見える関係を活かした災害時の安否確認など、地域で支える体制づくりに貢献しています。

また、災害時にボランティアの方を円滑に受け入れられるよう、ボランティア窓口(区内95カ所)にボランティアマッチングセンター(区内5カ所)との調整役であるボランティアコーディネーターを割り当てました。これにより、直接ボランティア窓口に向かうことができるようになり、災害時の迅速な対応が可能となりました。

● 地域人材の育成・活用

社会福祉協議会では、平成27年(2015年)に、地域人材の育成・確保をコンセプトに、地域活動等に協力できる方を「地区サポーター」として登録する仕組みをつくりました。地区サポーターとして登録していただいた方には、地域支えあい活動や福祉イベント、生活支援サービス等をマッチングし、地域で活躍していただいているいます。

また、高齢者や障害のある方等を、サービスを受ける側として捉えるのではなく、地域福祉の担い手として考えた取組みも推進してきました。高齢者のボランティアとしての活動や、障害のある方等に自身の体験談を語ってもらう講師を担っていただくなど、高齢者や障害のある方に担い手として地域に貢献していただいている。本人にとっても地域とのつながりを築くきっかけとなり、生きがいにも繋がっています。

区民に身近な地域で活躍する民生委員・児童委員は、高齢者や障害者、児童等の虐待の予防や早期発見等、地域福祉を推進するうえで欠かせない人材です。区では、民生委員活動について広く周知し、地域福祉活動に关心を持ってもらえるよう取り組んでいます。

区民の命を守るために実施するとして、ゲートキーパー*養成講座を一般区民向け・医療従事者向けに実施し、身近な方のストレスサインに早期に気づき、相談窓口との橋渡しを行うことができる「ゲートキーパー」の養成も進めています。

● 寄附文化の醸成、基金の活用

寄附は誰でも参加することができる一つの社会貢献です。区では、区民からの寄附が地域福祉の推進に大きく寄与することを広く周知してきました。また、寄附金を活用した取組みを周知することで、次の寄附につながる好循環を作れるよう取り組んでいます。

(3)「地域福祉を支える基盤整備」に関する取組み

区では、福祉人材の育成や保健医療福祉の全区的拠点の整備など、誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるため、地域福祉を下支えする基盤の整備にも取り組んできました。

- 福祉人材の確保及び育成・定着支援

区では、福祉の専門人材の確保・育成・定着及び区職員のスキル向上に向けて、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(3)参照)

- 保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の稼働

高齢者・障害者支援施設が入る東京リハビリテーションセンター世田谷(民間施設棟)を平成31年(2019 年)4月に、保健センターや世田谷区福祉人材育成・研修センター等が入る区立保健医療福祉総合プラザを令和2年(2020 年)4月にそれぞれ開設し、保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の本格稼働を開始しました。

福祉用具展示相談会と介護・障害福祉のよろず相談の合同開催をはじめとした拠点内施設間の連携による取組みを推進しているほか、福祉団体や障害者施設等と連携した失語症サロンや販売会の実施等、拠点内外との連携事業を展開しています。また、ふれあいカフェうめとぴあの運営をはじめ、カフェでの各種イベント、認知症当事者やその支援者等が参加する RUN 伴(ランとも)せたがや等、多様な立場や世代の人々との交流の場の創出にも取り組んでいます。コロナ禍においては、新型コロナワクチンの集団接種会場としても機能しました。

- 多様なサービス提供手法の導入

区の保育待機児童数は平成25年度(2013 年度)から平成29年度(2017 年度)まで、及び平成31年度(2019 年度)と全国市区町村の中で最多でしたが、公有地や民有地を活用した施設整備を進めたことで、令和2年度(2020 年度)から令和4年度(2022 年度)まで「保育待機児童ゼロ」を達成しました。また、障害者施設に関しても、令和2年(2020 年)9月に「障害者施設整備等に係る基本方針」を策定し、民間事業者による公有地での障害者施設の整備が進んでいます。

おでかけひろば*などの地域の子育て支援の場においては、支援の受け手が担い手となっていく地域子育ての好循環が生まれています。区では、おでかけひろば事業の基礎知識の習得等を目的とする初任者研修をはじめ、中堅者研修やリーダー研修など、経験年数に応じた研修を実施し、担い手のさらなる成長を支援しています。

- 先進的な技術の活用
区では、先進的な技術を活用し、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(5)参照)
- 保健福祉サービスの質の向上
区では、保健福祉サービスの質の向上に向けて、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(6)参照)
- 権利擁護の推進
区では、権利擁護の推進に向けて、様々な取組みをしてきました。(第4章第2節(2)参照)
- 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の設置
平成26年(2014 年)4月に、経済的な問題と合わせて生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口として、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」を設置しました。ぷらっとホーム世田谷では、相談者の状況に合わせ、保健福祉センター、ハローワーク、その他関係機関と連携し、生活困窮者自立支援法に基づき、様々な支援を提供しています。各保健福祉センターには自立促進専門員を配置し、ぷらっとホーム世田谷へのつなぎを行い、支援プランの決定等に関わっています。家計相談・就労支援を中心に、ぷらっとホーム世田谷が生活保護に至る前段階のセーフティネットとして機能しており、生活困窮者のための自立支援機能が強化されました。
- 関連分野との連携の推進
子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」では、学校、教育委員会及び関係機関などに働きかけながら、子どもに寄り添い、子どもの最善の利益を目指し、子どもの相談対応などの権利擁護活動を実施しています。
犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」では、世田谷区保護司会や警察など、推進委員会を構成する様々な機関と協力し、更生保護の啓発活動を行っています。
区内の農地保全と障害のある方の就労促進、工賃向上を図るため、令和3年度(2021 年度)より農福連携事業にも取り組んでいます。

(4) 保健医療福祉分野にまたがる重要課題

- これまでの取組みを通じて浮かび上がってきたこととして、支援の現場では、複雑化・複合化した課題を抱える方や、制度の狭間にいる方への支援が十分にできていないことが挙げられます。また、本人の意思を尊重したうえでの支援のあり方が、より重要になってきました。
- こうした中、コロナ禍の長期化による地域コミュニティの分断から発生する社会的な孤独・孤立や生活困窮世帯の増加、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化など、地域課題はこれまで以上に多様化・複雑化しており、誰もが安心して暮らし続けるためには、新たな要素が求められていることが分かりました。
- そして、国全体では人口減少をはじめ、少子高齢化の進行に伴う後期高齢者並びにひとり暮らし高齢者の増加や生産年齢人口の減少など、今後訪れる未来はこれまでよりも厳しい状況が見込まれます。国全体の影響を受けるため、区としては、そのような状況においても、すべての区民が安心して暮らし続けるための仕組みが持続的に機能するよう、基盤を整備していくことが重要です。
- このような状況を踏まえ、保健医療福祉分野では以下の重要課題が想定されます。

複雑化・複合化した課題を抱える方への支援

- 複数の分野にまたがる課題や、いわゆる制度の狭間の課題など、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援の充実が求められています。区で先行して実施してきたひきこもり支援のような、分野を超えたチームにより支援する仕組みの構築が必要です。

困る前に支援ができる地域づくり

- 支援が必要な状態にもかかわらず支援につながっていない方がいます。
- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進していくことが必要です。

保健・医療・福祉及びその他の分野との連携強化

- 最期まで住み慣れた自宅で過ごしたいという人が増えており、在宅医療*のニーズや必要性が高まっています。
- 引き続き、保健・医療・福祉のさらなる連携強化に取り組んでいくとともに、分野横断的な取組みを推進していく必要があります。

人材不足への対応

- 地域福祉を支える基盤整備においては、後期高齢者の増加によるサービス需要の増大と全国的な生産年齢人口の減少による担い手不足は依然として深刻です。
- そのため、介護職のような福祉の専門人材のイメージの向上が必要です。併せて、地域の人材が参加したくなる仕掛けも必要です。

第2節 地域福祉に関連する動き

(1) 地域共生社会

日本の社会保障は、人生において典型的なリスクや課題を想定し、その解決を目的として現物給付等を行うという基本的なアプローチのもと、量的な拡大と質的な発展を実現してきました。これにより生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、属性・リスク別の制度が発展し、専門的な支援が提供されています。

一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化・多様化し、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能は時代の進展とともに脆弱化しています。さらには、外国人の増加や性の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しており、地域や社会が多様性を受け止める力を高めることが今後一層求められています。

国は、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野毎の「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる地域をともに創る「地域共生社会」という方向性を打ち出しました。この「地域共生社会」を中心に、社会福祉法等の改正をはじめ、様々な法律が施行されています。

図表 国の主な動向

平成 27 年 (2015年)	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制(新しい地域包括支援体制)を提示
	「生活困窮者自立支援法」施行	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み(第 2 のセーフティネット)の構築
平成 28 年 (2016年)	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立	区市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	「再犯の防止等の推進に関する法律」成立	区市町村再犯防止推進計画の策定の努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成 30 年 (2018年)	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行	・福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置づけられ、区市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
令和元年 (2019年)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
令和 2 年 (2020年)	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設、実施計画の策定について記載
令和 3 年 (2021年)	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定	分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
令和 4 年 (2022年)	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定	・地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定(概ね令和6年度(2024年度)まで)

(2) 包括的な支援体制の構築

● 包括的支援体制

地域共生社会の実現に向けて、平成29年(2017年)に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が規定されました。この理念を実現するため、同法第106条において市町村が構築するべき体制として規定されたのが、包括的支援体制です。

地域福祉の推進(社会福祉法第4条)

- ・ 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。
- ・ 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

● 重層的支援体制整備事業

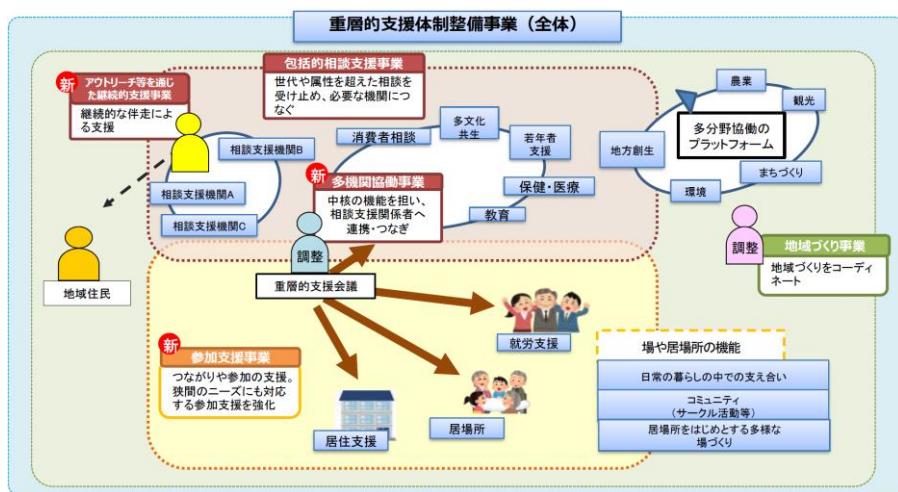
複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するためには、以下の3つの支援を一体的に行うことが必要です。

- ①断らない相談支援
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

この3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民の継続的な関係性を築くことが可能となり、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上につながります。

令和2年(2020年)に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(改正社会福祉法等)において、3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応がテーマとなるこれから地域福祉において、重要な役割を果たす事業のひとつです。

図表 重層的支援体制整備事業の全体像



資料:厚生労働省

重層的支援体制整備事業は、市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものであり、事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(地域共生社会)を目指しています。

重層的支援体制整備事業は、3つの支援を実施するため、以下の5つの事業から構成されています。

①包括的相談支援事業

相談者の属性・世代・内容に関わらず包括的に全てを受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

②多機関協働事業

様々な課題の解きほぐしが求められるような、現行の制度や体制では対応が難しい方の支援方針や支援者の役割分担などを行い、チームを組織し、一体的な支援を実施する事業です。

多機関協働事業には、「支援会議」と「重層的支援会議」が設置されます。社会福祉法第106条の6の規定に基づき、本人同意がないケースについても、守秘義務を設け、関係者間で情報共有が可能となります。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援を受け入れにくい状況にある人に支援を届けるための事業です。地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つけるほか、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行います。

④参加支援事業

本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担う事業です。既存の分野の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯に対して、制度の狭間の支援ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

⑤地域づくり事業

介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源開発やネットワーク構築、支援ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等を行う事業です。

(3) その他関連動向

ア 「孤独・孤立対策推進法」(令和5年(2023年))

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めています。

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年(2021年)12月28日の孤独・孤立対策推進会議にて、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

國の方針を踏まえて、地域福祉において、孤独・孤立対策の分野横断的な対応が可能となる推進体制の強化を進めることになります。

イ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年(2016年))

平成28年(2016年)12月に、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)が制定・施行されました。同法に「再犯防止推進計画」の策定が位置づけられたことを受けて、国は平成29年(2017年)12月に計画を閣議決定しました。計画には「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、就労・住居の確保、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動等の重点課題を挙げ、これらの課題解決に取り組んでいます。

東京都においても、令和元年(2019年)7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

ウ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年(2016年))

平成28年(2016年)4月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が制定され、同年5月に施行されました。同法に「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が位置づけられたことを受けて、国は平成29年(2017年)3月に第一期となる計画を閣議決定しました。令和3年度(2021年度)に第一期計画が最終年度を迎えたことから、成年後見制度利用促進専門家会議での検討を経て、令和4年(2022年)3月に第二期計画が閣議決定されました。

東京都は、「第2期東京都地域福祉支援計画(令和3~8年度)」の「テーマ②誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために」に権利擁護の推進を位置づけています。

エ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年(2022年))

女性をめぐる課題は生活困窮、暴力の被害(性暴力・性犯罪被害、DV*、虐待等)、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護厚生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」を目的に位置づけ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた、新たな支援の枠組み構築に取り組んでいくことになります。

第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方

第1節 地域福祉推進の基本方針

誰一人取り残さない 世田谷をつくろう

新型コロナウィルス感染症の感染拡大、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度（2024年度）を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」としました。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えます。これは、社会状況の変化等により、区民の抱える困りごとも多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示すものです。

第2節 地域福祉推進の視点

区の地域福祉の施策展開においては5つの視点をもち、社会状況の変化や多様化・複雑化するニーズに的確に対応していきます。

①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダー・アイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進します。
- 高齢者や障害のある方等を「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進めます。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえます。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考えます。

②困る前に支援につなげる地域づくり

- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進します。

③参加と協働により地域福祉を推進する

- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
- 区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指します。

④先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術等の先端技術を積極的に活用します。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討します。

⑤分野横断的な連携を推進する

- 教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開します。

第3節 基本目標(今後の施策を展開する2つの柱)

1 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきました。

一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとも複雑化・複合化してきています。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められます。

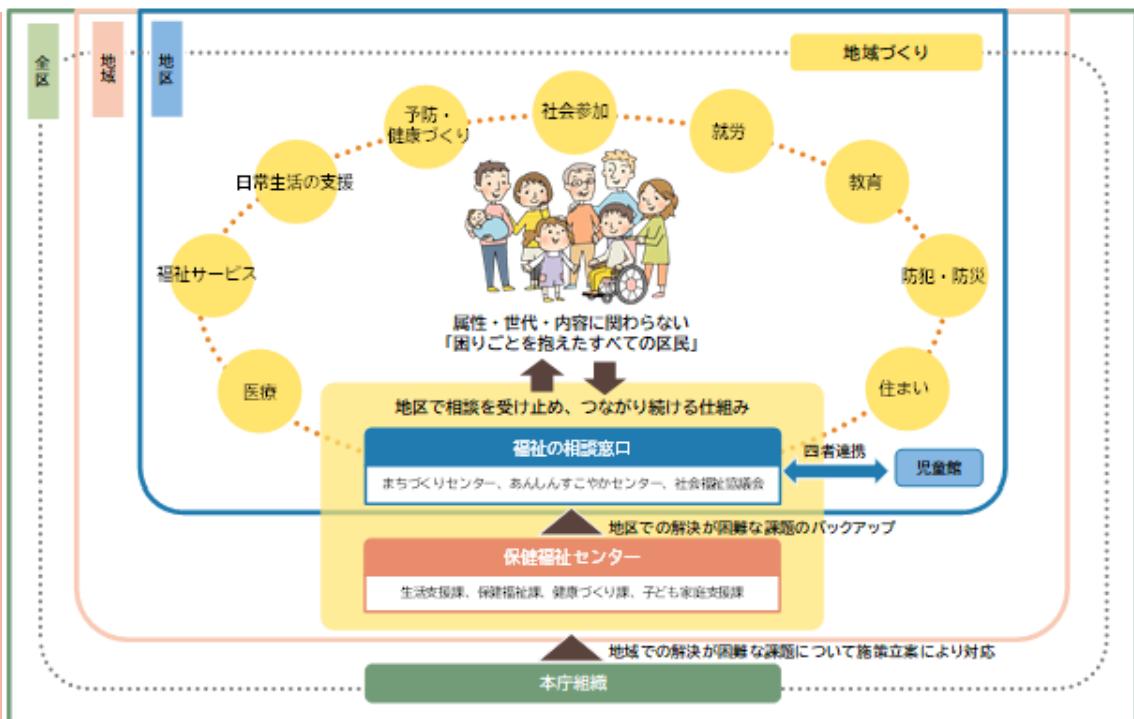
区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきましたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていきます。

2 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

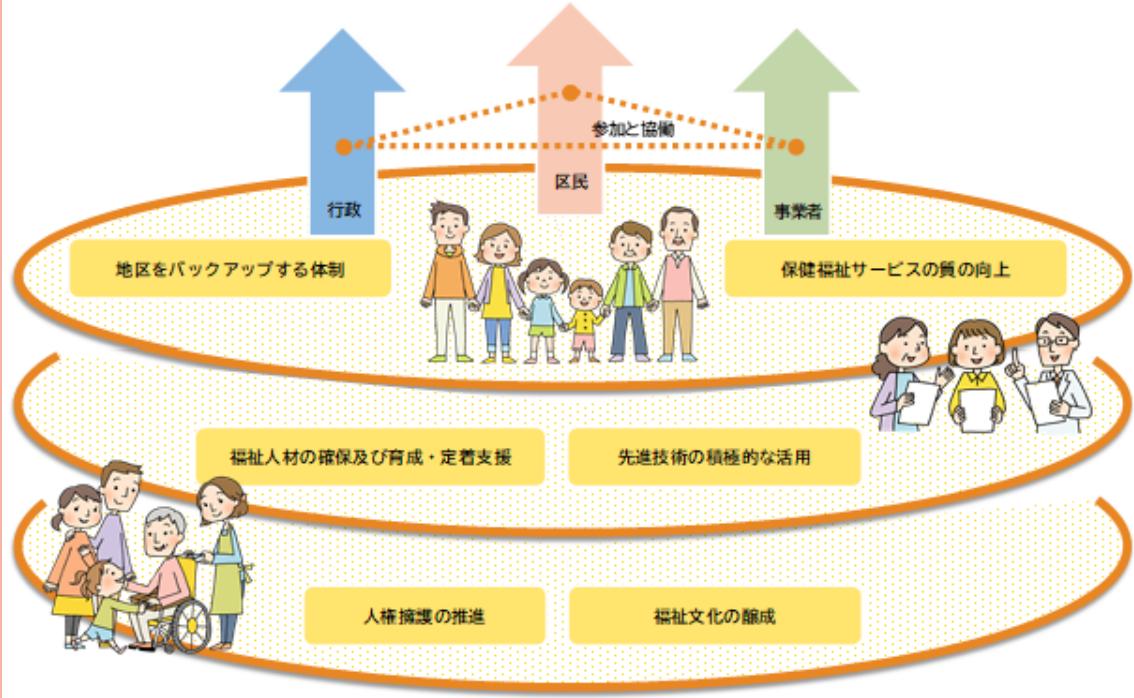
世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保及び育成・定着支援、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。

図表 今後の施策を展開する2つの柱のイメージ図

1 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する



2 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備



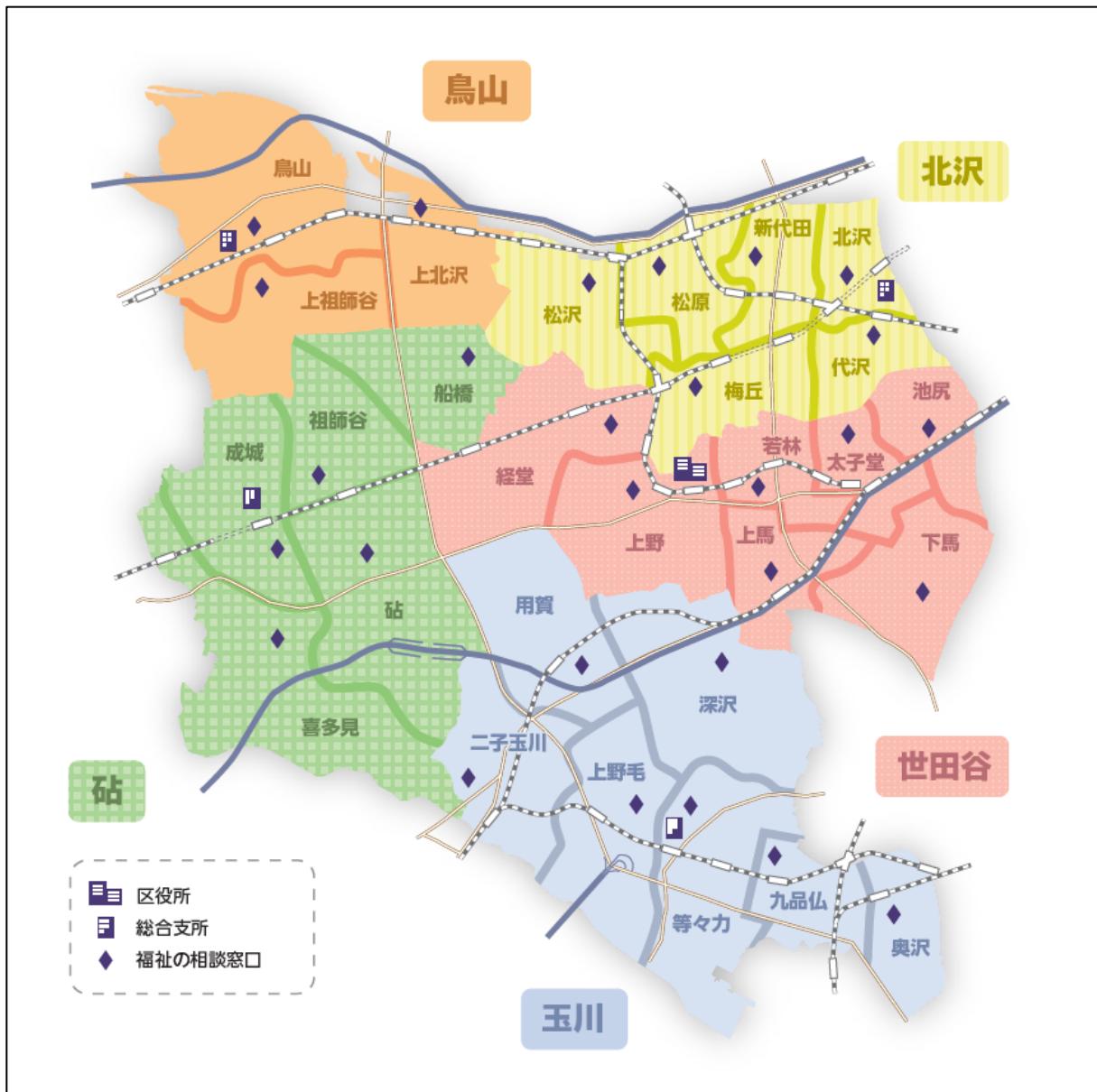
第4節 施策体系

基本方針	基本目標(2つの柱)	推進施策
誰一人取り残さない世田谷をつくるう	<p>1 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する</p> <p>2 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み —重層的支援体制整備事業— (2)地域生活を支える保健、医療、福祉の連携 (3)福祉サービス (4)予防、健康づくり (5)住まい (6)日常生活の支援 (7)就労 (8)学校や教育分野と福祉分野の連携 (9)社会参加の促進 (10)防犯・防災 <ul style="list-style-type: none"> (1)地域づくり —重層的支援体制整備事業— (2)人権擁護の推進 (3)福祉人材の確保及び育成・定着支援 (4)地区をバックアップする体制 (5)先進技術の積極的な活用 (6)保健福祉サービスの質の向上 (7)福祉文化の醸成

第5節 圏域の考え方

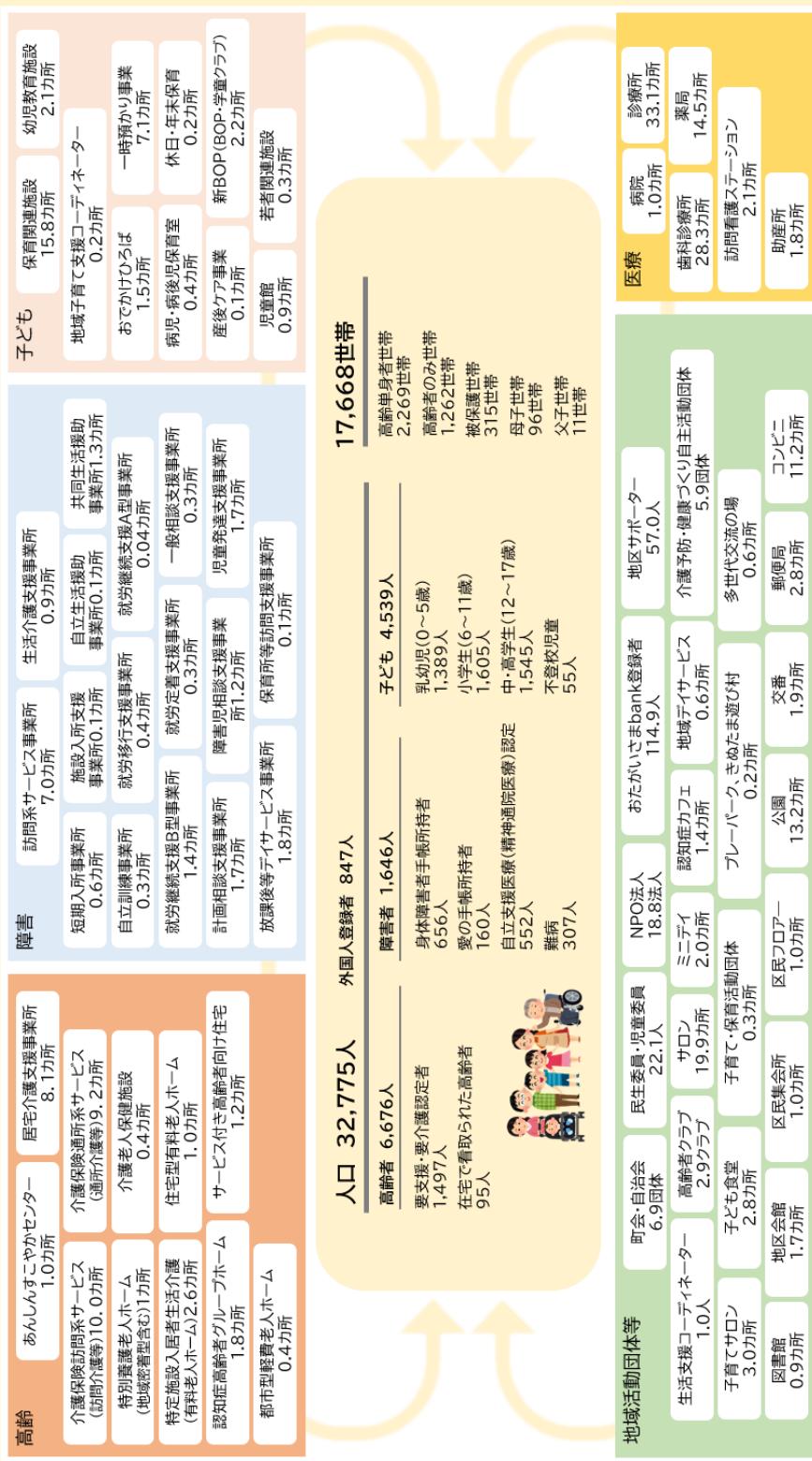
- 5つの地域に総合支所を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っています。
- さらに28の地区に 細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点として「まちづくりセンター」を各地区に設置しています。

地区・地域・全区の三層構造



コラム 「地区」ってどんなところ？

世田谷区では、「全区」「地域」「地区」の三層構造で行政運営をしており、「地区」を区民にもっとも身近な行政運営の拠点としています。世田谷区全体の人口は、917,705人（令和5年4月現在）ですが、「地区」には人口が何人いて、皆さんご利用する施設や地域で活動している団体などがどのくらいあり、どのような状況になっているのでしょうか？実際には人口構成や世帯構成、地域資源などの特徴は各地区によって異なりますが、大まかにイメージするため、様々な項目について、1地区あたりの状況（28地区の平均値を算出）を表してみました。



第4章 今後の施策の方向

第4章では、第1節に基本目標①に連なる(1)～(10)の推進施策、第2節に基本目標②に連なる(1)～(7)の推進施策を記載しています。各推進施策のページは以下の項目で構成しています。

■関連する SDGsのゴール■

→それぞれの推進施策に関する SDGsのゴールのアイコンを記載しています。

■めざす姿■

→8年後のあるべき姿を記載しています。施策によっては①や②など、複数のめざす姿を設定しています。

■現状やこれまでの取組み■

→めざす姿に対する現状と、これまでの主な取組みを記載しています。

■今後の課題■

→めざす姿を実現するために、今後解決すべき主な課題を記載しています。

■取組みの方向性■

→めざす姿を実現するための今後の取組みの方向性を記載しています。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

→めざす姿の実現に向けた主な取組みと、その目的・内容を記載しています。

■取組みの行動量■

→めざす姿の実現に向けた主な取組みの具体的な行動量を記載しています。

■取組みの成果指標■

→めざす姿の実現に向けた主な取組みの成果指標を記載しています。

推進施策の進捗を管理し、
評価するための項目

推進施策の進捗を管理し、評価するための項目

- 本計画では、めざす姿の達成状況を測るために、主な取組みを抽出し、その行動量と成果指標を設定しています。
- 行動量と成果指標は、実施計画との整合を図り、計画の初年度である令和6年度(2024年度)から中間見直しを行う令和9年度(2027年度)までの4年分を記載しています。
- 令和10年度(2028年度)以降の行動量と成果指標は中間見直し時に実施計画の振り返りとあわせ、改めて設定します。
- 行動量と成果指標の現況値は、原則、令和5年度の実績値を記載しています。令和5年度の実績値でない場合は、カッコ書きでいつ時点のものか補足しています。
- 実施計画と同じ項目を設定している場合は、実施計画の施策番号を記載しています。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	②	②
2	②	②

同じ番号の取組み・行動量・成果指標
が対応しています

令和5年度の実績値でない場合は、
カッコ書きで補足しています。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	②	②	②	②	②	②	②
2	②	②	②	②	②	②	②

実施計画と同じ項目は実施計画
の施策番号を記載しています

実施計画との整合を図り、4年分を記載しています

■取組みの成果指標■

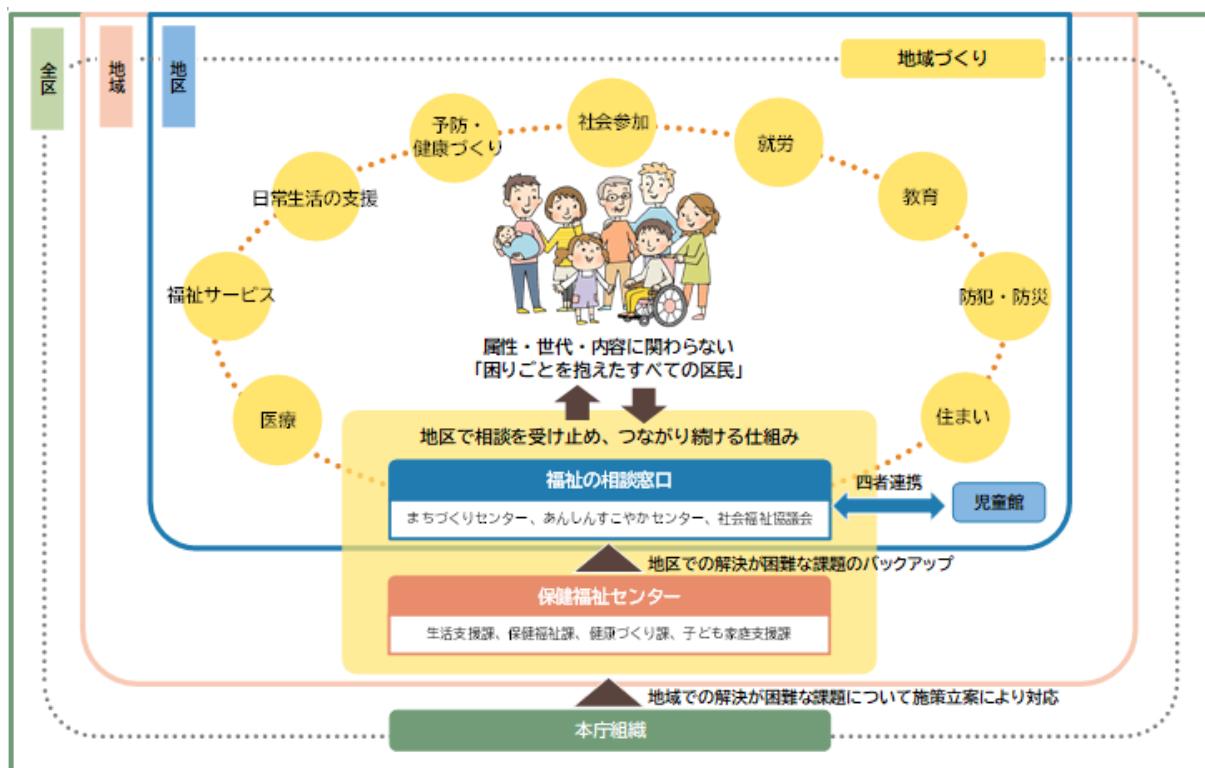
番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	②	②	②	②	②	②	②
2	②	②	②	②	②	②	②

第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

これまで推進してきた世田谷版地域包括ケアシステムの相談支援の仕組みと既存の5つの要素（医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援）をさらに充実させます。

また、区民のライフステージに大きく関わる「就労」と「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」という要素を新たに加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化していきます。

図表 世田谷版地域包括ケアシステムの強化イメージ



(1)地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み



■関連する SDGsのゴール■

■めざす姿①■(重層的支援体制整備事業—包括的相談支援事業—)

どのような困りごとを抱えていても、身近な地区で早期に相談することができ、状況に応じた適切な支援や、関係機関につながることができます。

近年、区民の抱える困りごとは複雑化・複合化しています。早期に相談し、適切な支援機関に繋がることが望ましいですが、相談先が分からない、相談窓口に足を運ぶことができないなど、様々な理由から問題が深刻化するまで抱え込んでしまう方もいます。どのような相談も、身近な地区で受け止める相談支援の仕組みを推進します。

■現状やこれまでの取組み■

- 困りごとを抱えた区民が早期に相談できるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付ける窓口として、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者による「福祉の相談窓口」を全地区に設置しました。
- まちづくりセンターでは、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、多様な相談及び手続きに対応する窓口を担っています。
- あんしんすこやかセンターでは、高齢者や介護に関する相談以外にも障害者や子育て、生活困窮など内容を拡充して、日々の相談対応を行っています。
- 社会福祉協議会では、行政では対応しづらい制度の狭間にある方の相談対応や、社会福祉協議会のサービス等に関する相談、ボランティア、サロン・ミニディといった区民による自主的な活動についての相談などに対応しています。
- 「福祉の相談窓口」では、相談者の困りごとを聞き取り、初期のアセスメントを行います。困りごとに応じた支援を実施するほか、専門の相談支援機関へのつなぎや連携した対応を行っています。

【「福祉の相談窓口」相談件数】

相談先	平成 29 年度(2017 年度)	令和 2 年度(2020 年度)	令和 4 年度(2022 年度)
まちづくりセンター	2,542 件	1,634 件	6,608 件(※)
あんしんすこやかセンター (高齢分野以外の相談件数)	149,183 件 (1,588 件)	193,643 件 (2,284 件)	221,115 件 (3,715 件)
社会福祉協議会	3,227 件	4,046 件	3,244 件

(※)スマートフォンでのワクチン接種予約支援を含む。

- 「福祉の相談窓口」の区民認知度は、令和3年度(2021 年度)調査では下がったものの 45~55%程度を推移しています。

【「福祉の相談窓口」の認知度】

令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
45.0%	53.0%	55.9%

- 総合支所に出向かなければいけなかった相談や手続きを身近な地区で行えるようにするために、令和4年度(2022年度)より、「福祉の相談窓口」と総合支所等をオンラインの映像システムでつなぐ取組みを一部の地区でモデル実施しています。
- 社会福祉法に位置づけがなされた各分野の相談窓口と福祉の相談窓口が連携して包括的な相談受付体制を構成しています。

【社会福祉法第106条の4第2項第1号(包括的相談支援事業)に位置づけがある相談支援機関】

相談支援機関名	主な相談内容	設置拠点数(圏域)	運営形態
あんしんすこやかセンター	高齢を中心に全般	28箇所 (全地区に1か所)	委託
地域障害者相談支援センター「ぽーと」* 世田谷区基幹相談支援センター* 保健センター専門相談課	障害	5箇所(全地域に1か所) 1箇所(全区に1箇所) 1箇所(全区に1箇所)	委託 委託 指定管理
地域子育て支援コーディネーター* 総合支所子ども家庭支援センター 総合支所健康づくり課	子ども・子育て	6箇所(センター1箇所、 全地域に1箇所) 5箇所(全地域に1箇所) 5箇所(全地域に1箇所)	委託 直営 直営
ぷらっとホーム世田谷	生活困窮	1箇所 (全区に1か所)	委託

■今後の課題■

- 区民全体の福祉の相談窓口の認知度が概ね45～55%程度であることに対し、10～30歳代の認知度は概ね25～30%程度となっています。近年はヤングケアラー*や生活困窮、居場所がないなど、困りごとを抱えた若い世代が増加しています。本人や家族に自覚がないことや周囲からの見えづらさ、理解不足から問題が潜在化してしまうことがあります。支援が必要な方を取り残さないために、10歳代～30歳代への「福祉の相談窓口」の周知を強化する必要があります。

【10歳代から30歳代までの「福祉の相談窓口」の認知度】

令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
29.7%	30.5%	25.5%

- より確実に「福祉の相談窓口」に繋げるためには、ケアマネジャー*や MSW*など、保健、医療、福祉に関する専門職はもちろん、スクールソーシャルワーカー*などの福祉分野以外の専門職についても、「福祉の相談窓口」を知っている必要があります。
- 相談に行きたくても様々な事情により「福祉の相談窓口」に行くことが難しい方もいるため、新たな相談方法を展開していく必要があります。

■取組みの方向性■

- 「福祉の相談窓口」の認知度を上げるための取組みを推進します。10歳代～30歳代の認知度向上には、特に工夫して取り組みます。
- 「福祉の相談窓口」に確実に繋げてもらうために、保健、医療、福祉に関する専門職に対して周知を徹底します。また、スクールソーシャルワーカーや、学校関係者といった教育分野など、福祉領域以外の専門職への周知を図ります。
- 来庁せずに手続きができる電子申請の推進と併せて、ICT*を活用して、総合支所や本庁などと連携し、「福祉の相談窓口」における相談、手続きに関する機能の充実を図ります。また、デジタル化への対応が困難な区民へ必要な支援を行います。
- 地区の身近な相談窓口として、区民からの多様な相談への対応の強化を図ります。また、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた区民からの相談については、保健福祉センターやぷらっとホーム世田谷等との連携を強化し、対応していきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	福祉の相談窓口 (包括的相談支援事業)	困りごとを抱えた区民が早期に相談できるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付ける窓口として、「福祉の相談窓口」を各地区で実施します。
2	若年層への福祉の相談窓口の周知	10~30代の若い世代に対する福祉の相談窓口の周知を強化し、不安や悩みを抱えた際に早期の相談につなげます。
3	専門職等への福祉の相談窓口の周知	保健、医療、福祉に関する専門職や区職員に対して周知を徹底するとともに、スクールソーシャルワーカーや、学校関係者など福祉領域以外の専門職への周知を強化し、福祉の支援に早期につながるようにします。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	10歳代~30歳代の若い世代への福祉の相談窓口の周知	—	各地区の四者連携の取組みの中で、10歳代~30歳代の若者に対して周知活動を実施する。				—
3	地域包括ケアの地区展開に関する研修の実施及び動画公開	1回	5回	5回	5回	5回	20回

■取組みの成果指標■

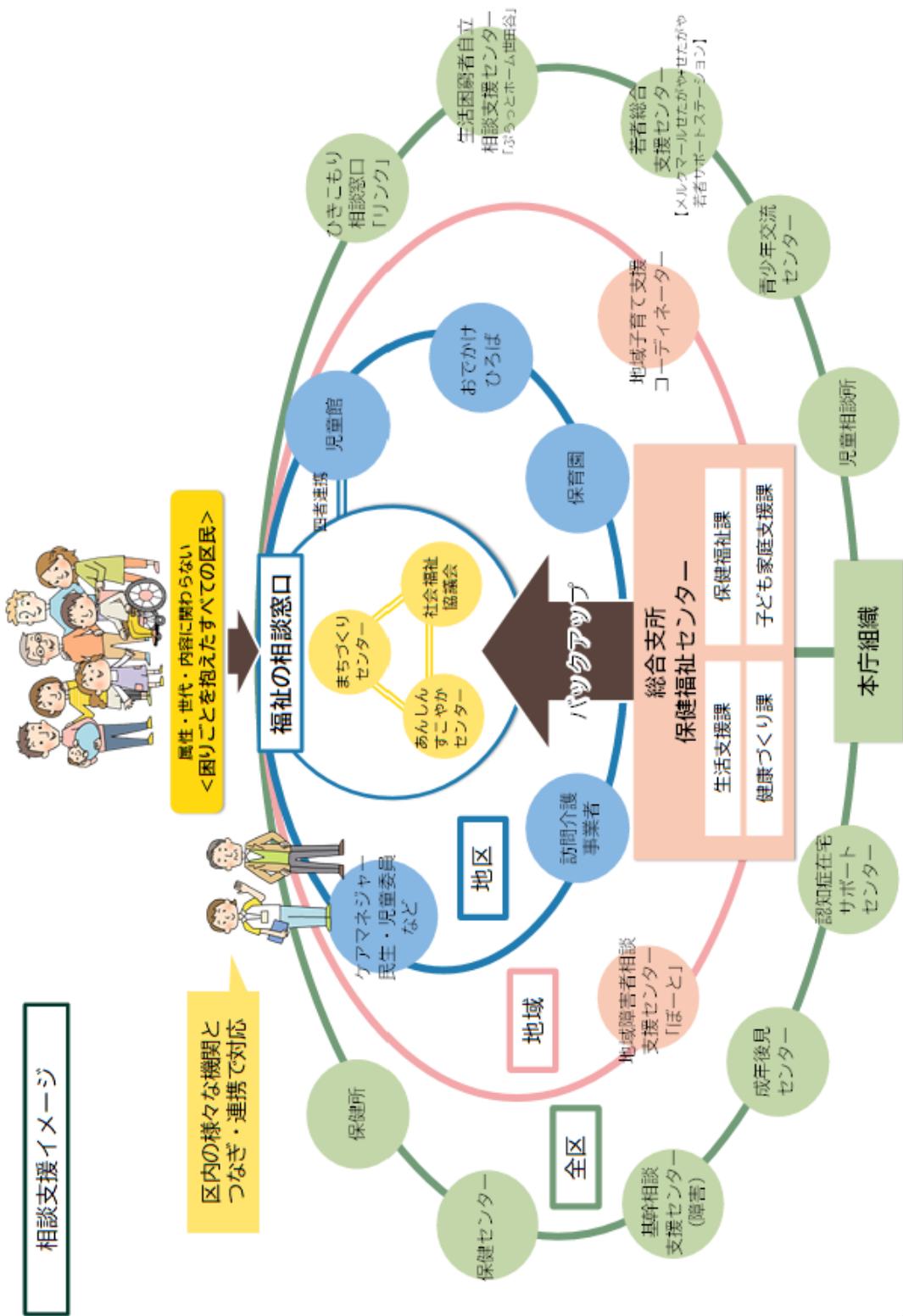
番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	不安や悩みがある区民が、支援や関係機関とつながっている割合※	8.2%	9.0%	10.0%	11.0%	12.0%	12.0%
2	10歳代~30歳代における福祉の相談窓口の認知度	25.5%	26.0%	26.5%	27.0%	27.5%	27.5%
3	専門職等における福祉の相談窓口の認知度	92.8%	93.0%	93.5%	94.0%	94.5%	94.5%

※重層的支援体制整備事業における取組の成果指標について

重層的支援体制整備事業における各事業の行動量については、定量的な目標を立て実現していくことが必ずしも望ましいことではないと考え、目標設定はおこないません。

ただし、重層的支援体制整備事業を実施したことで、支援を必要とする区民や支援者、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携をどれほど取ることができるようになったのか等は、取組みの成果指標として設定し、得られてきたものやその広がり、影響を測っていくべきであると考えています。

図表 相談支援イメージ



「福祉の相談窓口」の誕生とこれから

人口約 92 万人、日常生活圏域が 28 地区もある世田谷区。今となっては当たり前のようにある 28 か所の「福祉の相談窓口」はどのように生まれたのでしょうか。

昭和の時代からの長い検討を経て、平成 3 年(1991 年)、区独自の「地域行政制度」が発足、地域の総合支所と、地区の出張所により行政サービスを提供していく体制を整備しました。その後、何度かの出張所の見直しを経て、28 地区にまちづくりや防災の中核を担う「まちづくりセンター」を整備しました。一方、保健福祉分野では、平成 9 年(1997 年)、保健所と福祉事務所を統合・再編し、地域毎に保健福祉センターを設置しました。また、平成 18 年(2006 年)、それまでの在宅介護支援センターを改組して、地区ごとに地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)を整備しました。

前の地域保健医療福祉総合計画(平成 26~35 年度)において、区民が困りごとを早期に相談できるよう「地区における総合相談」の整備を掲げました。ここに、福祉の相談窓口の着想が示されています。平成 26 年(2014 年)10 月、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局の三者が一緒に相談を受ける「福祉の相談窓口」のモデル実施を開始し、平成 28 年(2016 年)7 月、地域包括ケアの地区展開が全地区に広がりましたが、建物はまだ一体化していない地区もありました。複合施設化を進め、令和 4 年(2022 年)1 月、名実ともに三者一体の地区展開が完成しました。実際に 8 年の歳月がかかっています。

「福祉の相談窓口」は、福祉を専門としないまちづくりセンターを地区の基盤にするという画期的な取組みであり、縦割りと言われる行政組織において、当時の職員から大変苦労したとの話を聞くことがあります。

今まさに、福祉的課題を福祉分野の人だけで考える時代ではなくなります。社会福祉法が目指す地域共生社会(制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)の基盤となるものが既にあることは、世田谷区の強みです。

福祉の相談窓口に寄せられたすべての相談が、地区だけで解決できるわけではなく、総合支所・本庁、関係機関との協働も重要です。令和 4 年(2022 年)5 月から、子ども分野として区内 25 か所の児童館が各地区と一緒に地域課題の解決に取り組んでいます。また、デジタル技術を活用し、まちづくりセンターの端末から総合支所の関係部署に相談できるオンライン相談も始めました。

支援者を含め、多くの人に窓口の存在を知ってもらい、相談することをためらう人、相談する必要を自覚していないが生活の質が脅かされている人等と、どのようにつながっていくか、福祉の相談窓口は進化を求めています。

■めざす姿②■(重層的支援体制整備事業—多機関協働事業—)

複雑化・複合化した課題を抱えている方や制度の狭間のニーズを抱えた方にも、隙間のない支援が届いています。

区は、福祉の相談窓口をはじめ、区民にとって最も身近な地区で断らない相談支援を実践してきましたが、近年は課題が複雑化・複合化していることや、制度の狭間のニーズを抱えた方が増加してきており、地区や単独の支援機関での対応、福祉的な支援のみでは的確な支援に至らないことも少なくありません。

そこで区は、地区のバックアップを担当する保健福祉センターや、ぷらっとホーム世田谷が中心となってチームを組織し、そのような課題を抱えた方に対して、支援者間の隙間ができるようコーディネートしながら、福祉分野の支援に限らず、的確な支援を実施していきます。

■現状やこれまでの取組み■

- 各地域の保健福祉センターによるバックアップ体制を構築し、各地区の「福祉の相談窓口」を支えています。
- 区では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方の中でも、特に現場で対応に苦慮していた、8050問題*やひきこもり状態にある方への支援を強化するため、重層的支援体制整備事業をひきこもり支援事業に活用(P15)し、支援を強化しました。
- 令和4年(2022年)4月、ぷらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやを同一建物に整備し、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設しました。「リンク」では、上記2つの機関が中心となりチームを組織し、連携してひきこもり状態にある方を支援しています。
- その他の複雑化・複合化した課題を抱えた方に対しては、それぞれの分野において、地域ケア会議や、自立支援協議会*、要保護児童対策地域協議会*等を開催し、様々な支援機関と情報を共有し、連携した支援を実施しています。

■今後の課題■

- 区では、これまで8050問題やひきこもり状態にある方の支援を強化するとともに、医療や福祉制度利用の拒否、虐待、生活困窮などの複雑化・複合化したケースなどは地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会など既存の仕組みを活かして、支援に取り組んできましたが、いわゆるごみ屋敷の問題や多頭飼育崩壊*などの現状の仕組みや制度では対応しづらい課題への対応の充実が必要です。
- 複雑化・複合化した課題の相談を受けた窓口が、複数の支援機関が関係することによりつなぐことができない、主担当が決まらないまま対応が滞っているというようなケースを無くし、円滑な支援につなげなければなりません。

■取組みの方向性■

- これまで強化してきた8050世帯やひきこもり支援の取組みは継続し、他の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応を、より一層強化します。
- 福祉の相談窓口をはじめとした相談窓口において相談内容、困りごとを受止め、課題を抱えた方の状況を把握・分析します(P38)。課題が複雑化・複合化している場合や制度の狭間のニーズを抱えている場合には、その主訴に応じて総合支所保健福祉センターやぷらっとホーム世田谷につなぎます。
- 総合支所保健福祉センターやぷらっとホーム世田谷は、多機関協働事業者として課題を抱えた方のニーズに沿った支援が実施できるようチームを組織します。重層的支援会議や社会福祉法に定める支援会議を活用し、チームで支援する体制や方策を整え、的確な支援に繋げるとともに、相談窓口等による抱え込みを無くします。チームは課題に合わせ、民間団体、警察・司法、地域住民、学校、その他地域の様々な機関など、福祉の分野以外からも組織し、一体となって支援を行います。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた方やその世帯の支援ニーズを受止め、支援のタイミングを見定めながら、社会との関係性を育むために継続したアウトリーチによる伴走支援(P48)や、地域や社会との関わりをもつことで自らの役割や、自己有用感を取り戻すことができるよう社会参加の支援(P52)につなげられるよう、様々な機関等と一体となって支援を行います。

【社会福祉法における多機関協働事業者】

多機関協働事業者	設置拠点数(圏域)	運営形態
各地域総合支所保健福祉センター 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課	5箇所 (全地域に1か所)	直営
世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」 ぷらっとホーム世田谷	1箇所(全区に1箇所)	委託

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	多機関協働事業	保健福祉センターまたはぷらっとホーム世田谷が多機関協働事業者となり、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方を支援する。
2	地域共生社会や多機関協働事業に関する研修	支援者等に地域共生社会や多機関協働事業について研修を行い、考え方や連携について学ぶ。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	多機関協働事業や地域共生社会についての研修の実施 【実施計画 施策8-2】	1回	5回	5回	5回	5回	20回

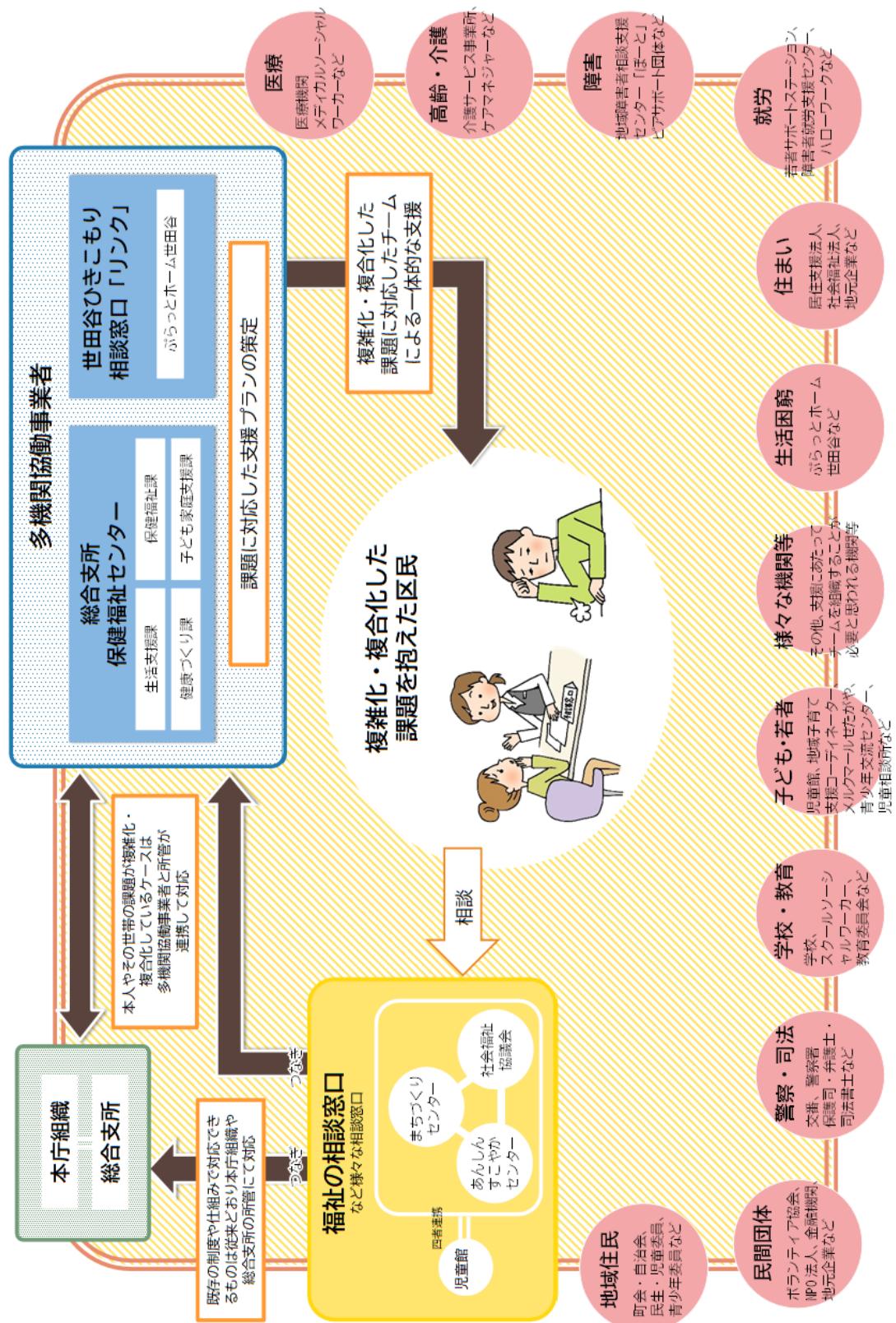
■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	福祉の相談窓口などが相談内容をつなげず、抱え込んでしまっているケースの件数※	464件 (重複あり)	430件 (重複あり)	400件 (重複あり)	370件 (重複あり)	340件 (重複あり)	340件 (重複あり)
2	地域共生社会や多機関協働事業に関する研修の参加人数(延べ人数)	140名 (令和5年度 見込み)	延べ 530名	延べ 530名	延べ 530名	延べ 530名	延べ 2,120名

※重層的支援体制整備事業における取組の成果指標についてはP41をご覧ください。

※相談支援機関等が把握している複雑化・複合化した課題等を抱えている区民のうち、支援やつなぎ等の対応ができなかつた件数。

図表 多機関協働事業イメージ



■めざす姿③■(重層的支援体制整備事業—アウトリーチを通じた継続的支援—)

支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民に寄り添い、孤独・孤立することなく支援が届いています。

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方の中には、支援を受け入れにくい方や、支援の必要性を感じていない方もいます。課題が深刻化する前に早期に発見し、信頼関係を構築することで、早期支援につなげ、区民が地域で孤独を感じることや孤立することなく安心して住み続けることができるよう、必要な支援を届けます。

■現状やこれまでの取組み■

- 区では、高齢者や障害者、子育て家庭といった分野や属性、区民のライフステージごとにアウトリーチを実践し、支援を必要とする方に支援を届けてきました。
- あんしんすこやかセンターでは高齢者宅を職員が訪問する実態把握訪問を行っています。実態把握訪問により、高齢者的心身の状況や家族の状況等の実態を把握し、困りごとや課題を抱えた方を早期に発見し、必要な支援に繋げています。
- 社会福祉協議会では、サロン・ミニデイなどの地域活動団体や専門の相談支援機関とつながりを形成し、地区に潜在している課題や困りごとを抱えた方の早期発見に努めています。
- まちづくりセンターまで距離がある等の課題がある地区では、窓口に行くことが難しい方に向けて必要に応じて、「福祉の相談窓口」の出張相談会を実施し、きめ細かく相談支援に繋げています。
- メルクマールせたがやは、訪問相談のほか、5つの総合支所及び希望丘青少年交流センターにて毎月出張相談会を実施しています。また、「メルクマールせたがやは」から離れた4地域で家族向けセミナーを開催するなど、利用者の掘り起こしや事業の普及啓発にも努めています。出張相談会や家族セミナーから、定期的な来所相談に繋がる方もいます。

■今後の課題■

- 各分野や制度ごとにアウトリーチを強化してきたことで、専門性を活かしたアプローチには強みがありますが、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方へのアウトリーチには課題があります。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズに対応するためには、地域に潜在している方を早期に発見し必要な支援につなげることや、信頼関係を構築し支援ニーズに沿った様々な社会資源につなげていくことが重要ですが、地域に潜在している方を行政のみで発見し、アプローチしていくことは困難です。様々な支援機関や民生委員、地域活動団体等とのつながりの中から相談者を早期に発見し、必要な支援を届けることができる体制づくりが必要です。

■取組みの方向性■

- これまで区が取り組んできた専門性を活かした各分野ごとのアウトリーチの強みを活かしつつ、地域に潜在している複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた区民を発見した場合には速やかに多機関協働事業者へつなぎ、的確な支援に結びつけます。
- 様々な機関や団体と、属性や対象等を限らない見守り協定の締結に向けて働きかけるとともに、これまで構築してきた四者連携を核とした地域のネットワークづくりを更に強化し、地域に潜在している、支援ニーズを抱えた区民の早期発見に努めます。

また、地区の様々な団体や機関、地域住民が連携しやすい体制を整えていくとともに、地域課題を共有した多世代の協力者を育成し、より多くの方を支援につなげていけるよう取り組みます。

- 支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民に対しては、継続的なアプローチを重ね、信頼関係を築くことが必要です。

多機関協働事業者(P45)は、そのような区民と既に何らかの関係性ができている地域住民や関係機関、団体ともチームを組織し、アウトリーチの方針等を定め、信頼関係を構築していきます。

いずれの関係性も持たない区民に対しては、社会福祉協議会を中心に様々な関係機関等とも連携し、社会福祉法による支援会議において適時・的確なアウトリーチの実施に向けたアウトリーチの方針を定めます。社会福祉協議会をはじめとした四者による連携と協働の体制を強化し、地区でつながり続ける体制を整え、区民との信頼関係を構築していきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	アウトリーチを通じた継続的支援	地域に潜在している支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民にアウトリーチを継続し、必要な支援につなげていきます。
2	対象を限らない見守り協定	地域に潜在している、支援ニーズを抱えた区民を発見するため、様々な機関や団体と属性や対象等を限らない見守り協定を締結していきます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	対象を限らない見守り協定の締結に向けて働きかけた団体や機関の数 【実施計画 施策8-2】	—	5機関	5機関	5機関	5機関	20機関

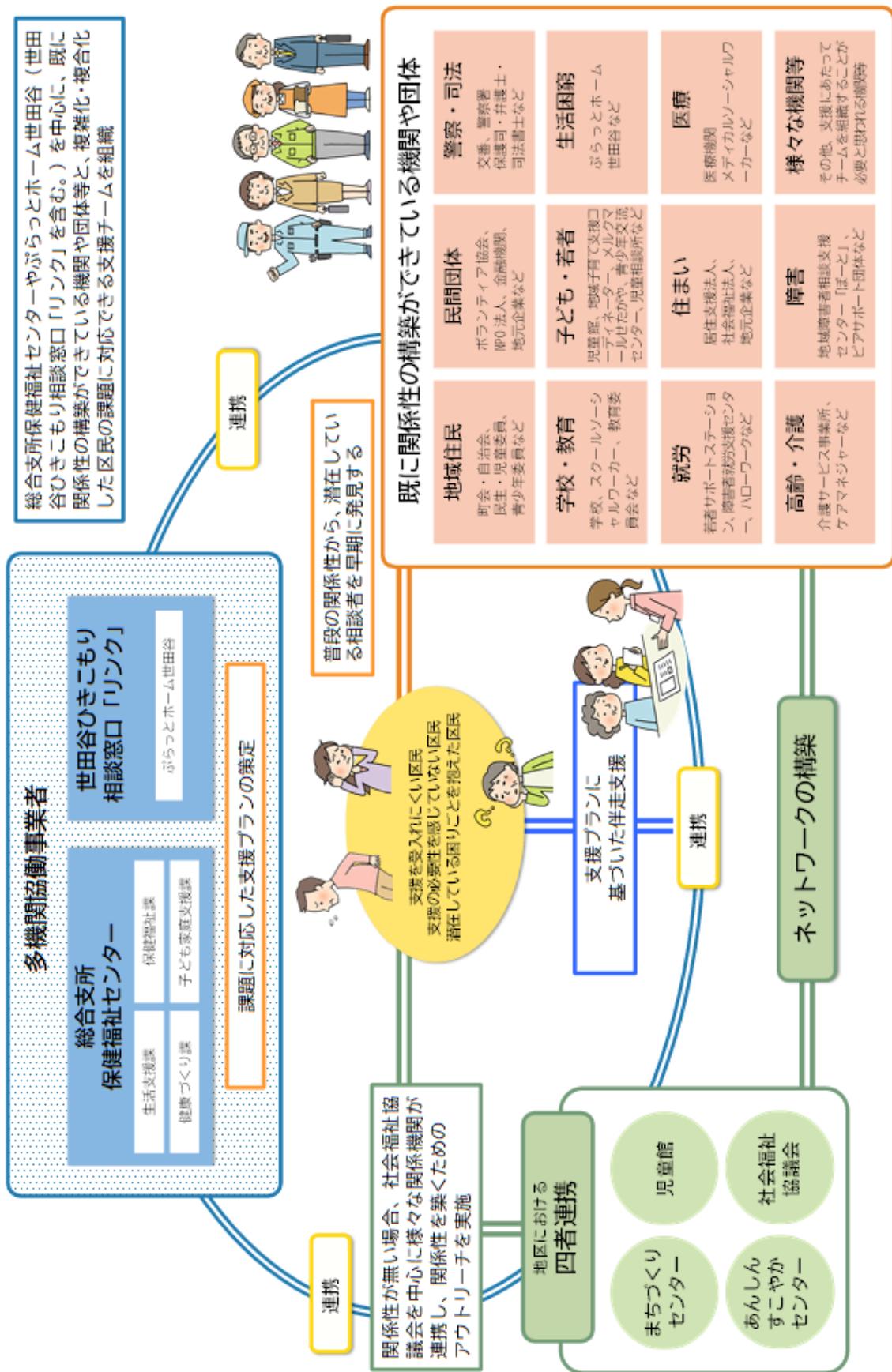
■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	孤立していると思われる区民の割合※	13.8%	13.5%	13.0%	12.5%	12.0%	12.0%
2	対象を限らない見守り協定の新規締結数 【実施計画 施策8-2】	—	4機関	4機関	4機関	4機関	16機関

※他者の支援状況から見た孤立。不安や悩みに対して行政機関等からの支援を受けていない、かつ、不安や悩みが生じた場合、身近に相談相手がない者。

※重層的支援体制整備事業における取組みの成果指標については P41をご覧ください。

図表 アウトリーチを通じた継続的支援事業 イメージ図



■めざす姿④■(重層的支援体制整備事業—参加支援—)

社会参加の機会を掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らの役割を見出し地域との多様な接点を確保できるよう社会参加を支援します。

課題の複雑化・複合化の背景には関係性の貧困があり、地域で孤立してしまっていることも少なくありません。自身の状況を問題と認識できない方や、人との関わりや支援・サービスの利用に抵抗感を持たれている方、既存の居場所に参加できない方もいらっしゃいます。

課題を抱えた本人やその世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自分たちのペースで緩やかに関係性を育み、役割を見出すことができるよう多様な接点を確保し、再び社会とつながることができるよう支援していくことが重要です。

■現状やこれまでの取組み■

- 区では社会福祉協議会の職員をすべての地区のまちづくりセンターに配置し、地域の様々な社会資源とネットワーク形成をおこなっています。
また、社会福祉協議会の職員は地区において、新たな生活支援サービスや居場所などの地域資源開発をおこなっています。
- 社会福祉協議会では、身近な地域で町会・自治会や福祉団体などが行う地域活動を支える「地区サポーター」の登録や、仕事・趣味で培われてきた特技を、サロン・ミニデイやイベントなどで活かす「特技ボランティア」を募集し、マッチングを行うことで、社会参加につなげています。
- 社会福祉協議会では、地域活動に関心のある方や居場所が必要な方に対し、民生委員などの地域住民や、専門支援機関と連携し、地域活動とのマッチングを行っています。例えば、認知症のある高齢者が、サービスの受け手としてだけではなく、役割や生きがいをもって地域で暮らすために、地域住民から地域清掃の周知をしてもらい、活動参加につながりました。
- 高齢者の方に社会参加、地域貢献をしていただき、介護予防に役立てていただくことを目的として「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」を実施しています。シニアボランティア研修を受講した 65 歳以上の高齢者が登録施設等でボランティア活動をおこなった際にポイントを付与し、ポイントに応じた介護保険料負担軽減資金を支給することで、社会参加を支援しています。
- 発達障害特性のある方の社会参加を支援するため、ピアサポート*の手法により、本人の興味・関心や特性に合った多様なプログラムを提供する「みつけばハウス」を実施しています。
- 精神障害者ピアサポーターを養成し、地域で自身の障害や病気の経験を活かして活躍するための支援を行う「精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業」を実施しています。

■今後の課題■

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方が、地域や社会と関わり方を選択し自らの役割を見出し、再び社会とつながることができるよう、多様な接点を確保する必要があります。
- 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う必要があります。
- 一方で、既存の地域の社会資源などで本人やその世帯のニーズに対応できない場合は、新たな社会資源の開発が必要です。

■取組みの方向性■

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方については、アウトリーチを通じた継続的支援(P48)等により、地区で寄り添いながら困りごとを抱えた方とつながり続けます。
- 多機関協働事業(P44)等において抱える課題などを丁寧に把握し、本人やその世帯が、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができるよう、本人のニーズに沿った地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート及びマッチングを行うことで、社会参加を支援します。
- 社会参加の支援の強化に向けて、居場所の拡充(「社会参加の促進」(P92))や、中間的就労*(「就労」(P80))を活用していくとともに、各地区の社会資源と各分野で実施されている社会参加の支援についての情報共有を密にし、より本人やその世帯のニーズに沿った社会参加を提供していきます。
- 各地区においては既存の社会資源の拡充を図るとともに、既存の社会参加を支援する事業や居場所では対応できない課題や困りごとを抱えた方については、地区の四者連携会議等をとおして本人や世帯のニーズに沿った社会参加の事業実施や居場所の拡充など、新たな資源開発を図っていきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	参加支援事業	複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方が、地域や社会との関わり方を選択し自らの役割を見出し、再び社会とつながることができるよう支援します。
2	社会参加につながることができる地域資源の開発	社会参加の機会を掴めない方や、社会参加を希望しても社会につながることが困難な方が、地域で孤立することなく、自らが役割を担える居場所を見出し多様な接点を確保できるような地域資源を開発します。

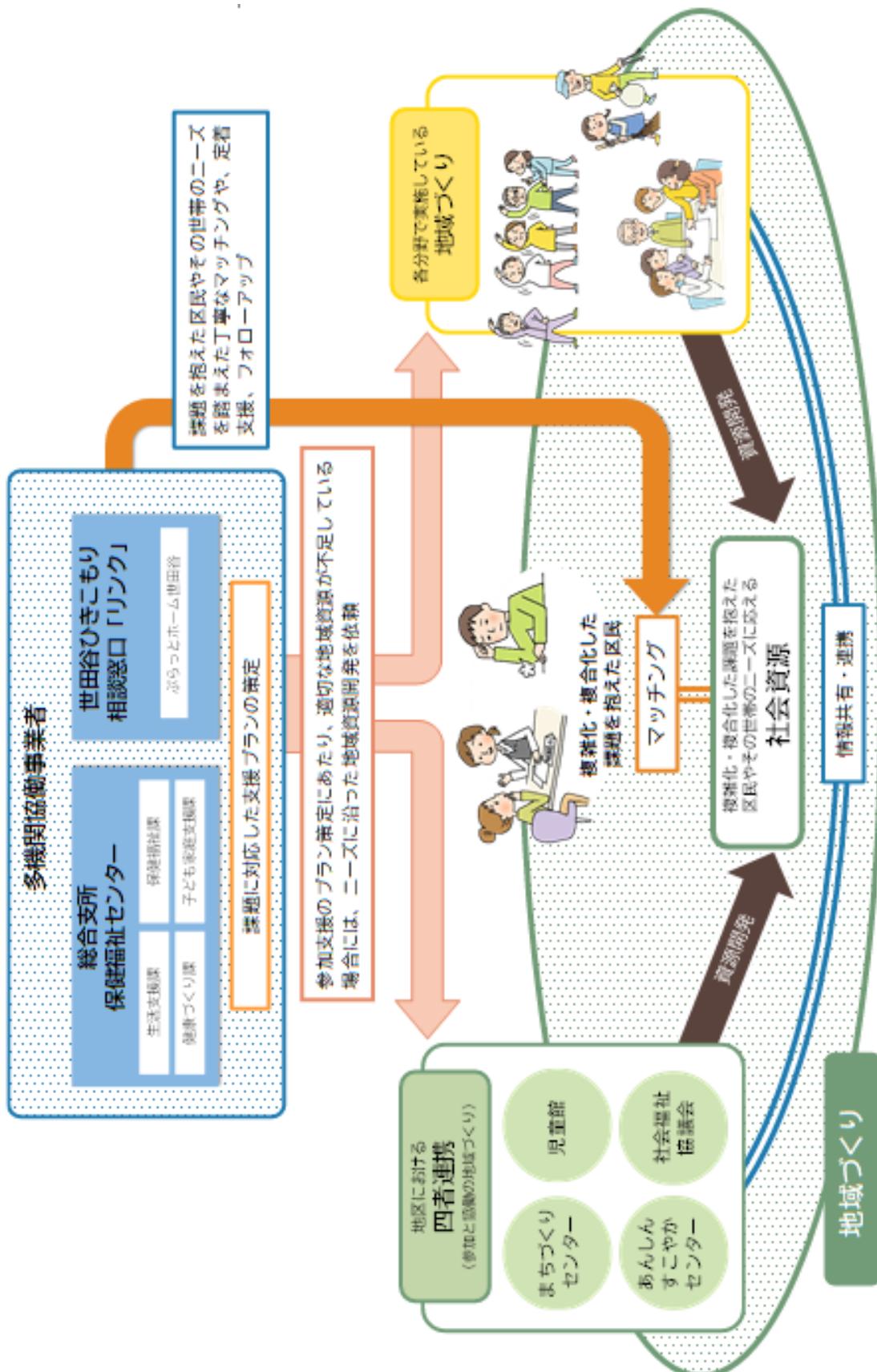
■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	地域資源開発における団体訪問件数 【実施計画 施策8-2】	6,358件 (令和5年度見込み)	6,600件	6,800件	7,000件	7,200件	27,600件

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	社会参加の支援につながる地域資源数 【実施計画 施策8-2】	1,816箇所	1,830箇所	1,850箇所	1,870箇所	1,890箇所	1,890箇所

図表 参加支援事業と地域づくりのイメージ



(2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携

■関連する SDGs のゴール ■



■めざす姿 ■

住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制ができています。

安心して在宅生活を送ることができるよう、また、精神的な疾患や障害のある方が、入院医療から円滑に地域移行(自ら選んだ住まいに安心して、自分らしい暮らしを実現すること)し本人の希望する地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉等の連携を強化し、サービスを総合的に提供できる支援体制を充実します。

■現状やこれまでの取組み ■

- 令和4年度(2022年度)に実施した世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査(区民編)によると、「介護が必要になった場合に希望する居住の場」について、自宅での生活を希望すると回答した方の割合が半数を超え、最も多くなっています。
- 区民が安心して住み慣れた自宅や地域で療養生活を送る体制を整備するため、医療職、介護職等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会を開催し、多職種が相互に連携して在宅医療・介護連携に関する現状分析、課題抽出及び施策立案等を行っています。
- 住み慣れた自宅や地域で療養生活を送るための在宅医療や、人生の最終段階にどのような治療やケアを望むのかを身近な人と繰り返し話し合い、本人自らが決定していくACP*(アドバンス・ケア・プランニング:人生会議)について、区民や医療・介護関係者への普及啓発を図るため、講演会・シンポジウムの開催や「在宅療養・ACP ガイドブック」の作成などを行っています。

【区民意識調査 在宅医療と ACP の認知度】

	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)
在宅医療の認知度	73.0%	75.6%	72.4%
ACP の認知度	—	10.4%	15.3%

- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地区連携医事業*を通して地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進めています。
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図るため、各地区のあんしんすこやかセンターに在宅療養相談窓口を設置し、区民や医療・介護関係者からの相談に応じるとともに、研修会の実施などにより専門的知識の向上を図っています。
- 在宅で療養生活を送るため医療や介護サービスを区民が主体的に選択できるよう、在宅医療を支える様々な資源の情報をまとめた「世田谷区在宅療養資源マップ」を作成し、あんし

んすこやかセンターや地域の医療機関・介護事業所等に配布し、在宅療養相談や区内医療機関との連携に活用しています。

- 区ではうつ病をはじめとする精神疾患は増加傾向にあり、自立支援医療(精神通院医療)や精神障害者保健福祉手帳の申請件数は増加しています。精神障害者等が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、精神障害者等支援連絡協議会を開催し、保健、医療、福祉等の関係機関の連携強化と精神障害施策の充実に向けた検討を進めています。
- 未治療・治療中断等の精神障害者に対する医師・保健師・精神保健相談員等で構成する「多職種チーム」による訪問支援や、措置入院者に対する退院後支援、区長同意による医療保護入院者や長期入院者に対する訪問支援等を行い、医療と連携した地域生活支援を進めています。

■今後の課題■

- 在宅医療及びACPについて、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要があります。
- 医療や介護が必要な区民がそれぞれの段階に応じた適切な介護サービスや在宅医療を受けることができ、希望する場所での看取りが可能となるための体制の構築が必要です。
- 国連勧告及び国的基本指針で示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築」の考え方に基づき、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、引き続き保健・医療・福祉等の連携強化、支援体制の充実に向けた取組みを進める必要があります。
- ひきこもり等により必要とする医療に繋がっていなかったり、受診が中断したままとなっている方の中には、受診への抵抗や医療不信があることがあり、医療との丁寧なつなぎが求められます。

■取組みの方向性■

- 本人や家族等が希望する在宅療養や看取りを実現するために、在宅医療やACPについて、さらなる普及啓発に取り組みます。
- 医療や介護が必要な区民がそれぞれの段階に応じた適切な介護サービスや在宅医療を受けることができ、希望する場所での看取りが可能となるよう、地域の保健、医療、福祉等の関係者の連携体制の構築や24時間対応が可能な診療・看取り体制の確保に向けた取組みを進めます。
- 精神科病院の入院者への訪問支援を進めていますが、新型コロナウィルス感染症の影響により、訪問支援が困難な病院が多い経過がありました。引き続き病院との支援関係の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携を一層強化し、支援体制を構築していきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	在宅医療・ACP の普及啓発	本人や家族等が希望する在宅療養や看取りを実現するために、在宅医療やACPについて、さらなる普及啓発に取り組みます。
2	在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援	在宅医療・介護関係者間の連携をより深めるために、医師会のICTを用いた多職種ネットワーク構築事業など既存のツールによる情報共有を引き続き支援するとともに、在宅療養資源マップのオンライン化などにより、在宅医療・介護関係者間の情報共有の支援の充実を図っていきます。
3	精神障害者支援施策の充実	国の示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の考え方に基づき、精神科病院における長期入院者への訪問支援や、精神障害を有する方等の地域生活支援等の充実に取り組みます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	在宅医療・ACP の普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の実施回数 【実施計画 施策9-3】	30回 (令和5年度見込み)	30回	30回	30回	30回	120回
2	在宅療養資源マップのWeb運用 【実施計画 施策9-3】	—	一部運用	全面運用	アクセス数向上に向けた取組み	アクセス数向上に向けた取組み	—
3	長期入院者への訪問支援事業における連携精神科病院数(累計) 【実施計画 施策9-2】	16病院 (令和5年度見込み)	17病院	18病院	19病院	20病院	20病院 (累計)

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	在宅医療・ACP の普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の受講者数 【実施計画 施策9-3】	910人 (令和5年度見込み)	950人	960人	970人	980人	3,860人
2	在宅療養資源マップ(Webサイト)のアクセス数 【実施計画 施策9-3】	—	3,000件	12,000件	12,100件	12,300件	39,400件
3	精神科病院における長期入院者に対する支援数 【実施計画 施策9-2】	285回 (令和5年度見込み)	295回	305回	315回	325回	1,240回

コラム

ACP(人生会議)普及啓発に関する取組み～区内大学との連携～

区では、ACP(人生会議)普及啓発の取組みの一環として、令和5年度(2023年度)に駒澤大学と連携し、普及啓発ポスターを作成しました。

◆ACP 普及啓発ポスター



◆概要

この取組みは、ACPについて学生に学ぶ機会を提供するとともに、本課題になじみが薄い学生の目線から啓発ポスターを作成することにより、より広く啓発することを目的として実施されたものです。

作成にあたり、学生たちはACPについての事前講義等を通して理解を深め、デザインを考案しました。



◆採用ポスターの選定



作成したポスターは、区が令和5年(2023年)9月に開催した「在宅療養講演会・シンポジウム」会場にて展示し、参加した区民等による投票を実施しました。投票の結果、上位に選ばれた3作品を区の啓発ポスターとして採用しています。

今後は、採用したポスターを活用しながら、ACPについての周知・普及を進めてまいります。

(3)福祉サービス



■関連する SDGsのゴール■

■めざす姿■

支援を必要とする人に基本的な福祉サービスが確実に届いています。

日常生活を送るうえで困りごとや課題を抱えた方は、その困りごとや課題に対応した高齢福祉、障害福祉、子どもや若者・子育て家庭への支援、生活困窮者支援など、法や制度に基づく基本的なサービスを利用できます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援を必要とする方に、このような制度化された基本的なサービスを確実に届けます。

■現状やこれまでの取組み■

- 高齢者については、介護保険制度による要介護・要支援認定者に対しての居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどのほか、ひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯を対象とした区独自の在宅生活支援サービスがあります。
- 障害者(児)については、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付などの自立支援給付、移動支援などの地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援などのほか、障害の程度に応じて支給される手当・年金、ホームヘルパー派遣など日常生活を援助するためのサービスなど、様々なサービスがあります。
- 子ども・子育てについては、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるため、区・医療・地域が連携して相談や子育て支援等に取り組み、顔の見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ*」を実施しています。また、身近なところで地域の人々や子育て支援につながりながら、安心して子育てできるよう、児童館を中心とした地区の相談や見守りネットワークづくり、おでかけひろばでの子育て親子の交流の場の提供、産後ケア事業等の支援を行っています。
- 生活困窮者については、平成26年(2014 年)に、生活全般にわたる困りごとの相談窓口としてぶらっとホーム世田谷を設置し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業(個々の状態にあったプランを作成し、関係機関と連携しながら就労支援などを行う事業)や住居確保給付金、家計改善支援事業(家計状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高める支援などを行う事業)などをとおして自立に向けた支援を行っています。

■今後の課題■

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者、障害者、子ども・若者・子育て家庭、生活困窮者等について、ニーズに応じた福祉サービスをより一層充実させる必要があります。
- 分野ごとのサービスが発展してきた一方で、いわゆる「制度の狭間」が出来てきています。また、分野を超えて複雑化・複合化した課題を抱えた方も増えてきており、制度の狭間の支援ニーズを抱えた方や複雑化・複合化した課題を抱える方への対応を充実させる必要があります。

■取組みの方向性■

- 各分野においては、必要な福祉サービスの充実やそのための施設整備など、計画をたて、引き続き推進していきます。
- 制度の狭間の支援ニーズを抱えた方や複雑化・複合化した課題を抱える方にも対応できる支援体制を整えます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	認知症に関する身近な相談支援の推進	令和7年(2025年)には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。認知症になってからも、自分らしく安心して暮らしていくよう、区民に身近な相談窓口であるあんしんすこやかセンターの周知を図り、相談者に寄り添う相談支援に取り組みます。
2	医療的ケア児(者) *の支援	医療的ケア児(者)との家族に対する支援事業の実施や施設整備、医療的ケア支援に携わる人材の育成などにより、医療的ケア児(者)の日常生活及び社会生活の向上に取り組みます。
3	子育て支援における地域資源開発の推進	身近な地区の子育て支援を一層推進するため、児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者による子育て関係団体ネットワーク会議を各児童館において実施し、子育て支援に必要な地域資源の開発や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいきます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	認知症の相談窓口等を周知する講演会の実施回数 【実施計画 施策9-2】	7回 (令和5年度見込み)	11回	11回	11回	11回	44回
2	医療的ケア支援に携わる人材育成研修の参加者数 【実施計画 施策9-2】	159人 (令和5年度見込み)	179人	190人	200人	210人	779人
3	子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数 【実施計画 施策2-1】	87回 (令和5年度見込み)	95回	98回	99回	104回	396回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	あんしんすこやかセンターの認知症に関する相談件数 【実施計画 施策9-2】	9,440件 (令和5年度見込み)	9,580件	9,720件	9,860件	10,000件	39,160件
2	医療的ケア支援を行う事業所数 (累計) 【実施計画 施策9-2】	14施設 (令和5年度見込み)	15施設	16施設	16施設	17施設	17施設 (累計)
3	児童館と連携している子育て関係団体の数(累計) 【実施計画 施策2-1】	215団体 (令和5年度見込み)	240団体	250団体	255団体	270団体	270団体 (累計)

ぷらっとホーム世田谷

“ぷらっと”気軽に立ち寄ることができ、“ホーム(家庭)”のように安心して過ごすことができる場所でありたい。

また鉄道駅で乗り降りする“プラットホーム”的ように、新たな生活を歩み始めるための、未来に向けた分岐点となる場所でありたい。

そのような願いを込めて、平成26年に世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が設置されました。

生活困窮者といつても、「生活に困っている」、「就職したい」、「債務がある」、「家賃の支払いや家計面で困っている」など、経済的な問題だけでなく、生活上の様々な困りごとを抱えた方から、幅広く相談をお受けしています。

相談は福祉業務に精通している自立相談支援員が丁寧にお聞きし、ご本人の状況や課題を整理し、ご希望に応じて下記の図のような様々な支援を行っています。

今後、区の推進する重層的支援体制整備事業においても重要な役割を担っており、複雑化複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対しても、福祉分野に限らず、関係機関と連携して支援していきます。

ぷらっとホーム世田谷の主な支援内容



住む



はたらく



学ぶ

■住居確保給付金

■物件探しのお手伝い

■日常生活支援アドバイス

■キャリアコンサルティング

■求人開拓、職業紹介など

■仕事体験、お試し就労

■各種セミナー開催

(PC講座など)

■子どもの学習・生活支援



食べる



参加する



やりくりする

■フードバンク

■フードパンtries

■居場所づくり

■日常・社会生活プログラム

■家計相談

■受験生チャレンジ貸付

上記の他、くるくるひろば(誰でも利用できる無料リサイクルコーナー)や、専門相談(弁護士や社労士、保健師、医師などへの相談)、生活福祉資金貸付事業(社会福祉協議会の実施事業)なども行っている。

(4)予防、健康づくり

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■

生涯を通じた健康づくりを行い、誰もがいつまでもいきいきと暮らしています。

住み慣れた地域で、誰もがいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、子どもから高齢者まで、誰もが自身の健康に关心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、それぞれの状況に応じて、健康づくりや介護予防に取り組めるよう、施策を推進していきます。

■現状やこれまでの取組み■

- 令和2年度(2020 年度)に行った「世田谷区民の健康づくりに関する調査」では、自分の健康に約9割の区民が関心を持ち、8割を超える区民が健康だと思い、毎日を健やかに充実して暮らしています。
- 区民の健康状況は比較的良好なものと推測され、健康に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多い状況です。区民の平均寿命と65歳健康寿命は伸びています。
- 区では、子どもから高齢者までライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。
- 「世田谷版ネウボラ」の取組みの中で、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目ない支援を行い、親と子の健康づくりに取り組んでいます。
- 区では、区民自らがこころの不調や精神疾患について理解し、ストレス対処や早期に相談するなどの適切な行動がとれるよう、また、身近な人のこころの不調に気がつき、声かけや適切な相談・支援へのつなぎを行うことができるよう取り組んでいます。
- 区では、病気の早期発見や自身の健康管理のために、区民健診(16 歳以上 39 歳以下の区民で他に健診機会のない方を対象とした健康診断)や特定健診(国民健康保険に加入する 40 歳から 74 歳の区民を対象にした生活習慣病予防のための健診)などの一般健康診断のほか、がん検診など、健康増進法に基づく目的別の検診を行っています。
- 思春期世代を中心に、成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣を整え、からだやこころの変化に気づき、自分自身を主体的に守ることができるよう取り組んでいます。
- 区では、高齢者自身によるセルフマネジメント(自己管理)力を向上させるために、運動、栄養、口腔機能、認知症についてなど、介護予防に必要な基本的な知識を区民に周知する介護予防普及啓発事業を実施しています。
- 高齢者の自立した生活を支えることを目的に、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民参加型・住民主体型サービスや介護予防筋力アップ教室など、多様なサービスの充実に取り組んでいます。

■今後の課題■

- 平均寿命の伸びに対して65歳健康寿命の伸びは鈍い状況にあります。健康に関する意識はあっても実践につながらない人や健康無関心層がいることがわかっています。健康無関心層を取り込みながら、関心層も含め、関係者・関係団体などと連携し、区民が、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れた健康づくり施策の推進が必要です。
- 区民一人ひとりのおかれた状況やライフステージに応じた、相談・支援・啓発のこころの健康づくり支援の環境整備について、医療・福祉、教育、労働分野と連携し、世田谷区自殺対策基本方針に基づく自殺対策と一体的に推進していく必要があります。
- 「世田谷版ネウボラ」の取組みの中で、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目ない支援を行うとともに、乳幼児健診の確実な実施、子どものころからの望ましい生活習慣の普及・啓発や疾病予防の取組みなどを通じて、子どもの心身の健やかな成長を支援する必要があります。
- コロナ禍によって、高齢者が外出を控えるようになり、活動量低下に伴うフレイル*の進行が懸念されます。区民の活動の場の創出や参加の機会を充実させるとともに積極的な参加を促し、個々の心身の状況に応じて外出や社会とのつながりを持ち、地域のボランティア活動などを通じて生きがいや役割を見出していくことができる環境整備に取り組むことが重要です。

■取組みの方向性■

- 65歳健康寿命の延伸に向けて、区民へのポピュレーションアプローチ*などを通じ、健康や生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発を行い、ヘルスリテラシー*を高め、区民の望ましい健康づくりを推進していきます。
- 健康に関心はあるが取組みに結び付いていない人や健康に関心がない人を含め、ターゲットに応じた効果的な働きかけを行うとともに、引き続き、性差やライフステージを踏まえた支援に取り組みます。
- 誰でも持ちうる「こころの不調」や「精神疾患」に関する誤解や偏見の解消のために、様々な機会を通じた普及・啓発により、相談や支援につながりやすい環境づくりに取り組みます。あわせて、区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなぐ、支えあいの地域を目指し、関係機関との連携により総合的な自殺対策に取り組みます。
- 外出を控えるようになった高齢者に対して、医療機関や関係団体等と連携した介護予防事業等を通じて、「通いの場」を活用した介護予防の取組みや世田谷いきいき体操*の普及啓発など、区民が主体的に取り組む介護予防の活動を支援していきます。また、自宅で介護予防に取り組めるオンライン形式の介護予防講座を継続するとともに、外出することが習慣化する事業を実施するなど、高齢者の介護予防の機会拡充を図っていきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	望ましい生活習慣につながる環境づくり	健康に関心はあるが取組みに結び付いていない人や健康に関心がない人を含め、区民が、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れ、区民の望ましい健康づくりを推進します。
2	こころの不調や精神疾患についての普及啓発	こころの不調や精神疾患に関する普及・啓発、情報発信事業等により、精神疾患についての偏見や誤解のない地域づくりに取り組みます。
3	自殺対策	区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなぐ、支えあいの地域を目指す「世田谷区自殺対策基本方針」に基づき、自殺対策協議会の運営を通じ関係機関との連携を強化します。
4	介護予防・生活支援サービスの推進	高齢者が身近な地域で介護予防に取り組める環境を実現することを目的に、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民参加型・住民主体型サービスや介護予防筋力アップ教室の充実に取り組みます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	ウォーキングマップの配布数 【実施計画 施策7-1】	5,000 部 (令和5年度見込み)	10,000部	5,000部	5,000部	5,000 部	25,000部
1	連携事業者によるせたミール*商品の提供店舗数(累計) 【実施計画 施策7-1】	3店舗 (令和5年度見込み)	4店舗	5店舗	5店舗	5店舗	5店舗 (累計)
2	こころの健康に関する講座の開催回数 【実施計画 施策7-2】	68 回 (令和5年度見込み)	70 回	70 回	70 回	70 回	280 回
2	こころの健康に関する相談事業実施回数 【実施計画 施策7-2】	447 回 (令和5年度見込み)	450 回	490 回	490 回	550 回	1,980 回
3	ゲートキーパー講座開催回数 【実施計画 施策7-2】	7回 (令和5年度見込み)	16 回	16 回	16 回	16 回	64 回
4	住民参加型・住民主体型サービス充実のための研修等の実施 【実施計画 施策7-3】	14回 (令和5年度見込み)	15回	15回	15回	15回	60 回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	1日に30分以上歩いている* 区民の割合 【実施計画 施策7-1】	77.2 %	78.3%	78.8%	79.3%	79.8%	79.8%
1	連携店舗によるせたミール商品の供給数 【実施計画 施策7-1】	—	4,200食	5,000食	5,000食	5,000食	19,200食
2	こころの健康に関する 講座の参加人数 【実施計画 施策7-2】	2,000人 (令和5年 度見込み)	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	8,400人
2	こころの健康に関する 相談件数 【実施計画 施策7-2】	3,800件 (令和5年 度見込み)	3,800件	3,900件	3,900件	4,000件	15,600件
3	ゲートキーパー講座参 加人数 【実施計画 施策7-2】	380人 (令和5年 度見込み)	460人	460人	460人	460人	1,840人
4	住民参加型・住民主体型サービス の利用者数 【実施計画 施策7-3】	4,050人 (令和5年 度見込み)	4,090人	4,100人	4,150人	4,310人	16,650人

*30分の歩行:20歳以上の場合は約3,000歩・65歳以上の場合は約2,600歩に相当すると言われている歩行時間

コラム

世田谷区国民健康保険健康ポイント事業のご紹介

世田谷区国民健康保険に加入の40~74歳の方を対象とした健康ポイント事業を実施しています。この事業は、ウォーキングや特定健診の受診など、自身の健康づくりの取組みを一定程度以上実施した方に、せたがやPayのポイントが当たる内容となっています。

【取組み項目】

必須の取組み:ウォーキングの実施、特定健康診査の受診

任意の取組み:自分で設定した健康目標の達成、区の実施する保健事業への参加、各種がん検診等の受診など

事業に参加することで健康活動を継続できるので、健康意識と健康習慣が自然と身に付き、日頃の体調管理や生活習慣病の予防などにも繋がります。

事業の詳細は、以下をご覧ください。

区ホームページトップ画面>目次から探す>くらし・手続き>税・保険・年金>国民健康保険

二次元コード

(5)住まい

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿①■

住まいを確保することが困難な方に対する居住支援の仕組みが充実しています。

住まいは、生活していくうえで欠かせないもので、様々な事情により、自宅に住み続けられなくなつたとしても、自宅に代わる住まいは必ず必要になります。しかし、地域には高齢者や障害者、ひとり親世帯など、住まいを確保することが困難な方がいます。誰もが安心して地域で暮らし続けるために、そのような住まいの確保に困難を抱えている方を支える仕組みを充実させていきます。

■現状やこれまでの取組み■

- 区は、平成19年(2007年)に住まいサポートセンターを設置し、住まいに関する各種相談を受け付けています。住まいサポートセンターでは、高齢者や障害者、ひとり親世帯等、住まいを確保することが困難な方を対象に、区と協定を結んだ不動産団体の協力のもと、民間賃貸住宅の空き室情報を提供する「お部屋探しサポート」を実施しています。ノウハウも蓄積され、相談者の約半数に希望する空き室の情報提供が出来ています。

【お部屋探しサポートの実績】

令和2年度(2020 年度)			令和3年度(2021 年度)			令和4年度(2022 年度)		
相談者数	情報提供 人数	提供率	相談者数	情報提供 人数	提供率	相談者数	情報提供 人数	提供率
279人	106人	38%	261人	126人	48%	291人	136人	47%

- 住まいの確保が困難な方の民間住宅への円滑な入居を促進するために、平成29年(2017年)に居住支援協議会を設立しました。関係団体が連携し、住まいの確保が困難な方と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、居住支援に係る情報提供等の支援を実施しています。具体的には、居住支援事業や福祉サービスを紹介するセミナーの開催、パンフレットの発行、区ホームページへの不動産団体協力店リストの掲載などを行っています。令和4年度(2022 年度)からは、都道府県が指定する居住支援法人*(令和5年(2023 年)4月時点で6法人)も参加し、居住支援に関する連携を深めています。居住支援法人は家賃債務保証の提供や賃貸住宅への入居促進に係る住宅情報の提供・相談・見守り等の生活支援、住宅の提供(法人が借り上げた住宅を転貸)等を行っています。
- 住まいを確保することが困難な方向けに、区営住宅等を一定数確保しています。
- 18歳未満の子どもを養育するひとり親世帯の方(所得制限等条件あり)が、対象の住宅に転

居する場合に、区が賃貸人に家賃の一部を補助する「ひとり親世帯家賃低廉化補助事業」を実施しています。

- 特に難しいといわれている精神疾患のある方の居住支援の拡充として、区の救急通報システムや緊急介護人派遣事業の対象に、病院を退院し地域で暮らす精神障害者を加えました。

■今後の課題■

- 高齢者、障害者、子育て世帯等への民間賃貸住宅の提供について、賃貸人の理解促進に引き続き努めていく必要があります。

■取組みの方向性■

- 住まいを確保することが困難な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするために、居住支援協議会を中心に、引き続き居住支援の取組みを推進していきます。
- 地区においては、窓口での相談やアウトリーチにより住まいに関するお困りの方を把握した時には、居住支援機関等に適切につなぎます。なお、繋いだ後も必要に応じて本人に必要な福祉的な支援を実施し、家主や不動産事業者の不安を軽減できるよう努めるとともに、転居後に孤立することがないよう努めます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	高齢・障害者等住宅確保要配慮者への入居支援	民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援やサービス等の推進に取り組みます。お部屋探しサポートでは、区と協定を結んだ不動産団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供しています。
2	ひとり親世帯の居住の安定	18歳未満の子どもを養育する低額所得のひとり親世帯に対する家賃低廉化補助対象住宅を増やす取組みなど、民間賃貸住宅への入居支援を推進します。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	お部屋探しサポートの利用相談者数 【実施計画 施策9-1】	280人 (令和5年度見込み)	290人	290人	300人	300人	1,180人
2	補助対象住宅の新規登録件数 【実施計画 施策9-1】	7件 (令和5年12月時点)	8件	8件	8件	8件	32件

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	お部屋探しサポートによる物件情報提供を受けた利用者数 【実施計画 施策9-1】	120人 (令和5年度見込み)	130人	130人	140人	140人	540人
2	補助対象住宅への入居件数(累計) 【実施計画 施策9-1】	14件 (令和5年12月時点)	24件	32人	40件	48件	48件 (累計)

コラム

お部屋探しサポート

世田谷区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、区内にお住まいの高齢者等の対象となる方に、民間賃貸住宅の空き室情報を提供しています。また、賃貸物件の相場確認や探し方のポイントや契約前の準備等のアドバイス、入居後の居住支援サービス情報を提供するなど、お部屋探しにお困りの方のサポートも行っています。

対象となる方	世田谷区に住まいでのいざれかに該当する方 ○60歳以上の単身、または高齢者のみの世帯 ○障害者の単身、または障害者がいる世帯 ○18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯 ○LGBTQの方 ○外国人(在留カード等をお持ちの方)の方がいる世帯 ※日本語でのご案内になるため、日本語を話せるか、日本語を話せる方をご同伴できる場合に、ご利用いただけます。
実施日時	毎週木曜・第1～4火曜、金曜 午後1時～午後4時 ※祝日及び次の期間を除く 8月10日～20日、12月20日～1月15日
実施会場	○毎週木曜日 世田谷区役所居住支援課 ○第3・4火曜 北沢総合支所区民相談室 ○第1・2火曜 玉川総合支所区民相談室 ○第1・3金曜 砧総合支所区民相談室 ○第2・4金曜 烏山総合支所区民相談室

■めざす姿②■

多様なニーズに応えられる、多様な住まいが確保されています。

在宅での自立した生活を送ることが困難になった方が地域で暮らし続けるために、また、入院中・入所中の方が地域に戻って安心して暮らしていくために、グループホーム*等をはじめ、多様な住まいを整備します。

■現状やこれまでの取組み■

- 区では、住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望がありながら、加齢や障害等により在宅での自立した生活を送ることが困難な方や、地域に戻って暮らしたいという希望を持った病院や施設にいる方のための住まいの確保に取り組んでいます。
- 高齢者の生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームや、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進めています。

高齢者施設種別	令和5年度(2023年度)見込み	
認知症高齢者グループホーム	49 か所	定員 918 人
都市型軽費老人ホーム	11 か所	定員 200 人

- 障害者施設については、東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘からの地域移行先や、本人が望む自立した地域生活を送るための住まいとして、いわゆる親亡き後も見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備を進めています。また、区内の不動産所有者向けのセミナーにおいて、区の障害者グループホーム等の整備事業の紹介・協力依頼を行っています。

障害者施設種別	令和5年度(2023年度)見込み	
中軽度者向けグループホーム (内、精神障害者向けグループホーム)	75か所 (39か所)	定員426人 (定員204人)
重度者向けグループホーム	4か所	定員44人

■今後の課題■

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、支援が必要な高齢者や認知症高齢者が増加する見込みであることから、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム等を引き続き計画的に整備していく必要があります。
- 中軽度者向け障害者グループホームの整備は民間事業者主導により一定程度進んでいる一方、重度者向けの整備は進んでおらず、令和12年度(2030 年度)までに最大で約230人分不足すると予測しています。重度者向けの整備が進まないことで、入所施設からの地域移行が進まない状況となっています。

■取組みの方向性■

- 在宅での自立した生活を送ることが困難な方も、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、病院や施設にいる人が住み慣れた地域での生活に戻れるよう、多様な住まいの適切な供給を図っていきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	支援や介護が必要な高齢者向けの環境整備	生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームや、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進めます。
2	重度障害者向けグループホームの整備	障害者支援施設梅ヶ丘等の入所施設からの地域移行先や住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる住まいとして、重度障害者向けグループホームの整備を進めます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	認知症高齢者グループホームの新規整備数 【実施計画 施策9-1】	整備数 1箇所 累計整備数 49箇所	4箇所	3箇所	4箇所	1箇所	第10期 世田谷区 高齢者保健 福祉計画・ 介護保険 事業計画 に基づく 取組み
1	都市型軽費老人ホーム の新規整備数 【実施計画 施策9-1】	整備数 0箇所 累計整備数 11箇所					整備数 3箇所 累計整備数 14箇所
2	重度障害者向けグループ ホームの新規施設整備数 【実施計画 施策9-1】	整備数 1箇所 累計整備数 4箇所	2箇所	1箇所	4箇所	1箇所	整備数 8箇所 累計整備数 12箇所

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	認知症高齢者グループ ホームの定員数(累計) 【実施計画 施策9-1】	918人	990人	260人	110人	115人	第10期 世田谷区 高齢者保健 福祉計画・ 介護保険 事業計画 に基づく 取組み
1	都市型軽費老人ホーム の定員数(累計) 【実施計画 施策9-1】	200人					260人 (累計)
2	重度障害者向けグループホーム の定員数(累計) 【実施計画 施策9-1】	44人	53人	58人	110人	115人	115人 (累計)

障害者グループホーム

グループホームとは、障害者が地域で自立した生活を送るために、支援員などから生活の援助を受けながら共同で生活する居住の場です。

区内には、令和6年1月現在、79箇所の障害者グループホームがあります。

区では、障害のある人もない人も、お互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現に向けて、生活の基盤である住まいの確保策の一つとして、障害者グループホームの整備を進めています。



(6)日常生活の支援

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■

区民の相談内容や困りごとから日常生活における支援ニーズを把握し、不足する資源やサービスについては、新たに開発することで多様な支援ニーズに対応できています。

福祉の支援ニーズは多様化しており、すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービス以外にも地域での支え合いの活動など、より身近な日常生活の場で、ニーズに沿った支援が切れ目なく、包括的、継続的に受けられることが重要です。そのため、日ごろより区民の相談内容や、支援ニーズから課題を分析し、地域で活動している区民や、地域活動団体、事業者等と連携、協力して多様な主体による多様なサービスを拡充していきます。

■現状やこれまでの取組み■

- 「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区的課題を抽出し、四者連携会議で共有しています。四者連携会議の結果を踏まえて、地区的資源を開発し、新たな日常生活の支援に結びつけています。
- 各地区のまちづくりセンターに、社会福祉協議会の地区担当職員を配置しています。地区担当職員は、地区における分野に関わらない生活支援ニーズ(買い物、話し相手、掃除など)を把握し、そのニーズに対応するために、地区的資源の調査や、様々な関係機関、団体と連携して、一人ひとりの支援ニーズに沿った支援を行っています。
- 社会福祉協議会では日常生活を支援するため、様々な取組みを行っています。

ふれあい・いきいきサロン、 支えあいミニディ	閉じこもり*や孤立・孤独の解消に向け「楽しく」「気軽に」「無理なく」を基本として、区民が自主的に取り組む仲間づくりの活動を支援しています。
ふれあいサービス	福祉的支援を必要とする区民に対し、協力会員として登録した住民が家事支援、生活支援、外出支援を実施します。地域活動団体や住民と連携し、生活支援サービスに取り組んでいます。
地区サポーター制度	町会・自治会、福祉施設、地域団体等公益性の高い地域福祉活動に地区サポーター(住民ボランティア)を派遣しています。
協議体	地域生活課題を解決していくための居場所や生活支援サービスなど新たな地域資源の創出に向け、生活支援サービスの提供主体や地域活動団体が参画する協議体を開催し、定期的な情報共有や連携強化、課題解決に取り組んでいます。

- 子ども・子育て関係の社会資源開発については、各児童館が地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会地区担当者と連携し、子育て関係団体ネットワーク会議等を通

じて、地区における子育て支援の課題の共有をはじめ、地域人材の発掘や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいます。

- 核家族化が進み、育児に不安やストレスを感じている方や手助けを必要としている子育て世帯が増えており、誰もが安心して子どもを育てるためには、地域全体で子どもや子育て世帯を見守り、共に育していくことが大切です。区では社会福祉協議会と協力し、子育てのサポートを受けたい方と援助協力が可能な方による支え合い活動としてファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

■今後の課題■

- 障害者の地域移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するうえで、障害者を対象とした地域資源開発や日常生活支援が不足しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活支援の活動が停滞する、使用していた福祉施設の使用が制限されるといったことも発生しました。停滞した日常生活の支援を再開させ、積極的な支援を実施していく必要があります。
- 支援を必要とする人を、速やかに、かつ適切にサービス(支援)に繋げるためには、開発した地域資源や各支援機関同士のネットワークを強化する必要があります。

■取組みの方向性■

- 引き続き、「福祉の相談窓口」における相談や地域ケア会議、地区アセスメント等により、生活支援等のニーズや課題把握に努め、様々な機関と連携して支援が必要な方に寄り添った包括的・継続的な支援に取り組みます。
- また、区民や地域の活動団体、事業者、NPOなど、多様な主体が参加する協議体の場などで、地域課題の解決に向けた具体的な検討を重ね、必要とされる身近な居場所や生活支援サービスなど、障害者を対象とした地域資源も含め、新たな地域資源の創出に取り組みます。
- 感染防止対策を徹底し、日常生活支援の活動を継続していくとともに、今後は ICT を通じた居場所の充実や多世代交流の機会づくりなど、新しい取組みを検討していきます。開発した地域資源(サロン、ミニデイ等)や支援機関(社会福祉法人、NPO 団体等)などでネットワークを構築し、参加団体間での生活支援に関するニーズや課題の把握、支援実践の共有などの強化を図ります。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	地区の課題に対応した居場所や生活支援サービスの創出	「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の課題を抽出し、四者連携会議を経て、居場所や生活支援サービスを創出していきます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	四者連携会議の開催回数	280回	280回	280回	280回	280回	280回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	生活支援サービスの年度未件数(累計)	80件	82件	85件	87件	90件	90件

コラム

移動販売車の誘致による買い物支援の取り組み

「福祉の相談窓口」では、相談を受ける中で地域生活上の課題を把握し支援を行っていますが、住民の生活を取り巻く環境や状況の変化に伴い、買い物に関するお困りごとの声を多く聞くようになりました。

「バス路線の変更や廃止に伴い、高齢者の買い物不便が生じている」

「徒歩圏内に大型スーパーがあり、これまで不便は感じていなかったが、住民の高齢化が進み、歩いて買い物に行くことが難しくなっている。重い荷物を持ち帰れない」

こうしたお困りごとをアンケート調査の実施や懇談会を通じて住民と共有します。その上で、住民や関係機関等との検討会の開催、スーパー等の企業への協力要請と調整、住民説明会の開催等を経て、移動販売の取組みが各地でスタートしています。

移動販売日には、近隣住民が顔をあわせて「あら元気だった?」「今日はおいしそうなお刺身があるわね!」など、対面販売ならではの会話が弾みます。「生鮮食品や日用品などが、近所で、しかも自分で選べて買い物が出来るのは楽しいね」などの声もいただいています。

移動販売の実施による買い物不便の解消はもとより移動販売と合わせたイベント・出張相談会の開催や、荷物の運搬ボランティアの募集などを通じて、買い物支援から住民同士の交流や絆の醸成や地域づくりにも繋がっていくことが大切です。

今後も各地区の買い物支援ニーズに合わせ、移動販売車の誘致・協力企業等の拡大とともに、移動販売マップの作成や買い物ツアーの実施など、多様な買い物支援サービスの創出が求められています。



(7)就労

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■

働きたいすべての人が、その人らしく働くことができています。

何らかの課題を抱えていて働くことが困難な状況にあっても、その人が望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めて支援していきます。

■現状やこれまでの取組み■

- 区では、三茶おしごとカフェをはじめ、障害のある方や生活困窮者など、相談者の状況に合わせた体制を整備し、あらゆる方が望む働き方を実現できるようサポートしています。

【世田谷区の主な就労支援機関】

三茶おしごとカフェ (三軒茶屋就労支援センター)	国のハローワーク窓口を併設した仕事探しを総合的に支援する相談窓口。キャリアカウンセリング、職業紹介、起業等多様な働き方の提案、求人開拓等を実施。また、事業者の課題解決と高齢者の生活を持続的に豊かにすることを目指すシニアマッチング事業 R60-SETAGAYA-を実施。
ぷらっとホーム世田谷	生活全般にわたる困りごとの相談窓口。福祉的支援が必要な方への就労準備支援、求人開拓、職業紹介、定着支援等の個別支援や就労訓練事業へのつなぎを実施。
就職サポートコーナーきぬた (砧総合支所内)	ハローワークの就職支援ナビゲーターが常駐し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等で、本人に一定の就労意欲や能力が見込まれる方への職業紹介と支援を実施。
シルバー人材センター	高齢者のための臨時的・短期的・軽作業の仕事を民間、家庭、公共団体から請負、委任の形で引き受け、会員に提供。
世田谷区障害者 就労支援センター	障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、安定・充実した社会生活を送れるよう、就労支援、職場定着支援、生活面の支援を一体的に提供。
せたがや若者サポート ステーション	一般就労になじまず支援が必要な若者、就職氷河期世代の方を対象に、相談、集中訓練、仕事講話、職場体験、定着・ステップアップ事業等を実施。
青少年交流センター	若者を対象とした就労体験・就労支援プログラム(P-work)を実施。
男女共同参画センター らぶらす	ライフステージに応じた女性のための働き方・キャリアについての相談に応じる「女性のための働き方サポート相談」を実施。「起業相談」も実施。

- 令和5年(2023年)9月の、世田谷区を管轄するハローワーク渋谷の有効求人倍率は2.0倍と、仕事を探している人よりも求人が多い状況にあります。
- また、令和6年(2024年)4月から障害者雇用率制度(法定雇用率)における算定方法が変更となり、一部の方の週所定労働時間が現行の「20時間以上30時間未満」から「10時間以上20時間未満」に緩和されることで、障害のある方の就労環境についても改善される見通しです。

■今後の課題■

- 労働市場は求人が多い状況にある一方で、ひきこもり状態、障害、病気など、様々な背景により、就労までにステップが必要な方や、その方が望むような働き方ができていない人がいます。そういう方も取り残さないための支援を充実していくことが求められます。
- 働くことができてからも、孤独や不安定な生活など、「働くこと以外の問題」により就労を継続することが困難になることも多く、各就労支援機関のみの支援には限界があります。
- 事業者は、多様な働き方に柔軟に対応し、誰もが働きやすい職場づくりを進めていくことを求められています。
- 収入を得るためだけの就労ではなく、社会貢献や生きがい創出のための就労支援もより充実していく必要があります。

■取組みの方向性■

- 相談者のニーズにより一層応えられるよう、各種就労相談窓口における支援の充実に引き続き取り組みます。
- 就労までにステップが必要な人のために、中間的就労をはじめ、短時間就労や仕事の体験といった場の開発が進むよう事業者に働きかけ、就労に臨む準備段階からの支援をさらに充実していきます。
- 地区においては、福祉の相談窓口をはじめとした各種相談支援機関が、本人に寄り添った相談支援を実施しながら、就労支援につなげることが望ましいタイミングで、本人にあつた就労相談窓口に適切に繋ぎます。繋いだ後も本人が抱えている「働くこと以外の問題」への支援を継続し、就労支援機関とチームによる支援を展開します。また、相談に繋がっていない潜在的な方もアウトリーチにより発見し、適切に窓口に繋いでいきます。
- 事業者が多様な働き方を受け入れて誰もが働きやすい職場環境を作り、個性や能力を経営に活かせるようバックアップしていきます。
- 社会貢献や生きがい創出のための就労支援をさらに充実していきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	中間的就労や仕事体験の場の開発	就労までにステップが必要な人のために、中間的就労や仕事の体験といった場の開発が進むよう事業者に働きかけ、就労に臨む準備段階からの支援をさらに充実していきます。

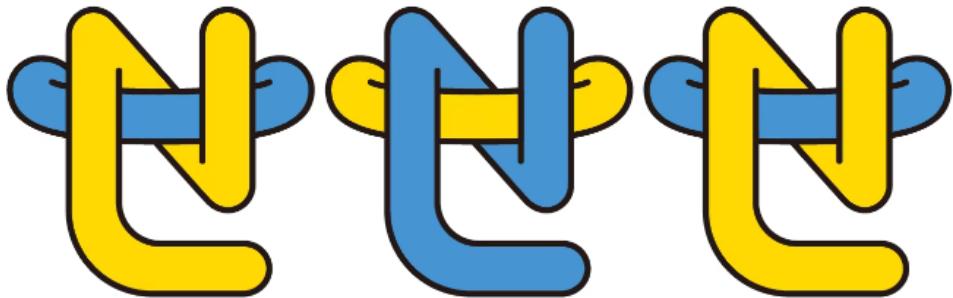
■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数 (累計) (ぱらっとホーム世田谷)	42 事業者 (令和5年 12月時点)	47 事業者	52 事業者	57 事業者	62 事業者	62 事業者
1	中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数 (累計) (せたがや若者サポートステーション)	31 事業者 (令和5年 12月時点)	35 事業者	38 事業者	41 事業者	44 事業者	44 事業者

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数 (ぱらっとホーム世田谷)	172 人 (令和5年 12月時点)	205人	215人	225人	235人	880人
1	中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数 (せたがや若者サポートステーション)	161人 (令和5年 12月時点)	210人	220人	230人	240人	900人

世田谷・福祉生まれのモノゴトを届ける



Produced by
マガジンハウス × 世田谷区

2022年12月、区では、マガジンハウスの福祉をたずねるウェブマガジン〈こここ〉と連携して「世田谷・福祉生まれのモノゴトを届けるプロジェクト〈せせせ〉」をスタートしました。

〈せせせ〉は、多様な特性や特技を持つ人と協働し、ものづくりを続けてきた障害者施設の専門性と、写真や文章、デザインの力を用いて物事を魅力的に発信するメディア企業・マガジンハウスの専門性をかけあわせ、商品の魅力発信や、施設にとっての新しい機会づくりにより、販路拡大と施設利用者の方の工賃向上を目指しています。

ものづくりを手掛ける
世田谷区内の障害者施設

マガジンハウス
〈こここ〉

モノの魅力
ヒトの魅力
コトの魅力

編集するノウハウ
魅せるノウハウ
発信するノウハウ



@SESESE.PROJECT

本事業では、オンラインショップの運営による販路拡大をはじめ、Instagram等のメディア活用、せせせマルシェ開催等を通じて、プロダクトの魅力発信を行うとともに、施設向けセミナー＆ワークショップによる商品開発のアドバイス等により販売をサポートしています。

オンラインショップの送料特別割引や対面販売するスペースの無償提供、店舗での周知PRの協力など、〈せせせ〉の趣旨に賛同いただく企業の輪が広がっています。

(8)学校や教育分野と福祉分野の連携

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿①■

教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、誰一人取り残さない教育を推進します。

いじめや不登校は学校生活における最重要課題の一つであるとともに、どの子にも起こり得るもので、長期のひきこもりのきっかけになることもあることから、迅速な対応が重要です。

また、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、勉強する時間や遊ぶ時間がとれない、睡眠がとれないなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があります。そのため、教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に結びつくよう取り組みます。

教育部門と福祉部門の情報共有を密にし、多職種が連携することで、子ども一人ひとりの特性に応じた支援を実施します。また、保護者が抱えている課題にも着目し、世帯全体を一体的に支援するとともに、いじめや不登校に至る前に適切な支援が実施できるよう取り組みます。

■現状やこれまでの取組み■

- 世田谷区における不登校(病気や経済的理由以外での年度間に累積で30日以上の欠席の児童・生徒)の人数は下記のとおりとなっており、近年急増しています。

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
825名	968名	1,228名	1,540名

- 区では令和2年度(2020年度)は児童の33.6%が私立中学校へ進学しています。
- 区では平成25年(2013年)より、区内在住の子どもや区内の学校・施設などに通っている子どもの人権を擁護し、救済を図ることを目的に「せたがやホッと子どもサポート」を設置しました。区長部局と教育委員会が一体となって救済等に取り組んでいくことを明確にするために、区長と教育委員会の共同設置の附属機関としています。子ども本人の意向に寄り添いながら、助言や支援を行うとともに、子どもの最善の利益を目指し、関係機関に対して協力・改善などの働きかけを行っています。

相談件数	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
新規	208件	300件	367件
前年度からの継続	94件	66件	74件

主な相談内容(令和4年度(2022年度))

いじめ	対人関係	学校・教職員等の対応	虐待	心身の悩み	家庭・家族	子育て
48件	91件	64件	20件	27件	43件	26件

- 令和2年度(2020 年度)に実施した区のひきこもり実態把握調査では、ひきこもりに至った経緯として「不登校から」(29.2%)が最も多く、10 年以上ひきこもっている方の割合が全体の 37.6%と長期化しています。また、ひきこもり対象者だけではなく、同居家族も含めた世帯全体をフォローしていく必要があります。
- メルクマールせたがやでは、区内の中学生、高校生世代で不登校などにより社会参加に一步踏み出せずにいる若者やその家族をサポートする「ティーンズサポート事業」のチラシを、毎年区立中学校全生徒に向けて配布するとともに、中学校個別訪問による事業説明や、「不登校保護者のつどい」での事業紹介も行っています。令和4年度(2022年度)は、教育相談室・不登校支援窓口に出向いての事業説明を行うなど、連携の強化に取り組んでいます。
- 妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるため、区・医療・地域が連携して相談支援を実施している「世田谷版ネウボラ」では、令和5年度(2023 年度)より保健師、子育てプランと一緒に考える「母子保健コーディネーター」、教育・保育施設や子育て支援を円滑に利用できるよう案内などを行う「子育て応援相談員」に、地域において子育てに関する情報提供や相談・支援などを行う「地域子育て支援コーディネーター」を加え、四者がチームとなり、地域の人々や子育て支援につながるよう伴走型相談支援に力を注いでいます。
- 子ども・教育・高齢・障害・生活福祉の各分野の所管課で構成されるヤングケアラー支援連絡会・勉強会を年に数回実施し、ヤングケアラー支援についての検討や情報交換を行って庁内横断的に支援に取組んでいます。
- 区では令和 4 年(2022 年)に区立小学校4~6年生、区立中学校1~3年生、区内在住の高校生世代を対象に、ヤングケアラーに関する実態調査を実施しました。また、子ども家庭支援センターや学校、福祉事業者、児童館等の子ども関係機関など30機関の職員に対し、ヒアリング調査を行いました。
- 社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、区立小中学校からの要請などに基づき福祉分野に関する知見を用いて福祉的課題のある児童・生徒やその保護者への働きかけ、関係機関との連絡・調整を行い、児童・生徒やその保護者及び学校を支援しています。

■今後の課題■

- 不登校児童・生徒の増加傾向が続く中、不登校を未然に防ぐための支援や、不登校状態の長期化またはひきこもり状態になった児童・生徒の支援など、個々の状況に合わせた支援策の充実が重要です。また、相談内容も複雑化・多様化しており、教育と福祉の連携が重要となっています。更なる相談体制・機能の充実と、不登校児童・生徒が長期ひきこもりに移行しないよう、区長部局と教育委員会、学校が連携した早期支援につなげるなど、連携の強化が必要です。
- 「世田谷版ネウボラ」は、妊娠期から就学前の子を対象としているため、保護者が望まない場合、就学を境に支援が途切れてしまう場合があります。さらに義務教育が終わる15歳になると教育委員会の支援も途切れてしまう場合があります。
- 特に国立や私立の小学校、中学校へ通う児童・生徒については区に入ってくる情報も少なく、教育委員会や福祉の支援から漏れやすいといった課題があります。
- 18歳未満のヤングケアラーへの支援は、子ども家庭支援センターが相談窓口となり、各機関と連携し、要保護児童支援協議会の枠組みを活用しながら実施していますが、本人や家族に自覚がないことや、周囲からの見えづらさ・理解不足などから、問題が潜在化する課題があります。
- ヤングケアラーに関する実態調査では、学校や大人に助けてほしいこととして、学習支援や居場所の支援、本人が身近なところで相談しやすい環境づくりなどが多く挙げられています。
- 18歳以上の若者への支援の必要性も増加しています。また、課題自体も複雑化・複合化しており、今後一層の福祉と教育の連携が必要です。

■取組みの方向性■

- 不登校を未然に防ぐことや、ひきこもり状態になった児童・生徒に対し早期の支援につなげるためには、学校や教育分野と福祉分野の連携体制を更に強化する必要があります。既存の世田谷区子ども・若者支援協議会を通じて相互の支援情報の共有や、個別ケースごとの支援会議での連携など、更なる連携強化を図り支援体制を充実させていきます。
- ヤングケアラー支援にあたっては、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の関係機関等との綿密な連携を促進し、早期に必要な支援につながる環境づくりを行うことが重要です。各関係機関等における地域の支援力を強化するとともに、当事者が相談しやすい環境づくりを推進することにより、区におけるヤングケアラー支援体制を強化します。
- また、18歳以上のヤングケアラーには、重層的支援体制整備事業を活用し、多機関協働事業者が中心となって、継続的に切れ目のない支援を行います。また、必要に応じて支援者に同行し、当事者への共感・伴走型支援を行います。
- 区民の様々なライフステージの変化に伴い、支援が途切れてしまわないよう情報システムなどを活用し、情報の連携を推進します。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	世田谷区子ども・若者支援協議会	世田谷区子ども・若者支援協議会において、情報等の共有や支援の内容に関する協議をおこなうとともに、個別のケース検討会議を開催し、教育分野と福祉分野が連携した支援につなげます。
2	不登校支援グループによる相談受付・支援活動の実施	心理士やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援グループを設置し、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行い、早期に適切な支援に結びつけるとともに、学校等への支援体制の強化に取り組みます。
3	ヤングケアラーへの支援の推進	本人や家族に自覚がなく問題が潜在化しやすいヤングケアラーに対し、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の支援団体等が連携しながら、ヤングケアラーとその家族に寄り添い、早期に必要な支援につながる環境づくりを推進します。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	世田谷区子ども・若者支援協議会 (個別ケース検討会議は随時実施)	2回	2回	2回	2回	2回	2回
2	不登校児童・生徒や保護者の支援件数 【実施計画 施策5-1】	560 件 (令和5年度見込み)	580 件	600 件	650 件	650件	650 件
3	ヤングケアラー支援に関する研修等の実施回数 【実施計画 施策2-2】	5回 (令和5年12月時点)	5回	5回	6回	6回	23回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	教育部門と福祉部門の連携が必要なケースについて、支援者が多くのケースにおいて連携が取れていると回答した割合	42.4%	45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	51.0%
2	どこにもつながっていない不登校児童・生徒の割合 【実施計画 施策5-1】	25.3% (令和4年度)	23.0%	20.0%	19.0%	18.0%	18.0%
3	ヤングケアラー支援に関する研修等のアンケートで理解が深まったと回答した人数 【実施計画 施策2-2】	64 人 (令和5年12月時点)	80 人	96 人	96人	96人	368 人

■めざす姿②■

子どもや若者自らが、その時々のニーズにあわせて選ぶことができ、成長ができる多様な居場所や環境が充実しています。

近年は不登校になる子どもが急増し、教育相談室(教育総合センター・教育相談室分室)での来室相談や電話相談、不登校支援窓口での相談件数も増えているほか、各地区の福祉の相談窓口にも不登校に関する相談が寄せられるようになってきています。

子どもや若者が意見を言いやすい環境をつくっていくとともに、一人ひとりの子どもたちが求める居場所を正確に捉え、自己肯定感を高めることができ、主体的に活動する場や機会が充実するなど、様々な居場所を提供する必要があります。

■現状やこれまでの取組み■

- 教育相談室では、学校や社会などへの適応困難を示す幼児・児童・生徒への心理的な援助や、保護者及び学校からの教育や福祉に関する相談に対し、教育相談全般にわたる専門的知識・技能を有する心理教育相談員等により適切な支援を行っています。

※回数とは、1回の面接及び他機関との連携をすべて1として合計したもの。

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
教育相談対応回数※	13,464回	16,141回	15,932回

- ほっとスクール(教育支援センター)は、心理的理由などにより不登校の状態にある児童・生徒が、体験活動やスポーツなどの集団生活を通して、社会性や協調性を育み、自立心を養い、学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援をおこなっています。「城山」「尾山台」「希望丘」の3か所があります。

令和4年度(2022年度)実績	相談・見学件数	入室者数	高校等進学者数	学校復帰者数
ほっとスクール城山	351件	27人	7人	0人
ほっとスクール尾山台	173件	5人	1人	1人
ほっとスクール希望丘	1,211件	44人	9人	3人

- 不登校生徒に応じた特別の教育課程を編成して教育を実施する分教室型の学校として、令和4年(2022年)4月に新たに世田谷中学校学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」を開設しました。
- 主に39歳までの若者がふらっと立ち寄れ、思い思いに過ごすことができる施設として、区内3か所(池之上、野毛、希望丘)に、青少年交流センターを設けています。若者一人ひとりの「やってみたい」、「やってみよう」を、若者の活動をサポートする専門スタッフ「ユースワーカー」が地域の方々と一緒に応援しています。
- 平成27年(2015年)に昭和女子大学と「若者支援の分野における連携協力に関する協定」を締結し、若者の身近な居場所「あいりす」を三軒茶屋に開設しました。小学校5年生から24歳までの女性を対象に年齢の近い昭和女子大学の女子学生スタッフと一緒に遊んだりして過ごすことができます。また、毎月様々なイベントを実施し、若者の居場所を提供しています。

- 多世代交流の場として親しまれている「岡さんのいえ TOMO」にて、平成27年(2015 年)から上北沢に若者の身近な居場所「たからばこ」を開設しています。小学校5年生から中、高生世代が対象となっており、大学生スタッフとその時々の“やりたい”と一緒に楽しみながら過ごしています。
- メルクマールせたがやでは、ひきこもり等の様々な理由から社会と接点が持てず、社会的自立に向けた一步を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた方に対して個人相談等を実施し、就労支援機関である「せたがや若者サポートステーション」と一体的に『世田谷若者総合支援センター』として若者の自立を総合的にサポートしています。
- 令和3年(2021 年)より生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいぶれいす」を開始しました。子どもの貧困対策の推進及び児童相談所設置区におけるセーフティネットの強化として、家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、学習・生活習慣等に課題を抱えている中学生とその家庭を支援しています。
- 社会福祉協議会では「孤食」や経済的理由による「欠食」の状況にある子ども達を中心に、安心できる居場所である「子ども食堂」を支援しています。子ども食堂では地域交流を通じた食育や、皆で食べる楽しさを共有できる場であるとともに、一部の子ども食堂では学習支援もおこなっています。

■今後の課題■

- 児童館が地区の子どもの居場所づくりの拠点となり、地域関係者や活動団体等との関係強化により、成長段階に応じて子どもが安心して過ごすことのできる多様な居場所を確保していく必要があります。
- 子どもの貧困は、単に経済的に困窮しているだけでなく、生きる・育つ・守られる・参加するという「子どもの権利」が保障されないリスクを高めます。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう環境を整備するとともに、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切る必要があります。

■取組みの方向性■

- 子どもを中心とする放課後等の過ごし方について、区や保護者、地域との関わりの中での多様な居場所づくりやつながる仕組みを検討し、子ども自らが、その時々のニーズにあわせて、放課後等の居場所を選び、遊び、成長することができる環境を充実させます。
- 生活困難を抱える子どもに対し、食の提供をはじめとする生活支援や、学習支援の機能をもつ居場所の充実を図るとともに、地域で安心して過ごすことができ、様々な体験や他者との関わりの中で自己肯定感を高められるよう成長と家庭の生活の安定に向けた多様な居場所の確保に努めます。
- 中高生の活動や地域の団体による子ども・子育て支援、学習支援の場の充実のために、児童館の閉館後や休館日の活用を行う等、効率的・効果的な運用を図ります。

- 若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成します。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	子どもの参加・意見表明の機会の充実	子どもに関する施策の策定や実施、評価を行うにあたり、子ども等の意見を反映する仕組みづくりや、フィードバックの場の検討を進めるとともに、地域や社会の課題について、子どもたちが主体的に参加・参画できる取組みを区役所全体で実施手法や事例等を共有しながら、様々な機会を捉えて充実します。
2	子どもを支えるネットワークづくりのための児童館地域懇談会の実施	身近な地区的団体や人々が有機的につながり、日常的に子どもを見守り支えるネットワークをさらに強化していくため、児童館において地域との連絡調整を図るための懇談会を実施します。
3	生活困窮世帯の子どもと家庭を支える学習・生活支援事業「まいぶれいす」の実施	複合的な課題を抱えている子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むための支援を実施します。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	子どもの参加・意見表明の機会の実施箇所数(累計) 【実施計画 施策1-1】	4箇所 (令和5年度 見込み)	6箇所	12箇所	18箇所	29箇所	29箇所 (累計)
2	児童館地域懇談会の実施回数 【実施計画 施策1-2】	65回 (令和5年度 見込み)	68回	70回	70回	72回	280回
3	「まいぶれいす」の実施箇所数(累計) 【実施計画 施策2-2】	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所 (累計)

■取組みの成果指標■

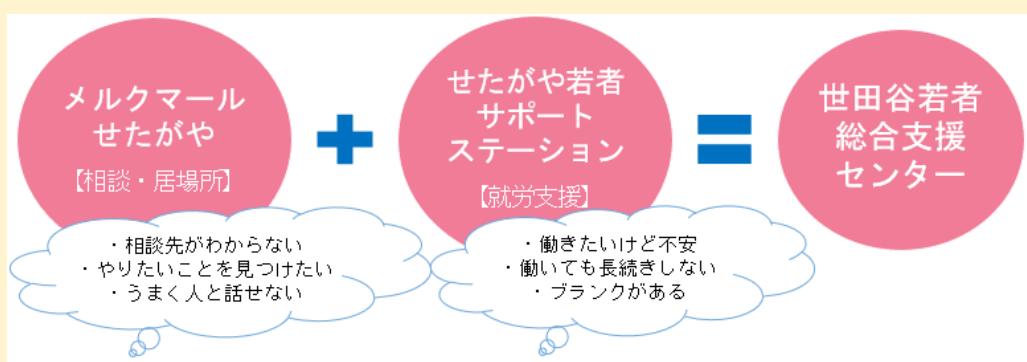
番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	子どもの参加・意見表明の機会への参加者数 【実施計画 施策1-1】	92人 (令和5年度 見込み)	120人	240人	360人	580人	1,300人
2	児童館事業に協力した大人の人数 【実施計画 施策1-2】	3,230人 (令和5年度 見込み)	3,284人	3,679人	3,948人	4,164人	15,075人
3	「まいぶれいす」の利用者数 【実施計画 施策2-2】	2,500人 (令和5年度 見込み)	4,400人	4,800人	4,800人	4,800人	18,800人

コラム

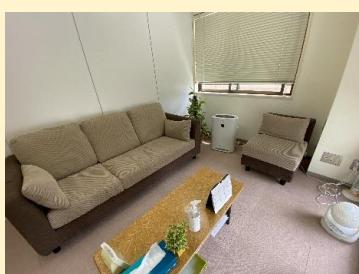
10周年を迎える「メルクマールせたがや」

メルクマールせたがや(以下、「メルクマール」)は、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱えた若者の相談・支援機関として2014年9月に開設されました。公認心理師等専門職による個別相談や居場所プログラムの他、家族支援、訪問相談などのアウトリーチにより、若者等の生きづらさを心理面からサポートしています。

また、先行して開設されていたせたがや若者サポートステーション(以下、「サポステ」)と同建物内で、「メルクマール」は若者が社会参加に向かって歩を踏み出すまでを、「サポステ」は働くことやその準備を、両機関が「若者総合相談センター」として一体となり生きづらさを抱えた若者をサポートしてきました。



一方でこの10年の間に8050など高齢の親と中高年のひきこもりの子が同居する世帯の問題が社会的にクローズアップされるなど、対象者の年齢を問わないひきこもり支援が求められるようになりました。当事者やご家族の声も背景に新たに開設された世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」(15ページ参照)を構成する1機関として、現在は年齢上限を撤廃しひきこもり等当事者の方とそのご家族をサポートしています。(ただし居場所のみ年齢制限あり)



相談室



居場所



外出プログラムの様子

相談前に参加できる居場所や家族セミナーで「メルクマール」を体験いただくことも可能です。電話、メール、HPのフォームからお気軽にお問合せください。

(<https://3cha.tokyo/>)



※「メルクマール」は、目印や道しるべなどを意味するドイツ語です。一人ひとりが進みちを迷わない道しるべのような場になりたいという想いを込めて名付けられました。

(9)社会参加の促進

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■

地域住民同士の新たなつながりが芽生え、住民の地域活動などへの参加意欲が向上し、区民の社会参加が促進されます。また、自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場(居場所)を充実させ、誰もが活躍でき次代へつながる循環型の社会参加が実現しています。

世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化、また、ここ数年の新型コロナ禍による活動制限により、人との関わりや社会参加の機会が減少し、孤独・孤立などが社会問題となっています。本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すことができるよう、多様な社会参加につながるような場(居場所)を充実させることが必要です。

また、幼少期から地域の活動に参加し、地域の一員となって意見を述べることや、参画することで主体性を育み、社会参加が身近になることを目指します。地域と関わりながら育った子どもたちは、やがて大人になり、今度は親の立場として地域に支えられながら子育てをし、子育て後は地域活動の担い手になってもらうような循環型の社会参加を目指します。

■現状やこれまでの取組み■

- 「区民意識調査」では、区民の地域活動への参加経験・参加意向について、「参加している」が 17.1%、「今は参加していないが、今後参加してみたい」が 16.9%となっています。
- 令和4年(2022 年)に実施した「高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査」では、「現在、地域で参加している活動や講座」がないと回答した人が 69.8%であり、「地域活動に参加しない理由」については、「きっかけがない」(28.6%)、「関心がない」(24.8%)、「面倒くさい」(19.8%)となっています。また、「ふだん、どの程度、人(家族を含む)とあいさつ程度の会話や世間話をしますか(電話を含む)。」では、「2週間に1回以下」と回答された方が全体の 2.4%であり、特に男性の割合が高くなっています。
- 令和4年度(2022 年度)に実施した、「子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定に伴うニーズ調査」では、「子どもが成長するうえで大切だと思うこと」に対して「地域の見守り」と回答した保護者は 5.5%(未就学児童)であり、現在の子育て世代は地域の必要性を感じなくなっています。
一方で、地域の子ども・子育てに携わることに肯定的な回答をした方は 64.5%(未就学児童)であり、参加意欲は高く、地域での子育て活動へつなぐ仕組みづくりが必要です。
- ひきこもり状態にある方の居場所事業の実施や地域家族会との連携、精神障害者自身の経験を活かした交流等を行う「ピアサポート活動」を充実させています。「支え手」・「受け

手」という関係を超えて、互いに支え合うことができるような社会参加の場を充実させてきました。

■今後の課題■

- 社会的な孤立や孤独が深刻な社会問題となっており、地域の中で継続的な交流ができる「居場所」に多くの方がつながることができ、そうした場において「役割」があることが重要です。あらゆる人が地域社会とつながり、いきいきと暮らし続けられるよう、多様な社会参加の機会の拡充が求められています。
- 特に、孤独や孤立を抱える男性高齢者が増加しており、どのようにアプローチしていくかが課題となっています。
- コロナ禍をとおして就労をしていても、職場での人付き合いの希薄化などにより、20代や30代の若者の孤独・孤立が増加しています。
- 社会参加にはボランティア的なイメージがありますが、仕事をリタイヤした世代に限らず、若者や子育て世代も含むすべての世代が、対価を得ることができ、副業として担えるような仕組みづくりを行い、社会参加を加速させる必要があります。

■取組みの方向性■

- 地域住民同士が継続的に交流できる機会を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりを心掛け、社会参加につながるよう、自身の自己有用感や地域の一員としての主体性を育みます。また、地域に対して意識変容を働きかけるなど、住民相互の関係性を深め、助け合える関係性の構築や地域コミュニティの醸成を図ります。
- 誰もが活躍でき、循環型の社会参加を実現するため、子ども・若者が積極的に参加できる場や地域で力を発揮できる機会の充実を図ります。また、子育て家庭や子育てを支える多様な世代が地域の中でつながりながら、ともに学び、活動し、交流できる場や機会を充実していきます。
- 自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場(居場所)を充実させていきます。特に男性の高齢者や、若者へのアプローチを強化していきます。
- 社会参加において、対価を得ることができ、副業として担えるような新たな仕組みづくりを行い、社会参加を加速させていきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進	ティーンエイジカーニバルをはじめ若者自らの主体的な活動をとおして自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成します。
2	青少年交流センターのプログラムの充実	青少年交流センターを利用する若者が、主体的にプログラム活動に参加できる体制を整備することで、参加した若者の達成感や自己肯定感を高め、自らの意思で地域で活動する機運を醸成します。
3	社会参加につながることができる地域資源の開発【再掲】	社会参加の機会を掴めない方や、社会参加を希望しても社会につながることが困難な方が、地域で孤立することなく、自らが役割や居場所を見出し多様な接点を確保できるような地域資源を開発します。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	ティーンズプロジェクトの実施回数 【実施計画 施策3-1】	130回 (令和5年度 見込み)	133回	136回	139回	142回	150回
2	青少年交流センターにおける若者が主体的に参加・参画するプログラム数 【実施計画 施策3-1】	110回 (令和5年 12月時点)	140回	150回	160回	170回	620回
3	地域資源の開発における団体訪問件数【再掲】 【実施計画 施策8-2】	6,358件 (令和5年度 見込み)	6,600 件	6,800 件	7,000 件	7,200 件	27,600 件

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	児童館利用者のうち、主体的な活動に取組んだ若者の人数 【実施計画 施策3-1】	3,500人 (令和5年度 見込み)	3,550 人	3,600 人	3,650 人	3,700 人	14,500 人
2	青少年交流センターのプログラムに若者が参加した人数 【実施計画 施策3-1】	6,454人 (令和5年度 見込み)	10,500 人	11,000人	11,500人	12,000人	45,000人
3	社会参加の支援につながる地域資源数【再掲】 【実施計画 施策8-2】	1,816 箇所	1,830 箇所	1,850 箇所	1,870 箇所	1,890 箇所	1,890 箇所
3	地域で人とのつながりを感じられると思える区民の割合	63.3%	63.5%	64.0%	65.0%	66.0%	66.0%

ピアサポート事業 みつけばハウス

みつけばハウスは、当時、具体的な支援が行われていなかった高校・大学世代の発達特性のある若者に対し、様々なプログラムや居場所の提供を行う取組みとして平成28年度に本格的に事業を開始しました。



落ち着いた室内環境

本事業は、同じような境遇にある当事者による支援(=ピアサポート)により、利用者が抱く生きづらさへの共有・共感から孤立防止や社会参加の意欲向上を目指しています。

この間、多くの若者がみつけばハウスでの活動を通じ、自己表現や主体的な人との関わりの楽しさに気付くなど、新たな世界を発見してきました。以下みつけばハウスの主な取組みを紹介いたします。

●みつけばハウスのワークショップ

様々な体験ができる多種多様なプログラムを月20回程度開催しています。講師はぴあサポーターと各業界でその道を極めたプロフェッショナルです。



利用者さんの作品

●みつけばミドル



ミドル事業の様子

令和3年度からは、ミドル世代(30代~50代)に対象年齢を拡大したプログラムも開始しました。参加者が「居たいようにいられる場所であること」をコンセプトに、発達障害が背景に考えられるミドル世代のひきこもり予防・対策として、居場所事業を開展しています。

●啓発活動、関係機関との連携

「世界自閉症啓発デー」における区役所等のブルーデコレーションによる啓発活動や、小中学生向け出張プログラム、他の支援機関との連携にも取り組んでいます。



区役所でのブルーデコレーション



小中学生向け「化石掘り体験」

(10)防犯・防災

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■

区民一人ひとりの防犯・防災意識が向上し、安全安心に暮らし続けることができるまちとなっています。

防犯・防災は誰にでも関わりのある取組みであり、身近な地区の活動に参加することで、顔見知りが増え、住民同士のつながりが広がっていきます。つながりが広がることで、住民同士の見守りや声掛けが行われ、日常生活における困りごとや災害時の避難等に不安を抱えている方などにも気づくことができるようになります。

そのような住民同士のつながりによって、犯罪や消費者被害を未然に防止し、災害時には助け合うことができるまちづくりを進めます。

■現状やこれまでの取組み■

- 24時間どこからでも入り込む犯罪から安全安心な生活を守るために行政、事業者、住民がスクラムを組み、地域ぐるみで隙間なく犯罪防止に取り組むことが重要です。区では、24時間安全安心パトロール、防犯設備(防犯カメラ)への整備支援、特殊詐欺被害の未然防止に向けた自動通話録音機の貸出などを実施しています。また、災害・防犯情報メール配信サービスなど様々な広報媒体による注意啓発を行うとともに、地域住民や事業者による注意啓発活動や見守り活動を支援、促進しています。
- まちづくりセンターは、地区における災害の対応力を高めるため、地区における防災情報の発信、学習の機会の提供、地区防災計画の作成の支援により、防災意識やコミュニティを基礎とした助け合いの意識の向上と防災活動への参加促進を図っています。
- 令和4年(2022年)4月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」を改定し、個別避難計画作成に取り組んでいます。
- 社会福祉協議会では、地域活動の担い手である地区サポーターの中から災害時の安否確認やニーズ調査等に協力する方を災害福祉サポーターとして登録する制度を設け、担い手の確保に取り組んでいます。
- せたがや災害ボランティアセンター(世田谷ボランティア協会*)では、災害発生に備えて拠点運営の体制作りや訓練を重ねるとともに、災害に関する学習・啓発活動、災害ボランティアの養成・人材登録活動、災害問題に取り組む個人・団体とのネットワークづくり、災害時に特別な支援を必要とする方たちの問題への取組み、資金・資材の寄附の呼びかけなどを行っています。

■今後の課題■

- 令和4年度(2022 年度)区民意識調査では、「防災に対して日頃から心がけていることはありますか」という質問に対して「防災知識の向上」は7割を超えていました。その一方、「地区での避難所運営訓練や防災塾*への参加(15.2%)」、「避難行動要支援者の支援(16.4%)」は1割半ばにとどまっています。
- 区内の刑法犯認知件数は、平成14年(2002 年)の約16,000件をピークに減少し、令和4年(2022 年)は約3,700件にまで減少しましたが、一方で、特殊詐欺については、いまだ多くの被害(過去5年平均認知件数は約230件)が確認されており、依然高止まりの状況が続いています。

■取組みの方向性■

- 身近な地区で行われる防犯や防災の活動への区民参加を促進します。
- 見守りや声掛けが行われることで、犯罪や消費者被害の未然防止、避難行動要支援者への支援などを心がける人が増え、災害時にも助け合うことができるまちづくりを進めます。このため、四者連携による地区の関係団体等への啓発活動などにより、ネットワークのつながりを活用し、取組みを広げます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	防災塾の実施	地区防災力の向上を図るため、各地区において「防災塾」を実施します。地区防災計画の検証・ブラッシュアップを図ることを目的として実施し、地区防災計画の実効性と認知度の向上を目指します。
2	女性防災リーダーの育成	多様性を認め合う視点を防災の取組みに反映させるため、区の養成講座を実施し、女性防災リーダーを育成します。あわせて、地域に向けて多様性を認め合う視点を啓発するため、女性防災リーダーを講師とした区の研修を実施します。
3	マイ・タイムライン作成を通じた意識啓発	風水害に備え、マイ・タイムライン作成に向けた講習会を実施し、地域の災害リスクや自らの家族構成、生活環境等に合わせた避難行動をあらかじめ認識してもらうことで、風水害時の自助、共助の意識を啓発します。
4	「ながら見守り活動」の推進	地域の見守りや防犯活動のすそ野を広げて地域の目を増やし、ウォーキングや犬の散歩、買い物、仕事など日常生活を「ながら」、子どもの安全確保や高齢者見守りをする「ながら見守り活動」を推進することで、地域防犯力の向上、犯罪の未然防止を目指します。
5	個別避難計画作成の推進	災害時における要配慮者のうち、避難行動要支援者数は転出・転入、出生・死亡、要介護認定や障害認定の変更などにより、毎年20%前後変動しています。そのため、新たに避難行動の支援が必要となった方及び前年度までの未回答者に対し案内を送付し、安否確認や予め避難支援者となる方との情報共有等のために個別避難計画の作成を推進します。特に多摩川洪水浸水想定区域内における未回答者に対しては委託を通して福祉の専門職との連携を強化していきます。

■取組みの行動量■

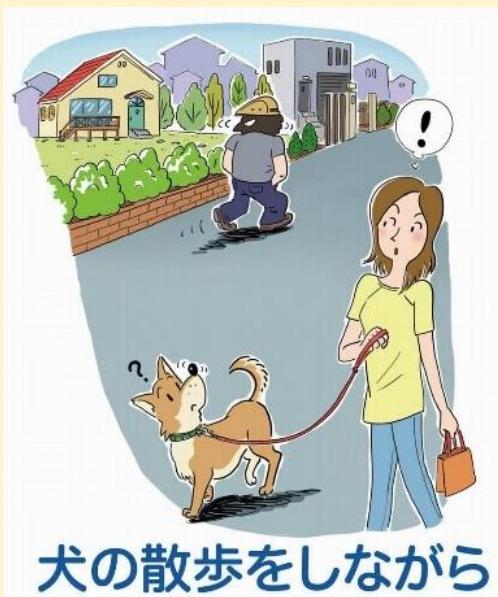
番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	防災塾の実施回数 【実施計画 施策10-1】	28回 (令和5年度見込み)	28回	28回	28回	28回	112回
2	女性防災コーディネーター養成講座の修了人数 【実施計画 施策10-1】	修了人数 0人 累計人数 34人	20人	20人	20人	20人	修了人数 80人 累計人数 114人
3	マイ・タイムライン作成 講習会実施回数 【実施計画 施策10-1】	—	2回	2回	2回	2回	8回
4	瞬間ボランティア*育成 講習会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	4回
5	個別避難計画作成案内 送付者数 【実施計画 施策10-1】	8,452人	5,700人	5,700人	5,700人	5,700人	22,800人

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	防災塾に参加したことで、自分の地区の災害リスクや、自らとるべき避難行動を理解した人の割合 【実施計画 施策10-1】	73.1% (令和4年度)	80%	83%	86%	90%	90%
2	女性防災コーディネーターによる防災研修(地域啓発研修)参加者数 【実施計画 施策10-1】	285人 (令和5年度見込み)	510人	510人	510人	510人	2,040人
3	講習会に参加し「マイ・タイムライン」を作成した人数 【実施計画 施策10-1】	—	50人	50人	50人	50人	200人
4	瞬間ボランティア育成 講習会の参加者数	26人 (令和5年度見込み)	50人	50人	50人	50人	200人
5	個別避難計画作成数 (多摩川洪水浸水想定区域内) 【実施計画 施策10-1】	340件 (令和5年度見込み)	60件	70件	80件	90件	300件
5	個別避難計画作成数 (多摩川洪水浸水想定区域以外) 【実施計画 施策10-1】	3,200件 (令和5年度見込み)	640件	640件	640件	640件	2,560件

「ながら見守り活動」をしませんか？

決められた人や団体だけが地域の見守りをするのではなく、区民の皆さんのが犬の散歩、買い物、庭仕事などを行いながら、「目配り(見守り)」、「あいさつ」、「声かけ」などといった活動を通じて、地域の子どもたちや高齢者らを多くの目で見守ることで、犯罪の未然防止や地域の安全を守ろうとする活動です。一人ひとりができる範囲で行動し、大きな見守り活動の輪を広げましょう！



犬の散歩をしながら



仕事をしながら

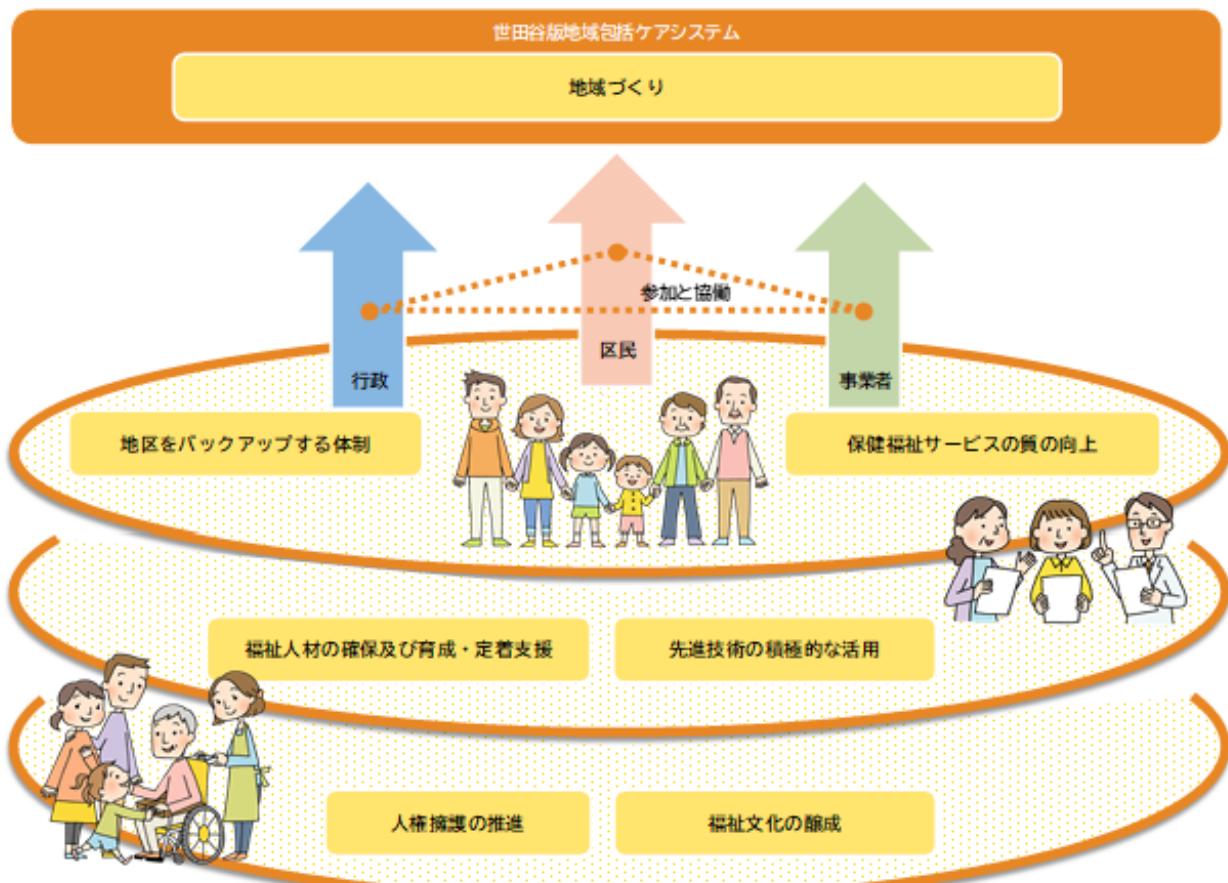


花の水やりをしながら

第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保及び育成・定着支援、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。

図表 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備のイメージ図



(1)地域づくり

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■(重層的支援体制整備事業—地域づくり事業—)

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うことで地域における活動の活性化・発展が図られています。

区では、これまで各分野において地域づくりを進めるとともに、すべての地区において地域包括ケアの地区展開を実施し、参加と協働の地域づくりを実践してきました。

一方で、課題の多様化や、複雑化・複合化などにより、既存の事業に留まらない地域づくりが求められています。

また、持続可能な社会を構築するためには、多様な出会いの機会・場を創出し、区民や事業者、行政が持つそれぞれのアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで、新たな価値創造を可能とする地域社会を実現していく必要があります。

■現状やこれまでの取組み■

- 各地区では、地域包括ケアの地区展開として「参加と協働の地域づくり」を実施しています。「参加と協働の地域づくり」では、地区の現状や課題を広く把握し、地区の課題解決に向けた取組みを促進するため、地区アセスメントを作成しています。

「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の課題を抽出し、四者連携会議で共有しています。四者連携会議の結果を踏まえて、地区に必要な資源の分析をおこない、資源開発に結びつけています。

- 各地区での取組事例や地域活動を「地域包括ケアの地区展開報告会」にて報告し、共有することで、資源開発の手法等を学び、地区の資源開発に役立てています。

実施年	開催内容
平成 29 年(2017年)	○事例発表:池尻・北沢・用賀・砧・上北沢地区
平成 30 年(2018年)	○事例発表:上町・松沢・深沢・成城・上祖師谷地区
令和元年(2019年)	○事例発表:下馬・新代田・九品仏・喜多見・烏山地区
令和2年(2020年)	○事例発表:上馬・代沢・奥沢・祖師谷地区
令和3年(2021年)	○事例発表:太子堂・梅丘・等々力・船橋地区
令和4年(2022 年)	○事例発表:若林・経堂・松原・上野毛・二子玉川地区
令和5年(2023 年)	○事例発表:池尻・北沢・上北沢・上祖師谷・烏山地区

- 福祉の各分野においても地域づくりを進めています。

【社会福祉法第106条の4第2項第3号(地域づくり事業)を構成する地域づくり事業】

	事業名	主な区の取組み内容
介護	地域介護予防活動支援事業	○通いの場づくり 運動等による介護予防を目的とした自主活動団体の立ち上げ及び自主活動団体への活動継続支援など「通いの場」づくりを実施しています。 ○せたがやシニアボランティア・ポイント事業 高齢者が地域活動に参加するきっかけの一つとして、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」を実施することで、健康寿命の延伸及び地域で支えあう仕組みづくりを推進しています。
	生活支援体制整備事業	社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者等の地域における自立した日常生活の支援等の体制の整備を推進しています。ボランティア等を担い手とした生活支援等サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築、ニーズに応じた資源のマッチング等を行っています。また、生活支援コーディネーター、生活支援サービスの提供主体及び地域活動団体等が参画し、定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした協議体を、全区及び各地区において実施しています。
障害	地域活動支援センター機能強化事業	地域住民や他機関とのプログラム、商店街活動への参加、地域中学生職場体験受入れや調理実習などを実施しています。
子ども	地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供や、交流の促進、子育てに不安や悩み等を持っている保護者に対する相談や援助を行うとともに、必要な情報提供や子育て、子育て支援に関する講習などを実施しています。
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	○フードパンtry事業 地域の社会福祉法人や NPO 法人、子ども食堂等地域支援に携わる方等と連携し、食の支援を通じて身近な地域で生活困窮者を支えています。 ○ひきこもりの状況に関する理解促進を目的としたセミナー等の開催 複雑化・複合化した問題を抱えがちなひきこもりへの理解促進や、地域住民の活動を活性化させ、身近な地域でひきこもり当事者や家族を支える共助の取組みを推進しています。

- 各地区においては、子ども・子育てに関する資源開発として、児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者が連携し、地域人材の発掘や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいます。
- 地区では高齢者を対象としたスマホ講座に学生のボランティアが参加するといったことや、認知症のアクションチームが子どもたちに認知症に関する絵本の読み聞かせを行うなど、少しずつですが、多世代交流や地域共生につながる取組みが始まっています。

■今後の課題■

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間のニーズを抱えた方に寄り添い、伴走支援を実践するためには、本人やその世帯の希望に沿った多様な場・居場所が必要です。
- 地区や地域には多様な区民のつながりや活動があり、団体間の情報共有や協働は現在も行われていますが、横につながり交流する機会を増やし、活動の活発化と相乗効果の発揮を図ることで、団体活動の活性化と地区・地域の課題解決に資するものと考えられます。
- 将来の人口減少局面を見据え、次代の社会を担う子ども・若者が住み続けたい、住みたくなる地域づくり、子育てしやすい環境づくりを推進していかなければなりません。子育て世帯や子育てを支える多様な世代が、交流できる場や機会を充実させる必要があります。
- 福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組みにも着目し、環境整備を行うことが必要です。
- また、多様な主体が出会い、つながりの中からさらなる展開を生む機会となるプラットフォームを形成することで、ワクワクする地域づくりを進めていく必要があります。

■取組みの方向性■

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に寄り添い、伴走支援を実践するため、多様な場・居場所づくりや、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけ合う関係性を地区で生み出します。
- 地区においては地区アセスメントを区民参加により意見を伺いながら作成(更新)し、また地域においては世田谷区地域行政推進計画に示す地域経営方針により、課題と対応の方向性を明らかにします。あわせて課題の共有化を図るとともに、参加と協働による課題の解決を促進します。
- 地区において地区情報連絡会を開催し、地区で活動する団体等が幅広く情報や課題を共有することにより、地域活動の活性化に結び付くように支援します。また、地域をつくり支える存在である区民や団体が自ら意見を述べ、情報を発信・共有するための新たな仕組みづくりに向け、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、互いに協力して自治を進められるように支援します。
- 身近な地区において、児童館が多様な地域資源と連携し、相談支援や見守りネットワークの中核的役割を果たすことにより、切れ目ない支援や見守りを強化し、子どもや子育て家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。
- 地区における四者連携を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。あわせて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。
- 一つ一つの事業に多世代交流の視点を盛り込んで展開することにより、多世代交流が可能な事業、施策、拠点を充実させていきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	地域づくり事業 (重層的支援体制整事業－地域づくり事業－)	複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に寄り添い、伴走支援を実践するためには、多様な場・居場所づくりをおこなうとともに、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけ合う関係性を地区で生み出していく。
2	子育て支援における地域資源開発の推進	身近な地区的子育て支援を一層推進するため、児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者による子育て関係団体ネットワーク会議を各児童館において実施し、子育て支援に必要な地域資源の開発や活動団体間の連携に向けたコーディネーター等に取組んでいきます。
3	地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくり	地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくりにより地区情報の共有化を図ります。地区への関心の醸成により、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、互いに協力して自治を進められるための基盤とします。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
2	子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数 【実施計画 施策2-1】	87回 (令和5年度見込み)	95回	98回	99回	104回	396回
3	地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォーム定着数 【実施計画 施策22-2】	－	5地区	15地区	28地区	28地区	28地区

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	区民意識調査で、地域での支え合いが必要だと考え、状況に応じて積極的な声掛けなどを行いたいと回答した区民の割合	20.8%	21.5%	22.0%	22.5%	23.0%	23.0%
1	地域住民の居場所や支えとなる地域資源の数	1,816箇所	1,830箇所	1,850箇所	1,870箇所	1,890箇所	1,890箇所
2	児童館と連携している子育て関係団体の数(累計) 【実施計画 施策2-1】	215団体 (令和5年度見込み)	240団体	250団体	255団体	270団体	270団体(累計)
3	地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームの登録者数 【実施計画 施策22-2】	－	250人	1,000人	2,400人	3,800人	3,800人

※重層的支援体制整備事業における取組の成果指標についてはP41をご覧ください。

☆つなぐ烏山☆でつながろう！



～烏山地域にお住まいの方と活動している皆さんのが仲間です～



☆つなぐ烏山☆って？

正式名称は「絆つながる地域包括協働体☆つなぐ烏山☆」といい、烏山総合支所保健福祉課と烏山地域社会福祉協議会事務所が事務局となって、烏山総合支所の各課と地域の皆さんによる運営委員会を組織し、運営しています。

「つながりたいをつなぐ」「ゆるやかにつながる」をコンセプトに、烏山地域の地域共生社会の実現に向けて活動しています。

何をやろうとしているの？

地域の方が、福祉的な課題を抱えている方に気づいて福祉の支援者へ相談したり、逆に、福祉の支援者が、福祉的な課題の解決にあたって町会・自治会、商店街、活動団体など地域の方の力を借りたりということが自然にできるよう、各分野の関係者や支援者が知り合い、もっとつながりを持てるようになることをめざしています。

どんな活動をしているの？

★心のバリアフリー研修…主に精神に障害のある当事者を講師に招き、生活していく困ることや日頃感じていること等のお話を聞くことを通して、参加者の皆さんに障害に対する理解を深めていただくために年数回、様々な機会に実施しており、研修生は、烏山地域の区職員から民生・児童委員、町会・自治会等へ広がっています。

★烏山交流・名刺交換会…烏山地域で活動しているいろいろな団体を知ってもらい、またお互いに顔見知りになってもらうために交流する場として年1回開催しており、福祉関係の方が中心ですが、地域のまちづくりやスポーツの関係者なども参加しています。

★つながりたいをサポート…烏山交流・名刺交換会等で知り合った団体同士のつながりをサポートしています。また、コロナ禍で切れてしまった関係先との仲介役も担っています。

★SNS…関係者や支援者がタイムリーに情報を発信し、手軽にお互いの活動やニーズをキャッチし、つながるきっかけになることをめざして、Facebookを試行的に運用しています。

多世代が交流している子ども食堂

子ども食堂とは、共働き家庭やひとり親家庭などで、遅くまでひとりで過ごす子どもたちの孤食、経済的理由による欠食などを少しでも減らすため、無料または安価な料金で食事の提供等を行う地域活動です。

区内ではたくさんの団体が活動を行っており、世田谷区社会福祉協議会では、子ども食堂が安心して活動できるよう、開設の相談や食品衛生に関する研修、食材費の補助や支えあい活動保険加入などの支援を行っています。また、子ども食堂同士が、情報共有や連携できるよう「子ども食堂団体連絡会」を開催しています。

子ども食堂は地域の方の自発的な取組みで、活動内容は様々です。主な参加者は子どもとその保護者で、子ども同士や幅広い年代の運営スタッフとのほほえましい交流が行われています。最近では、子どもを中心に地域の大人も受け入れた多世代型も徐々に増えています。地域の多世代交流の拠点として、子ども達と大人とのふれあいを通じ、地域での安心感と信頼感が育まれることが期待されています。



(2)人権擁護の推進

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿①■

すべての区民の個人の尊厳が重んじられ、自発的な意思が尊重され、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダー・アイデンティティ、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を認め合い、自分らしい生活が継続できています。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重される必要があります。また、地域住民が互いの多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた人権意識の啓発・理解促進が必要です。

■現状やこれまでの取組み■

● 成年後見制度

- 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の権利を守るために、社会福祉協議会へ成年後見制度利用支援事業を委託し、相談や区民後見人養成などを行うことで、権利擁護事業に取り組んでいます。
- また、社会福祉協議会が設置する成年後見センターを中核機関として位置づけ、広報・相談・制度利用の促進、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士、医師などの職能団体や支援機関、民間の金融機関を構成員とした地域連携ネットワーク会議を構築し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や、情報共有をおこなっています。

● 認知症施策

- 区では、認知症の人を含むすべての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を目指し、令和2年(2020年)10月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。また、本条例の推進計画として、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定し、認知症施策を総合的に推進しています。
- 認知症のおおよそ初期段階の方を対象とした認知症初期集中支援チーム事業や本人の尊厳と権利を最大限に尊重した専門職によるケアプランの作成等の際、本人の希望を聴きながら意思決定支援を行えるよう、支援者の意識醸成を図っています。

● 障害者の理解促進

- 心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブ*な地域共生社会を実現するために「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条

例」を令和5年(2023年)1月に施行しました。

- 「手話が言語である」ことの理解促進を進め、手話を必要とする人の権利が尊重され、手話を必要とする人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会実現のため、「世田谷区手話言語条例」を制定しました。
- 子どもの権利
 - 区は、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、平成13年(2001年)に23区初となる「世田谷区子ども条例」を制定しました。また、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指し、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート(略称:せたホッと)」を平成25年(2013年)に設置しました。
 - 区は、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が確保された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現に向け、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱とした、予防型の児童相談行政への転換を図るため、令和2年(2020年)年4月に児童相談所を開設しました。
 - いずれも様々な相談機関等との連携により地域全体で人権擁護を推進しています。
- 男女共同参画と多文化共生の推進
 - 区は、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会を実現するため、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を、平成30年(2018年)4月に施行しました。
 - 区は、男女共同参画の推進に向けて、人権の尊重や擁護といった根源的な視点に立ち、配偶者暴力相談支援センターの機能整備とその充実、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(子を産み育てるに關わる健康と権利)への配慮や健康支援、国や他自治体に先駆けて導入した「パートナーシップ宣誓・ファミリーシップ宣誓」をはじめ性的マイノリティ*に対する理解促進と当事者の日常生活の支障を取り除くための支援に取り組んでいます。
 - 区では「世田谷区多文化共生プラン」を策定し、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安全・安心に暮らせる多文化共生のまち せたがや」を基本理念に外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進しています。
 - 区は、多文化共生の意識づくりを推進し、外国人に対する偏見や差別を解消するとともに、外国人が地域住民との相互理解を深め、地域で活躍できる場づくりを行っています。また、多言語や、普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した「やさしい日本語」等を幅広く活用し、外国人が安心して地域で生活するために必要な情報を入手することができ、困りごとを相談できる体制づくりに取り組んでいます。
- 犯罪被害者等への支援
 - 犯罪は、ある日突然、一方的に巻き込まれ、被害者やその家族等の生活が一変してしまうことが少なくありません。またその影響は、精神面、身体面、経済面、生活上の問題、仕事や学

校の問題など、多岐に及ぶ場合もあります。区は、令和3年(2021年)6月に「犯罪被害者等相談窓口」を設置し、庁内・関係機関と連携しながら、権利の主体である被害者等が、尊厳と損害を回復し、安全に安心して自ら希望する人生を歩んでいけるよう支援を行っています。

■今後の課題■

- 区はこれまでも、これからも基本的人権が侵されることなく、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現を目指していますが、国内には未だに 17 の主な人権課題※1があげられています。
- 区は「世田谷区子ども条例」に基づき、「せたホッと」や児童相談所の設置など、子どもの権利保障と最善の利益の確保に取り組んできましたが、いまだ児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状があります。すべての子どもには意見表明権があり、子どもの最善の利益は子どもの意見表明の先にあることを前提に、子どもを権利の主体として尊重し、意見を表明できる環境を整える必要があります。こうした中で、特に児童相談所等が行政処分を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、制度を構築する必要があります。
- 性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により苦しんでいる人がいます。性のあり様を否定されたことや、排除されたこと、隠してきた経験などから、自分のセクシュアリティがそのまま受け入れられるのか、周囲からの見方が変わってしまうのではないかと不安に思う方も少なくありません。
ジェンダー・アイデンティティや性的指向が十分に尊重されながら、安心して支援を受けることができるよう、福祉的支援にかかる対応力の向上と体制の充実、利用できる制度や資源の拡充が求められています。
- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

■取組みの方向性■

- 女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向け、人権意識の啓発や・理解の促進に取り組みます。
- 区は、国や他自治体に先駆けて性的マイノリティへの理解促進や施策を充実させてきましたが、より一層、性的マイノリティのジェンダー・アイデンティティ・性的指向が十分に尊重され、安心して福祉的な支援を受けることができるよう、支援者が正しい知識を身につけ、対応力の向上を図るとともに、利用できる制度や支援資源を充実させていきます。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年(2024 年)4月に施行されます。区では各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課に「婦人相談員(令和6年

(2024年)4月より女性相談支援員に名称変更)」を配置し、困難な問題を抱える女性が置かれた状況に応じて、適切な支援が受けられるよう丁寧な相談援助を行い、必要に応じ民間団体と連絡調整を行っていきます。

- 区は、「世田谷区子ども条例」について、子どもや若者の参加のもと、区議会、区民の意見を伺いながら広く条例改正の議論が必要であると判断し、改正に向けた議論を進め、子どもの権利が守られた地域社会の実現に取り組みます。また、児童相談所が関わる子どもの最善の利益を考慮するにあたり、子どもの意見・意向をより一層尊重していくため、独立アドボカシー*を導入して子どもの意見表明等を支援するなど、権利擁護の取組みを進めていきます。
- 犯罪被害者等が安全にかつ安心して自らが希望する人生を歩んでいくことができる地域社会の構築を目指すとともに、犯罪被害者等へ寄り添った支援を着実に行っていくため、その基本理念を含め、区の責務等を明らかにし、必要な施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、条例の制定を検討しています。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	人権啓発イベントの開催	区民等を対象とした人権研修の実施や区民まつり・梅まつりなどの場を活用した人権普及啓発活動を実施し、人権尊重意識を高めます。
2	性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に取り組むとともに、区民等を対象とした研修や講座、理解促進イベントを実施し、性的マイノリティへの理解を深めます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	人権啓発イベントの開催回数 【実施計画 施策21-1】	4回 (令和5年度見込み)	6回	6回	6回	6回	24回
2	性的マイノリティ理解促進研修の開催回数 【実施計画 施策21-1】	14回 (令和5年度見込み)	10回	10回	10回	10回	40回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	人権啓発イベントの参加者数 【実施計画 施策21-1】	1,100人 (令和5年度見込み)	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	4,800人
2	性的マイノリティ理解促進研修の参加者数 【実施計画 施策21-1】	1,100人 (令和5年度見込み)	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	4,800人

■めざす姿②■

「誰に対しても、いかなる理由があっても、暴力は許されるものではない」という共通認識を持つ地域づくりを行い、虐待や DV を防止するとともに、それらが発生した場合にも早期発見・早期対応し、すべての区民の権利が保障される社会を実現します。

虐待や DV の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者の連携を強化していくことが必要です。

また、地域社会からの孤立や、不安・ストレス、経済的要因など様々な要素が重なることで発生する危険性が高まるとされています。小さなサインを見逃さず、受止め、寄り添い、早期に支援を行うことで、孤独を感じさせない地域づくりを実践する必要があります。

■現状やこれまでの取組み■

- 虐待通報件数や通告件数は増加傾向にありますが、認定数に大きな変化はありません。
また、相談対応が長期化するケースが増加しており、継続した対応が必要になっています。

【高齢者虐待(擁護者による虐待)】

	令和2年度(2020 年度)	令和3年度(2021 年度)	令和4年度(2022 年度)
通報	222件	219件	241 件
認定	153件	153件	158 件

【障害者虐待(擁護者による虐待)】

	令和2年度(2020 年度)	令和3年度(2021 年度)	令和4年度(2022 年度)
通報	12件	33件	14件
認定	7件	10件	7 件

【児童虐待(児童相談所による対応)】

	令和2年度(2020 年度)	令和3年度(2021 年度)	令和4年度(2022 年度)
通報	2,132 件	2,233 件	2,356 件
認定	1,652 件	1,698 件	1,771 件

- 近年、区においても各種施設や保育園等の施設職員による虐待件数が増加しています。

【高齢者虐待(施設従事者による虐待)】

	令和2年度(2020 年度)	令和3年度(2021 年度)	令和4年度(2022 年度)
通報	13件	23件	39 件
認定	5件	8件	13 件

【障害者虐待(施設従事者による虐待)】

	令和2年度(2020 年度)	令和3年度(2021 年度)	令和4年度(2022 年度)
通報	10件	26件	16 件
認定	3件	10件	4 件

- DV に関する相談件数は年々増加傾向にありますが、実人数は大きく変わっていません。
生活の崩れや生活・体調の不安も重なり深刻化しているケースや、子どもへの心理的虐

待(面前 DV)につながるケースなどが増加しており、継続した対応が必要になっています。

	令和2年度(2020 年度)	令和3年度(2021 年度)	令和4年度(2022 年度)
相談件数	2,287件	3,101件	3,381件
実人数	525件	492件	449件

■今後の課題■

- 複雑化・複合化したケースが増加しており、法律上、世帯の主な課題や支援ニーズではなく、年齢や分野の条件が優先されるため、対応に苦慮しているケースがあります。個別の虐待に対し、被害者に寄り添い尊厳の回復に努めながら、状況に応じたきめ細かな支援を、横断的に実施する体制をさらに充実させていく必要があります。
- 虐待やDVの被害者が、自ら相談に行くのは思っている以上にハードルが高いため、周囲の人たちが「気づき」、苦しい状況に我慢する必要はないこと、自分は守ってもらう価値があることを伝え、相談窓口につながるように背中を押してくれるような理解者を増やしていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症によって、テレワークや在宅勤務が普及し、在宅時間等が増加しました。区においても新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態下で相談件数が急増しました。新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したものの、ICTを活用した柔軟な働き方が急速に進展したことから、今後も引き続き注視する必要があります。
- 施設の中で職員による虐待に対する対応が課題となっています。再発防止に加え、どのような行為がなぜ虐待にあたるのか共通認識を持ったうえで、これまで以上に「虐待はしない」という、意識の向上を図る必要があります。
- 一方で、施設職員の虐待に対する報道の過熱等により、施設職員が対応を萎縮することも発生しています。虐待が発生してしまった場合には、被害者支援につながる早期対応とともに、養護者や職員の支援も検討する必要があります。

■取組みの方向性■

- 虐待やDVは決して許せない行為です。区民一人ひとりに虐待やDVの防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ります。また、精神的暴力も虐待やDVであるとの認識を徹底するなど、早期発見につながる啓発や地域ぐるみで虐待やDVを防止する意識づくりを強化します。
- 虐待やDVの防止、早期発見・早期対応に向けて相談体制をさらに充実させるとともに、警察や司法をはじめとする関係機関や関係者との連携を強化していきます。
- 虐待を行ってしまった人に対しても、世帯の背景や家族の成り立ち、個人の生育歴にも着目し、全体を捉えてアセスメントを行い、家族に寄り添った支援を実施していく、擁護者や施設の職員に対してもストレス緩和などの支援者支援を行うなど、多角的な視点を持って対応します。
- 虐待やDVは、地域社会からの孤立や、不安・ストレス、経済的要因など様々な要素が重

なることで発生するリスクが高まります。擁護者や介護者等が地域において交流できる場づくりや、居場所につながることができ、発する小さなサインを見逃さず、受け止め、困りごとに寄り添い、孤独を感じさせない地域づくりを実践していきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	デートDV防止出前講座の実施	デートDV防止等にかかる必要な知識の習得や互いを尊重しあうコミュニケーションのあり方の啓発に向けた出前講座を実施するなど、DV防止の取組みを推進します。
2	DV防止研修等の充実	DV防止に関する研修を行うなど、「DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害である」というメッセージとあわせて、DV防止法の内容について継続的な啓発を行うことで、DV防止の取組みを推進します。
3	高齢者虐待に関する地域でのネットワークの充実	あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、関係者と事例等を教諭するなど地域でのネットワークの充実を図ります。
4	高齢者虐待対応研修の実施	高齢者虐待に関する具体的な対応方法をテーマとした高齢者虐待対応研修を実施し、職員や介護サービス事業者等の対応力の向上を図ります。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	デートDV防止出前講座の開催数 【実施計画 施策21-3】	3回 (令和5年 12月時点)	5回	5回	6回	6回	22回
2	DV等暴力防止・被害者支援関連講座の開催数 【実施計画 施策21-3】	3回 (令和5年 12月時点)	5回	5回	5回	5回	20回
3	高齢者虐待対策地域連絡会の実施	1回	1回	1回	1回	1回	4回
4	高齢者虐待対応研修の実施	3回	3回	3回	3回	3回	12回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	デートDV防止出前講座の参加者数 【実施計画 施策21-3】	316人 (令和5年 12月時点)	370人	370人	400人	400人	1,540人
2	DV防止研修等の参加者数 【実施計画 施策21-3】	123人 (令和5年 12月時点)	250人	300人	350人	400人	1,300人
3	高齢者虐待対策地域連絡会の出席団体数	19団体	19団体	19団体	19団体	19団体	19団体
4	高齢者虐待対応研修の参加者数	延べ 750人	延べ 770人	延べ 790人	延べ 810人	延べ 830人	延べ 3,200人

「誰か」のことじゃない

「人権」というと、少し堅苦しいと思う方もいらっしゃるかもしれません。しかし、実は誰にとっても身近で大切な、「人間が人間らしく生きる権利」、「誰もが生まれながらに持っている権利」なのです。

毎年12月10日は、世界人権宣言(1948年国連採択)を記念した、「人権デー」です。人権デーを最終日とする1週間(12月4~10日)を「人権週間」として定めています。

人権や男女共同参画に関する記念日や週間、いくつ知っていますか？

- 3月 8日 国際女性デー
- 4月10日 女性の日
- 6月 1日 人権擁護委員の日
- 6月19日~ 6月25日 ハンセン病を正しく理解する週間
- 11月12日~11月25日 女性に対する暴力を防止する運動週間
- 11月25日~12月 1日 犯罪被害者週間
- 12月 1日 世界エイズデー
- 12月 3日 国際障害者デー
- 12月 9日 障害者の日
- 12月 3日~12月 9日 障害者週間
- 12月10日~12月16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

【人権について困ったことがあれば、ひとりで悩まずにご相談ください】

●世田谷区人権擁護相談 ※事前予約制

お問い合わせ・予約 電話 6304-3453 FAX 6304-3710

●法務省人権相談

①みんなの人権110番 電話 0570-003-110(ナビダイヤル)

②子どもの人権110番 電話 0120-007-110

③女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810(ナビダイヤル)

④外国語人権相談ダイヤル 電話 0570-090-911(ナビダイヤル)

※①~③月~金曜=午前8時30分~午後5時15分、④月~金曜=午前9時~午後5時

いずれも祝・休日・年末年始を除く

(3)福祉人材の確保及び育成・定着支援



■関連する SDGsのゴール■

■めざす姿■

区内の施設や事業所において、福祉サービスに必要な人材が確保され、質の高いサービスが提供されています。

安心して暮らしていくためには、質の高い福祉サービスが提供されている必要があります。

現在も福祉サービスを担う人材が不足している中、今後は生産年齢人口の減少が見込まれています。区内の施設や事業所において、福祉人材が確保され、研修等により育成し、定着していくことで安定した質の高い福祉サービスが提供されます。

■現状やこれまでの取組み■

- 区では高齢、障害、子ども・子育ての各分野において、職員採用活動経費の支援や宿舎借り上げ支援、職員研修費用の支援などの福祉人材確保・育成・定着に関する支援を行っています。
- 世田谷区福祉人材育成・研修センターでは、以下の事業体系により、福祉人材の確保・育成・定着に向け、総合的に取り組んでいます。

福祉の理解	世代を超える、福祉の理解が進むよう各種の事業を実施 (夏休み福祉体験・小学生手話体験、福祉の出前入門講座など)
人材発掘・就労支援	入門講座や相談、面接会を実施し就労につなぐ (人材確保・人事管理セミナー、福祉のしごとはじめて相談など)
人材育成	専門性を高め、サービスの質の向上に向け各種研修を実施 (資格取得支援、福祉職のキャリアアップ講座など)
活動支援	仕事の悩み相談や事業所の活動やネットワークを支援 (福祉のしごと悩み相談、研修室貸出など)
福祉のしごと・先駆的な取組み	福祉の魅力や先駆的な取組みなどを発信 (福祉魅力発信、介護ロボット・ICTを活用した先駆的な取組み)

※介護の仕事は大変な仕事というイメージを刷新し魅力を発信する取組みを行っています。また、外国人職員交流会を開催し、新しいつながりも生まれています。

- 区内に身近な地域では、民生委員・児童委員が高齢者や障害者、児童等の虐待予防や早期発見等、地域福祉を推進するうえで欠かせない存在となっています。区広報誌での活動紹介や区退職職員へ活動チラシを配布、小中学生のタブレットへ活動チラシを配信するなど、民生委員・児童委員活動を広く周知しています。
- 複雑化・多様化する区民の福祉ニーズに的確に対応していくため、区職員においては、キ

キャリアステップの階層に応じた効果的な人材育成及び様々な業務や部署を経験するジョブローテーションを計画的に行い、幅広い視野を持った保健福祉の総合力育成をめざした人材育成に取り組んでいます。

- 一人ひとりに合った企業を紹介する「世田谷で働く！」や「R60-SETAGAYA-」、三茶おしごとカフェでは、就活者が区内の施設や事業者を知る機会を様々な切り口を設けて就労マッチングに繋げています。また雑誌 POPEYE とタイアップした冊子「きみも福祉の仕事してみたい？」を発行し仕事の魅力をクリエイティブな視点で発信しています。

■今後の課題■

- 介護保険実態調査(事業者編)では、介護職員・訪問介護員の人材確保の状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した事業所・施設の割合(「該当職種はいない」「無回答を除く」)は約8割となっています。
- 障害福祉サービス提供事業所向けの実態調査では、人材確保の状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」の合計が全体の7割となっています。
- 今後、全国的に現役世代の人口減少が見込まれる中、引き続き福祉人材の確保とともに、人材の育成・定着に向けた支援が必要となります。

■取組みの方向性■

- 福祉人材の確保に向けて、福祉に関する理解を進める取組みや魅力の発信を行います。
- 専門性や資格を必要としない業務を担当する人材を増やす等、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境の整備に取り組みます。(ロボット・AI(人口知能)・ICT等の活用)
- 外国人や就労意欲のある高齢者、ボランティアを含めた地域の担い手など多様な人材の確保・育成に取り組みます。
- 福祉人材の専門性を高め、サービスの質の向上に向けて、各種研修の実施、資格取得支援などに取り組みます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	福祉人材育成・研修センターにおける研修の質の向上	高齢・障害分野を含む福祉人材の確保及び育成・定着支援に向け、福祉人材育成・研修センターにおける研修の質の向上を図ります。
2	高齢分野における人材の確保及び育成・定着支援	さらなる介護職の魅力発信や多様な人材の確保・育成、働きやすい環境の構築に向けた支援の視点から、福祉人材育成・研修センターも活用し、取組みを展開します。また、介護福祉士の資格取得費用の助成に取り組むなど、福祉人材の確保策に取り組みます。
3	認知症の方の暮らしを支える地域づくり	認知症の本人とともに、より良い暮らしと地域をつくるパートナーを増やしていくため、区民・地域団体・事業者等と協働して取組みを進めます。
4	障害分野における人材の確保及び育成・定着支援	障害児者の自立を支援するスキル習得等の支援、新たな人材確保に向けた障害理解の促進、施設や事業所の職員等の心身の健康を守る視点から、福祉人材育成・研修センターも活用し、取組みを展開します。
5	障害者の地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成	地域生活支援拠点等整備事業の「専門的人材の確保・養成」機能として、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者の職員を主な対象に、「選択を支える」支援等について学ぶ研修を実施します。
6	子どもの見守り及び支援に係る児童館職員のスキルの向上	子どもや子育て家庭が身近な地区で安心して生活できるよう、児童館職員の人材育成や支援力向上に向けた取組みを推進し、多様な地域資源と連携しながら、相談支援や見守りのネットワークの強化を図ります。
7	乳幼児教育・保育の質向上に向けた研修等の充実	区内教育・保育施設のさらなる質の向上に取り組みます。コーディネーターの園への訪問による保育の振り返りや助言等により、保育の評価・質向上につなげます。乳幼児教育支援センターを中心に、施設種別によらず研修を充実させます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	福祉人材育成・研修センター運営委員会の実施 【実施計画 施策9-4】	2回 (令和5年度見込み)	2回	2回	2回	2回	8回
1	研究活動の実施 【実施計画 施策9-4】	1回 (令和5年度見込み)	1回	1回	1回	1回	4回
2	高齢分野における研修事業の実施 【実施計画 施策9-4】	36本 (令和5年度見込み)	36本	36本	36本	36本	144本
2	介護福祉士実務者研修受講料助成 【実施計画 施策9-4】	72人 (令和5年12月時点)	150人	150人	150人	150人	600人
3	アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)受講者数 【実施計画 施策9-4】	受講者数 3,000人 累計受講者数 6,730人 (令和5年度見込み)	3,180人	3,360人	3,540人	3,540人	受講者数 13,620人 累計受講者数 20,350人 (累計)
4	障害分野における研修	8本	8本	8本	8本	8本	32本

	事業の実施 【実施計画 施策9-4】	(令和5年 度見込み)					
5	地域生活支援機能強化 のための専門的人材の 確保・養成に向けた研 修の実施 【実施計画 施策9-4】	—	1回	1回	1回	1回	4回
6	人材育成や支援力向上 を目的とした研修を受 講した児童館職員数 【実施計画 施策2-2】	310人 (令和5年 度見込み)	315人	320人	325人	330人	1,290人
7	乳幼児教育・保育の質向上 へのコーディネーター 派遣事業の実施施設数 【実施計画 施策1-3】	17箇所 (令和5年 度見込み)	20箇所	20箇所	20箇所	20箇所	80箇所

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	福祉人材育成・研修センター 全体の利用者数 【実施計画 施策9-4】	18,000人 (令和5年 度見込み)	18,000人	18,000人	18,000人	18,000人	72,000人
2	高齢分野における研修 事業の受講者数 【実施計画 施策9-4】	10,000人 (令和5年 度見込み)	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	40,000人
2	介護福祉士資格取得助 成の受給者数 【実施計画 施策9-4】	30人 (令和5年 12月時点)	65人	65人	65人	65人	260人
3	認知症の本人が参画した アクションチームの結成 地区数（累計） 【実施計画 施策9-4】	14地区 (令和5年 度見込み)	18地区	23地区	28地区	28地区	28地区 (累計)
4	障害分野における研修 事業の受講者数 【実施計画 施策9-4】	5,000人 (令和5年 度見込み)	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	20,000人
5	地域生活支援機能強化 のための専門的人材の 確保・養成に向けた研 修の受講者数 【実施計画 施策9-4】	—	30人	30人	30人	30人	120人
6	児童館への相談件数 【実施計画 施策2-2】	700件 (令和5年 度見込み)	740件	770件	800件	830件	3,140件
7	事業実施後のアンケートに 「効果がある」と回答した 施設の割合 【実施計画 施策1-3】	—	100%	100%	100%	100%	100%

コラム

雑誌「POPEYE」とタイアップ「きみも福祉の仕事してみない？」

ファッション・カルチャー誌でありながら、近年は福祉の仕事の魅力発信や仕事の特集を行う、雑誌「POPEYE」。福祉人材不足に歯止めをかける取組みとして、この「POPEYE」とタイアップして「きみも福祉の仕事してみない？」を年1回発行しています。

「POPEYE」世代におなじみのイラストデザインに、世田谷区内で福祉の最前線で働く若者を「若者視点」で取材した記事を中心として、アートや文芸、カルチャー視点から福祉を見つめたエッセイや本、映画等のコラムを散りばめ、地域のターゲットにダイレクトに届くよう工夫を凝らしています。

一過性でない「POPEYE」ならではのユニークな切り口で構成した魅力的なコンテンツを、新たに POPEYE ウェブでの配信も始め、働きたい方に福祉の醍醐味である現場のクリエイティブな魅力を訴求・発信することで福祉への興味を喚起し、関心層を増やし、区内の福祉事業所での就労につなげます。



コラム

福祉人材の確保及び育成・定着支援の取組み

福祉人材の確保及び育成・定着支援の取組みとして、区では就職希望者向け相談・面接会の開催をはじめ、資格取得支援や住まい支援のほか、介護職として今後、より活躍が期待される外国人人材への支援など、様々な取組みを実施しております。

福祉のしごと相談・面接会

区内の特別養護老人ホームやグループホーム、障害者(児)の事業所など10数事業所が参加する相談・面接会で、年間6回開催しています。福祉の仕事に就いたきっかけや仕事のやりがいなど、実際に働いている職員の話を直接聞く機会であり、未経験の方や資格がない方でも気軽に参加できる催しです。このほか福祉用具の展示やKAiGO®PRiDE@SETAGAYA 写真展などをあわせて開催しています。



外国人職員への支援

区内の福祉事業所で働く外国人職員は年々増えています。令和4年に世田谷区福祉人材育成・研修センターが実施した調査によると、区内の特別養護老人ホームに約140人が働いており、この3年間で1.74倍になっています。令和5年3月に世田谷区福祉人材育成・研修センター主催の「外国人職員交流会」を開催し、日本で働くことになったきっかけや仕事を行う上で困ったこと、やりがい、将来の夢などを語り合いました。グループワークでは笑顔で、最後はお互いの連絡先を交換するなど、施設の垣根を超えた新たな交流が生まれました。これからも定期的に開催していきます。



(4)地区をバックアップする体制

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■

区民に最も身近な区内28地区が地域福祉を推進し、その取組みを地域・全区がバックアップする体制が構築されています。

区内28地区の「福祉の相談窓口」では、福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。また、受け付けた相談から地区の課題を抽出し、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館が連携して地域資源の開発を行っています。こうした地区の取組みを、地区と地域、地域と全区における相互の連携を充実させ地域・全区で支えます。

■現状やこれまでの取組み■

- 地区で解決が困難な課題については、保健福祉センターをはじめとした地域レベルの専門機関が福祉サービスの導入、情報提供、専門相談等の支援を行い、地区をバックアップしています。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズの増加により、つなぎ先やバックアップする機関が不明確になり、地区で滞留してしまう事例も発生しています。

【地域レベルの組織】

保健 福 祉 セ ン タ ー	生活支援課	生活困窮等に関する支援施策について、各地区のあんしんすこやかセンターをはじめ、各種支援機関と連携するほか、民生委員の地区協議会等を通じ、情報提供を行っています。
	保健福祉課	福祉の相談窓口で解决できない高齢者や障害者虐待など困難事例に対し、関係機関と連携し、福祉サービスの導入や人権を守る成年後見制度の活用を行うなど、福祉のセーフティネットの役割を担っています。また、地域版地域ケア会議を開催し、地域に共通した課題の解決に取り組んでいます。
	健康づくり課	子育てや栄養・歯科・こころの健康等の健康相談に関する連携及び子育て家庭や健康に関する地区課題・社会資源等に関する情報提供等を行っています。
	子ども家庭支援課	健康づくり課と一体的な運営により、妊婦のあらゆる相談や、子どもと家庭の総合相談として、子育てや保育園入園の相談、またDV等の女性相談等を受けるとともに、要保護児童支援地域協議会等を通じて地区の見守りネットワークの強化を図っています。

地域障害者相談支援センター「ぽーと」	年齢や障害種別を問わず、相談に応じます。適切なサービス、施策を利用できるように区、指定相談支援事業者、サービス提供事業者、あんしんすこやかセンター等の関係機関との協力・連携等を行います。
--------------------	---

- 地域でも解決が困難な課題については、本庁組織が広域の資源開発・施策横断的な政策立案により対応しています。

【全区レベルの組織】

本庁組織	地区・地域では解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた広域の資源開発・施策横断的な政策立案、制度化を行っています。
保健医療福祉総合プラザ	保健センター 健康増進、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能、がん対策を支える中核的機能、障害者相談支援機能等を行っています。
	福祉人材育成・研修センター 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組みを行っています。
	認知症在宅生活サポートセンター 認知症施策の総合的な推進拠点として、認知症の本人・家族支援及びあんしんすこやかセンターのバックアップ等を行っています。
基幹相談支援センター	全区的な対応が必要なケースや困難ケースの相談支援を行うほか、地域の相談支援事業者の人材育成等に取り組んでいます。また、地域障害者相談支援センター「ぽーと」の連絡会の開催もしています。
児童相談所	原則18歳未満の子どもに関する相談や通告、家族等の援助を行っています。
成年後見センター	判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で暮らせるための、成年後見制度の利用に関する相談窓口です。
ぷらっとホーム世田谷	「生活に困っている」、「就職したい」、「債務などの支払いや家計面で困っている」など経済的な問題と合わせて、生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口です。
世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」	年齢を問わず、ひきこもり当事者の方や家族を支援する相談窓口です。
住まいサポートセンター	高齢の方、障害のある方、ひとり親世帯の方などの居住を支援する事業を実施するとともに、住まいに関する区の事業や施策、サービス、催し物等の情報を発信しています。

■今後の課題■

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた事例も、地区で滞留することなく適切な支援に繋がれるバックアップ体制が必要です。
- 福祉分野だけでは解決が困難な課題が増えてきているため、分野横断的な全区レベルでのバックアップ体制の強化が必要です。
- 大規模災害発生時には、区内全域の医療救護活動の統括・調整を行う医療救護本部と、医薬品等管理の統括・調整を行う区災害薬事センターを保健医療福祉総合プラザ内に設置・運営することとしています。これらの災害時医療拠点としての機能を最大限発揮できるよう、うめとぴあ内の施設がそれぞれ持つ専門性を活かしながら、連携して災害時の運営にあたる体制を確立する必要があります。

■取組みの方向性■

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方の課題については、地域の保健福祉センターを中心にチームを組織し、チームで支援する体制を整えます。
- 全区レベルにおいては、地区・地域では解決が困難な課題の解決へ向けた取組みを強化するため、広域の資源開発・施策横断的な政策立案を行うとともに、福祉分野以外との連携を進めます。
- 大規模災害時において、災害時の医療拠点としてうめとぴあ内の施設が連携して災害対応にあたる体制の確立に向け、役割分担や具体的な運用方法等の明確化、合同訓練の実施などに取り組みます。

コラム

うめとぴあ～保健医療福祉総合プラザ～

“うめとぴあ”は、区複合棟「保健医療福祉総合プラザ」と民間施設棟「東京リハビリテーション世田谷」を中心とした、区の保健・医療・福祉の拠点として令和6年4月に5年目を迎えます。「保健医療福祉総合プラザ」は2・3Fに保健センター、1Fに福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、専用入口を備えた初期救急診療所、休日夜間薬局を併設しています。建物の4Fは世田谷区医師会、看護高等専修学校となっています。

1Fの入口には“ふれあいカフェうめとぴあ”があり、地域の方がお茶を飲んだり、おしゃべりしたり、読書や勉強と自由に過ごし、地域の憩いの場となっています。手話・点字力フェ、オレンジ力フェ、子ども力フェ等、イベントを通して、福祉を学ぶきっかけづくりを行っています。会議室等貸出もし行っていますのでぜひ利用ください。



■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	地域ケア会議	地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、個別支援の充実とそれを支える社会基盤の整備などを同時に進めていくことを目的とし、「地区」「地域」「全区」の三層で実施しています。地域版地域ケア会議では地区における個別支援の検討結果やその課題解決に向けた取組みを行うとともに、地域では解決できない課題を全区版地域ケア会議等、他の会議体へ情報共有、課題提起によりつないでいます。
2	成年後見事例検討委員会	事例検討委員会は、各保健福祉センターで行っている家庭裁判所への申立てを迅速かつ円滑に行うことを主な目的とし、毎月2回、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士等と連携し、後見等の業務内容の検討や家庭裁判所へ申立てる際の後見人等候補者の推薦を行うことで、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	地域版地域ケア会議の開催	50回 (令和4年度)	50回	50回	50回	50回	200回
1	全区版地域ケア会議の開催	1回	1回	1回	1回	1回	4回
2	成年後見事例検討委員会の開催	24回	24回	24回	24回	24回	96回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	全区的な施策の立案に向けた検討テーマの数	1テーマ	1テーマ	1テーマ	1テーマ	1テーマ	4テーマ
2	後見人等候補者の推薦件数	68件	82件	82件	82件	82件	328件

(5)先進技術の積極的な活用

■関連する SDGsのゴール■



■めざす姿■

先進技術の積極的な活用により、区民の福祉が向上しています。

多様化・増大化していく保健福祉ニーズに人材不足という状況が加わり、厳しい状況に置かれていますが、一方で、近年は ICT 技術をはじめとした先進技術が急速に発展しています。区では、先進技術を柔軟に、かつ、積極的に導入することで区民の福祉向上を目指します。

■現状やこれまでの取組み■

- 介護ロボットの使用による介護従事者の負担軽減・介護人材の確保と、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境整備を目的とした、介護ロボット等導入支援事業を実施しました。令和元年度(2019 年度)は特別養護老人ホームや認知症グループホームなど、20 の施設・事業所から申請があり補助を実施し、介護環境の改善や質の向上につなげました。
- デジタル環境整備促進事業を実施し、施設介護職員の定着支援に努めました。9法人(10 事業所分)から申請があり、見守り支援機器や介護記録ソフトと連動した通信機器、施設内の通信環境整備に係わる費用を助成しました。
- 福祉の相談窓口と総合支所などを映像システムでつなぐ仕組みを整備し、令和4年度(2022 年度)よりモデル地区を設定し実施しています。総合支所に行かなければできなかった相談や相談に伴う手続きの支援を、オンラインを活用して実施し、利便性の向上を図っています。(再掲)
- 平成28年度(2016 年度)より、世田谷区医師会と玉川医師会が主体となって医療・介護事業者向けの情報共有システムを導入しており、各地区において医療機関とあんしんすこやかセンター・介護事業所等の迅速な情報共有に活用しています。

■今後の課題■

- 人材不足の中においては、先進技術の活用による福祉人材の負担軽減が求められています。
- 直接相談窓口に来ることができない方のための相談窓口が必要です。
- チームによる支援を機能させるためには、タイムリーに情報共有できる仕組みが必要です。
- 加えて、外出先と所内の確実な情報共有を図るためには、これまでの電話などの口頭によるもののみならず、画像データを共有できる仕組みや電話以外のコミュニケーションツールを導入する必要があります。

■取組みの方向性■

- 福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値を尊重しながら、区民や事業者にとって有効なAI等の先進技術は柔軟に取り入れていきます。
- これまでの人を中心とした見守りから、ICTを活用した見守りの方策を検討します。
- ICT技術を活用し、直接相談窓口に来ることができない方でも支援に繋がれる仕組みを検討します。
- また、業務の一部ICT化を図りながら職員の業務負担を軽減し、他の支援に充てることにより、さらに質の高いケースワークの提供を図ります。
- チームで支援を展開していく際に必要となる、情報共有システムを構築します。
- DX(デジタルトランスフォーメーション)*やSDGsなどの社会経済環境の変化を前提に、区内産業のイノベーション(技術革新)を創出・加速させ地域経済の持続的な発展を目指す拠点が旧池尻中学校跡地にできるため、連携を図っていきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	福祉の相談窓口におけるオンライン相談の実施	令和4・5年度に5地区でモデル実施したオンライン相談を、その検証を踏まえて、機器やアプリケーション等の改善や接続先の拡大を検討し、令和6年度中に28地区での展開を目指します。 福祉の相談窓口にて、総合支所や本庁と直接相談が必要なときに、オンライン相談ができるよう接続先の拡大を検討し、拡充を図ります。
2	情報共有手法の改善	関係機関におけるシームレスな情報共有を可能にし、支援の効率と質を向上させることを目指し、システム標準化等の状況を踏まえ、令和9年度以降の新たなシステム構築を視野に、情報共有手法の改善に向けた検討に取り組みます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	福祉の相談窓口におけるオンライン相談の拡充	5 地区 での実施	28 地区 での実施	28 地区 での実施	28 地区 での実施	28 地区 での実施	28 地区 での実施
2	情報共有手法の改善に 向けた検討	現状整理、 委託機関の 情 報 共 有 手 法 の 改 善	課題整理	全体計画 策定	システム 予算要求	システム 構築	システム 構築

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	福 祉 の 相 談 窓 口 か ら の オ ン ラ イ ン 接 続 先 数	20 か 所 (各 地 域 の 保 健 福 祉 セ ン タ ー 4 課)	区 民 の 利 便 性 向 上 の た め 、 各 種 相 談 先 へ の 接 続 を 拡 大 す る	区 民 の 利 便 性 向 上 の た め 、 各 種 相 談 先 へ の 接 続 を 拡 大 す る	区 民 の 利 便 性 向 上 の た め 、 各 種 相 談 先 へ の 接 続 を 拡 大 す る	区 民 の 利 便 性 向 上 の た め 、 各 種 相 談 先 へ の 接 続 を 拡 大 す る	区 民 の 利 便 性 向 上 の た め 、 各 種 相 談 先 へ の 接 続 を 拡 大 す る
2	情 報 共 有 手 法 の 改 善 に 向 け た 検 討 の 結 果	現 状 整 理 、 委 托 機 関 の 情 報 共 有 手 法 の 改 善	課 題 整 理	全 体 計 画 策 定	シス テ ム 予 算 要 求	シス テ ム 構 築	シス テ ム 構 築

ICTを活用した児童虐待対応業務の効率化

区では児童虐待への対応について、地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、法的権限など高度の専門性を有する児童相談所が、必要に応じて相互に連携しながら対応しています。

現場での対応にあたる職員は日常的に保護者等との面接や関係機関との会議など、自席以外での業務が多くありますが、これまでこうした業務での記録作成などについて、一度職場に戻ってから、現場でとったメモと記憶を頼りに、改めてシステムへ入力しており、職員の業務負担を増やす要因となっていました。

また、外出先で対応している職員と所内で執務している係長(SV)等との連絡や情報共有の手段が、現状では電話のみに限られるため、係長等が別件対応などをしていた場合、円滑な報告・相談や指示を仰ぐことができないことも課題でした。

こうした課題の解決に向けて、区では令和5年度に児童相談所において、民間事業者との連携による実証実験を実施し、事業者が開発したアプリケーションがインストールされたタブレット端末を一部の児童福祉司等へ導入し、業務効率化や職員間コミュニケーションの円滑化に向けた効果を検証しました。

実証実験の主な内容

○ 記録作成業務の効率化

タブレット端末からアプリケーションを使用して、外出先での面接時や移動中に記録作成を行うことができるようになるとともに、端末に内蔵されている音声及び画像のテキスト化機能を活用することで支援記録の入力に係る負担軽減を図る。

○ チャット機能による情報共有の円滑化

アプリケーションのチャット機能を活用することにより、所内にいる係長等とリアルタイムで支援記録の確認や写真・関連情報等の共有、必要な報告・相談や指示・助言といった双方向のやりとりができることにより、より迅速かつ的確な対応を実現する。

実証実験では、記録作成時間の縮減により他のケースワークに充てる時間が増加したことや所内外における職員間の情報共有の迅速・正確化について、一定の効果があることが確認できました。また、タブレット端末で過去の記録を参照することで、会議・面接における質の高い情報共有や認識合わせに役立つなどケースワーク上の効果も確認できました。

これらを踏まえ令和6年度より、タブレット端末の導入対象を児童相談所の全児童福祉司や各地域の子ども家庭支援センターなどにも拡充し、業務のICT化を推進し職員の業務負担の軽減等を図るとともに、質の高いケースワークを子どもや保護者等に提供することにより、子どもの最善の利益の実現を目指していきます。

(6)保健福祉サービスの質の向上

関連する SDGsのゴール



■めざす姿■

保健福祉サービスの質が維持・向上される仕組みが機能しています。

世田谷版地域包括ケアシステムでは、あらゆる区民を対象に相談を受け付け、その人に必要な支援に繋げていきますが、相談窓口や保健福祉サービスの質が担保されていなければ、区民は安心して利用することができません。世田谷版地域包括ケアシステムの質を向上するために、各種保健福祉サービスの質の維持・向上に取り組みます。

■現状やこれまでの取組み■

- 区は、事業者に第三者評価受審を勧奨し、施設ごとに受審費用補助を実施しています。外部の評価機関が福祉サービスを専門的かつ客観的な立場で評価することで、事業者は評価に基づきサービスの見直しに取り組み、質の向上に取り組むことが出来ています。また、受審情報を公表することで、事業者は運営の透明性を担保し、利用者に力を入れた取組みをPRすることが出来ています。利用者は公表された評価結果を元に、保健福祉サービスを選択する情報を収集することができます。
- 区では、法令基準に基づく福祉サービス事業者への指導検査を行っています。地方分権改革、法令改正等に伴う区の指導権限拡大に対応し、各所管課で担当を明確にするなど組織・体制を整備し、毎年度計画を策定して実施しています。
- 区が行う保健福祉サービスや、介護保険サービス、障害福祉等サービス、子ども・子育てサービスの苦情申立てを受け付ける、苦情審査会を設置しています。審査会は保健・医療・福祉・法律等の分野の外部委員で構成しており、中立公正な立場で審査し、区長へ意見を述べています。区長は審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努めます。関係機関や区の相談窓口との連携を通して、苦情審査会制度を周知してきました。これまで、審査会の意見を元に、認可保育園の入園選考基準の見直し等の制度改善を図ったほか、苦情の再発防止のために窓口・広報の改善に取り組んできました。
- 保健福祉サービスの利用者が良質なサービスを安心して利用できる環境づくりを推進するため、平成18年(2006年)に保健福祉サービス向上委員会を区長の附属機関として設置しました。委員会は、保健・医療・福祉・法律等の分野の外部委員で構成しています。委員会は、第三者評価結果の活用方法や、苦情対応・事故防止について調査・審議を行い、区は委員会の意見を尊重し、各種取組みに反映させています。令和4年度(2022年度)からは、困難事例を抱えた支援者を支援するために、分野横断的な課題など、困難事例の解決に向けた調査・審議を行い、支援現場に還元しています。

■今後の課題■

- 第三者評価について、高齢・障害分野における居宅系サービスや認可外保育施設など、受審率が低いサービスがあります。
- 指導検査について、指導権限拡大に伴う対象事業所数の増加等もあり、指導の機会をより一層確保する必要があります。
- 苦情審査会は事業者のサービスの質の向上につながる仕組みであるとともに、区民のためのセーフティネットの仕組みでもあることから、より一層、制度を周知していく必要があります。
- 苦情審査会とサービス向上委員会の取組みを、より的確に現場にフィードバックしていく工夫が必要です。

■取組みの方向性■

- これまで実施してきたサービス改善、質の向上の取組みは継続して行います。
- 苦情審査会やサービス向上委員会における取組みをより一層現場にフィードバックすることに努め、全体の質の向上に繋げていきます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	第三者評価の受審勧奨	事業所が評価に基づきサービスの見直しに取り組み、質の向上に取り組むことができるよう、また利用者が評価をサービス選択に活用出来るよう、受審する事業所数を増やしていきます。
2	指導検査の計画的実施	各福祉サービス事業者に対し、法令・基準を順守した適切な運営を行えるよう、実地を原則とした指導検査を、毎年度、策定した計画に従って着実に実施していきます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	区から事業所への第三者評価受審費用補助件数	93 (令和4年度)	93	93	93	95	374
2	福祉サービス事業所等(※)への指導検査計画に基づく実施予定数	323 事業所等 (令和4年度)	各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数 (合算)	各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数 (合算)	各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数 (合算)	各分野における当該年度の計画に基づく実施予定数 (合算)	4年度間の実施予定数の合計

※福祉サービス事業所等

区が法に基づく指導権限を有する介護保険、障害福祉、児童福祉に係る施設・事業所及び社会福祉法人

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	区内事業所の第三者評価受審件数	203 (令和4年度)	205	205	205	210	825
2	指導検査計画の実施予定数に対する実施率	87% (令和4年度)	100%	100%	100%	100%	100%

コラム

苦情・事故報告を活用したサービスの質の向上

世田谷区では、区民が安全で質の高い保健福祉サービスを、安心して利用できる環境を整備するため、各事業所で苦情又は事故が生じた場合、区へ報告をお願いしています。提出された苦情情報及び事故報告を基に、区ではサービスの質の向上に役立つ情報発信(ファイドバック)を目的に、事業所に向けて「質の向上 Navi」を発行しています。

過去の発行号は区の HP にも掲載しています。

苦情又は事故の改善及び軽減の一助になれば幸いです。

【質の向上 Navi 令和 5 年 12 月発行号】

区 HP 29537

質の向上 Navi 令和5年12月発行号

発行:世田谷区 保健福祉政策部 保健福祉政策課 電話5432-2605 FAX5432-3017

日ごろより、保健福祉サービスの質の向上に取り組んでいただき、ありがとうございます。『質の向上 Navi』は、サービス提供事業所向けにサービスの質の向上に役立つ情報を発信しています。

■第三者評価受審費の補助について

区は、第三者評価の受審費の補助を行っています。第三者評価を受審することにより、サービス提供事業所自らがサービスの見直しに取り組み、より質の高いサービスを提供することができます。

区 HP 14332

■事故報告書を活かしてサービスの質をあげましょう！

事故が起った際、原因究明・再発防止のため、事故報告書の作成、行政への提出が求められています。事故報告書は、行政へ提出するために作成するだけでなく「職員間」「事業所・家族・行政の三者」で情報を共有するための資料です。事故の当事者以外でも事故の状況がわかる報告書を作成することで、相互理解や透明性の確保につながります。事故報告書を通じて職員間で速やかに情報を共し連携することで、事故リスクの軽減を図りましょう。

▶今号では、誰が読んでもわかりやすい事故報告書を書くポイントをお伝えします！

■誰が読んでもわかりやすい事故報告書を書くポイント

△正確な情報を記録するため、事故対応が読み次第、なるべく当日中に記録します。
△事故概要、対応状況、発生の経緯は、主旨を書き、時系列に沿って記載します。
△感情的、感覚的な表現は避け、客観的事実を記載します。
△推測で記載する箇所は、「推測」であることが分かるように表現します。
△難しい専門用語や略語の使用は避け、一般的な言葉に置き換えます。

■提出前にチェック！ 事業を説明するような表現がないか、主語が誰か分からにくい箇所がないか、用語選びは適切か、などの点を見直し、当事者以外でも事故の状況を理解できる内容になっているか再確認しましょう。

~活用しましよう~

報告書の共有 → 職員間で事故発生、場面のイメージの共有 → 職員のスキルアップ → サービスの質の向上

報告書の共有 → 事業所全体で多角的に原因を分析し、再発防止策を検討 → 職員間で事故発生、場面のイメージの共有

▶次ページでは、事例をあげてポイントをお伝えします。

区 HP 29537

○○サービス 故障報告書 (事故事例:原因不明のけがで受診)

□事故概要 令和5年8月20日 12:30
発生日時、場所 食堂で、利用者 A から右足すねの痛み訴えあり。
利用者の状態 機員 B が静止確認。出血あり。
初発時の状況 故障や脱落の痕跡なし。利用者 A も転んでいないと発言。
・初発対応 ポイント①
・緊急対応 12:35 事務員 B から看護師 C に状況確認。应急処置を依頼。
看護師 C が流水洗浄・ガーゼ圧迫止血、バイタル測定。
12:40 事務員 B から看護師 C が患者の主訴変へ状況を報告。主治医から受診指示あり。
12:45 看護者が「家族へ連絡。場合、麻酔の可能性があることを伝え、本様を待たせた。
家族は「受診結果をすぐに知らせてほしい」と話し、不気味な様子でうながされた。
13:05 事務員 B が病院(外科)受診。病院で「家族と会見。3封健合(1週間後抜糸予定)」。

□原因分析 ポイント②
事 故 後 食堂到着時は利用者 A より痛みの訴え。出血等はなかったと各職員に確認。
以前筋肉痛で「いたたき」の薬を服用していた。
利用者 A がテーブルの間を通りうろこした際に、被膜剥離にて右足をぶつけたと推測。

□再発防止策 ポイント③
被膜剥離等は直ちに修復する。他に被膜剥離ができない確認。設備・備品の点検箇所にチェック項目の見直しを行い、マニュアルを修正。原因分析の結果と再発防止策を職員に周知。

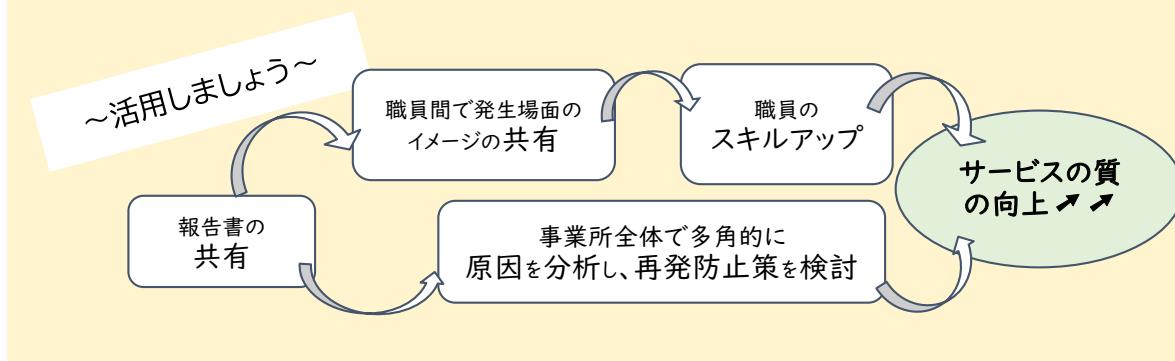
□家族への報告 「推測」における原因を説明を行ったところ、対応に納得した様子だった。

◆わかりやすい事故報告書を書くポイント◆
ポイント① *** 事故報告書を書く際のアドバイス◆
ポイント② *** 主旨を書き、時系列に沿ってまとめてます。
ポイント③ *** 事故が発生した時間や状況・事実を時系列で述べて分析し、「推測」とわかるように原因を記載します。

◆そのほか、事故報告書を作成する際のアドバイス◆
△他の事業者の場合
利用者同士のトラブルは、一方の責めだけでなく、双方の責めを記載します。双方が事故の当事者として捉えられ原因を分析し、再発防止策を検討することで、双方の支障につながります。

△利用者の所在不明の場合
最後の住所が記載できない場合、「原因不明」のままでは再発防止につながらないため、事故発生前の経緯・事故後の状況から原因を分析します。
△できれば、1つの原因に対して1つ検討しましょう。
△すべてでできることと「今後に向けてたとえ具体的な取組み」、それでの現点を考えると、より質の高いサービスの提供につながります。

■苦情・事故報告書の提出について
△事故が発生したら、必要な措置を講じた後、区の担当課に事故報告書を提出してください。
△重大な事故については、まずは電話で報告していただき、その後、速やかに事故報告書の第一報を提出してください。
△報告書を提出する必要のある事故の範囲や提出先等の詳細は、区ホームページをご確認ください。



(7)福祉文化の醸成



■関連する SDGsのゴール■

■めざす姿■

地域で暮らすあらゆる人が福祉に関心を持ち、福祉文化が醸成されています。

健康で安定した生活を送っている時は、福祉というものはどこか他人事で関心を持ちづらいのですが、多様な人が地域でともに暮らしていくためには、困りごとを抱えていない人にも福祉に関心をもっていただくことが必要です。すでに行われているボランタリーな活動を支援していくとともに、関心の薄い方々への普及啓発を行い、福祉文化の醸成を目指します。

■現状やこれまでの取組み■

- 区では、ボランティア活動希望者をサポートし、活動に結びつけていくため、世田谷ボランティア協会が運営するボランティア登録サイト「おたがいさま bank」の構築を支援しています。
- 区は世田谷ボランティア協会に委託し、NPO 等市民活動の相談窓口を開設し、任意団体の立ち上げ・運営や、NPO 法人の設立などの相談に応じています。
- 世田谷ボランティア協会では、ボランティアコーディネート事業として、ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ・団体等の相談をボランティアセンターや区内各地域に設置しているボランティアビューロー*で受け、活動のコーディネートを実施しています。また、ボランティア学習事業として、区内の中学校・高校・大学から依頼を受けて、授業の中で「ボランティア入門講座」等の実施や、夏休み中の子どもや若者を対象にした、ボランティアの体験型プログラムを実施しています。
- せたがや災害ボランティアセンターは、平成17年(2005年)3月に常設の災害ボランティアセンターとして設置されました。災害からの復旧に向け活動を行うボランティアを受け入れ、活動をコーディネートする「ボランティアコーディネーター」を養成し登録する仕組みを整備しています。ボランティアコーディネーター登録者が養成講座やスキルアップ講座、被災地へのボランティア派遣等により知識や経験を積んで災害時の活動がより円滑に運営できるよう、また、こうした活動への地域・地区住民の理解を広げる取組みを進めています。
- 社会福祉協議会では、身近な地域で地域活動の手伝いをしていただくボランティアである地区サポーターを募集しています。
- また、社会福祉協議会では他の団体とも連携し、区の「せたがやフードドライブ」事業で集められた家庭からの未利用食品や民間企業や事業所などから食品提供を受け、子ども食堂や食の支援を必要とする家庭にお渡しする地域で支える食の支援活動に取り組んでいます。

- 区では、シンポジウムやイベント等を開催し、区民等の福祉の理解を深めるとともに、当事者とその家族が必要な支援につながる環境づくりに向けた普及啓発を図っています。

令和4年度 (2022年度)	ヤングケアラー・若者ケアラー支援シンポジウム
	世田谷区自立支援協議会シンポジウム
	世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」開設記念シンポジウム
	世田谷区制90周年・希望条例2周年記念イベント
	犯罪被害者等支援シンポジウム
	防災シンポジウム

- 寄附は誰でも参加することができる一つの社会貢献です。福祉分野においても、多くの方から区へ寄附をいただいており、地域福祉の推進のために活用しています。特に、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金においては、基金の対象と目的を明確にしたことにより、多くの賛同を得ることができました。

基金名	累計寄附金額(H26～R4年度分)
世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金	233,751,344 円
世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金	52,169,009 円
世田谷区子ども基金	124,283,022 円
世田谷区地域保健福祉等推進基金	501,295,697 円

■今後の課題■

- ボランタリーな活動への支援をさらに充実していく必要があります。
- 自分事として捉えられていない方に対して、あらゆる機会を通して普及啓発していく必要があります。
- 誰もが差別や偏見の対象とならずに安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉に関する区民の理解を広めていく必要があります。

■取組みの方向性■

資源や施設、ノウハウの提供などにより、地域住民による活動を支援することで、地域住民の福祉についての関心を高めています。

地域住民に向けた講演や研修、住民同士が福祉について話し合い意見交換できる場などを開催し、福祉に関心を持ってもらえるような取組みを推進します。

また、高齢者が高齢者を支える時代に向けては、「支える・支えられる」という関係性だけでなく、「おたがいさま」「支え合うパートナー」という意識の醸成にも取り組みます。

■めざす姿の実現に向けた主な取組み■

番号	主な取組み	目的と内容
1	ボランティア活動の支援	地域住民に向けた講座や研修のほか、任意団体の設立等の相談窓口開設など、地域住民の活動を支援することで、福祉に関心を持つてもらえる取組みを推進します。
2	災害時のボランティア活動の支援及び啓発	災害からの復旧に向け活動を行うボランティアを受け入れ、活動をコーディネートする「ボランティアコーディネーター」を養成し、災害時の活動がより円滑に運営できるようにすると共に、こうした活動への住民の理解を広げる取組みを進めます。

■取組みの行動量■

番号	行動量	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	地区活動入門講座の開催数	11回	13回	15回	18回	20回	66回
2	災害ボランティアコーディネーター* 養成講座及び防災講話 の開催数	23回	45回	50回	55回	60回	210回

■取組みの成果指標■

番号	成果指標	現況値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	総量
1	地区サポーターのマッチング数	500件	510件	520件	530件	540件	2,100件
2	災害ボランティアコーディネーター登録者数(累計)	796人	930人	1,020人	1,110人	1,200人	1,200人

コラム

ボランティアをつなぐ「おたがいさま bank」

世田谷ボランティア協会は、ボランティアをしようとする人と、その力を必要としている人をつなぐ「おたがいさま bank」という仕組みを設け、子どもの学習支援、傾聴、生活サポートなどのボランティアニーズと、多くの個人・グループをつなぐボランティア活動のコーディネートを行っています。ボランティアセンター（世田谷区下馬）と北沢・玉川・砧・烏山地域のボランティアビューローからの情報提供に加え、情報誌「セボネ」などの紙媒体、メールマガジン、24時間アクセス可能なボランティア情報サイト「おたがいさま web」なども活用して情報の受発信を進めています。また、市民活動団体やNPOに関する相談、ボランティア体験や学習機会の提供など区民のみなさんの意欲や力を活かす取組みも幅広く行っています。

全国的に災害が頻発し激甚化する今日、災害ボランティアの役割も重要になっています。世田谷では、常設の災害ボランティアセンターを設けて災害に備えるとともに、ボランティアコーディネーターの養成やスキルアップのための講座や啓発活動を積極的に行っています。

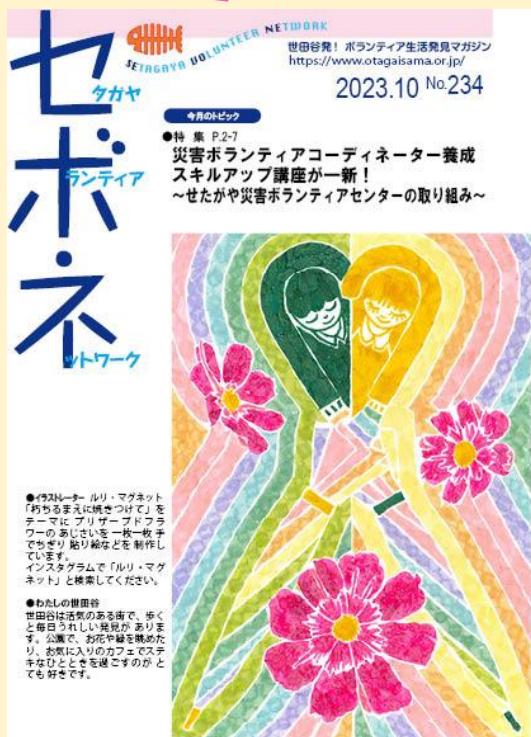
この計画に掲げる取組みを通じて「おたがいさま」の気持ちがより多くの方々に広がり、ボランタリーなコミュニティづくりにつながることをめざします。

災害ボランティアコーディネーター 養成講座



ボランティア相談風景

ボランティア情報誌 セボネ



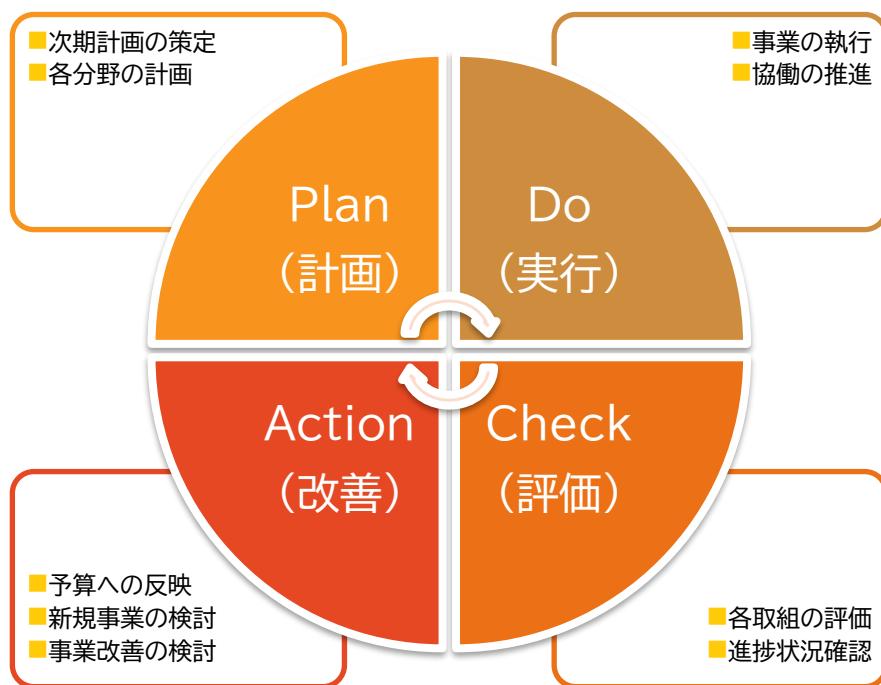
第5章 計画の推進に向けて

本計画は、PDCAサイクルマネジメントに沿って推進施策の進捗を管理し、進捗状況を「地域保健福祉審議会」に定期的に報告し、評価・検証を行うことで推進していきます。進捗状況は、区民、事業者、関係団体などに公表し、情報共有を図ります。

また、実施計画の振り返りとあわせ、中間年での見直しを実施することで、機動的・実践的な計画とし、社会状況の変化などを一層反映できる計画とします。なお、法や制度、社会経済状況等の大きな変化があった場合は、計画期間中においても、適宜、見直しを行います。

推進施策の進捗を管理・評価するための指標は、各推進施策のめざす姿の実現に向けた主な取組みを抽出したうえで、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までのアウトプット指標(取組みの行動量)とアウトカム指標(取組みの成果指標)を設定しています。令和10年度(2028年度)以降の行動量と成果指標は中間見直し時に実施計画の振り返りとあわせ、改めて設定します。

図表 PDCA サイクルマネジメント



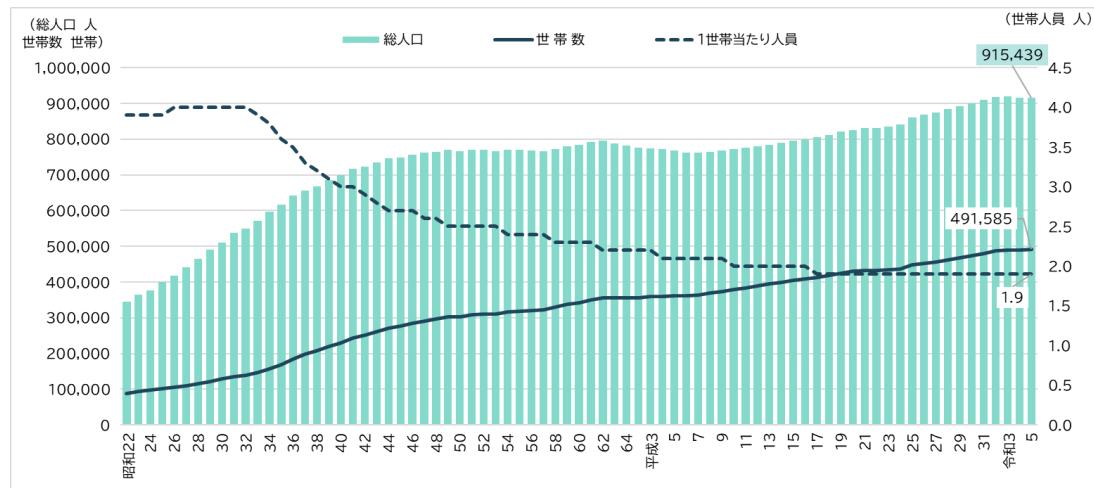
第6章 参考資料

第1節 統計資料

(1) 人口・世帯

ア 総人口、世帯数、1世帯当たり人員

図表 総人口、世帯数、1世帯当たり人員



※住民基本台帳法の一部改正(平成24年)により、平成25年より外国人を含んだ数値

※各年1月1日現在

【資料：世田谷区統計書(令和4年版)】

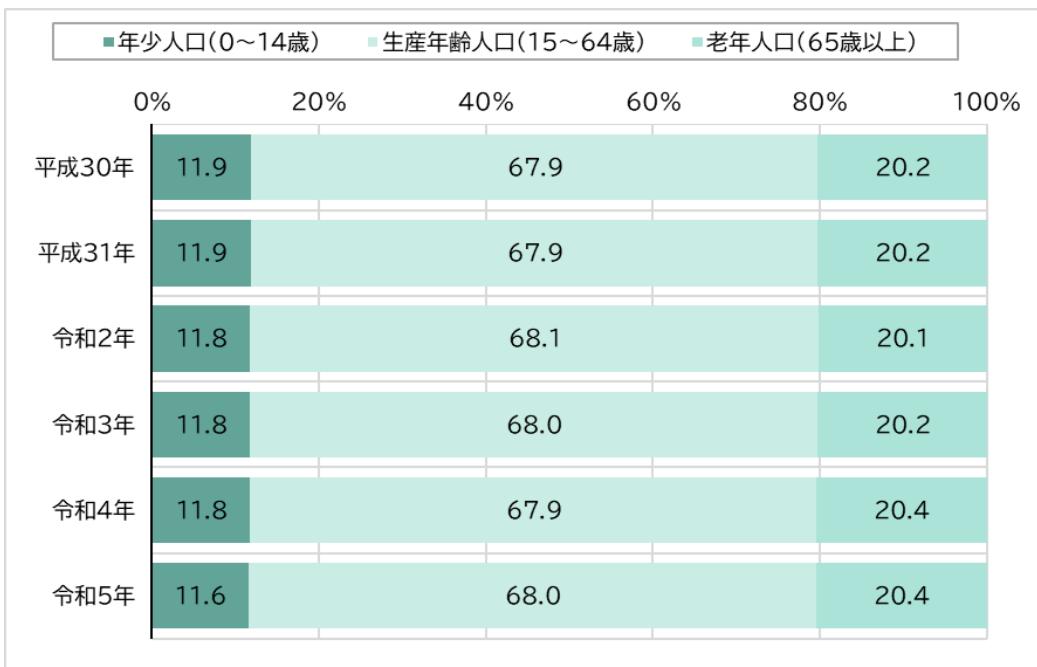
イ 年齢3区分人口



※各年1月1日現在

【資料：世田谷区統計書(令和4年版)】

ウ 年齢3区分人口割合

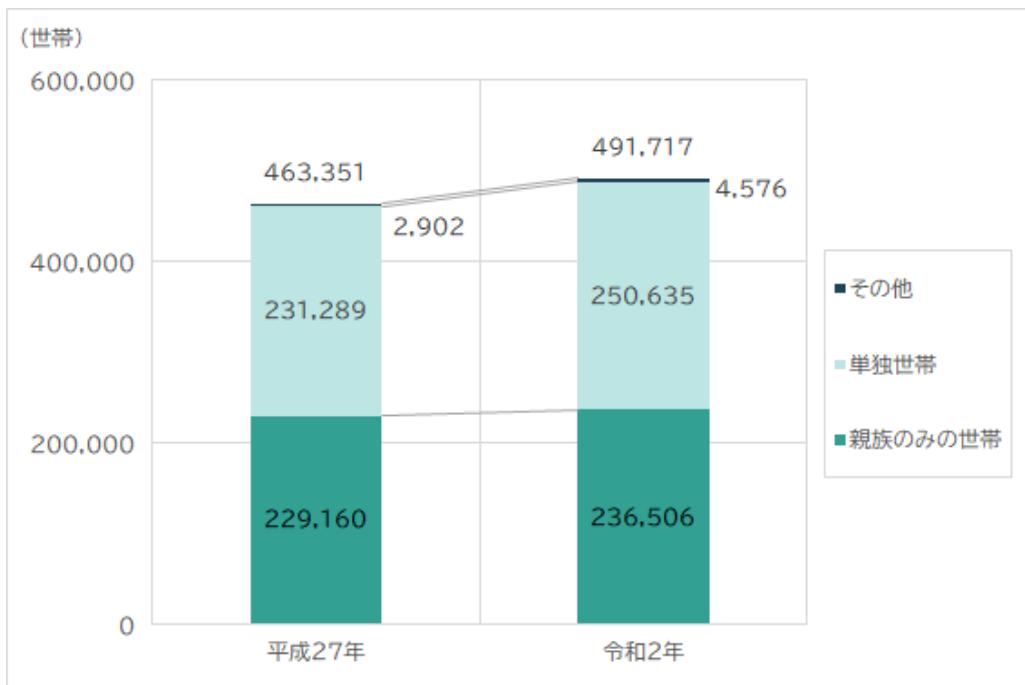


※各年 1月 1日現在

【資料：世田谷区統計書(令和4年版)】

工 家族類型別一般世帯数

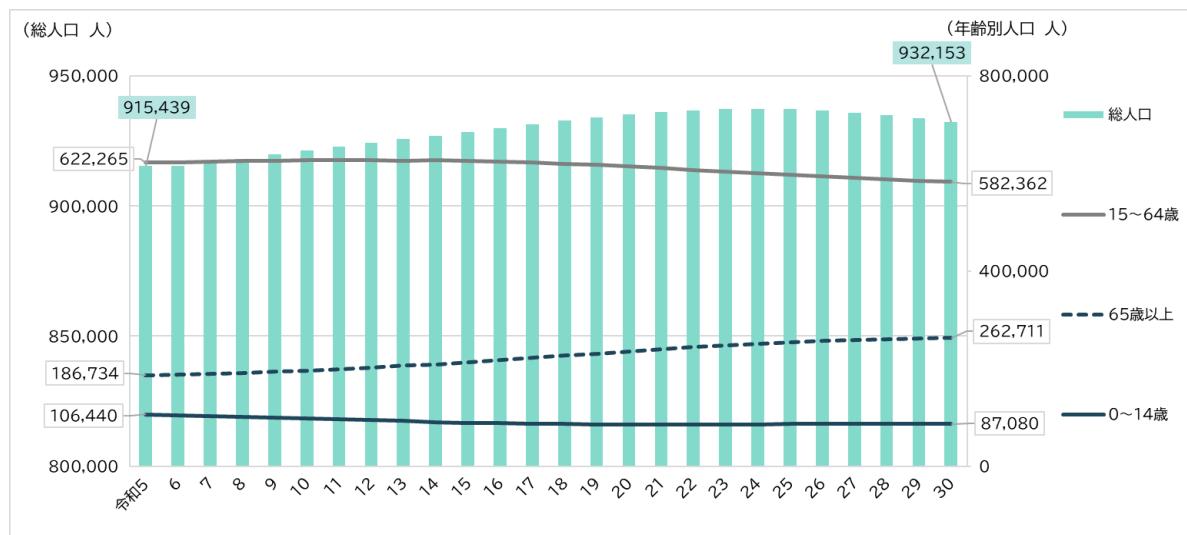
図表 家族類型別一般世帯数



【資料：国勢調査】

力 人口の将来推計

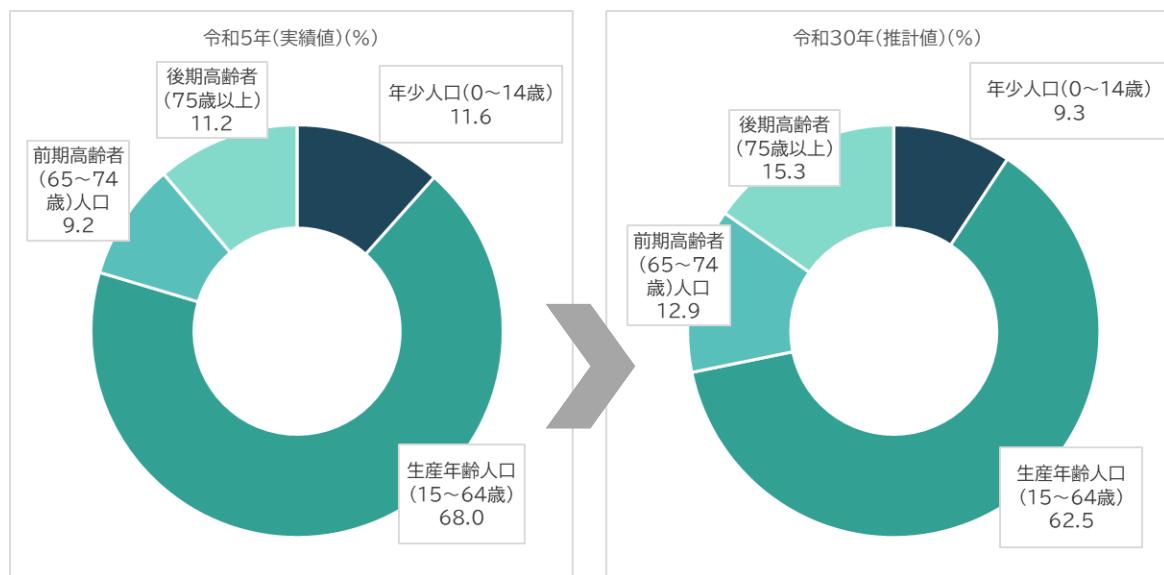
図表 人口の将来推計



【資料:将来人口推計(令和5年8月9日更新)】

キ 人口構成の推計

図表 人口構成の推計

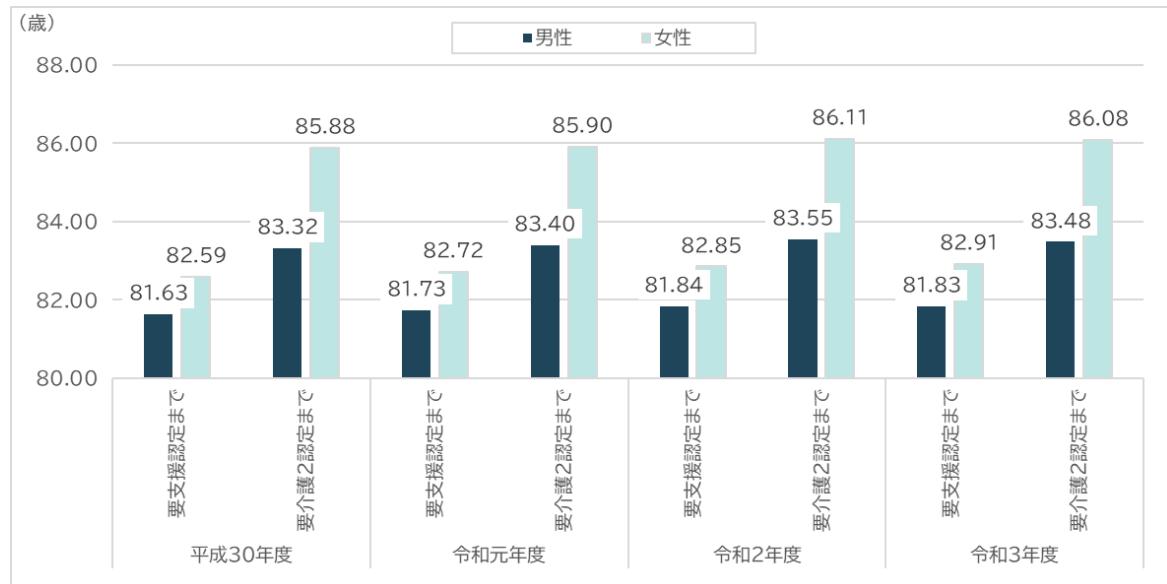


【資料:将来人口推計(令和5年8月9日更新)】

(2)高齢者

ア 65歳健康寿命

図表 65歳健康寿命(東京保健所長会方式)



※65歳健康寿命(東京保健所長会方式)とは、65歳の人が要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表したもの [65歳健康寿命(歳)=65歳+65歳平均自立期間(年)]

※要支援認定まで:要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合

※要介護2認定まで:要介護2の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合

【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

イ 介護保険要支援・要介護認定者数

図表 介護保険要支援・要介護認定者数



※第2号被保険者を含む

※各年度末現在

【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

ウ 高齢者人口の将来推計

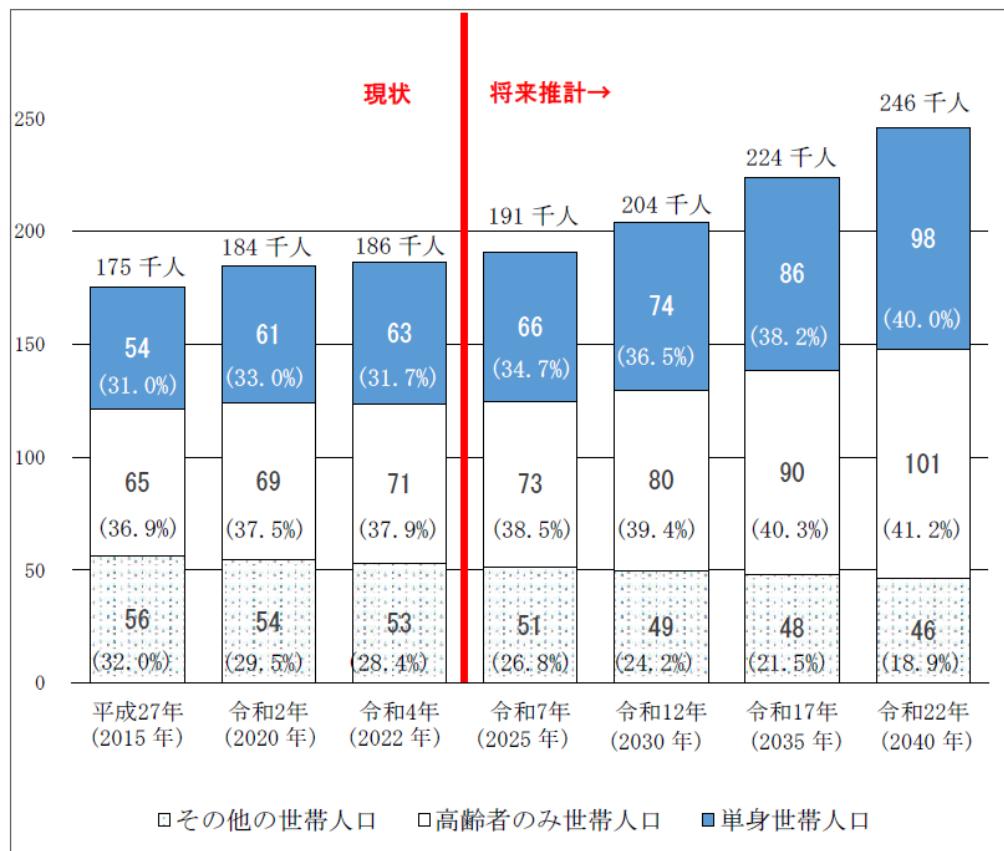
図表 高齢者人口の将来推計



【資料:将来人口推計(令和5年8月9日更新)】

エ 世田谷区の高齢者の世帯状況の現状と将来推計

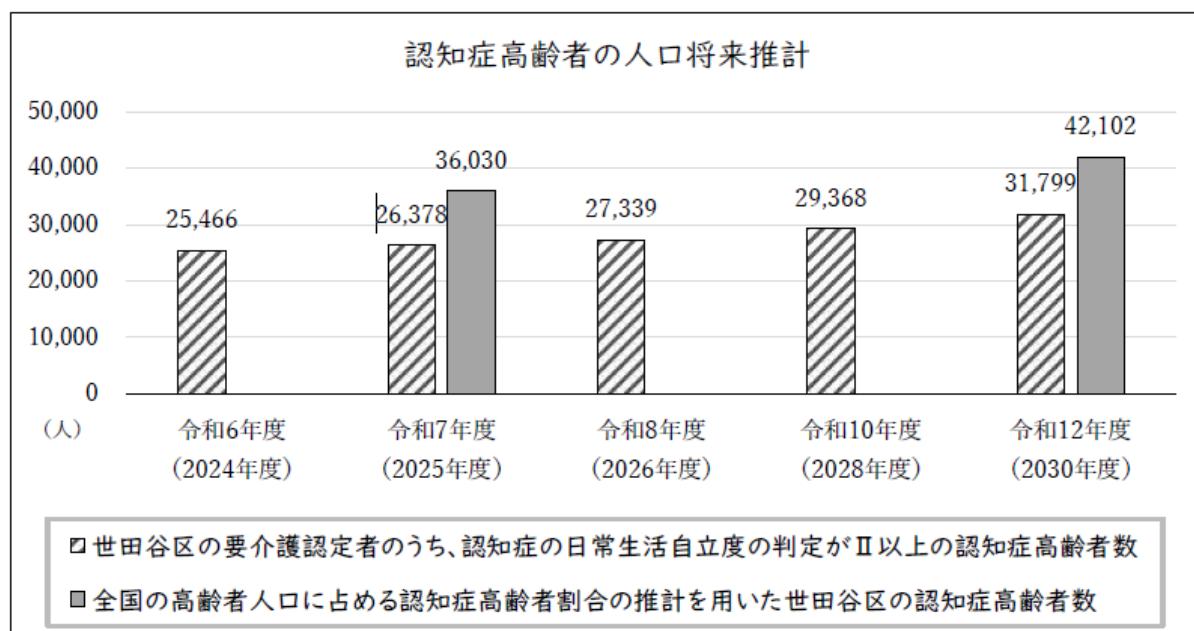
図表 世田谷区の高齢者の世帯状況の現状と将来推計(各年4月1日)



【資料:第1回高齢者福祉・介護保険部会(令和5年2月8日)】

才 認知症高齢者の将来推計

図表 認知症高齢者の人口将来推計

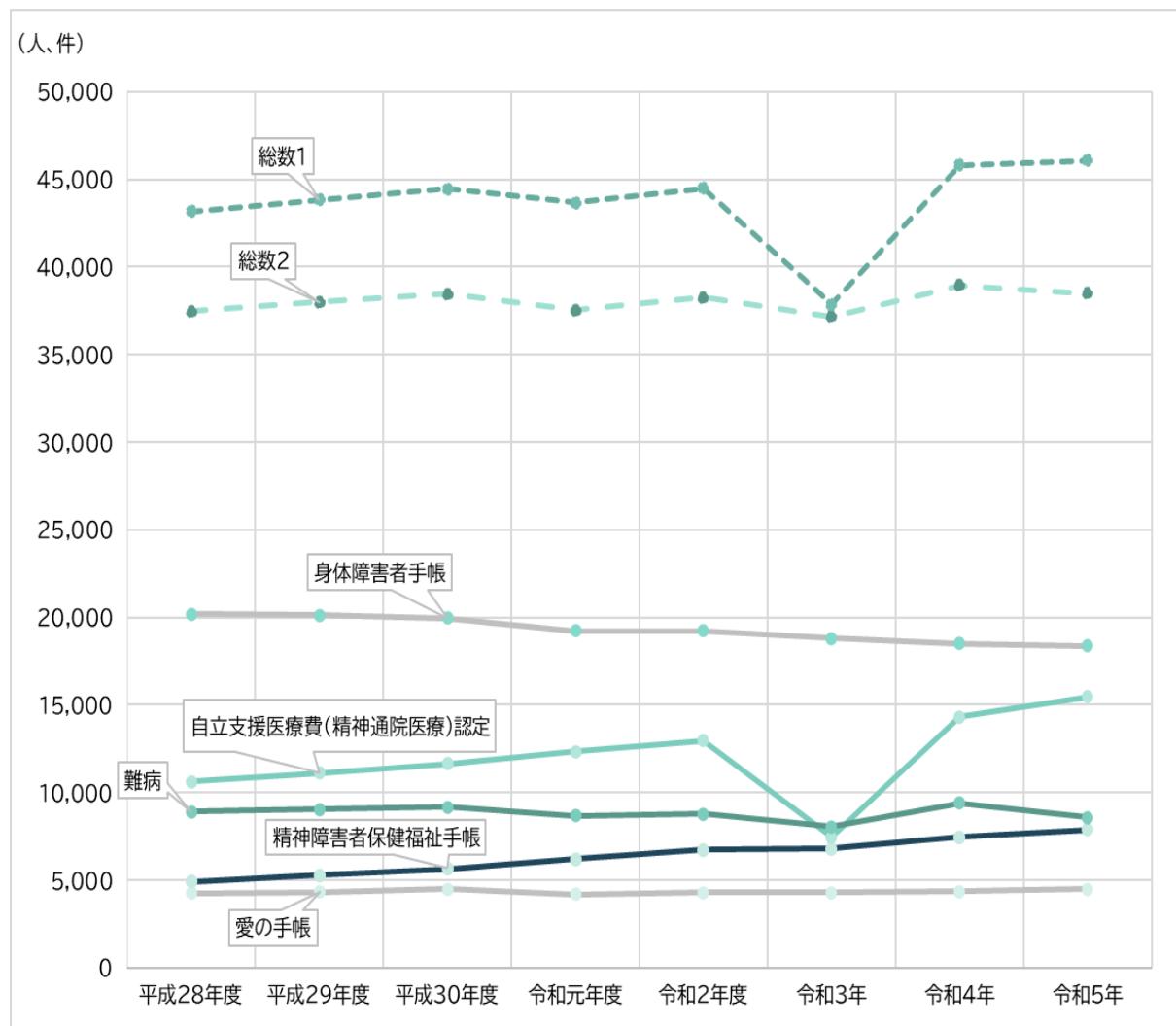


【資料:第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画】

(3)障害者等

ア 障害者手帳等所持者数、難病件数

図表 障害者手帳等所持者数、難病件数



※各年4月1日現在

※総数 1:身体障害者手帳所持者 + 愛の手帳所持者(重複除く) + 自立支援医療(精神通院医療) + 難病

※総数 2:身体障害者手帳所持者 + 愛の手帳所持者(重複除く) + 精神障害者保健福祉手帳所持者 + 難病

※身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者は、平成31年4月から本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない住民票除票者を除いた数値に変更

※難病:東京都の難病等医療費助成の申請件数（但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く）

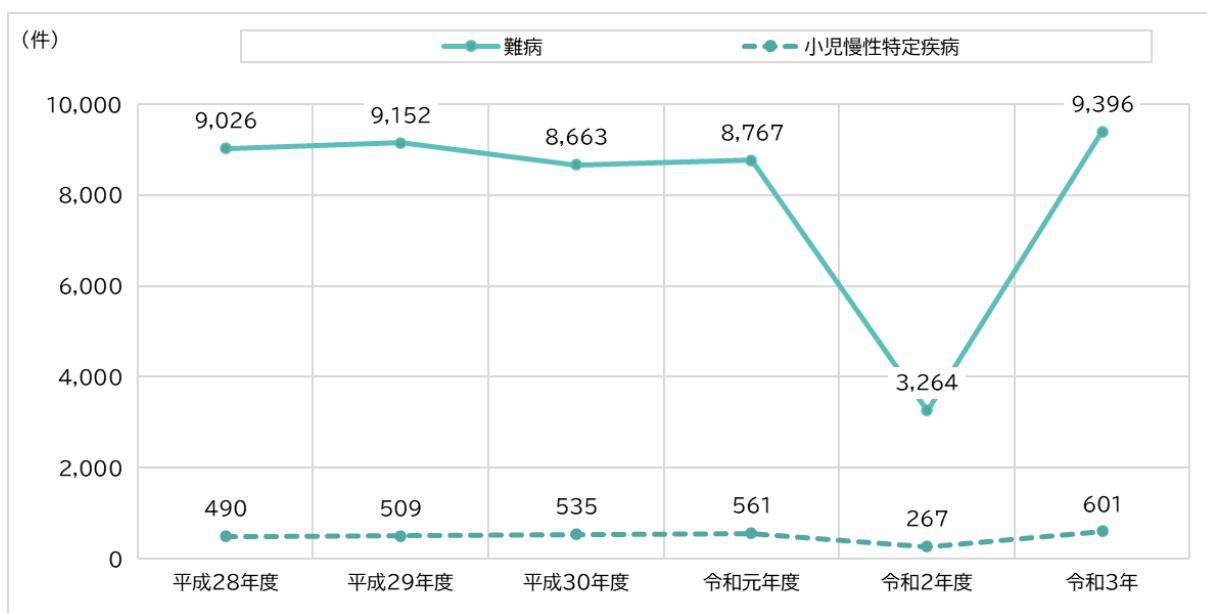
※精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院医療)認定件数の出典は東京都保健福祉局

※令和3年の一時的な減少は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特例として自立支援医療(精神通院医療)の更新申請手続きが不要となったため。

【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

イ 難病、小児慢性特定疾病の件数

図表 難病、小児慢性特定疾病の件数



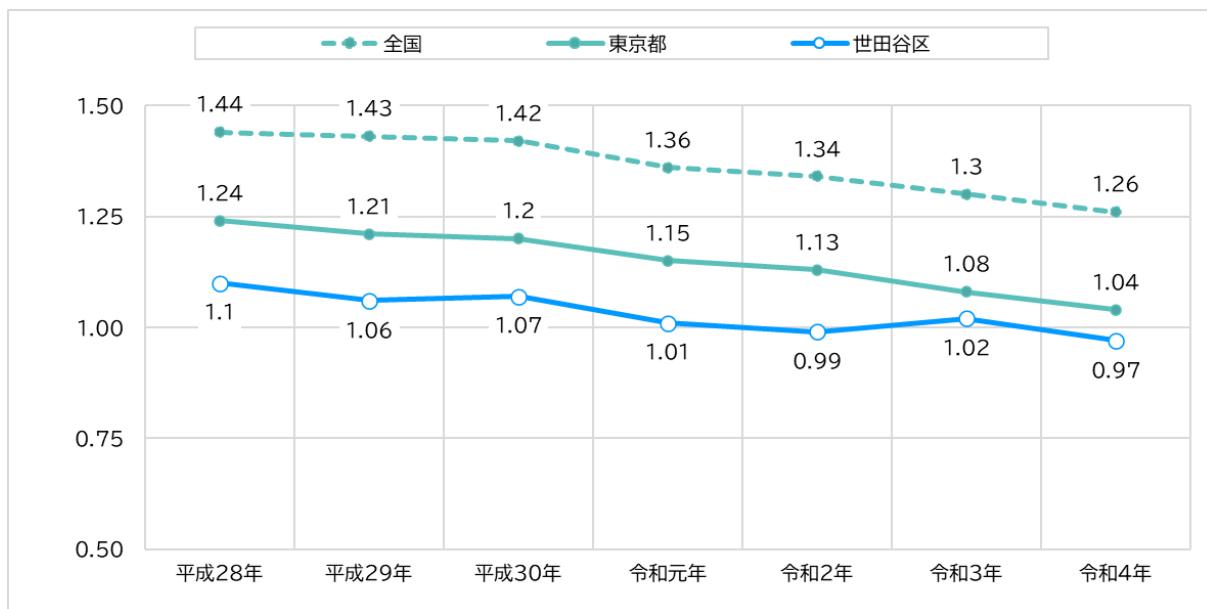
※難病等医療費助成申請書受理件数、小児慢性特定疾病医療助成申請書受理件数

【資料：世田谷区統計書（令和4年版）】

(4)子ども

ア 合計特殊出生率

図表 合計特殊出生率



※合計特殊出産率=(母の年齢別出生数／年齢別女子人口)の15歳から49歳までの合計

【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

イ 年少人口の将来推計

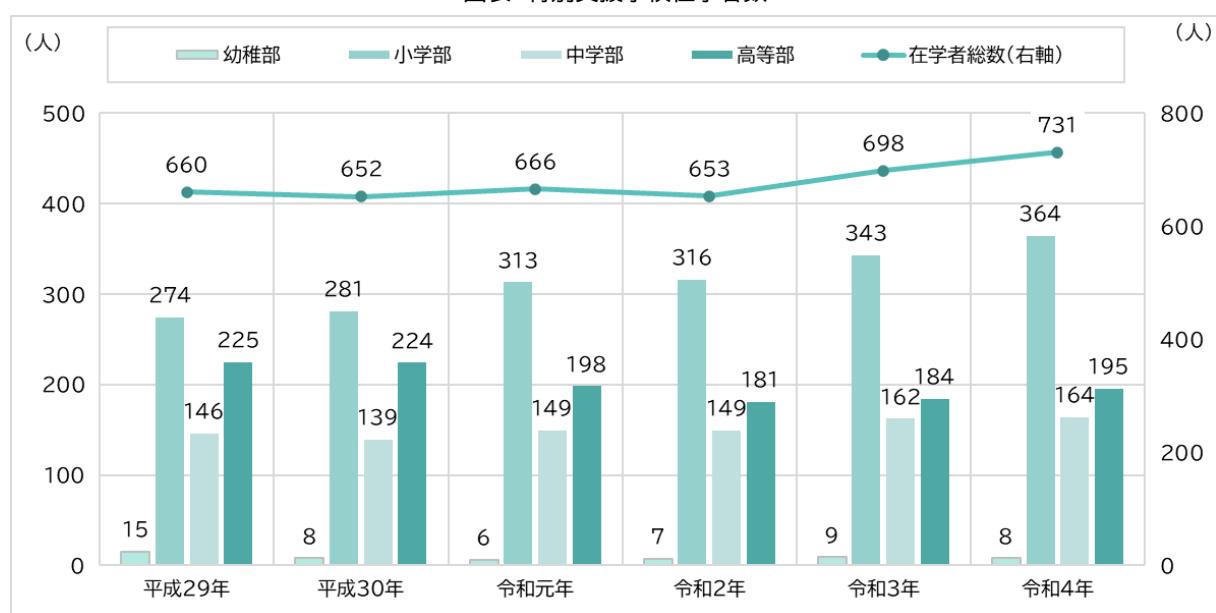
図表 年少人口の将来推計



【資料:将来人口推計(令和5年8月9日更新)】

Ⅵ 特別支援学校在学者数

図表 特別支援学校在学者数



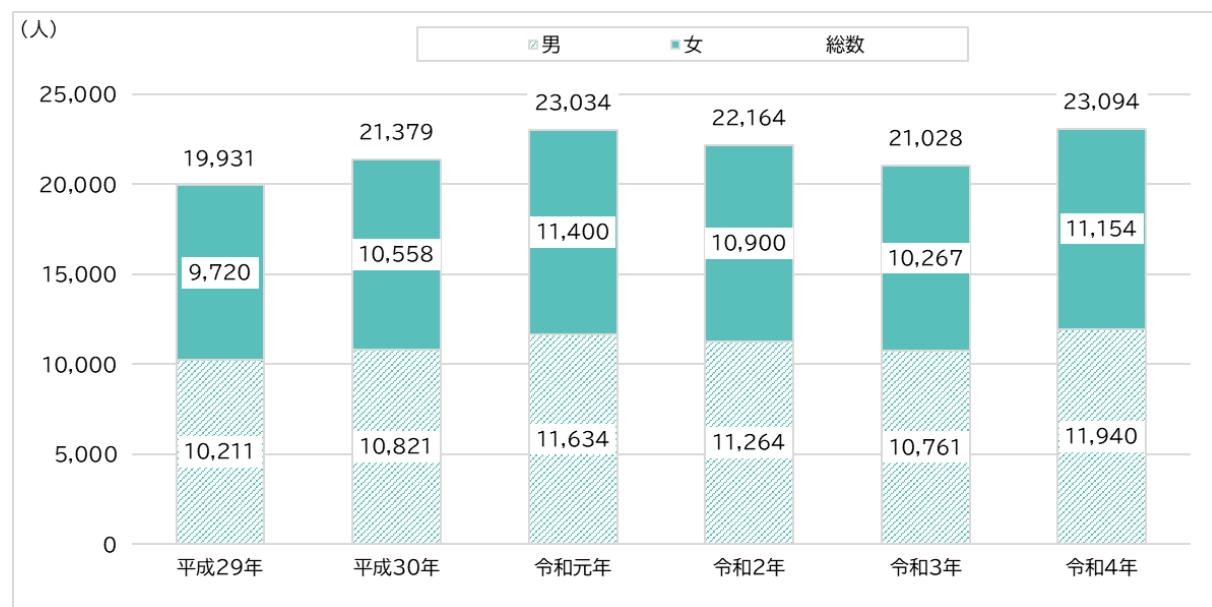
※各年5月1日現在

【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

(5)外国人住民

ア 外国人住民

図表 外国人住民

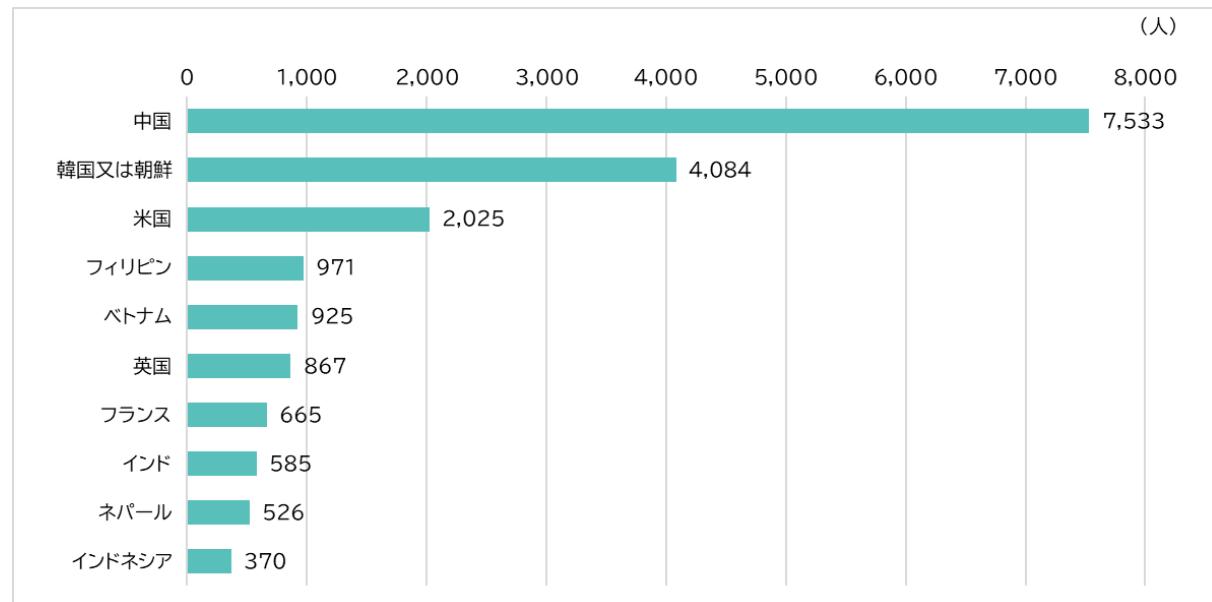


※各年12月28日現在

【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

イ 外国人住民(上位 10 か国)

図表 外国人住民(上位 10 か国)



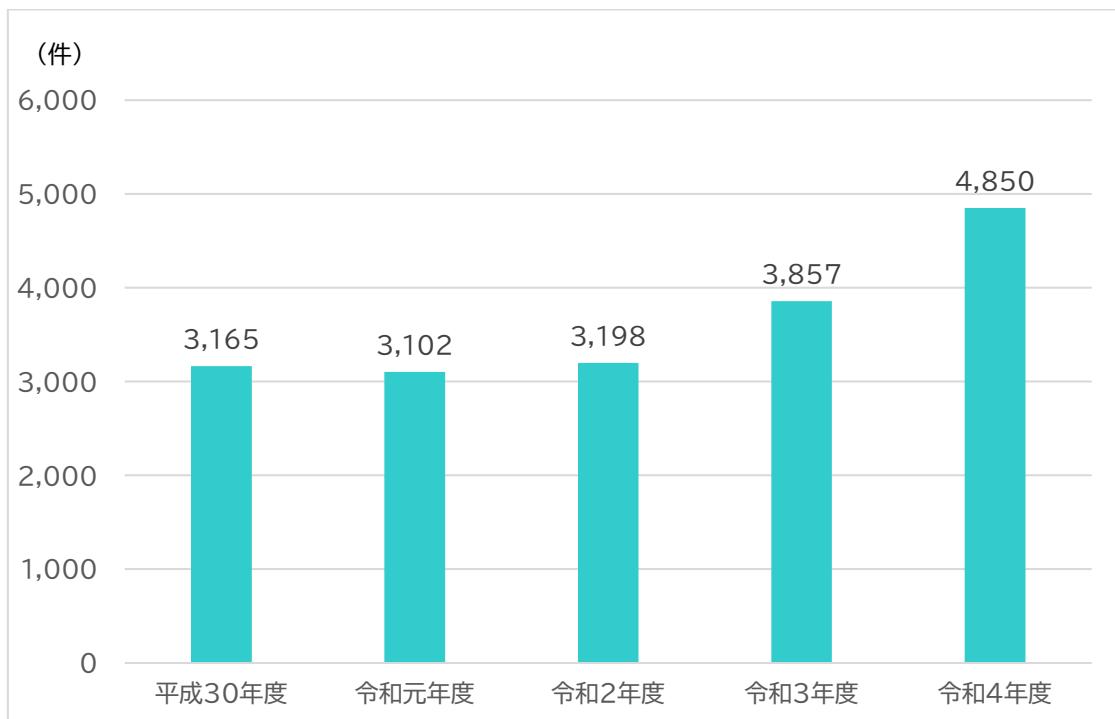
※令和3年12月28日現在

【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

(6)若者支援

ア 相談件数(延べ件数)

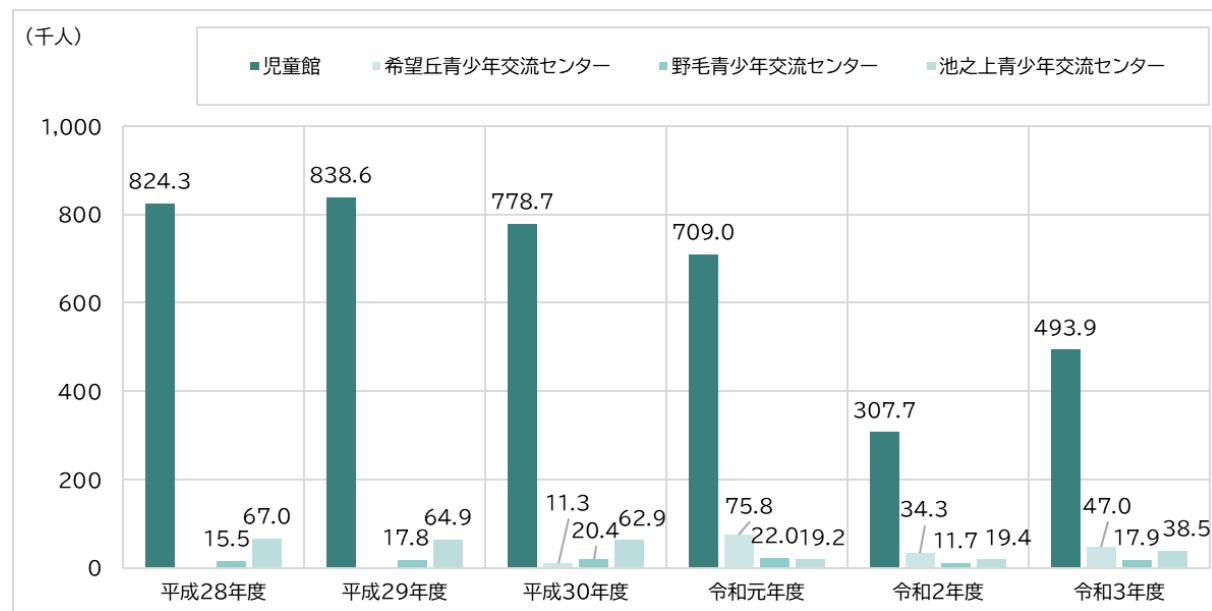
図表 メルクマールせたがや相談件数(延べ件数)



【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

イ 利用人数(延べ人数)

図表 利用人数(延べ人数)



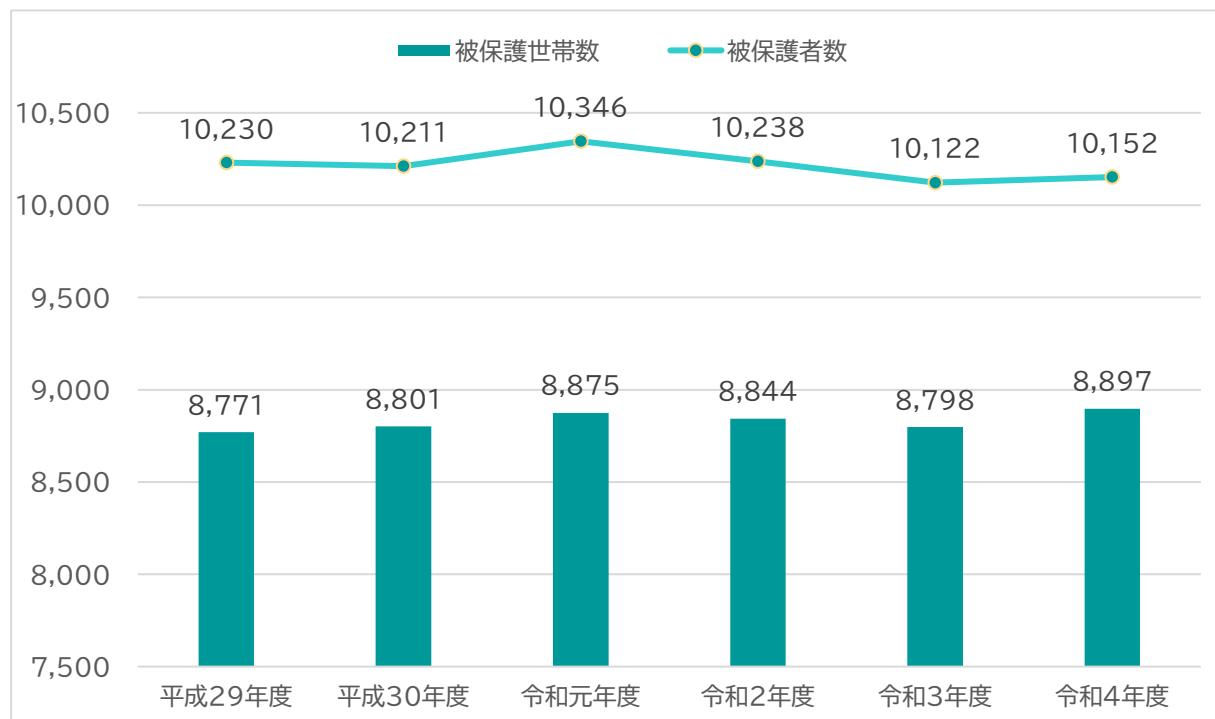
※希望丘青少年交流センターは平成31年2月開設

【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

(7)生活保護

ア 被保護世帯数、被保護者数

図表 被保護世帯数、被保護者数

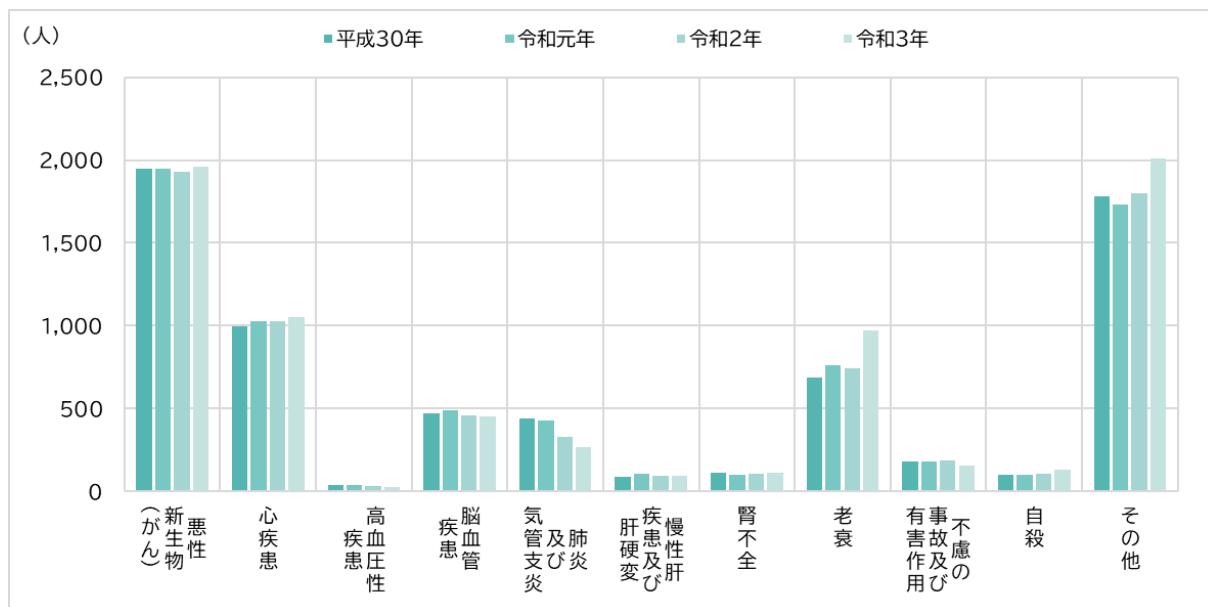


【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

(8)健康・医療

ア 死因別死者数

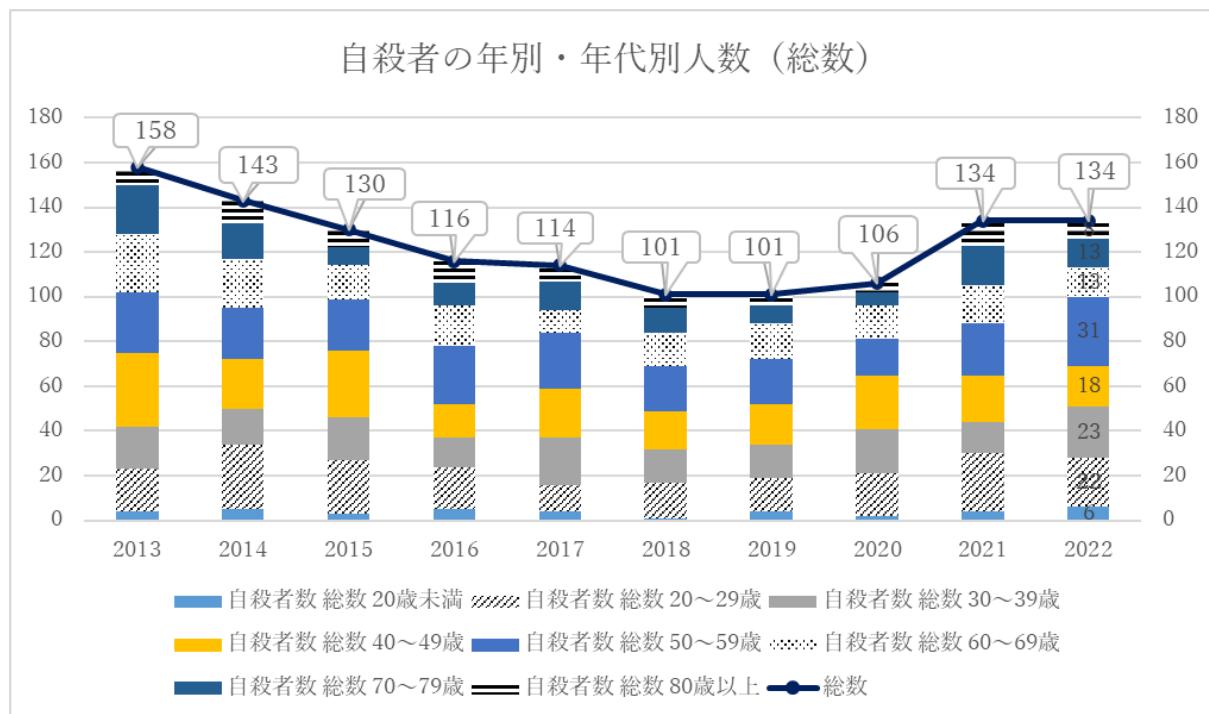
図表 死因別死者数



【資料：世田谷区統計書（令和4年版）】

イ 自殺者数

自殺者の年別・年代別経年人数(警察庁自殺統計)



ウ 感染症発生動向

図表 感染症発生動向調査届出受理件数(全数把握分)

※3 類以外は発生した疾病のみ記載

(単位:件)

項目 年	2 類		3 類				4 類				5 類			
	結核	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス	レジオネラ症	E型肝炎	つつが虫病	レプトスピラ症	アメーバ赤痢	急性脳炎※1	クロイツフェルト・ヤコブ病	後天性免疫不全症候群※2
2	134	0	0	20	0	0	4	2	2	0	2	3	2	0
3	101	0	0	28	0	0	1	4	2	0	3	8	0	1
4	98	0	0	23	0	0	4	2	1	1	2	17	1	2
5 類										新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症			
梅毒	侵襲性肺炎球菌感染症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	目細菌感染症	カルバペネム耐性腸内細菌	侵襲性インフルエンザ菌	水痘(入院例)	ウイルス性肝炎※3	百日咳※4	ジアルジア症	※5	新型コロナウイルス感染症			
19	6	4	5	2	1	0	48	0			5,334			
33	4	1	7	0	2	1	11	0			23,397			
56	3	1	4	1	4	1	16	3			138,303			

※1 4 類感染症における脳炎を除く

※2 無症状病原体保有者を含む

※3 E 型肝炎及び A 型肝炎を除く

※4 30 年より全数把握対象疾患になった

※5 世田谷保健所管轄患者の発生数

【資料:感染症発生動向調査】

(9)財政

ア 民生費(項別)歳出決算額

図表 民生費(項別)歳出決算額

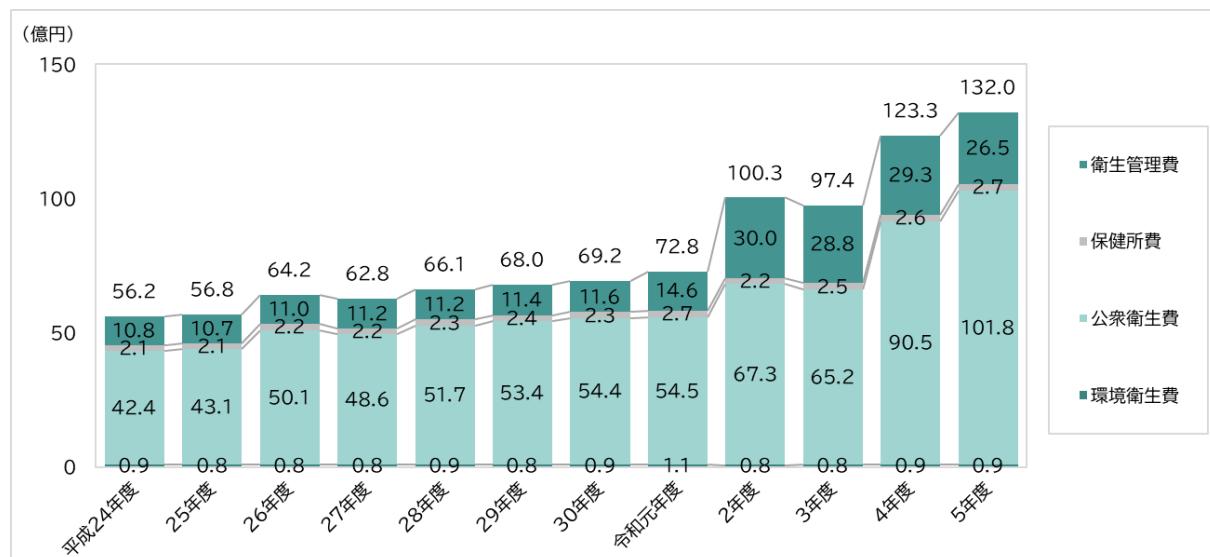


※直近2年は歳出当初予算額

【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

イ 衛生費(項別)歳出決算額

図表 衛生費(項別)歳出決算額

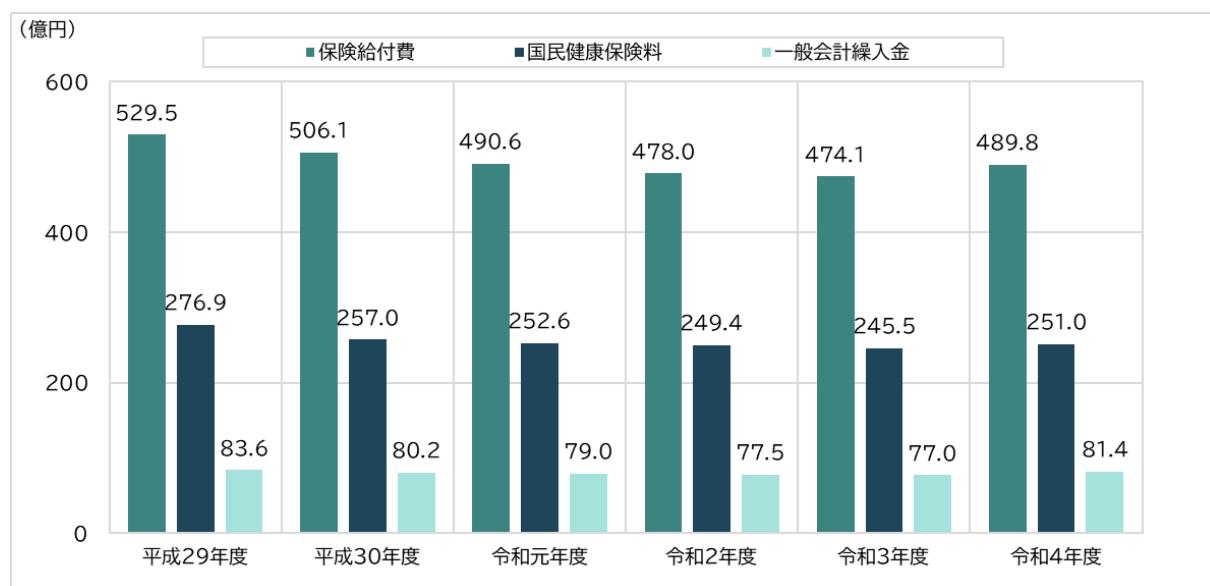


※直近2年は歳出当初予算額

【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

ウ 国民健康保険事業会計(予算)

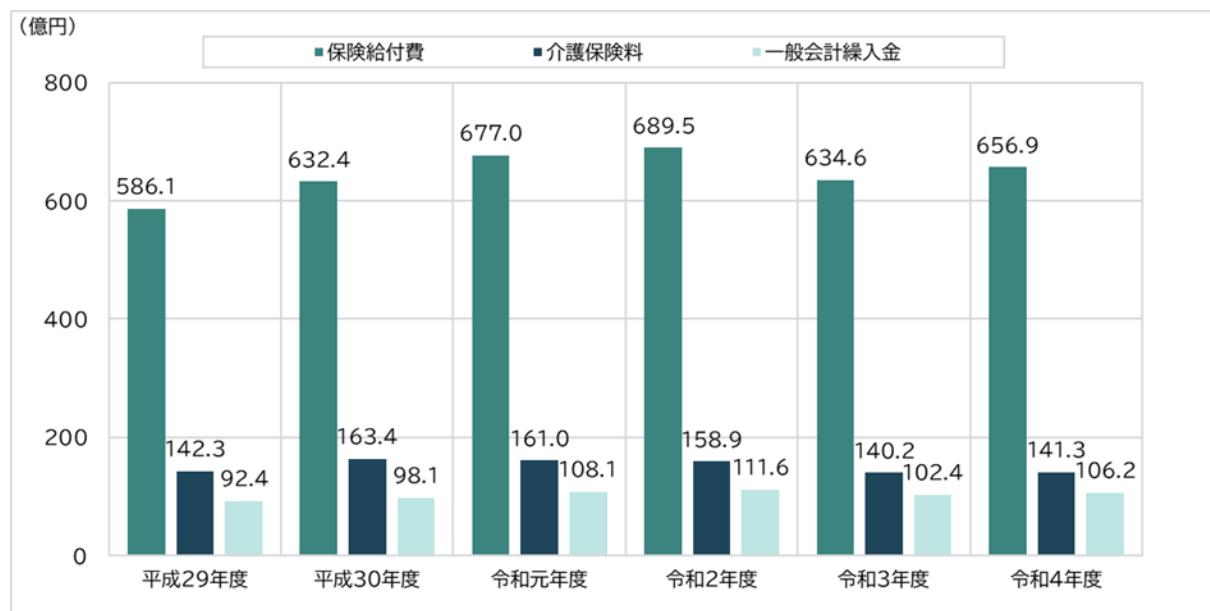
図表 国民健康保険事業会計(予算)



【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

工 介護保険事業会計(予算)

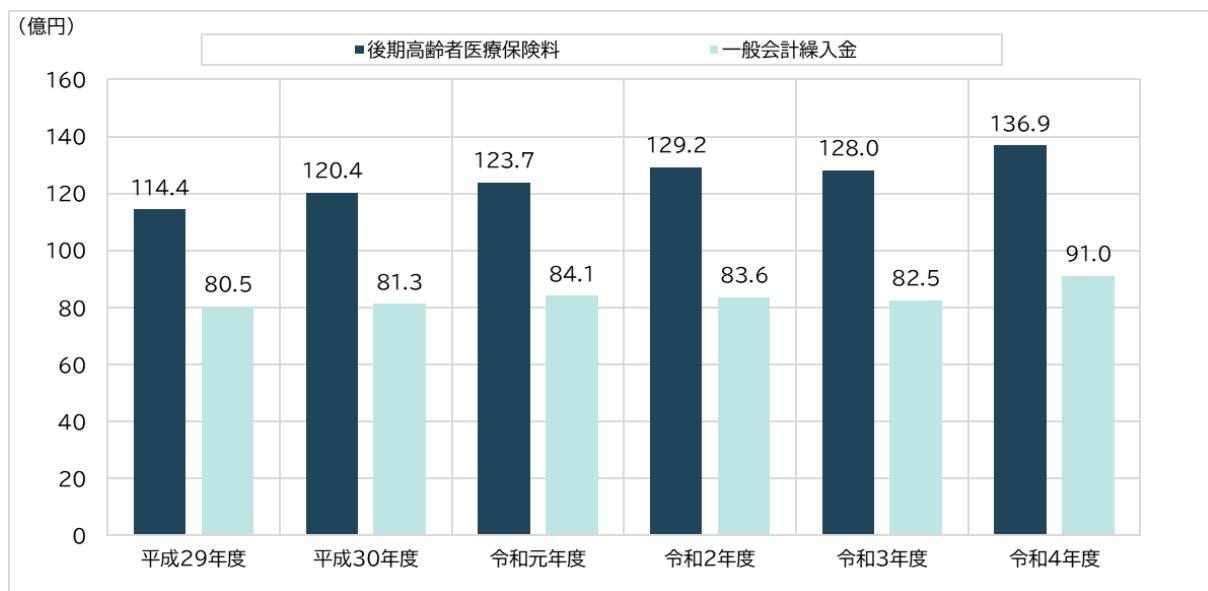
図表 介護保険事業会計(予算)



【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

才 後期高齢者医療会計(予算)

図表 後期高齢者医療会計(予算)



【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

第2節 計画策定に向けた審議等の経過

1 地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の審議等の経過

開催日	会議名	主な案件
令和4年11月16日	第83回 地域保健福祉審議会	世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について(諮問)
令和4年12月1日	第1回 総合計画研究会	世田谷区地域保健医療福祉総合計画策定の考え方について
令和4年12月19日	第2回 総合計画研究会	既存の地域包括ケアシステムの強化について
令和5年2月3日	第3回 総合計画研究会	世田谷区の包括的な支援体制について
令和5年2月10日	第84回 地域保健福祉審議会	計画策定に向けた検討状況について
令和5年3月27日	第4回 総合計画研究会	誰一人取り残さない世田谷をつくるための基盤整備
令和5年4月26日	第85回 地域保健福祉審議会	計画策定に向けた検討状況について
令和5年6月2日	第5回 総合計画研究会	地域包括ケアシステムの4つの新たな要素について
令和5年6月29日	第6回 総合計画研究会	計画(素案)について
令和5年7月21日	第86回 地域保健福祉審議会	世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について(中間まとめ案)
令和5年10月4日	第7回 総合計画研究会	計画(答申案)について
令和5年10月26日	第87回 地域保健福祉審議会	世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について(答申)

2 地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の委員名簿

世田谷区地域保健福祉審議会 委員名簿

区分	分野	氏名	職(所属)	備考
学 識 経 験 者		中村 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長	会長
		和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授	副会長
		石渡 和実	東洋英和女学院大学名誉教授	
		加藤 悅雄	大妻女子大学家政学部児童学科教授	
		川上 富雄	駒澤大学文学部社会学科教授	
		諏訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科教授	
		岩永 俊博	全国健康保険協会前理事	
区 民	福祉団体・ 地域団体	吉村 俊雄	世田谷区社会福祉協議会 会長	
		坂本 雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会 会長	
		西崎 守	世田谷区町会総連合会 副会長	R5.7.5 退任
		岩波 佳三	世田谷区町会総連合会 副会長	R5.7.12 新任
	高齢	蓮見 早苗	用賀あんしんすこやかセンター管理者	
	障害	坂 ますみ	世田谷区肢体不自由児者父母の会 会長	
	児童	飯田 政人	社会福祉法人福音寮 理事長	
	医療	窪田 美幸	世田谷区医師会 会長	
		吉本 一哉	玉川医師会 会長	R5.7.4 退任
		池上 晴彦	玉川医師会 会長	R5.7.5 新任
		田村 昌三	世田谷区歯科医師会 会長	
		島貫 博	玉川歯科医師会 会長	
		富田 勝司	世田谷薬剤師会 会長	
		高野 和則	玉川砧薬剤師会 会長	
	公募委員	栗原 祥		
		山中 武		

総合計画研究会 委員名簿

氏名	職(所属)	備考
中村 秀一	医療介護福祉政策研究フォーラム理事長	
和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授	
石渡 和実	東洋英和女学院大学名誉教授	
加藤 悅雄	大妻女子大学家政学部児童学科教授	
川上 富雄	駒澤大学文学部社会学科教授	
諏訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科教授	
菱沼 幹男	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科教授	
木本 義彦	北沢総合支所長	令和4年度
柳澤 純		令和5年度
土屋 雅章	世田谷総合支所副支所長	令和4年度
内田 潤一		令和5年度
三羽 忠嗣	砧総合支所保健福祉センター所長	
舟波 勇	地域行政部長	令和4年度
岩元 浩一		令和5年度
田中 耕太	保健福祉政策部長	座長
有馬 秀人	保健福祉政策部次長	令和4年度
庄司 秀人		令和5年度
山戸 茂子	高齢福祉部長	
須藤 剛志	障害福祉部長	
柳澤 純	子ども・若者部長	令和4年度
松本 幸夫		令和5年度
土橋 俊彦	児童相談所長	令和4年度
河島 貴子		令和5年度
和田 康子	保育部長	令和4年度
向山 晴子	世田谷保健所長	
松本 幸夫	世田谷保健所副所長	令和4年度
清水 昭夫		令和5年度
畠目 晴彦	都市整備政策部長	令和4年度
笠原 聰		令和5年度
長岡 光春	世田谷区社会福祉協議会事務局長	

第3節 区民意見・提案等

1 シンポジウム

計画について広く周知し、これから世田谷の保健福祉についてともに考えていくために、これから世田谷の保健福祉を考えるシンポジウム「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」を開催しました。

開催日	令和5年9月7日(木)	
会場	玉川せせらぎホール(世田谷区等々力3-4-1)またはオンライン	
プログラム	第1部	計画素案の概要説明
	第2部	基調講演 「これから世田谷の福祉に求められるもの」 《講演者》中村 秀一 氏(世田谷区地域保健福祉審議会会長)
	第3部	パネルディスカッション 「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」 《コーディネーター》 中村 秀一 氏 《パネリスト》五十音順・敬称略 岩永 俊博(世田谷区健康づくり推進委員会会長) 河野 由香(池尻あんしんすこやかセンター管理者) 田邊 仁重(世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長) 坂 ますみ(世田谷区肢体不自由児者父母の会会长) 保坂 展人(世田谷区長)
参加者数	会場参加 88名、オンライン参加 117名	



2 パブリックコメント

区民意見を幅広く取り入れるために、計画(素案)についてパブリックコメントを実施しました。

募 集 期 間	令和5年9月7日(木)から9月28日(木)まで	
意見提出人数	29人 (ホームページ23人、郵送5人、持参1人)	
意 見 数	第1章 計画策定にあたって に関すること	1件
	第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方 に関すること	21件
	第4章 今後の施策の方向	
	①世田谷版地域包括ケアシステムを強化する に関すること	12件
	第4章 今後の施策の方向	
	②世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備 に関すること	11件
	成年後見制度利用促進基本計画 に関すること	4件
	再犯防止推進計画 に関すること	3件
	その他	19件
合計		71件

第1章 計画策定にあたって に関すること 1件

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	第1章の基本計画の理念の記載が「基本計画(素案)」にある「LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を削除したように見受けられます。もし、これは「性別」に含まれると解釈されているなら誤りです。セクシユアリティの基本要素の全く別の概念ですので、追記してください。	基本計画の記載と合わせ、「LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を記載しました。

第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方 に関すること 21 件

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されますが、問題のある政党や宗教団体と関わりのある民間団体と連携しないようお願いします。	地域福祉推進の視点③に記載のとおり、区では、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指してまいります。困難な問題を抱える女性への支

		援に限らず、連携先には留意しながら、地域福祉の推進に努めてまいります。
2	世田谷区で生活している性的マイノリティの一人です。私たちのことを見てください、知ってください。なにもかも不安です。	本計画は「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」を基本方針としており、性的マイノリティの方も対象者としています。地域福祉推進の視点①の中に「LGBTQ などの性的指向及びジェンダー・アイデンティティ」を明記するとともに、性の多様性に配慮し権利を尊重した事業運営をしてまいります。
3	本計画は男女共同参画、多文化共生推進等の計画と連携とうたっていながら、性的マイノリティについての記述がほとんどないことに疑問がある。ぜひ、連携を図り、すべての計画の中の対象者として性的マイノリティを含めるよう検討してほしい。	
4	高齢のゲイ男性は地域から孤立していることが殆どです。ぜひ、地域包括ケアシステムの充実の中に性的マイノリティを明確化し支援の対象者としてください。	
5	高齢になっても世田谷で暮らしたいと考えている同性カップルは多いです。改めて居住支援に性的マイノリティを明確化してください。	
6	地域福祉推進の視点①の中で、性的マイノリティが「存在しない」と世田谷区に考えられているのでは、と不安を感じています。「等」で括られて総合計画の策定のときに取り残されることのないよう、身近な存在である2万5千人あまりの性的マイノリティ区民を計画の中に明記し、「生きづらさ」に気づき支援につなげていただけるよう、強く要望いたします。	
7	支援対象として、「性別、性自認、性的指向」と明記して、性的少数者が含まれることを明確にしていただきたいです。そのうえで、トランスジェンダーや同性カップルに特有の医療福祉での困りごとにに対応した施策の方向や推進策をぜひとも入れ込んでいただきたいと思います。	

8	<p>「世田谷版地域包括ケアシステムを強化する」というならば、多様性を踏まえた記述を具体化すべきです。「地域包括ケアシステム」で示されている「高齢者、障害者、子ども、生活困窮者」以外の困難を抱えた多様な人へアウトリーチする方向性をつくるには、基本理念の対象をすべて表記し具体化するべきだと考えます。</p>	
9	<p>全体を通して「多様な性とセクシュアリティ」に配慮した視点が足りない。</p>	
10	<p>全体を通して「ジェンダーの視点」が足りないように感じます。具体的には「多様な性とセクシュアリティ」「包括的性教育」「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について、保健や福祉の分野を超えて、人権や教育に配慮した視点を計画の中に入れてほしいです。</p>	
11	<p>世田谷区では、男女共同参画と多文化共生を推進する条例で、「性別等」の中に性自認、性的指向を含むことを明記しています。本計画でも含めることを求めます。</p>	
12	<p>LGBTQ は医療機関の受診や入院、面会、また介護サービスなどにおいても、家族として扱われなかつたり、また本人の在り方と異なる性別で扱われたり、就労において不利な扱いを受けたりなど、様々な問題を抱えています。それぞれに LGBTQ が抱える問題やその対処方法があるはずだと思いますので、より詳細な記述を求めます。</p>	
13	<p>性的マイノリティについて、ケアマネやヘルパー、訪問看護士、民生委員などへの理解啓発がされているのでしょうか。ぜひ、地域福祉推進の視点の中に性的マイノリティを明確化し、重層的支援体制整備事業として、福祉医療従事者や民生委員などへの理解啓発を行うようにしてください。また、研修の終了後には研修済みの見える化を明示してください。</p>	<p>地域福祉推進の視点①の中に「LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ」を明記しました。また、区では、区内でサービスを提供している医療・福祉サービス事業所の職員等を対象に、医療・福祉職場における配慮や支援方法等についての研修を実施しています。今後も定期的に実施し、性的マイノリティ理解の普及啓発に取り組んでまいります。研修済みの見える化</p>

14	計画立案やその実施に関わる方々、保健・医療や福祉・介護サービスに関わる方々への性的マイノリティ理解と配慮をいただくよう、要望いたします。	については、年度ごとに研修を受けた方の所属する事業所を世田谷区福祉人材育成・研修センターのホームページで公開しております。
15	基本方針を実現するためには、デジタル技術を駆使して、市民一人ひとりと区の行政と連絡が取れ、行政が市民の状況を確認できる電子メール、スマホ等を使ったシステムを構築し、一人ひとりの状況、医療データ、健康データを把握し、その対応を行うことである。 「先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する」とあるが、積極的に先端技術を取り入れた計画を見たことがない。	ご提案いただいた点については今後参考にさせていただきながら、地域福祉推進の視点及び推進施策に記載しているとおり、先進技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉の向上に努めてまいります。
16	男女共同参画、多文化共生、犯罪被害者、ジェンダー、LGBTQ などへの理解については、多様性理解促進のために重要なことだと思います。	多様性の尊重は区としても重要であると認識しております。地域福祉推進の視点①において記載するとともに、多様性を尊重した事業運営をしてまいります。
17	区民の主体性を尊重し、一つひとつの施策においても区民一人ひとりがチカラをもつてゐる主体であることを尊重した文言にしてほしい。	地域福祉推進の視点③に記載のとおり、区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげてまいります。
18	困る前に支援につなげる地域づくりは、困っている人が「たすけて」と声をあげやすい環境づくり。「たすけて」の声を聴く人・聴く力をまち(市民)の中に育てる。	区民の皆様が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進してまいります。
19	分野横断的な連携を推進するという視点について、どのような分野を指すのか明記して欲しい。	教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を推進してまいります。
20	弱者男性に関する課題も触れた方が良い。	本計画は「誰一人取り残さない世田谷をつくろう」を基本方針としており、生きづらさを抱える男性も、妊婦も、生活困窮者も対象者としています。地域福祉推進の視点①に記載のとおり、支援の対象者は属性ではなく、「生活のしづらさを抱
21	生活が苦しい妊婦に対する活動等もこの計画に加えて下さい。	

		えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」として捉え、事業運営をしてまいります。
--	--	---

第4章 今後の施策の方向 ①世田谷版地域包括ケアシステムを強化する に関すること 12件

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	高齢者等の賃貸住宅確保については、オーナー斡旋による毎日のヤクルトや宅食配達を条件にし、これらについて補助金を出して良いと思う。	高齢者等の孤立死リスクを懸念するなどの理由で、高齢者等が民間賃貸住宅への入居を敬遠されることがあります。区では孤立死を防止するため、支援が必要な高齢者等を早期に把握し適切な対応が取れるように、宅配(ヤクルト、弁当等)・不動産・スーパー等の事業者と「高齢者見守り協定」を締結しています。協定締結事業者は、事業活動のなかで気づいた異変を区等に通報し、通報を受けた区は、高齢者等本人の状況確認を行っています。引き続き事業者等と連携を図り、安心して高齢者等に住宅を貸していただけるように、居住支援の取組みを行ってまいります。
2	毎日、野良猫等への餌やりをしている方があります。近隣では、車の傷、ノミ、糞尿、騒音などの被害もあり、地域の問題になっております。精神的な課題、孤独を抱えているようです。改善のお願いだけではなく、アルコール依存症のように包括的で精神的な支え、対処が必要のようです。今後、ぜひ、野良猫の餌やりをする方への精神的なフォローや見回りもしていただけると幸いです。	区内28か所のまちづくりセンターでは、日常的な様々な問合せへの対応や地区の課題などの困りごとの相談を受け、解決策を一緒に考えます。世田谷版地域包括ケアシステムの強化に向けては、地域に潜在している支援ニーズを抱えた方を早期発見し、必要な支援につなげることや、支援ニーズに沿った様々な社会資源につなげていくことが重要であると考えております。一方で、そのような方を行政のみで発見し、アプローチしていくことは困難であることから、様々な支援機関や地域住民、地域活動団体と協力して、早期発見できる地域づくりに努めたいと考えております。お近くに気になる方がいましたら、ぜひ最寄りの福祉の相談窓口であるまちづくりセンターへご相談ください。
3	相談支援のイメージ図についてです。ぜひ男女共同参画センターらぶらすや性的マイノリティ当事者団体などを加えてください。共助	第4章第2節(2)「人権擁護の推進」でも記載させていただいたとおり、性的マイノリティの方への福祉的支援にかかる対応力の向上と体制の充

	としてのピアサポートは大変重要です。	実は、重要な課題であると認識しております。相談支援のイメージ図についてのご意見は参考にさせていただきました。
4	<p>総合支所保健福祉課すべてに、「介護指導職員」を複数名配置し、「困難ケースのコーディネーター的役割」等の責務を果たすための仕組みを構築すること。</p> <p style="text-align: center;">【類似意見 他1件】</p>	<p>保健福祉課では、医療関係者やあんしんすこやかセンター、事業者など、地域の様々な機関との連携体制を構築し、困難ケース等への対応を進めています。現在配置されている介護指導職員もチームの一員として対応しているところですが、対象によっては緊急時バックアップセンターの活用も図りながら、緊急時に必要な支援を行ってまいります。介護指導職の配置のない支所で介護指導職員の派遣が必要な場合は、支所間で調整しております。</p> <p>また、区民の困りごとが複雑化・複合化しており対応が困難なケースの場合には、多機関が協働して取り組めるよう、コーディネーター的役割を担う事業の検討も進めております。</p> <p>今後も引き続き区民の安心安全の地域生活のため、個々のケースの状況等にあわせ、福祉緊急対応要綱の活用を図りながら、必要な支援を進めてまいります。</p>
5	<p>「世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱」第8条第1項及び「世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱」第6条第1項に定める「サービスの提供」について、世田谷区社会福祉事業団と協定を締結すること。また、制度を関係職員と区内事業者、区民に周知するとともに、制度を積極的に運用すること。さらに介護指導職員の役割と福祉緊急対応事業の重要性について、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」に明記すること。</p> <p style="text-align: center;">【類似意見 他1件】</p>	<p>世田谷区社会福祉事業団との福祉緊急対応に関する協定については、高齢者を対象として、家族からの虐待等、やむを得ない事由により居宅サービスを利用する事が著しく困難な高齢者を措置として特別養護老人ホームへ入所させる老人福祉法に基づく対応に関して結んでいます。また、福祉緊急対応の運用については、研修を通して職員の理解を深め適切に適用されるよう努めています。今後とも地域活動団体や事業者、関係機関とのネットワークを充実させ、必要な支援を行ってまいります。</p>
6	諸外国と比較しても低い生活保護の捕捉率を上げていこうという観点が読み取れません。厚生労働省のホームページには、「生活保	区では、厚生労働省のホームページと同様の内容を区のホームページにも掲載しており、また生活相談の案内チラシを地域包括支援センターや

	<p>護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」と明記されています。厚生労働省が示している姿勢と同様の方向性を世田谷区の生活困窮者支援においても打ち出してください。</p>	<p>図書館などでも配架、その他年末年始前などはFM せたがややデジタルサイネージ、区公式アカウントによるX(旧ツイッター)による配信など、経済的に困窮している方がためらわずに各総合支所生活支援課にご相談いただけるよう広く周知しております。</p> <p>また世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」においては、生活中に困窮された方へ自立に向けた支援を実施すると共に、相談者の状況に応じて生活保護制度へのつなぎを行っております。</p> <p>引き続き、各総合支所生活支援課とぷらっとホーム世田谷が連携し、生活困窮者支援を行ってまいります。</p>
7	<p>高齢者の孤独死が近所の集合住宅で数多く発生していると聞いたことがあります。人が住んでいるようだけれども、手入れが行き届いていないようなお宅も見かけます。地域福祉推進の視点に述べられているように、問題を抱えている人たちが、サービスの対象とならないよう行政が役割を果たしてもらいたいと思います。</p>	<p>世田谷版地域包括ケアシステムの強化に向けては、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度やサービスの対象とならないような、いわゆる狭間の支援ニーズを抱えた方についても、ニーズに沿った支援に沿っていくことが重要であると考えております。区は、保健福祉センターを中心に、福祉分野に限らず、その方のニーズに沿った支援を実施できるようチームを組織して、様々な機関等と一体になって支援を行っていきます。お近くに気になる方がいましたら、ぜひ最寄りの福祉の相談窓口であるまちづくりセンターへご相談ください。</p>
8	<p>教育分野と福祉分野との連携は、とても大切な問題だと思います。世田谷区では、公立学校の教員が不足していると聞きました。そのような環境では、先生たちにも負担がかかることが想像され、生徒へのきめ細かい対応が困難になる場合もあると思います。不登校の生徒が通う特例校もあるようですが、そもそもその原因を検討することも必要ではないでしょうか。充実した支援体制を望みます。</p>	<p>公立学校の教員不足につきましては、近年全国的に生じており、結果として教員一人当たりの負担も大きくなっています。世田谷区教育委員会としましては、任命権者である東京都教育委員会に対し、児童・生徒へのきめ細やかな対応ができるよう必要な人員配置を要望してまいります。</p> <p>また、不登校を未然に防ぐため、各学校の中にはつとルーム(別室登校)設置校を拡充していくといった取組みを推進し、支援体制の充実に努めてまいります。さらに、不登校児童・生徒への</p>

		個々に応じた支援だけでなく、不登校を生み出さないという学校づくりの視点が不可欠となつておる、不登校の未然防止、早期発見・早期対応、長期化した場合の支援など、各段階における対応の基本的な考え方を示す教職員のためのガイドラインが必要と考えております。日々子どもたちと接している教職員が、多様化する社会の中で、世田谷区に住む子どもたちの最適な学びを実現するために活用できるようガイドラインの策定に取り組んでまいります。
9	コロナ禍で多くの人が多くのものを失い、当たり前が当たり前じゃなくなった経験をみんなが体験したなかで、死別だけでなく、あらゆる喪失体験がグリーフにつながることを前提とした内容にしてほしい。また、グリーフは自然で健康な反応であり、病気ではない。グリーフを抱えたときに必要なことは、「グリーフ・インフォームド(グリーフにかんして理解のある)」サポート及びコミュニティであること踏まえた内容にしてほしい。	ご意見の通り、死別や離別だけではなく多様な喪失体験がグリーフであると認識しております。グリーフは、誰もが経験する「自然で健康な反応」である一方で、深いグリーフを抱えた時の必要な支援として、グリーフサポート事業を実施しております。改正自殺総合対策大綱(令和4年10月)の重点施策に「自死遺族・遺児への支援」も位置づけられておりますので、区では自殺対策としても取組みをすすめております。 また、「グリーフ・インフォームド」についての貴重なご提案ありがとうございます。「グリーフ」について認知度はまだ低い状況ですが、進展する高齢社会における地域包括ケアシステムの強化に向け、区民や職員に対する啓発をすすめてまいります。
10	マンション・アパートの住人同士がゆるくつながれるシステムがあると良い。おとなりさんともあまり会わず、顔も知らない事がないように。	4章第1節(10)「防犯・防災」にも記載のとおり、どなたにも関わりのある防犯・防災の取組み等を取り口として地域のネットワークを築き、地域の見守りを強化していくよう取り組んでまいります。

第4章 今後の施策の方向 ②世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備 に関すること 11件

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	福祉人材のこれ以上の確保は難しいと思うので、機械化・自動化の推進や、事務作業の負荷低減化(ICT 活用推進や BPO 導入への	区としても、人材不足への対応は保健医療福祉分野にまたがる重要な課題と認識しております。福祉人材の確保に向けた取組みを推進するとともに、

	補助など)に重点的に取り組むべきだと思う。	もに、ご提案のような先進技術を活用した業務負担の軽減にも取り組んでまいります。
2	介護職の人材育成で委託先に外部講師をよんではいるが、リハビリひとつ取り上げても特定の内容に偏っているのではないか。研修企画や教材などに多様な疾患の視点を盛り込んでほしい。	区では介護職の人材確保育成・定着及び専門性の向上を目的として、研修の運営等を世田谷区福祉人材育成・研修センターに委託しております。いただいたご意見も参考に、様々な疾患やニーズに対応した、よりよい学びを提供できるよう研修内容等の充実を図ってまいります。
3	よいかどうかは別にして、65歳までの雇用が一般的になりつつあり、高齢社会における人材の活用が求められていると思います。人生経験のある人が活躍できる仕組みについても考えてもらえるとよいのではないかでしょうか。	高齢者が地域活動や就労の中で豊富な知識や培ってきた経験を活かし、全世代への支援や多世代の交流を通して、自らの出番と役割を見出し、生きがいと心の豊かさや幸福感を感じられるよう柔軟な発想をもって高齢者に関する施策を進めます。
4	子どもの権利については、まだ理解が進んでいないように思います。せっかく23区初の条例を制定したのですから、もう一步進んだ理解促進策を検討すべきではないでしょうか。	区では、平成13年に東京23区で初となる子ども条例を先駆的に制定しました。施行から20年が経過し、東京都こども基本条例やこども基本法が施行されたことなどを契機として、これまでの条例や権利擁護を含めた子ども施策を評価・検証するため、令和4年度に子ども・子育て会議において議論を重ねてきました。現在、令和7年4月の条例改正に向けて議論を進めています。また、子どもの権利については、子どもも大人も理解する必要があることから、令和6年度より順次、児童館や学校でそれぞれの年齢や成長発達に応じた子どもの権利学習を実施するとともに、学校職員や区職員を対象に子どもの権利全般について学習し、学校や子ども関連施設等で権利学習ができる人材を育成してまいります。
5	福祉人材の確保は、まずは今現場で働いている方々の労働環境を改善するという視点が重要ではないでしょうか。特に福祉の仕事は簡単にできるものではありません。福祉の仕事をしている人が、区内で住みやすいようにしたり、研修に参加しやすくするなどの環境整備を支援することが大切ではないかと思います。	ご指摘のとおり、福祉の現場で働いている方の労働環境を改善するという視点は重要であると認識しております。区では、高齢、障害、子ども・子育ての各分野において、宿舎借り上げ支援や職員研修費用の支援といった福祉人材確保・育成・定着に関する支援を行っています。このような取組みに加え、今後は福祉の仕事の魅力発信や、タスク・シフト/シェアの推進、先進技術の活用による、専門人材が専門性の高い業務に専念

		できる環境整備にも取り組んでまいります。
6	先進的な技術の活用は、高齢化社会において重要だと思います。一方で、導入に関わる費用もそれなりになる場合が考えられます。成績については、きちんと検証したうえで、関係各所における情報共有を図り、全体としての最適化が進むようにして欲しいです。	先進技術の活用にあたっては、しっかりと課題を捉えたうえで、解決に有効な技術やシステムを活用・導入してまいります。また、最大の効果を得られるよう、評価・検証してまいります。
7	認知症と犯罪の問題について共通することですが、地域の見守りが大切だと思います。地域の関係性ができるような取組みについても検討してもらえるとよいのではないかでしょうか。	ご指摘のとおり、認知症の方も安心・安全に暮らすことができ、犯罪等を未然に防止していくためには、地域の見守りが大切だと認識しております。4章第1節(10)「防犯・防災」にも記載のとおり、どなたにも関わりのある防犯・防災の取組み等を入り口として地域のネットワークを築き、地域の見守りを強化していくよう取り組んでまいります。
8	福祉人材の確保は応募を待つだけでなく、積極的に幼小中学校のPTA役員、町内会等に出向いて呼びかけ、人材を確保して専門的に育成をしていくことがより望ましい。他方、地域の人々をつなぐ役割を担う町内会が硬直して機能していないと感じられる。このことは、地域共生社会を目指すには心許ない。町内会の在り方を再考し、役員のなり手不足等の諸問題は、組織運営に知識と経験のある、まちづくりのデザインができる人材や行政側からのサポートが必要であると考える。	地域コミュニティを支える町会・自治会の担い手不足等は、大きな課題と認識しています。区は今後も、東京都つながり創成財団が実施する町会・自治会の活動基盤強化を支援する「地域の課題解決プロボノプロジェクト」の積極的な利用を町会・自治会に働きかけてまいります。 また、コロナ禍を経た町会・自治会を取り巻く環境の変化を踏まえ、区の実情に相応しい支援策の充実を図っていく必要があります。町会・自治会へのアンケート調査により実態把握に努め、人材確保や負担軽減等に向けた支援について検討を進めてまいります。
9	人権擁護の推進の「今後の課題」に、LGBTQに関する記述があることは非常に良いと思いました。ぜひ積極的に取組みを進めて頂きたいと思います。しかし、記述の内容が不可解で、一面的な文章となっているように思われます。当事者の実態、直面する問題などを把握したうえで、論理的な記述に修正して頂きたいと思います。当事者や専門家にヒアリングをするなど、問題や論点を整理したうえで、体系的に問題を整理して記述するよう求	第4章第2節(2)人権擁護の推進でも記載させていただいているますが、ご指摘いただいた点については、各所管にも伝え、引き続き、性自認や性的指向が十分に尊重されながら、安心して支援を受けることができるよう、福祉的支援にかかる対応力の向上と体制の充実、利用できる制度や資源の拡充を図ってまいります。

	めます。	
10	これからは生きづらさに気づき、支える活動が必要になります。サービスを提供する人材養成を考えてください。日本で628万人のケアを必要とするケアラーがいれば世田谷では少なくとも6万人がいることになります。さらにこの人数はヤングケアラーを含んでいませんから、数万人増えます。大雑把に言えば最小限でもまずスタッフは1千人、ボランティアは1万人必要です。サービスの体制は、走りながら構築するしかありませんから、最も困難な人づくりに着手してください。	区としても、人材不足への対応は保健医療福祉分野にまたがる重要な課題と認識しております。今後は福祉の仕事の魅力発信や、タスク・シフト/シェアの推進、先進技術の活用による、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境整備にも取り組んでまいります。
11	子どもたち、小中学生が、高齢者、障害者、認知症のある人からのお話を直接聴く機会があると良いと思います。核家族が増え、いろんな人や、世代の人々と関わるとよいと思います。近所の人々とつながることになるかもしれません。それが福祉への関心と人材育成につながると良い。	ご提案のとおり、多世代の交流は大切だと認識しております。幼少期から地域の活動に参加することで、社会参加を身近に感じてもらい、大人になつた時に地域活動や福祉の仕事に興味を持つてもらえるような取組みを推進してまいります。

成年後見制度利用促進基本計画 に関すること 4件

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	成年後見制度には、多くの問題がある。その制度を統括する家庭裁判所は、大部分の情報を非開示とし、また、弁護士に委ねる。そうすると、不正行為が隠蔽されるので、後見制度を利用する人は少ない。そこで、家族信託制度が導入されたが、これも、情報がある特定の人等に委ねられ、非公開である。社会福祉協議会も、家裁の下部機関のたぐいである。広く市民が、公正、公開で高齢者を見守る社会が必要である。あんしんすこやかセンターも、非公開基本では、住民の安心・安全は得られない。市民参加の開かれた社会をつくるための協議が必要である。	区では、区民のご意見を成年後見制度の利用促進に反映させるため、世田谷区成年後見センター運営委員会や世田谷区成年後見制度地域連携ネットワーク会議において、民生委員・児童委員の方に参画いただいております。 また、住民同士の支えあい活動の一環として、「区民成年後見人養成研修」を実施しており本人に寄り添うことを第一とした区民成年後見人が、世田谷区社会福祉協議会の監督と支援を受けながら制度の一翼を担っています。 今後は、いただいたご意見を参考に、区民成年後見人との連絡会を通じて協議の場を設けること

		とで市民参加の開かれた社会を目指していきます。
2	<p>成年後見制度については、2022年10月7日付の国連勧告「障害者の権利に関する委員会第27会期日本第1回政府報告に関する統括所見」の内容を反映してください。</p> <p>世田谷区成年後見制度利用促進基本計画【素案】の「計画策定の背景」では、令和4年3月に国が策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、区は新たに『世田谷区成年後見制度利用促進基本計画』を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むものとします。』として、国連勧告とは逆の方向性が示されています。</p> <p>国の方針に沿わなければならない側面があるとしても、国連より勧告が出ており、一般的意見1号にある通り、「後見人制度及び信託制度を許可する法律を見直し、代理人による意思決定制度を、個人の自律、意思及び選好を尊重した支援付き意思決定に置き換える法律と政策を開発する行動を起こす必要がある」ことが課題である旨は明記してください。</p> <p style="text-align: center;">【類似意見 他1件】</p>	<p>2022年、国連による勧告が行われ、日本の障害者政策の未解決な課題が明らかになりました。そのひとつとして、成年後見制度について精神障害者、知的障害者の法的能力の制限のあり方が懸念され、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、すべての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」が勧告されました。</p> <p>障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められていると考えています。</p> <p>現行の成年後見制度の見直しは民法の改正を伴うものになりますが、本人の意思決定を尊重し、その支援ができるようできる限り改善するようにしていきます。</p>
3	成年後見人制度は、国連勧告を受けた経緯もあることから、積極的な活用については慎重にあるべきではないかと感じました。	

再犯防止推進計画 に関するこ 3 件

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	保護司やエッセンシャルワーカーの人手不足が特に深刻な中、再犯も含めて被害者及び加害者を生まないためには、専門性の高い関係機関がチームとなって連携することで、「誰一人取り残さない世田谷区」つまり「生まれてきて良かった世田谷で暮らして幸せだ」という	再犯防止推進計画では、基本目標の1つに「関係機関との連携強化」を掲げており、対象者を必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援するなど、生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制を構築することで、立ち

	理想のまちづくりを8年間で実現できると考えます。	直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。
2	刑期を終えた人等への支援と犯罪被害者等への支援は、必要な施策だと思います。ただ、素案全体を通じて、犯罪加害者の家族・関係者に対する支援策が皆無であることに懸念があります。世田谷区再犯防止推進計画においても、国の考え方や、東京都の公益財団法人の問題提起を踏まえて、計画を策定する必要があると考えます。	加害者家族支援も再犯防止の視点の一つと捉え、職員をはじめ区民や事業者に対して、加害者家族が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方といったアセスメントの充実や理解促進を図るなど、関係機関や NPO 法人等との連携のもと取り組んでいきます。
3	犯罪者の被害者だけでなく、加害者の家族や関係者へのケアも必要だと思います。	

その他 19件

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	子育てしやすいように子どもにかかる医療費を負担してほしい。	子ども等医療費助成は、現在、18歳到達後の最初の3月31日までを対象に実施しています。本制度では、所得制限や窓口負担金を設けることなく、保険診療の自己負担分と入院時食事療養費を助成しております。
2	母子支援事業に関して、現在産前産後ヘルパーの家庭訪問事業を区から受託している。9年目となり最近はツインズサポートの依頼が急激に増加しております。双子をドゥーラ(ヘルパー)ひとりで2時間以上各ご家庭に訪問して、家事や育児のケアサポートをしておりますが、2時間で利用者はお子様おひとりと同じコストです。ひとりのヘルパーに1回2時間で2枚の券が使用できるようにしていただきたい。しかも、利用者は券を使い切れず捨てている方も多いのが現状です。現実的には、2人のドゥーラが同時にご家庭に入る事も難しいです。	ツインズプラスサポートについては、必ず保護者が在宅していることを条件に訪問していただく事業としています。利用券については、2時間の利用に対して1枚使用できることとしておりますので、ヘルパー(ドゥーラ)がその時間内におひとりで対応できる範囲の家事・育児支援をしていただきます。ツインズプラスサポート利用者によっては、育児はせず、家事支援のみを希望される場合もありますし、利用状況の詳細を1件ずつ確認することは困難なため、一律に2枚の利用券の使用は想定しておりません。また、ご家庭によっては、同時に2名のヘルパー(ドゥーラ)が訪問しているケースもありますので、そのような利用をしていただくことは問題ありません。な

		お、利用券を使いきれない点については、希望の訪問日時の予約が取りづらいとの問題もありますので、現在も新規事業者等の確保に努めています。
3	高齢者の増加が見込まれていますが、独居高齢者も増加していくと思います。終活サポート事業を地域福祉計画に含めていただきたいです。エンディングノートを用意しても、信頼して預けられる先がなければ意味がありません。事業者トラブルなどが問題なっている昨今、行政のサポートが不可欠であると考えます。	今後は、身寄りのない高齢者が増加していくこととなり、身の回りのことが思うように出来なくなったり、病気になってご自身の意思を伝えられなくなったりときに備えて、ご自身の希望をわかりやすく伝えるエンディングノートは非常に有効と考えます。任意後見制度では、認知症などで契約や支払いが出来なくなったときに備えて、エンディングノートに記載した希望する生活を実現するために、財産管理や身上保護を行ってもらう任意後見人をあらかじめ自分で選び、任意後見契約を結んでおくことができます。任意後見契約は、公証役場で公証人が作成する公正証書で結び、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することとなりますので、エンディングノートを預ける一つの選択肢としてご検討ください。なお、いただきましたご意見を参考に行政のサポートについて、検討させていただきます。
4	とにかく子どもや子育て世代を重点的に支援してほしい。	区は、世田谷区子ども条例のもと、子ども・子育て応援都市として、妊娠・出産・育児から、学齢期の児童・生徒、若者に至るまで、様々な施策を充実させてきました。 コロナ禍の影響もあり、地域の見守りや支えあいのコミュニティが希薄化し、子どもや子育て世帯が孤立しがちになっていることから、令和5年3月には「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」を定め、すべての子育て家庭を対象とした子ども・子育て支援施策を拡充する考え方から、令和5年度からは、新たな施策を開始しています。本計画の策定にあたっても、この考え方を踏まえ、子ども・子育て施策を重点に、取り組んでまいります。

5	<p>使いやすい保育園にしてほしいです。産休中の母親がいるから延長保育ができない・土曜保育が利用できない、さらに時短の利用に切り替えるのは、出産前後の母体への無理解だと思います。大きなおなかで、いつ体調が崩れるかわからないデリケートな時期に、子どもの世話ができるという前提が、母体を軽視しています。この「産休・育休中の延長保育・土曜保育原則禁止、時短利用の促進」などは撤回してください。</p>	<p>認可保育園の保育時間は、開所時間の範囲内で、お通いの保育園と保護者の方との話し合いのうえで、保育を必要とする時間について利用することができます。保育園によっては、産休・育休中のお迎え時間を早めに設定している場合もございますが、「原則禁止」の規定はなく、個別の事情により保育の必要性があれば、必要な時間の範囲で利用することができますので、ご遠慮なくご相談ください。ただし、延長保育については、通常の開所時間を超えて実施しておりますので、勤務時間の都合で延長保育時間に保育ができないこと等の要件を設けております。</p>
6	<p>羽根木や大原地域には、認可保育園がとても少ないです。北沢エリア全体では増えているものの、民間の保育園は小田急線沿いに集中し、とても通わせられません。民間まかせではなく、地域にまんべんなく保育園をつくるのが行政の役割ではないでしょうか。</p>	<p>保育園の利用を希望しながらご要望にお応えできていない現状は申し訳ございません。区では待機児童の解消のため、私立認可保育園を中心に整備を進めてまいりましたが、就学前人口の減少等により、施設によっては欠員が生じています。保育施設の配置は地域により多少の偏在があるものの、施設は充足したと考えており、今後は地域の需要等を踏まえ、適切な定員構成となるよう進めてまいります。</p>
7	<p>羽根木集会所を残してほしい。集会所は、子育て世代も利用しています。子どもを抱えて代田の方まで歩くことは大変です。実際に、羽根木集会所の存在を知らなかったという近隣住民は多いです。区として、利用促進のために集会所の存在を周知してください。</p>	<p>羽根木区民集会所については、区内在住・在勤・在学の方が半数以上で構成されるけやきネットの登録団体が利用できる施設となっております。これまでに、利用率の低い施設について、周辺施設の偏在や利用状況等を総合的に判断し、羽根木区民集会所を廃止することとなりました。利用団体及び近隣住民等への説明会、車座集会において様々な意見をいただきました。現在、「区民と利用者への説明を時間をかけて丁寧に行い、しっかりと意見を聞き、時間軸について再検討する。」との指示のもと、検討しているところでございます。</p>
8	<p>今年初めて区の乳がん検診(マンモグラフィー)を受診しました。検査後の面談で私の場合はマンモでは判別が難しい体質と言われ、</p>	<p>区のがん検診は、死亡率減少効果が科学的に証明されているがん検診として国が指針で定めているものを基に実施しております。超音波検診</p>

	<p>超音波検診を勧められました。しかし、区で補助が出るのはマンモのみで超音波は別途自費で払うように言われたため、年金暮らしてはちょっときついので、今回は見送りました。私のような体質の人は結構多いようですので、ぜひマンモと超音波を選択できるようお願いしたいです。</p>	<p>は、乳腺の密度が高い高濃度乳房の場合の乳がんの発見にメリットがある一方、現時点では、死亡率減少効果が明らかにされていないため、国の指針では推奨されておらず、区の乳がん検診としては導入しておりません。</p> <p>国の指針では、高濃度乳房の方をはじめとする受診された方々のがんの早期発見のための方法として、検診の際、検診の実施機関より、自分で日常から乳房の変化を意識する生活習慣(ブレスト・アウェアネス)を身につけるよう説明を行うことが推奨されているため、区のがん検診においても、ブレスト・アウェアネスの説明が十分に行われるよう、引き続き検診の実施機関へ徹底を図ってまいります。</p> <p>なお、がんの早期発見に効果的な検診の方法について、科学的な研究が重ねられているところです。今後、超音検診をはじめ、新たな検査方法が国の指針で推奨されることとなった場合、区としても速やかに助成の対象とするなど、がん検診の一層の普及促進に努めてまいります。</p>
9	<p>相談体制の充実とあるが、「相談」の定義を明らかにしてください。家族(難病)の件で、電話での相談の際、相談内容が解決・改善に向かわないことがある。そのため、後になって議員からも公的に調べてもらうと、「そのような相談は受けていない」などと言われることが複数の課にわたって起きてきた。役所は何をもって「相談」とみなすのか。</p>	<p>区民の皆様が抱えている困りごとについてご相談いただいたものはすべて「相談」です。原則、受けつけた相談窓口で対応しますが、必要に応じて適切な関係機関にお繋ぎすることもございます。今後は、いわゆる制度の狭間に陥ることがないよう、隙間のない支援を推進してまいります。</p>
10	<p>家族が介護離職しなくてすむように、施策の総点検もしてください。</p>	<p>区では、令和6年度を初年度とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業の策定に合わせ、介護離職防止のための家族介護者支援も含めた各施策の現状や課題の整理を行いました。今後とも家族介護者相談・支援の充実に取り組んでまいります。</p>
11	<p>医療からも介護からも「キーパーソン」としてあてにされますが、キーパーソン自身への財政的補助や減免措置なども考えてほしいと思います。離職をしたりして、亡くなった後は途方に暮れるように放り出されます。国民年金などもキーパーソンは制度上失業者の扱</p>	<p>また、区内事業者に対しては、国の両立支援等助成金や東京都の介護休業取得応援奨励金をはじめ各種事業の活用を案内するとともに、区にお</p>

	<p>いりしかありません。10年以上もの間、医療からも介護からもキーパーソンとしてあてにされつづけ、離職して必死に対応し、挙げ句年金が少ない状態におかれてしまう点も世田谷区に限った話ではありませんが、焦点をあててほしいと思います。</p>	<p>いても、区内企業の従業員の就業継続のための独自のテレワーク導入支援や、関連する労働相談とセミナーを始めました。今後はさらにこうした施策の充実を図ってまいります。</p>
12	<p>精神科に通院しているものですが、担当医と、自費のカウンセラー以外に、相談するところがなく、8年くらい困り続けています。障害者手帳や、自立支援医療の手続きで区役所の窓口に行きますが、経済的なことなどの相談先が全くないため、一般向けのファイナンシャルプランナーにでも相談しなければと思っていました。起業やフリーランスで働くとなると、また違った相談窓口に行かなければならぬし、予約を取ること自体に難しさがあつたりします。</p>	<p>総合支所保健福祉センターでは、障害のある方の手帳の申請や福祉サービスの相談、自立支援医療給付等、様々な申請・手続きと合わせて、生活・健康等日常生活にかかる様々なご相談をお受けしております。また、地域障害者相談支援センター「ぽーと」においても、年齢や障害種別を問わず障害に関するご相談をお受けしております。上記のいずれにおいても、ご相談内容に応じてより専門的な相談を要する場合には、適切な支援機関の情報提供等を行っております。</p>
13	<p>世田谷区の地域割りについては、自治体を中心としたものとなっていて、必ずしも実際の生活圏を反映していないのではないかと思います。大きな道路や線路で分断されている地域については、区割りを見直すか、補完的な仕組みを導入すべきではないでしょうか。</p>	<p>区では、昭和 53 年の世田谷区基本構想を起点とし、平成3年から地域行政制度(5地域分け)を導入しました。都市としての一体性を保ちながら、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施する仕組みです。「適正な地域の区分」は、議会の要望や地元の意向、都の行政区画との整合、歴史的背景など、様々な要素を調整のうえ、現在の形となりました。このようなことは、各自治体間の境界(区境)についても、同様のことと言えます。以上のような検討の経緯や、現在の地域区分が浸透している現状から、地域区分の変更には、多くの区民の方々のご意向とご理解をいただく必要があると考えております。</p> <p>一方で、ご提案いただいた「補完的な仕組み」として、区では電子申請できる手続の拡充など、今後もデジタル技術を積極的に活用することにより、区民の方々の利便性向上に取り組んでまいります。</p>

14	「緊急介護人派遣」について、対象に「愛の手帳4度」を加えてください。多くいらっしゃるであろう「軽度の知的障がい」のある方々が家族のサポートを受けられなくなっても住み慣れた地域での生活を「安心して」送れるようになるために緊急介護人派遣サービスの対象の拡大を希望いたします。以上を「是非」、計画の策定に反映させてください。	緊急介護人派遣は、身体障害者手帳1級又は2級の方、愛の手帳1度から3度の方、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方、精神科病院に長期間入院し、訪問支援事業により退院に繋がった方を対象とし、保護者や家族が一時的に障害児者の介護ができない場合に介護を提供する事業です。障害のある方の地域生活でのサポートは大切と考えており、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
15	生命、人間に対する最適な考え方を持つ方として世田谷在住者では○○先生がいらっしゃいます。生命38億年の歴史で考えとりくまれています。今回の「地域保健医療福祉総合計画」の策定の趣旨に最適と思われます。審議会の中心になる学識経験者として、ぜひ協力をお願いしてください。	次回委員改選の折には、ご参考とさせていただきます。
16	キーパーソンがいなくなったら誰が保証人や遺骨などの手続等々をやるのだろうか。該当する親族がいなかつたら行政が直接的に関わるべき分野で、条例や法整備も含めて変えることを迫られているのではないかと感じています。人口を増やす事はもちろん大事ですが、今生きている一人ひとりが安心して死んでいけるような法整備をしていく事も喫緊の課題ではないかと感じます。世田谷区でも是非条例の改正などで対応できるところは対応し、都や国で対応しないとなならない点などをどんどん上にあげていってほしいと思います。	区としても、高齢化が一層進む中、終活や死後のことなど具体的にどのようにすればよいか、高齢者の不安が社会問題化していることは認識しております。区では、世田谷区社会福祉協議会成年後見センターに委託し、成年後見制度の利用や高齢者の様々な不安に関しての相談に対応しております。また、相続や遺言についての「老い支度講座」や葬儀・埋葬、家財処分などについての「終活講座」を開催しておりますので、ご活用いただければ幸いです。
17	映画館を作つてほしい。本屋さんを増やしてほしい。補助金などで保護するとか。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
18	他自治体の良い所をとり入れ、世田谷区でも広めてほしい。	ご指摘のとおり、計画策定にあたっては、先駆的な自治体の取組みは参考にさせていただいています。
19	看取り教育が少しでもできると良い。人の死をもう少し身近にする事は大切な教育です。	医療や介護が必要になつても、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続

	<p>けるために、在宅医療及びACP(アドバンス・ケア・プランニング:人生会議)の普及や、看取りについての家族や関係者の理解が大切であると考えます。</p> <p>このため、区では、在宅療養・ACPガイドブックを作成し、広く配布するほか、実際にご自宅でご家族の在宅療養を支え看取りを行った方をシンポジストの一人としてお招きし、人生の最期を地域で迎えるための支援について、一緒に考える講演会・シンポジウムを開催するなど、区民及び関係者の方々への周知、普及に取り組んでおります。今後もさらなる周知・普及を進め、地域で希望する在宅療養生活や看取りの実現ができるよう、取り組んでまいります。</p>
--	---

第4節 関連する法律・条令等の概要

[第1章]

■社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■社会福祉法 第106条の5（重層的支援体制整備事業実施計画）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

■再犯防止推進法 第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■世田谷区地域保健福祉推進条例 第16条

区長は、地域保健福祉に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域保健福祉の推進に係る施策の目標
- (2) 前号に係る実現の方策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域保健福祉の推進に係る重要事項

3 区長は、推進計画を策定するに当たっては、区民及び事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第19条に規定する世田谷区地域保健福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 区長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

■世田谷区地域保健福祉推進条例 第17条

区長は、前条第2項第1号に掲げる地域保健福祉の推進に係る施策の目標を実現するため、区、区民及び事業者等が行うべき事項を、地域保健福祉行動指針（以下「行動指針」という。）として策定しなければならない。

2 区長は、行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第19条に規定する世田谷区地域保健福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 区長は、行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならぬ。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

■東京都保健医療計画

医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画。

[第3章]

■世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年10月施行）

条例では、以下の2点を基本理念に掲げています。この基本理念を柱に、区の責務、区民の参

加、地域団体、関係機関、事業者の役割を定めました。

(基本理念)

- 1.本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- 2.区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともににより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

第5節 用語解説

(あ)

ICT

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー(情報通信技術)の略称。

アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

アドボカシー

子どもが自らの考えを整理することを支援したり、意見を表明することを支援したり、本人に代わって発言したりすること。児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等による「制度的アドボカシー」や、独立性を確保した意見表明等支援員による「独立アドボカシー」等の種類がある。

あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を受ける「総合相談・支援」、介護予防事業を推進する「介護予防ケアマネジメント」、ケアマネジャーや医療機関等と連携し、支援する「包括的・継続的ケアマネジメント」、高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の利用支援を行う「権利擁護」の4つの機能を持っている。

医療的ケア児(者)

日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠な人のこと。年齢により、児童(18歳以上の高校生等を含む)を医療的ケア児、18歳以上を医療的ケア者という。

インクルーシブ

「包摂的な」、「包括的な」、「すべてを包み込む」を意味する。「社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)」という言葉からきており、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念。「ダイバーシティ」が性別や年齢、国籍、人種、宗教、障害の有無などの多様性が受け入れられている状態を指すのに対し、インクルーシブは多様性が受け入れられているだけではなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生していることを表す。

ACP

アドバンス・ケア・プランニング(人生会議):もしもの時に自分が受けたい治療やケアを医療・介護関係者や信頼できる家族やパートナーなどの身近な人と話し合うこと。

MSW

医療ソーシャルワーカー(Medical Social Worker)のこと。保健医療機関等において患者や家族の相談にのり、社会福祉の立場から経済的・心理的・社会的問題の解決、調整、社会復帰を支援する。

LGBTQ

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランジエンダー(性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、クエスチョニング(性のあり方をあえて決めないまたは決められない人)またはクイア(多様な性を包括する言葉)の頭文字をとった言葉。

おでかけひろば

子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由につどい、親同士の交流や子育て相談ができる場。

(か)

居住支援法人

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

グループホーム

認知症高齢者や障害者等が、食事提供その他の日常生活の支援を受けながら、地域で少人数の共同生活を行う居住の場のこと。

ゲートキーパー

自分や家族、友人など身近な方のからだやこころのストレスサインに早めに気付き、

必要時、相談窓口に橋渡しを行い、「生きることを支援する」役割の人をいう。

(さ)

災害ボランティアコーディネーター

被災者からの支援要請(ニーズ)と災害ボランティア活動とをつなぐ役割を担当する。具体的には、被災者からのニーズを受けて、被災者とよく打合せ、場合によっては現場を訪問して被災状況を確認し、どのような支援活動をするのか決定する。その一方で、災害ボランティアとして活動する人を受け付け、ニーズとのマッチングを行う。また、災害ボランティアが安全に活動でき、被災者が安心して支援を受けられるよう、様々な配慮をし、相談を受け、調整役を務める。

在宅医療

外来や入院ではなく、自宅などの生活の場で日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで、在宅での療養生活を可能とする医療のこと。医師や看護師等の医療職と、ケアマネジャー、ヘルパー等の介護職が連携し、それぞれの専門性を発揮しながらチームケアで患者の在宅生活を支えている。

サロン

閉じこもりや孤独・孤立等の解消に向け「楽しく 気軽に 無理なく」を基本として、地域・地区の住民の方々が自主的に取り組む、お茶とおしゃべりを中心に楽しむ仲間づくりの活動。

ジェンダー・アイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。

ジェンダー主流化

男女だけではなく LGBTQ など多様な性を含めたすべての人が等しく利益を受けることができ、また不平等が永続しないよう、施策・事業・組織運営における計画・実施・評価の各プロセスに、ジェンダーの視点を反映させること。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域福祉活動推進のための様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。

瞬間ボランティア

「ながら見守り活動」を推進するため、いつでもどこでも困っている誰かのために、自然に、瞬間に「声かけ」や「手助け」などの活動ができる人を「瞬間ボランティア」と位置づけ、講習会を開催し育成を図っています。

自立支援協議会

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制

の整備について協議を行う会議のこと。

スクールソーシャルワーカー

福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、家庭や福祉関係施設など関係機関と連携しながら、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけて支援を行う福祉の専門職。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された地域の重層的な連携による支援体制・仕組みのこと。

性的マイノリティ

「性的少数派」「セクシュアル・マイノリティ」とも表現される。「からだの性」と「自認する性」が異なる人や、「好きになる性」が同性である人など、多数派とは違う性のあり方を持つ人々、すべてを含んだ言葉。

制度の狭間

ひきこもりや不登校、いわゆるごみ屋敷など、公的サービスでは対象とならない福祉ニーズや生活課題が生じている状態。

世田谷いきいき体操

手首や足首におもりをつけて、上げ下げなどの運動を行うことで、日常生活動作と関連のある筋力を維持・向上させる世田谷区独自の体操。

世田谷区基幹相談支援センター

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の規定に基づき、地域における障害のある方に対する相談支援の中核的な役割を担う機関として、世田谷区が設置している機関のこと。

世田谷版ネウボラ

妊娠期から就学前までの切れ目ない支援を行うことを目的として、区・医療・地域が連携し、すべての妊産婦や乳幼児を育てる家庭に寄り添い相談線を行う、顔の見える顔の見えるネットワーク体制

世田谷ボランティア協会

世田谷のまちに暮らす人々によって支えられている、地域に根差した民間のボランティア活動推進機関。世田谷にボランティア活動の芽を育て、広げ、深め、高めることを目的に、草の根のボランティアたちと行政機関が話し合い、1981年に誕生。

せたミール

スーパーマーケット・小売店・飲食店等への協力を得て、区民が気軽に適切な量の野菜や食塩を体験できるバランスのよい食事をいう。

(た)

多頭飼育崩壊

飼っているペットが、飼い主自身で管理しきれない数に増えてしまうことにより、飼い主の生活状況、動物の状態、周辺の生活環境などが悪化することをいう。

地域子育て支援コーディネーター

「おでかけひろば」の中など区内6か所に配置されており、研修を受けたスタッフが、身近な場所で相談者に寄り添いながら、生活に密着した地域の民間情報や公的な支援情報などの提供や相談支援を行っている。

地域障害者相談支援センター「ぼーと」

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の規定に基づく地域生活支援事業の1つで、障害児(者)や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業のこと。世田谷区では社会福祉法人等に事業委託し、愛称を「ぼーと」としている。

地域保健福祉審議会

世田谷区地域保健福祉推進条例に基づき、区の地域保健福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため設置された区長の附属機関のこと。学識経験者、福祉・医療関係者、及び区民等の委員で構成されている。

地区連携医事業

各地区に担当の医師(地区連携医)を配置し、あんしんすこやかセンターが行う様々な活動の場で、医療的助言を通してあんしんすこやかセンターの行うケアマネジメント支援や、地区における医療・介護関係者の連携を進める事業のこと。

中間的就労

ボランティア活動や軽作業など、一般就労と福祉的就労(障害福祉サービスのもとで行われる就労)の間に位置する就労。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術の導入や活用をきっかけに、ビジネスだけでなく、人々の生活をより良い状態へ変革すること。

DV

配偶者や恋人等の親密な関係間で起こる暴力のこと。同棲していない恋人の間でおこるデートDVもドメスティック・バイオレンスの一形態である。男女間だけではなく、同性同士のカップルの暴力もある。なお、子どもの見ている前で配偶者間で暴力を振ること(面前 DV)は子どもへの心理的虐待にもあたる。

閉じこもり

高齢者が1日のほとんどを家の中あるいはその周辺で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小している状態や、家の外へ出られる状態であるにもかかわらず、家から外に出ない状況で、社会的な関係性が失われている状態をいう。

(な)

認知症初期集中支援チーム事業

認知症(疑い含む)の高齢者や家族等を対象に、看護師、医師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が定期的に(原則 6 ヶ月程度)家庭訪問し、集中的に支援を行うことにより、認知症に関する正し

い情報提供のほか、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、医療・介護サービスの円滑な導入等を図り、支援体制を作ることを目指す、介護保険法地域支援事業に基づく事業。

(は)

8050 問題

80歳代の親と50歳代の子の組み合わせによる生活問題。高齢者である親が、ひきこもり状態などにある単身・無職の子を支えている家庭で、背景には家族や本人の病気、親の介護、離職、経済的困窮や人間関係の孤立など複合的課題を抱え、地域からの孤立の長期化など社会的な課題として顕在化している。

ピアサポート

自分の疾病や障害の経験を活かし、大切にしながら行う様々な活動のこと。同じ疾患や障害がある仲間に対する活動や、地域や区民等に対する疾病や障害についての理解促進のための活動などがある。

フレイル

加齢に伴い、体力や気力が低下し食欲や活動量が低下して虚弱になっていく状態。

ヘルスリテラシー

健康に関する情報を探し出し、理解して、意思決定に活用し、適切な行動に繋げる能力のことをいいます。ヘルスリテラシーが高い人は、適切な健康行動をとりやすく、その結果、疾病にかかりにくく、かかっても重症化しにくいことが知られています。

防災塾

「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンとして、平成26年度より各地区において、災害時に想定される課題の発見とその対応策を検討し、地区防災計画案の作成を行い、その後の検証・取り組みを実施している。

ポピュレーションアプローチ

疾患を発症しやすい高いリスクを持った個人に対象を絞り込んだ予防方法をハイリスクアプローチということに対し、対象を一部に限定しない、集団全体に対する予防方法。

ボランティアビューロー

ボランティア活動をしようとする方とその力を必要とする方からの相談を受けて、よりよい出会いをコーディネートする地域の活動拠点。学習会や各種講座を開催し、活動を応援するとともに、地域の支え合いの輪が広がるように、ボランティアに関わる方が集う交流の場をつくる。

(ま)

ミニディ

サロン活動を基本に、会食、レクリエーション、健康体操など心身機能の維持や寝つき予防等を目的に加えた活動。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。住民の立場に立った相談・助言・援助を行い、関係機関と協力して、社会福祉の推進をめざし、自主的・主体的な活動

を行っている。児童委員も兼ねていて、児童福祉の向上にも努めている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事等の相談を行う。

(や)

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに關係する機関等により構成される子どもを守る地域ネットワークのこと。世田谷区では「要保護児童支援協議会」と呼称している。

(わ)

若者総合相談センター「メルクマールせたがや」

世田谷若者総合支援センター内にあり、様々な理由から社会との接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者等の支援を目的としている。令和4年度、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」の開設に伴い年齢上限を撤廃し、中高生世代以上の世田谷区民の方・その家族を対象に、ひきこもり等悩み相談、社会参加へのきっかけ作り、各種セミナー、各種プログラム等を実施している。

世田谷区成年後見制度利用促進基本計画

令和 6 ~ 1 3 年度（2024~2031 年度）

(案)

～尊厳のある自分らしい生活の継続と
地域社会へ参加できる地域づくりをめざして～

令和 6 年（2024 年）2 月

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け及び計画期間
- 3 成年後見制度におけるSDGsへの貢献

第2章 成年後見制度の現状と課題

- 1 全国の現状
- 2 区の現状
- 3 現状からみえた課題

第3章 計画の考え方と施策の目標

- 1 計画の考え方
- 2 施策の目標

【参考】 報酬助成について
申立て費用助成について
日常生活自立支援事業について

第4章 計画の推進体制

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産管理などが難しい方でも、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

超高齢社会を迎え、認知症高齢者が増加している中、この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では区市町村に対して、制度利用の促進に関する基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることと明示されたことを踏まえて、区では「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～令和5年度）」を策定しました。

この計画に基づき、世田谷区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置する成年後見センターを中心機関として位置づけ、広報・相談、制度の利用促進、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士、医師などの職能団体や支援機関、民間の金融機関を構成員とした地域連携ネットワーク会議（協議会）を開催し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や、情報共有等を行うなど、制度の利用促進に向けて取り組んでいます。

一方、国は、新たに令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（以下「第二期計画」という。）を策定しました。この第二期計画においては、国連の障害者権利委員会による対日審査の状況を踏まえて見直しを行うべきとの指摘が示されているところであり、対日審査の経過等に留意しつつ、現行の成年後見制度の見直しに向けた検討を進めていくこととしています。

障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められています。

このような背景を踏まえ、区は新たに「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画 令和6～13年度（2024～2031年度）」を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むものとします。

2 計画の位置付け及び計画期間

（1）計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置付けます。

また、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（以下「総合計画」という。）に包含されるものとします。

(2) 計画期間

総合計画期間に合わせて、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とします。

3 成年後見制度におけるSDGsへの貢献

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと持続可能なより良い社会を構築するという世界的な目標で、平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17の大きな目標と、達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本計画は、このSDGsの理念のもと、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダー・アイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とするとともに、あらゆる施策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点から、各施策を推進します。

【特に本計画と関連する目標】

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活 を確保し、福祉を促進する		10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女 児の能力強化を行う		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を 促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供 し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任の ある包摂的な制度を構築する

第2章 成年後見制度の現状と課題

1 全国の現状

(1) 成年後見制度の利用者数

平成28年の成年後見制度の利用の促進に関する法律施行後、一貫して増加しています。令和3年度の総人口に占める全国の利用者数の割合は、「0.19%」でした。

なお、参考までに、東京都人口に占める東京都の利用者数の割合は、「0.19%」で、世田谷区人口に占める世田谷区の利用者数の割合は、「0.17%」となっています。

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	171,858件	174,680件	177,244件	178,316件
保佐	38,949件	42,569件	46,200件	49,134件
補助	10,983件	12,383件	13,826件	14,898件
任意	2,652件	2,655件	2,663件	2,739件
合計	224,442件	232,287件	239,933件	245,087件

※厚生労働省「成年後見制度の現状（令和5年5月）」より抜粋

(2) 成年後見制度申立ての件数

平成28年の成年後見制度の利用の促進に関する法律施行後、増加傾向にあります。

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	26,476件	26,367件	28,052件	27,988件
保佐	6,745件	7,530件	8,178件	8,200件
補助	1,990件	2,600件	2,795件	2,652件
任意	748件	738件	784件	879件
合計	35,959件	37,235件	39,809件	39,719件

※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より抜粋

2 区の現状

(1) 認知症高齢者及び障害者等の状況

世田谷区の高齢者人口は増え続けており、中でも後期高齢者（75歳以上）が増えて います。特に、成年後見制度等の支援が必要と推定される、認知症の日常生活自立度 の判定がⅡ以上の方の人数は、4年間で約1,200人増加しています。

また、精神障害者の方も、4年間で1,800人増加しています。

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
①	38,756人	39,505人	40,045人	40,934人	41,143人
②	23,441人	23,990人	24,090人	24,413人	24,681人
②/①	60.5%	60.7%	60.2%	59.6%	60.0%

① 第1号被保険者の要介護認定者

② 認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
③	19,947人	19,215人	19,231人	18,815人	18,516人
④	4,474人	4,199人	4,292人	4,276人	4,366人
⑤	5,648人	6,187人	6,715人	6,794人	7,448人

③ 身体障害者手帳所持者 ④ 愛の手帳所持者 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者

(2) 成年後見制度の利用者数

利用者数は、平成30年度以降、年間1,600件前後で横ばいです。

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	1,257件	1,241件	1,186件	1,160件
保佐	236件	245件	263件	266件
補助	75件	78件	83件	92件
任意	41件	46件	53件	53件
合計	1,609件	1,610件	1,585件	1,571件

※東京家裁（立川支部含む）が管理している数を集計

(3) 成年後見センターでの相談件数

成年後見センターにおける相談件数は、ここ数年増加傾向です。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,445件	1,360件	1,489件	1,678件	1,981件

(4) 成年後見区長申立ての件数

令和4年度の直接的要因は不明ですが、地域連携ネットワークの構築や支援者向け研修などにより成年後見制度の理解が進んだものと考えられます。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
67件	52件	44件	47件	76件

(5) 区民成年後見人の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	159人	165人	165人	157人	159人
②	17件	11件	8件	16件	12件

①区民成年後見支援員登録者

②区民成年後見人新規受任件数

(6) 認知度調査結果

令和5年度に実施した区政モニターアンケートでは、成年後見制度の認知度は58.2%（「よく知っている」(13.8%)「少し知っている」(44.4%)となり、前回調査から3.2ポイント下がりました。（対象者数200人 有効回答数196人）

認知度	令和3年度	令和5年度
よく知っている	11.1%	13.8%
少し知っている	50.3%	44.4%
よく知らないが聞いたことがある	28.0%	28.6%
全く知らない	10.1%	13.3%
無回答	0.5%	0%

(7) 報酬助成の件数

報酬助成については、一貫して増加傾向にあります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30件	45件	55件	60件	66件

3 現状からみえた課題

全国的な傾向や世田谷区の現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 成年後見制度の利用に関する課題

認知症高齢者や精神障害者等の成年後見制度等の支援が必要と推定される方が増加し、相談件数も増加しているにも関わらず、利用者数が伸びない原因は、制度自体の難しさや申立ての煩雑さ、そして費用面にもあると考えられます。

制度を必要としている方が利用しやすく感じていただくために、制度の普及啓発と相談体制の充実及び申立て手続き支援が重要です。特に、自ら助けを求めることが難しい方については、支援者及び親族などの支援関係者が必要な支援に繋げていくことが重要です。また、費用を負担することが難しい方への申立て費用及び報酬の助成も必要です。

(2) 支援する側のスキルアップ

制度を利用するすべきですが、本人が利用を拒否したり、必要性を自覚していなかったり、親族から制度の利用を拒否されるケースが多くあり、支援者は対応に苦慮しています。

また、認知症、精神障害、知的障害と生活困窮等の課題が複合化して対応に時間をするケースが増加しており、後見人等が選任された以降も支援者によるチーム支援が重要です。

支援においては、利用者が適切に意思決定支援を受けられるよう、支援者に対して意思決定支援の理解を浸透させていくなど、支援する側の更なるスキルアップが必要です。

(3) 担い手の確保・育成

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題を踏まえ、成年後見制度等の支援が必要と推定される方が増加し、今後、制度の需要が高まることが想定される中、地域共生社会の実現のためにも、区民後見人等の育成・活躍支援を推進する必要があります。

また、中核機関を担う社協では、法人後見を受任しています。虐待等の対応が複雑で時間を要するケースや、低所得で後見報酬を得られないケース、長期間の受任となる若年の障害者等を中心に受任していますが、今後もこのような状況が増えることが想定される中で、永続的、安定的に受任を求められる法人後見業務を担っていくことは大きな課題となっています。そこで、社協以外の新たな法人後見の担い手の確保が必要です。

第3章 計画の考え方と施策の目標

1 計画の考え方

基本目標

地域共生社会の実現に向け、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分ではない方も、等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしい生活の継続と地域社会への参加ができる、地域づくりをめざす

第二期計画の基本的な考え方である「地域共生社会の実現に向けた権利擁護の推進」、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」と成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション、自己決定権の尊重」を踏まえて、本計画の基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、以下の施策の目標を定めます。

【目標1】成年後見制度の普及啓発及び利用促進

【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ

【目標3】成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

2 施策の目標

【目標1】成年後見制度の普及啓発及び利用促進

(1) 取組みの方向性

制度利用が必要な場合でも自ら助けを求めることが難しい方に対し、支援者等が必要な支援に繋げていくことが重要となります。そのために、支援者に対する制度の普及啓発を今後重点的に取り組みます。また、費用を負担することが難しい方への申立て費用及び報酬助成の仕組みを検討し、制度の利用促進に繋げていきます。

(2) 主な取組み内容

① 成年後見制度の普及啓発

区のおしらせや成年後見制度ハンドブック、区、社協のホームページを利用して啓発を行っていきます。啓発用通信を発行し制度の周知と利用案内を行ない、利用促進を図ります。

また、弁護士による申立てや制度説明を目的とした「成年後見セミナー」や、遺言や相続、自分の将来を考えるきっかけとする「老い支度講座」を実施し、法定後見制度や任意後見制度の普及に引き続き取り組んでいきます。

なお、任意後見制度を適切に運用するため、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てが行われるよう中核機関やあんしんすこやかセンター等の関係機関と権利擁護支援チーム（※）が連携していきます。

さらに、区は区民の成年後見制度に対する認知度を、区政モニターなどを活用して定期的に把握し、認知度が上がるよう、普及啓発に努めます。

認知度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
よく知っている	14%	16%	18%	20%
少し知っている	54%	56%	58%	60%

※権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健、福祉、医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み。

② 成年後見制度の相談支援

判断能力が低下した高齢者や障害者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、相談員による専門相談、各地域での相談会、弁護士による無料の専門相談（「あんしん法律相談」）を実施し、成年後見制度の利用促進を引き続き行っています。

権利擁護支援を必要としている方は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もあります。本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決

定の支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用に繋げることが重要です。そのために、引き続き支援する側として、主に区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など福祉関係者のほか、医療関係者への制度周知に取り組んでいきます。

また、後見人選任後の様々な課題の相談についても中核機関である成年後見センターで対応するとともに、後見人選任後の相談窓口の周知を図ります。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相談件数	1,800件	1,850件	1,900件	1,900件	1,900件

③ 申立て及び親族後見人支援

後見等申立てを考えている方へ申立て支援を行い、希望する方については、後見人の候補者の推薦を成年後見センターで行っていきます。

親族が後見業務を行う場合に、安心して業務に取り組むことができるよう、相談会の実施や定期報告書類作成を援助するなど後見人等の活動を支援します。

また、親族後見人等が相談しやすくなるよう、タブレットを用いての相談対応について検討します。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
申立て支援件数	95件	100件	105件	110件	110件
親族後見人継続支援件数	10件	10件	10件	10件	10件

④ 成年後見区長申立ての実施

区長が老人福祉法等に基づき、家庭裁判所に後見等開始の申立て手続きを行います。

申立てにあたっては、庁内検討会や成年後見センター事例検討委員会において、後見等の業務内容の検討や後見人等の候補者の推薦等を行い、迅速かつ円滑な制度利用に繋げます。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区長申立て件数	54件	75件	75件	75件	75件

⑤ 申立て費用及び後見報酬の助成

家庭裁判所に申立てする場合、申立て費用が必要となります。生活保護受給者や住民税所得割非課税などで申立て費用を支払うことが困難である方に対し、申立て費用の助成を行います。なお、弁護士や司法書士などの専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料も助成対象としており、煩雑な手続きは専門家に任せ、気軽に

制度を利用できるよう支援します。

また、後見人等や後見監督人等が選任された場合、報酬が必要となります。申立て費用の助成と同様、生活保護受給者や住民税所得割非課税などで報酬を支払うことが困難である方に対し、報酬の助成を行います。

【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ

(1) 取組みの方向性

課題が複合化して対応に時間をするケースが増加しており、より一層、権利擁護支援チームによる支援や意思決定支援が重要となっています。中核機関は確実にチームによる支援が行えるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に努めるとともに、意思決定支援の取組みを浸透させるため、支援者向け研修の充実を図ります。研修は、オンラインの活用を進めます。また、支援者が必要に応じて法律・福祉の専門職の助言が得られるよう、専門職による相談機能を充実させていきます。

(2) 主な取組み内容

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき構築した地域連携ネットワークを強化していきます。具体的には、世田谷区成年後見制度地域連携ネットワーク会議において、「後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築」等に取り組み、関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるようにします。

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組～

※厚生労働省「第二期計画の策定について 参考資料」より引用

地域連携ネットワークの機能を強化するためには、以下の3つの視点を持って自発的に協力して取り組むことが必要となります。

- ① 異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点
- ② 様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点
- ③ 多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組	
促進「共通理解」の視点	成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報含む）
	権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）
	選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透
	意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透
活躍「多様な主体の参画・」の視点	地域で相談・支援を円滑に繋ぐ連携強化
	中核機関と各相談支援機関との連携強化
	都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成
	専門職団体による専門職後見人の育成
	地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援
	制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化
づくり「機能強化のためのしくみ」の視点	各相談支援機関等の連携のしくみづくり
	成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり
	成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり
	市町村と都道府県による市長村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
	家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

② 支援者による意思決定支援の浸透

本人の自己決定権を尊重し、本人の意思及び選好や価値観を反映させる意思決定支援の取組みが支援者や地域住民に浸透するよう研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

③ 重層的支援体制整備事業との連携

成年後見制度利用促進に係る取組みと重層的支援体制整備事業は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っています。いずれも地域共生社会の実現に向け、本人が社会との繋がりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりに繋がるものです。

両者の効率的・効果的な実施のため、国が実施する両者の制度を理解するための研修を活用するほか、定期的な事例検討や情報共有の機会を設定します。

具体的な連携は次のとおり、整理・検討していきます。

ア 多機関協働事業者と中核機関の連携

中核機関において受け付けた相談のうち、本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者に繋ぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたります。

また、多機関協働事業者に繋がれた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えた方については、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応します。

イ 重層的支援会議・支援会議における中核機関の参加

重層的支援会議・支援会議において、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、中核機関に参加を依頼します。

ウ 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組みの連携

中核機関と包括的相談支援事業者が情報交換や事例検討を行うなど連携して対応します。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等の他制度による支援が必要な場合は、各支援機関と連携し、支援します。

エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見利用促進に係る取組みの連携

アウトリーチ支援事業者において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていない方への支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応します。

また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱えていても支援の手が届いていない方に対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施します。

オ 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組みの連携

区民成年後見支援員の活躍の場として、参加支援の取組みに協力します。

また、成年被後見人に対する支援において、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要性がある場合には、参加支援事業者、成年後見人等などが連携して対応します。

④ 必要に応じた法律・福祉等の専門職による相談機能の充実

事例検討委員会において、後見人等の候補者の選定だけでなく、受任後の事例について、相談・助言できるよう事例検討委員会の機能の充実と活用を図ります。

【目標3】成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

(1) 取組みの方向性

区民成年後見人の育成はもとより更なる活躍支援のため、専門職の受任ケースを区民成年後見人がスムーズに引き継ぐことができるよう検討し、より幅広い受任ルートを確保します。また、法人（組織）として受任すべきケースの受け皿を確保するため、法人後見の新たな担い手の育成を行っていきます。

(2) 主な取組み内容

① 区民成年後見人の養成及び活動支援

成年後見制度利用促進法に基づき、増加する高齢者や障害者の権利擁護を支援する体制を確保するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民成年後見人を養成していきます。修了者は、区民成年後見支援員に登録して社協の法人後見ケースの支援員活動や研修を通して知識やスキルの向上も図りつつ区民成年後見人の受任を目指します。

また、成年後見制度の利用支援・普及啓発などを地域で行う人材としても、育成していきます。

なお、区民成年後見人が後見人に就任した場合には、社協が監督人に就き、後見業務の支援や家庭裁判所への報告資料の確認等を実施し、制度の適正な運用を行っていきます。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民成年後見人等受任者数	61人	61人	61人	61人	61人

② 専門職後見人受任ケースを区民成年後見人に引き継ぐ方式の検討

区民成年後見人の活躍の機会を増やすため、社協が法人として受任しているケースで、課題がある程度落ち着いたものは、区民成年後見人に引き継ぎます。

さらに、専門職が受任しているケースを区民成年後見人に引き継げるよう基準や検討のしくみづくりを進めています。

③ 法人後見の新たな担い手の育成

中核機関は、比較的長期間にわたり制度を利用される障害者や、対応に時間を要する事例など、制度利用の増加が見込まれる中、新たな法人後見の担い手確保のため、法人後見実施団体を育成するためのしくみや基準づくりを進め、法人後見実施団体との情報共有や交流に取り組むとともに、新たな法人が法人後見を実施する際には、監督人を積極的に受任し社協で蓄積した法人後見のノウハウや経験を提供し、支援していきます。

【参考】報酬助成について（※事務費は助成対象外）

後見人等への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に報酬を助成します。

◆助成の対象

成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人への報酬

◆助成の対象となる方

- (1) 助成金の交付申請日において生活保護法に基づく保護を受けている方
- (2) 生活保護を受けていない者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回り、かつ現金預金が100万円未満の方
- (3) 助成金の交付申請日において住民税が所得割非課税であり、かつ後見人等の報酬を負担した後の現金預金が100万円未満の方
- (4) 助成金の交付申請日において介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当し、かつ、後見人等の報酬を負担した後の現金預金が100万円未満の方

◇申請を行う前に死亡した場合

当該後見人等が家事事件手続法に基づき報酬の付与に係る審判を受けており、かつ、報酬に充てる相続財産がない者で、次のいずれかに該当するとき

- (1) 当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等が生活保護法に基づく保護を受けていたこと。
- (2) 生活保護を受けていなかった者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入、資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回ること。
- (3) 当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等の住民税が所得割非課税であったこと。
- (4) 当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等が介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当したこと。

◆助成の対象とならない方

親族が後見人等の方

◆助成金の交付額

報酬の付与に係る審判により告知された報酬の月当たりの額（28,000円を上限とする。）に当該報酬の付与の対象とされた月数を乗じて得た額とする。

◆申請期限

後見人等が報酬の付与に係る審判の告知を受けた日から90日以内

~~~~~

### ◇その他

成年後見センターでは、区民成年後見人に報酬を助成しています。

## 【参考】申立費用助成について

家庭裁判所への申立て費用の負担が困難で、一定の要件に当てはまる方に申立費用を助成します。

### ◆助成の対象となる方

助成の申請時において、以下の（1）～（4）のすべての要件を満たしている方。

- (1) 審判の対象者又は審判の申立者であること。
- (2) 審判の対象者が、次のアからカまでのいずれかに該当すること。
  - ア 世田谷区の生活保護法に基づく保護を受けていること。
  - イ 世田谷区に住民登録を有していること。
  - ウ 世田谷区が行う介護保険の被保険者であること。
  - エ 世田谷区が行う国民健康保険の被保険者であること。
  - オ 世田谷区による老人福祉法に基づく措置を受けていること。
  - カ 世田谷区による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給決定を受けていること。
- (3) 審判の対象者及び審判の申立者の両者が、次のアからエまでのいずれかに該当すること。
  - ア 生活保護法に基づく保護を受けていること。
  - イ 生活保護を受けていない者であって、収入、資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回り、かつ現金預金が100万円未満であること。
  - ウ 住民税の所得割が非課税であり、かつ、現金預金が100万円未満であること。
  - エ 介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当し、かつ、現金預金が100万円未満であること。
- (4) 助成の申請をしようとする申立費用について、本事業以外の助成制度を利用し、重複して助成等を受けていないこと。

### ◆助成対象経費

- (1) 申立て手数料及び後見登記手数料
- (2) 審判書の送達・送付費用（返還分を除く。）
- (3) 鑑定費用
- (4) 診断書作成費用
- (5) 住民票の発行手数料
- (6) 戸籍謄本の発行手数料
- (7) 後見人等の登記がされていないことの証明書の発行手数料
- (8) 不動産全部事項証明書の発行手数料
- (9) 専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料

### ◆助成金の交付額

- (1) 助成金の額は、前項に規定する費用として要した額の合計額とする。
- (2) 前項にかかわらず、申請時に提出された審判書謄本に、申立手続費用について

の審判の対象者又は審判の申立者の負担についての指示がある場合の助成金の額は、前項の額からこれらの者の負担とされた経費の額を控除した額とする。

(3) 助成金の上限額は、1件の審判申立てにつき30万円とする。ただし、上記(9)専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料については、20万円を上限とする。

◆申請期限

後見人等開始の審判確定日から180日以内

【参考】日常生活自立支援事業について

※原則、在宅サービスであり、入院・入所する前に利用できるサービスです

(1) 日常生活自立支援事業とは

判断能力が十分でない、または生活に不安のある高齢者や障害のある方が住み慣れた世田谷で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する情報の提供や相談受付、預貯金の払い戻し等の支援、見守りを行う制度です。

(2) 事業内容

① 福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心してご利用できるように、契約手続き等のお手伝いをします。

- ア 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- イ 福祉サービスの利用における申込み、契約の援助
- ウ 福祉サービスの利用料金の支払い援助
- エ 福祉サービスの苦情を解決するための手続きの援助

② 日常的金銭管理サービス

日常の暮らしに欠かせない、金銭の支払いなどをお手伝いします。

- ア 年金や福祉手当の受領に必要な手続き援助
- イ 社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き援助
- ウ 病院への医療費の支払い援助
- エ 日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約の手続き援助

③ 書類等預かりサービス

大切な書類、通帳、印鑑などを預かります。

- ア 年金証書
- イ 預貯金の通帳
- ウ 権利証
- エ 契約書類
- オ 実印、銀行印

(3) 利用料金

| 福祉サービスの利用援助           | 日常的金銭管理サービス  | 料金                                          |
|-----------------------|--------------|---------------------------------------------|
| ○                     | —            | 1回1時間までは1,000円<br>(1時間を超えた場合は、30分まで500円を加算) |
| ○                     | 通帳を本人が保管する場合 | 1回1時間までは2,500円<br>(1時間を超えた場合は、30分まで500円を加算) |
| ○                     | 通帳を預かる場合     | 1ヶ月1,000円                                   |
| 書類等の預かりサービス（財産保全サービス） |              | 1ヶ月1,000円                                   |

※詳細は、社協にご確認ください。

支援を必要とする方の権利が適切に守られるためには、成年後見制度の利用に至る前から、寄り添った支援が行われる体制も重要です。区としても、成年後見制度の利用を必要とする方が、適切に日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行できるよう支援していきます。

## 第4章 計画の推進体制

区は成年後見の利用を促進するため、成年後見センター運営委員会（関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用の促進を図るため設置。医療・法律福祉関係者等により構成）において、専門職や医師、区民などの意見を聴きながら、推進に取り組みます。また、地域保健福祉審議会や世田谷区認知症施策評価委員会を通じて進捗状況を報告します。

# **世田谷区 再犯防止推進計画(案)**

**令和 6~13 年度(2024~2031年度)**

**令和6年(2024年)2月  
世田谷区**

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の主旨
- 2 計画の対象者
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 再犯防止とＳＤＧｓ

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

- 1 国および東京都の取組み
- 2 再犯者に関する状況
- 3 保健医療・福祉サービスに関する状況
- 4 就労・住居確保に関する状況
- 5 非行少年に関する状況
- 6 更生保護に関する状況

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 再犯防止における区の役割
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

## 第4章 再犯防止に関連する施策

- 1 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 2 就労・住居確保の支援
- 3 非行防止と修学支援の充実
- 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

## 第5章 計画の推進体制

### 資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱
- 3 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会委員名簿

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の主旨

### (1) 犯罪や再犯者の現状

全国における刑法犯の検挙人員は、平成16年（38万9,297人）をピークに減少を続け、令和3年（17万5,041人）には戦後最少となりました。

刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にある一方、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の割合を示す「再犯者率」は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%となっています。検挙された人の半数近くが再犯者という状況です。

再犯防止の取組みは、これまで主に刑事司法機関が実施してきました。しかし、犯罪をした人等の多くは、安定した仕事や住居が確保できないまま矯正施設を出所する人、薬物等への依存がある人、高齢者や障害者など、様々な困難を抱えています。再び罪を犯すことを防ぐためには、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けられる環境づくりが必要です。

### (2) 国及び東京都の動き

このような状況を踏まえ、国及び東京都では以下のような動きがありました。

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律 制定

平成29年12月 第一次再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年 7月 東京都再犯防止推進計画 策定

令和元年12月 再犯防止推進計画加速化プラン 閣議決定

令和5年 3月 第二次再犯防止推進計画 閣議決定

### (3) 区の計画策定までの動き

区では、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えることを目的とした「社会を明るくする運動」をはじめ、保健医療・福祉サービスの利用促進や就労・住居確保の支援など、再犯防止に資する様々な取組みを進めてきました。

今後、関係機関や民間団体等と連携して再犯防止の取組みを総合的に推進し、犯罪をした人等の立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを実現するため、再犯防止推進計画を策定します。

## 2 計画の対象者

本計画の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）で定める「犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者）」です。

これには、矯正施設を退所した人だけではなく、検察で不起訴処分（起訴猶予）となった人や裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人などが含まれます。

### 3 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」に包含します。

本計画では、再犯防止を目的とした取組みのほか、保健医療・福祉サービスの利用促進や就労・住居確保の支援など、再犯防止に資する取組みや副次的な効果として再犯防止につながる取組みも推進します。

### 4 計画期間

令和6～13年度（2024～2031年度）（8年間）

### 5 再犯防止とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと持続可能により良い社会を構築するという世界的な目標で、平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年（2030年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17の大きな目標と、達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本計画は、このSDGsの理念のもと、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダー・アイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認め合う、社会的包摂の考え方を基本とするとともに、あらゆる施策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点から、各施策を推進します。

#### 【特に本計画と関連する目標】

| アイコン                                                                                | ゴールの名称等                                                               | アイコン                                                                                | ゴールの名称等                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 3 すべての人に健康と福祉を<br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                    |  | 10 人や国の不平等をなくそう<br>各国内及び各国間の不平等を是正する                                                              |
|  | 4 質の高い教育をみんなに<br>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する              |  | 16 平和と公正をすべての人に<br>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 5 ジェンダー平等を実現しよう<br>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う                     |  | 17 パートナーシップで目標を達成しよう<br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                  |
|  | 8 働きがいも経済成長も<br>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する |                                                                                     |                                                                                                   |

※出典：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

### 1 国及び東京都の取組み

#### (1) 国の再犯防止推進計画

国は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組みが重要であるとの認識のもと、平成28年12月に「再犯防止推進法」を制定、平成29年12月に「第一次再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

第二次再犯防止推進計画では、5つの基本方針の下、7つの重点課題が設定されています。

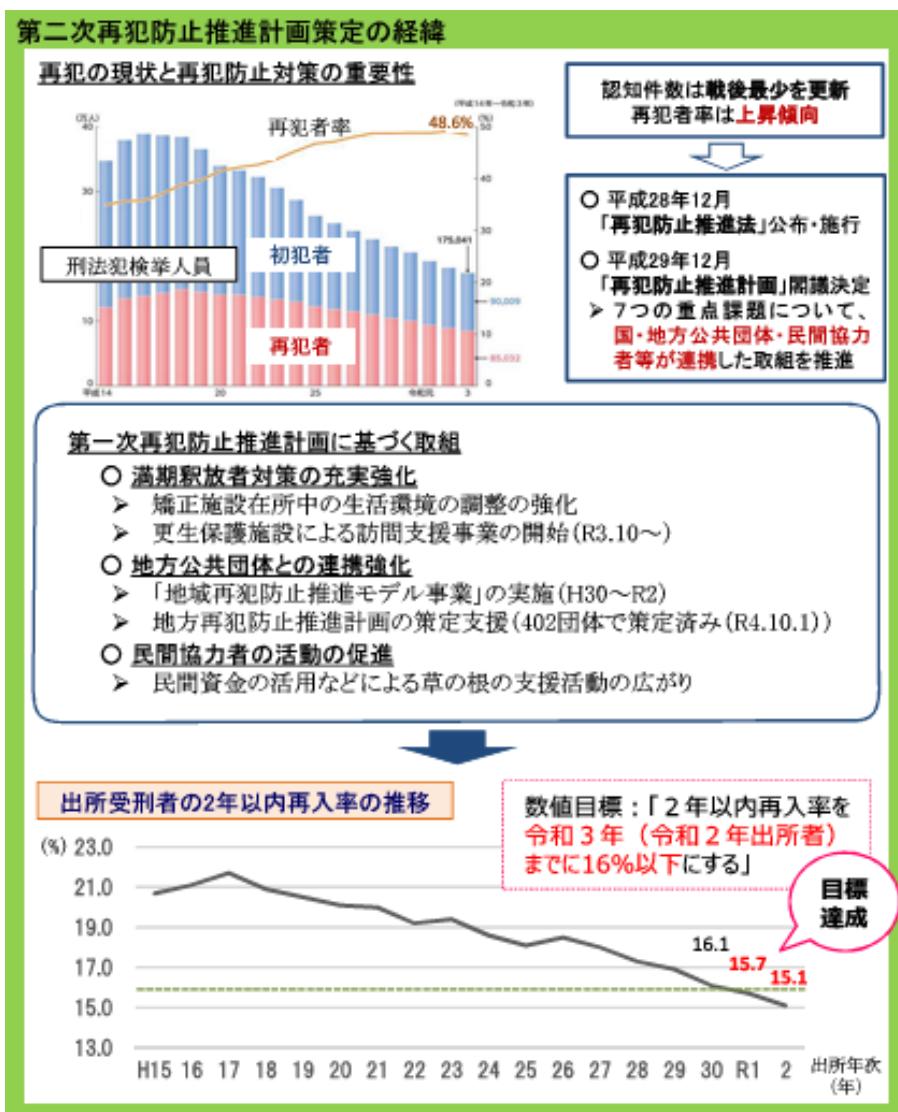
#### < 基本方針 >

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

#### < 重点課題 >

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

## <国の第二次再犯防止推進計画策定の経緯>



## (2) 東京都の再犯防止推進計画

東京都は、再犯防止推進法の趣旨や、誰もが社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

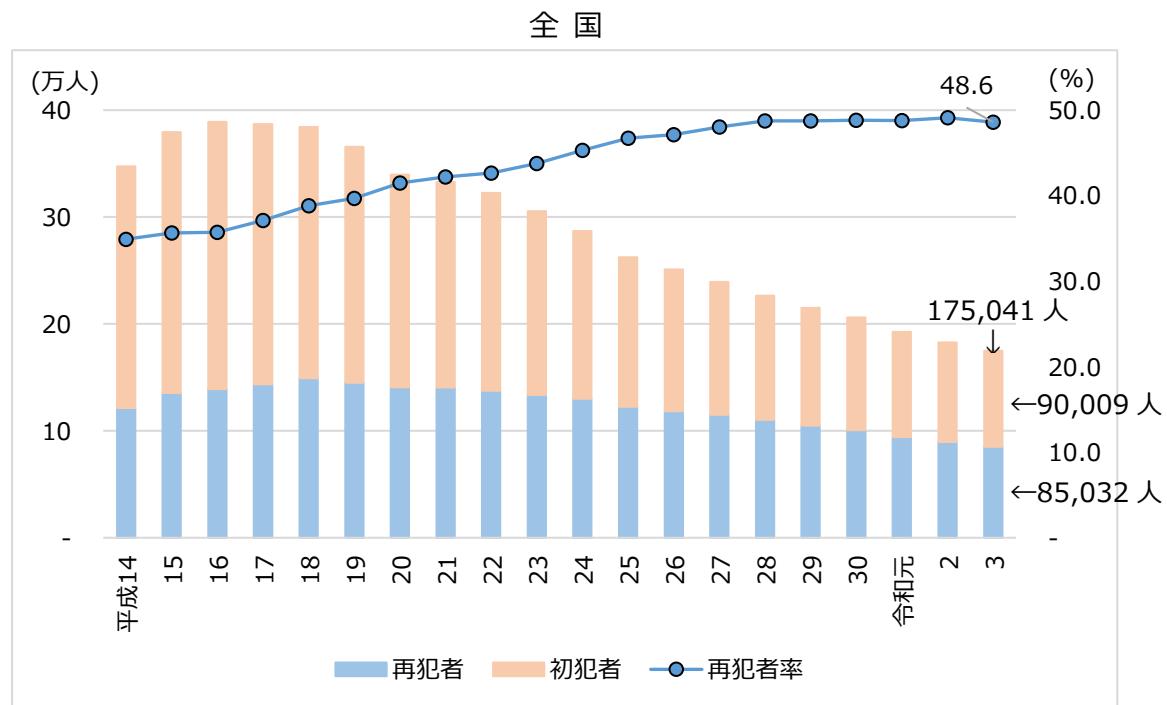
### < 重点課題 >

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等

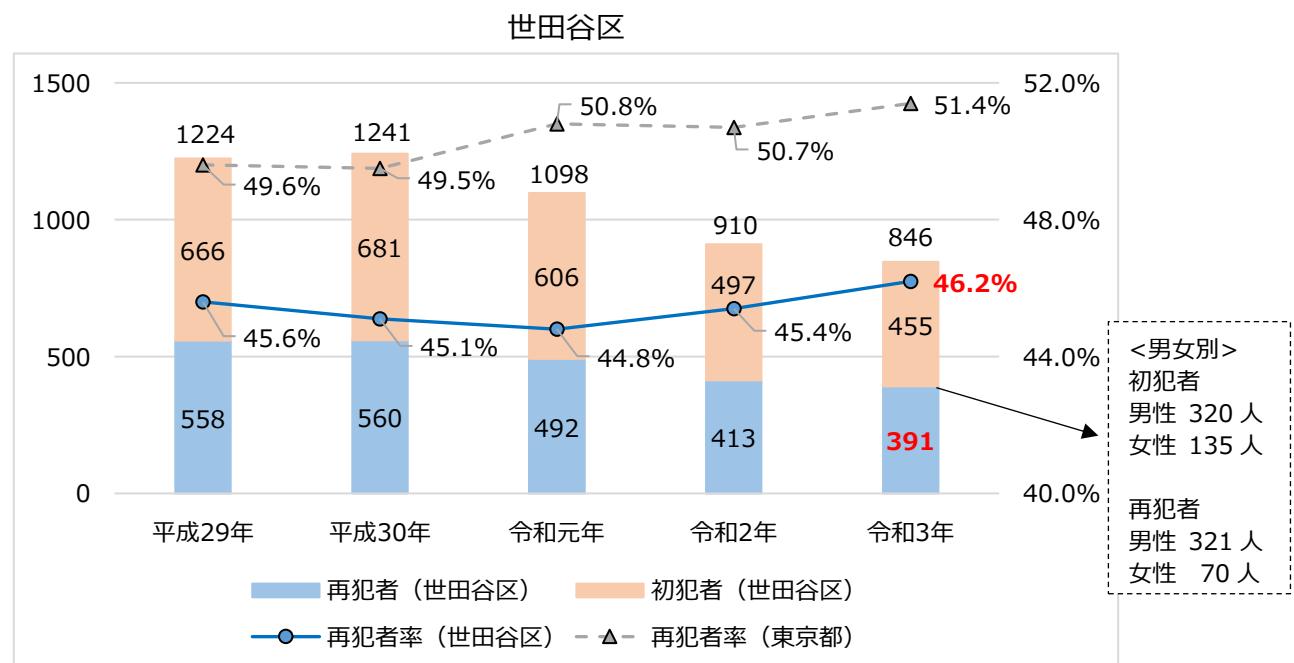
## 2 再犯者に関する状況

### (1) 刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（全国、世田谷区）

全国の刑法犯検挙者数は、年々減少しており、再犯者数より初犯者数の減少が上回る状況が続いています。世田谷区の令和3年の再犯者数は391人、再犯者率は45%近くをほぼ横ばいで推移しております、東京都平均は下回るもの、検挙された人の半数近くが再犯者という状況です。



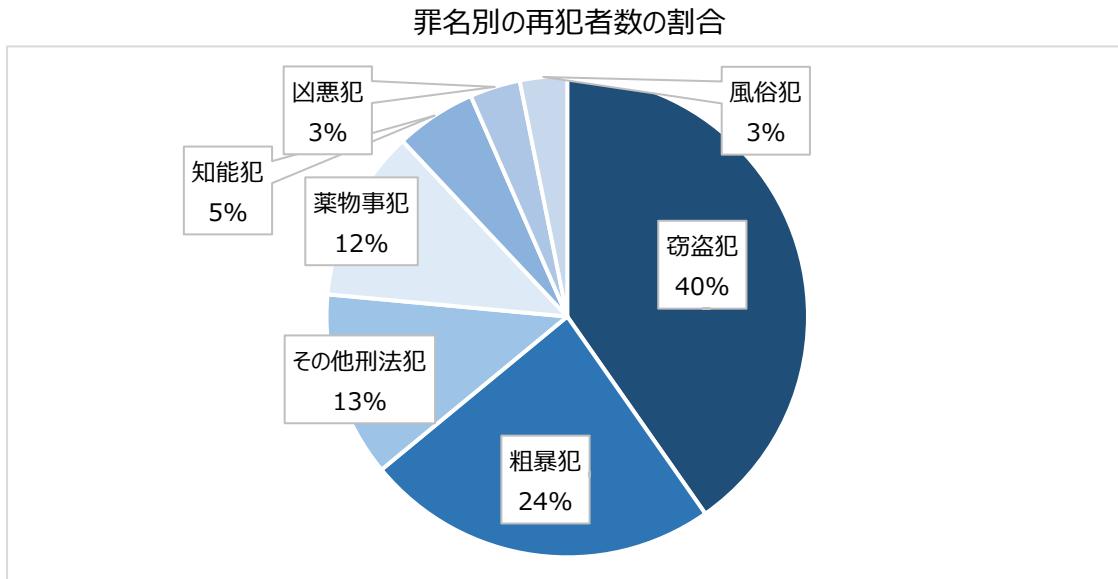
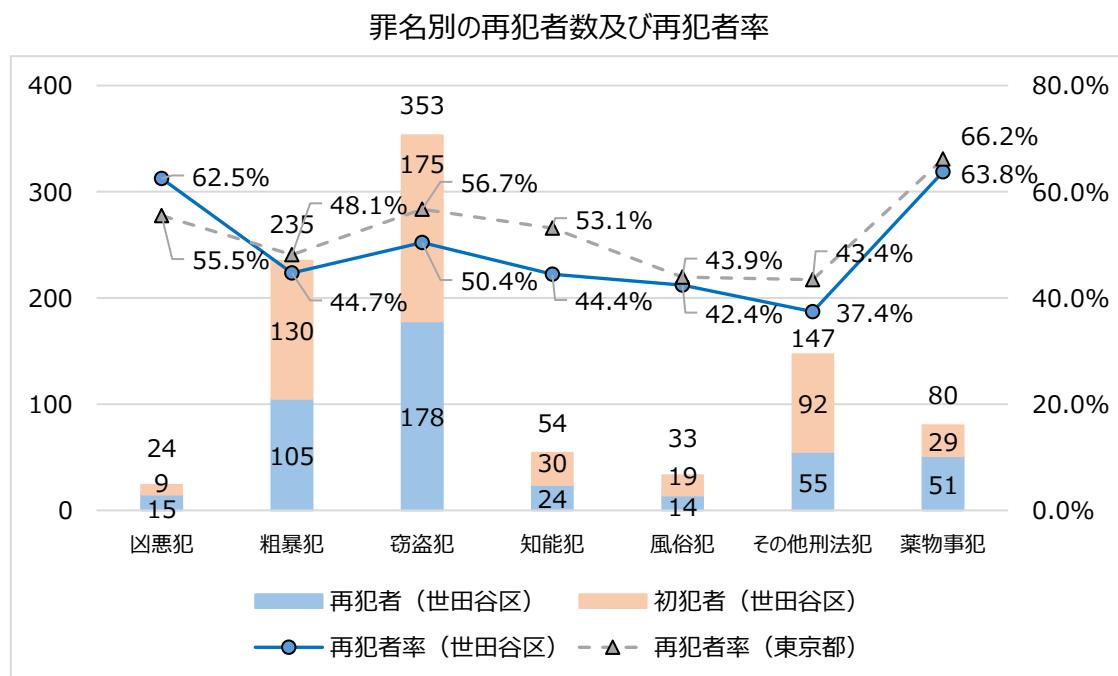
※出典：令和4年度版犯罪白書



※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

## (2) 罪名別の再犯者数及び再犯者率（世田谷区：令和3年）

世田谷区で再犯者数が多い罪名は、窃盗犯で4割を占めています。また、再犯者率について、窃盗犯と薬物事犯は5割以上となっており、東京都と同様に高い傾向にあります。



※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

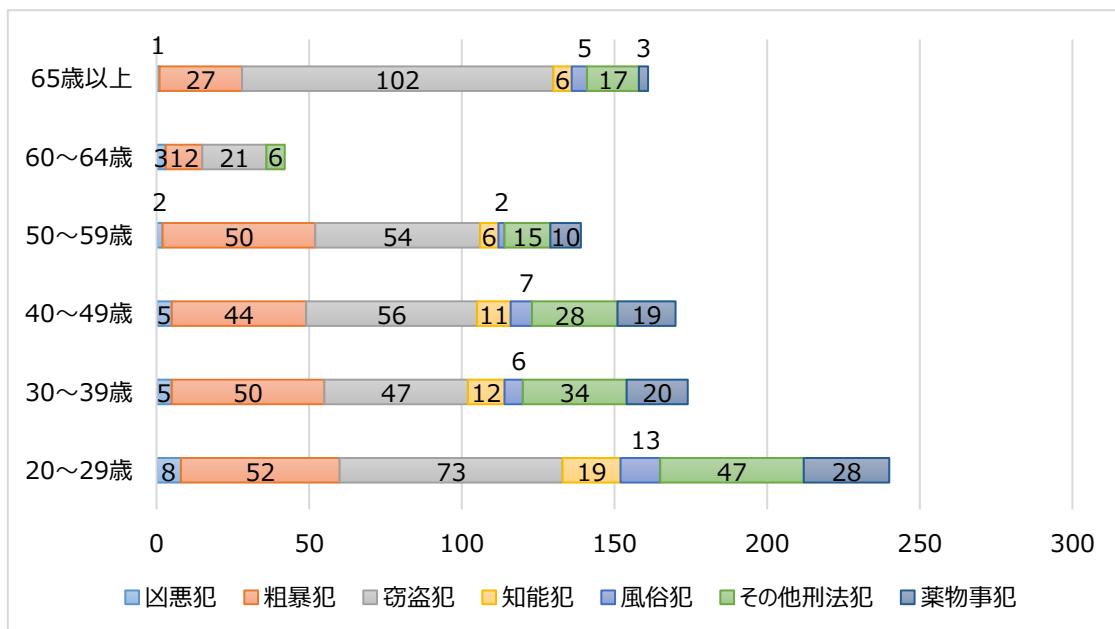
### <参考：罪名種別>

|      |                         |        |                    |
|------|-------------------------|--------|--------------------|
| 凶悪犯  | ：殺人、強盗、放火、強姦等           | 粗暴犯    | ：暴行、傷害、脅迫、恐喝等      |
| 窃盗犯  | ：万引き、空き巣等               | 知能犯    | ：詐欺、横領、偽造等         |
| 風俗犯  | ：公然わいせつ等                | その他刑法犯 | ：公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等 |
| 薬物事犯 | ：覚せい剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法違反 |        |                    |

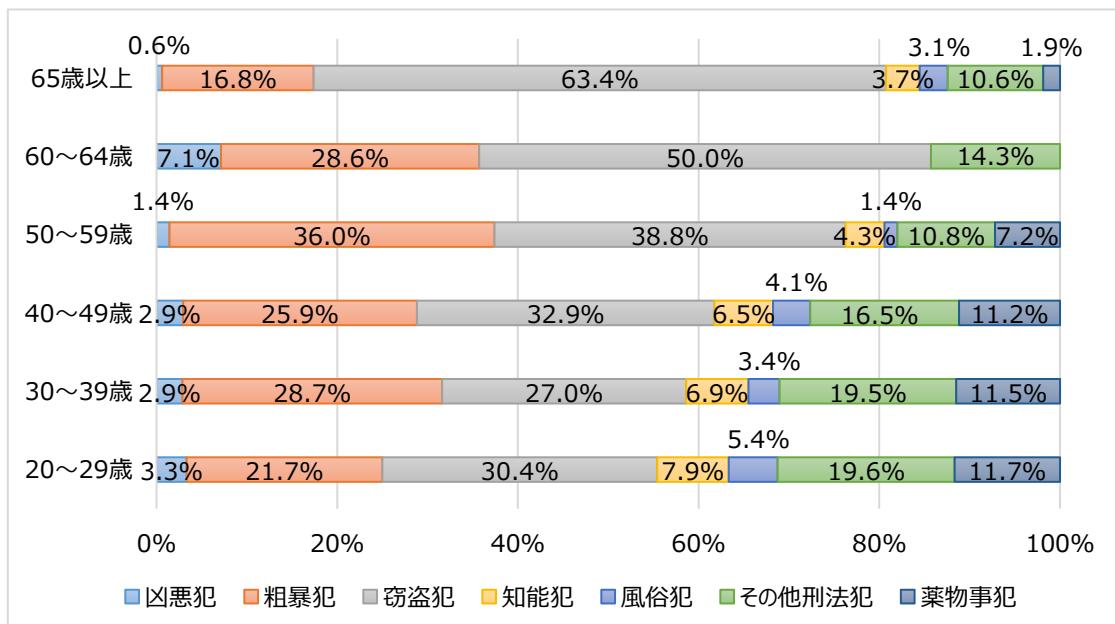
### (3) 年代別・罪名別の検挙者数及び構成比（世田谷区：令和3年）

世田谷区の年代別の検挙者数（刑法犯及び薬物事犯）は、20～29歳が240人で最も多く、約2.5割を占めています。また、罪名別では、60歳以上で窃盗犯の割合が顕著に高くなっています。

年代別・罪名別の検挙者数



年代別・罪名別の構成比



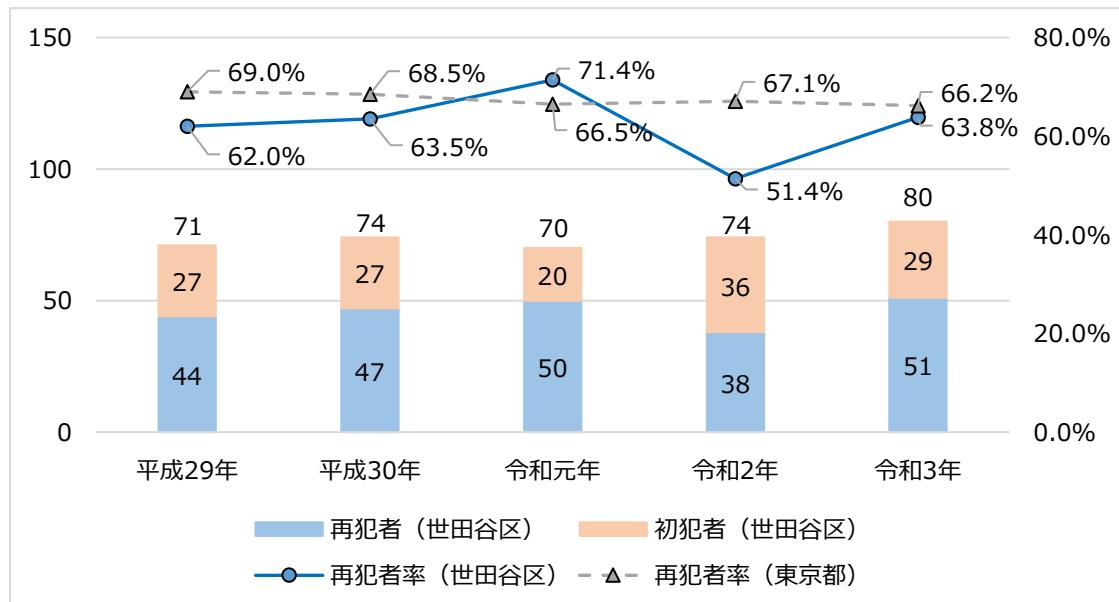
※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

#### (4) 薬物事犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（世田谷区）

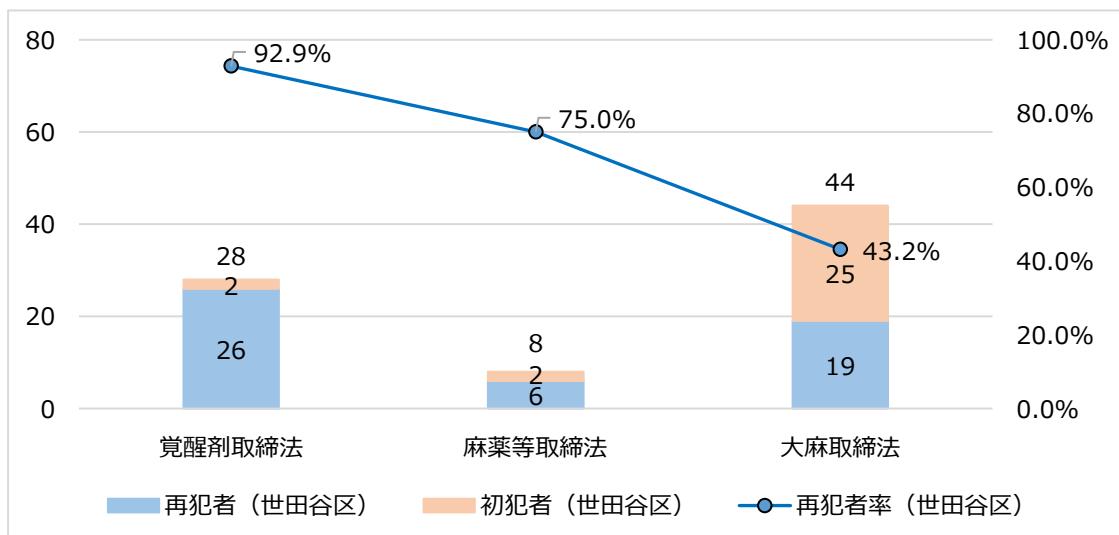
世田谷区の薬物事犯検挙者数及び再犯者数はほぼ横ばいで推移していますが、再犯者率は高く、特に覚せい剤取締法違反の再犯者率は過去5年平均で約8割となっています。

また、全国的な傾向として、覚せい剤取締法の検挙者数が減少傾向にある一方、若年層を中心に大麻取締法の検挙者数が増加しています。

薬物事犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率



罪名別の内訳（令和3年）

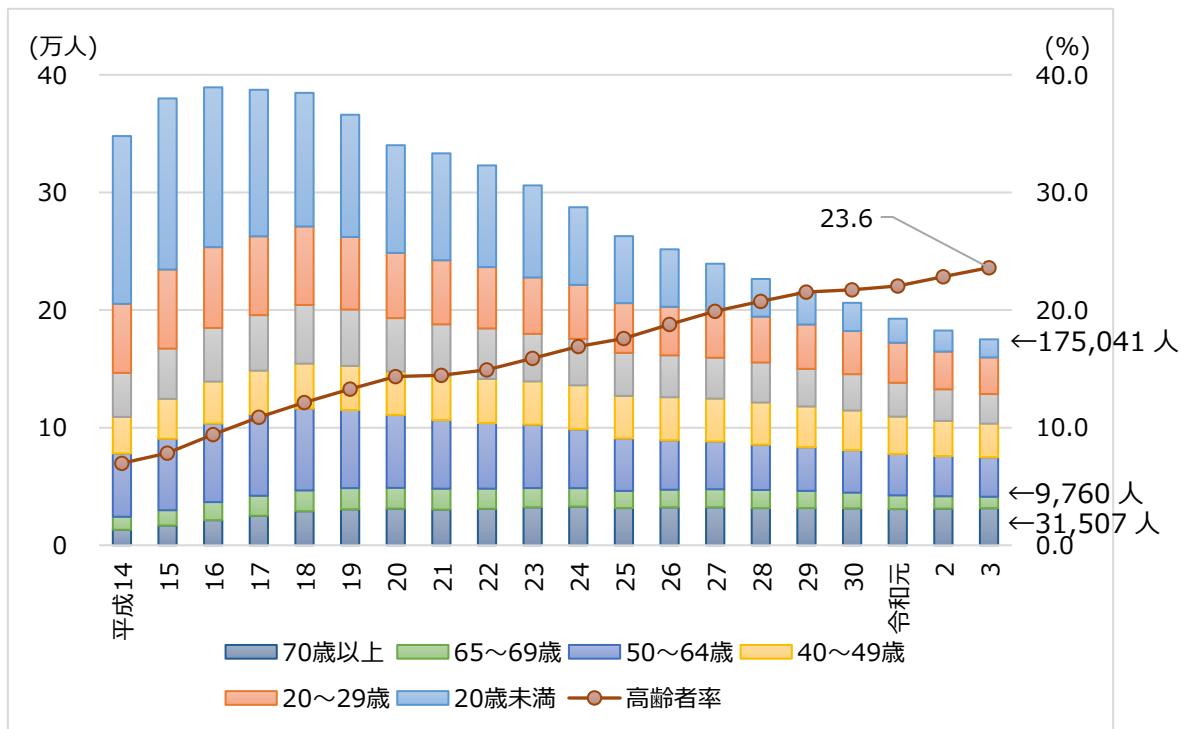


※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

### 3 保健医療・福祉サービスに関わる状況

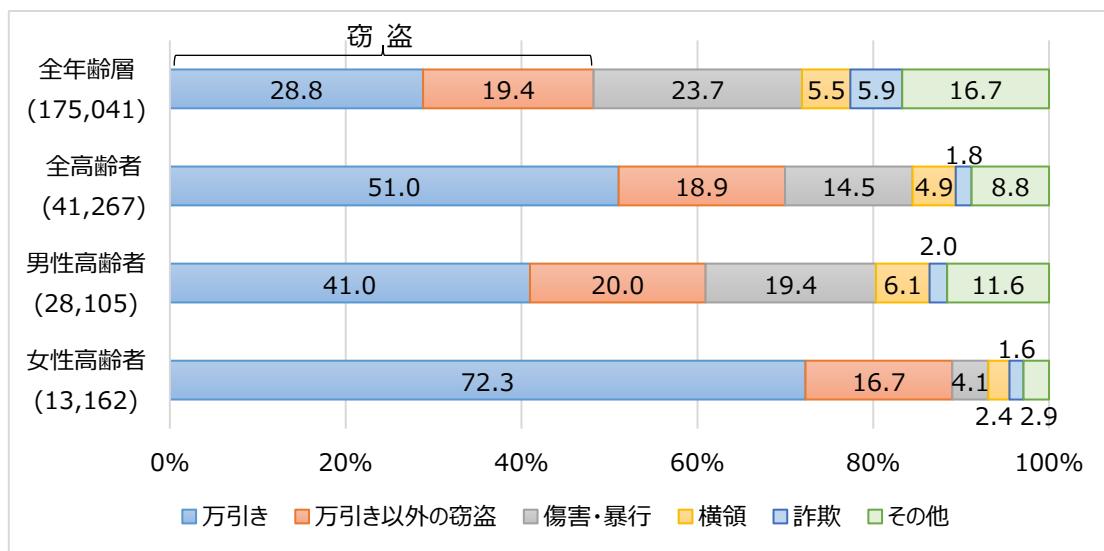
#### (1) 刑法犯検挙者数中の高齢者率（全国）

全国の刑法犯検挙者数中の高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、令和3年は23.6%でした。



#### (2) 刑法犯検挙者数中の高齢者の罪名別構成比（全国：令和3年）

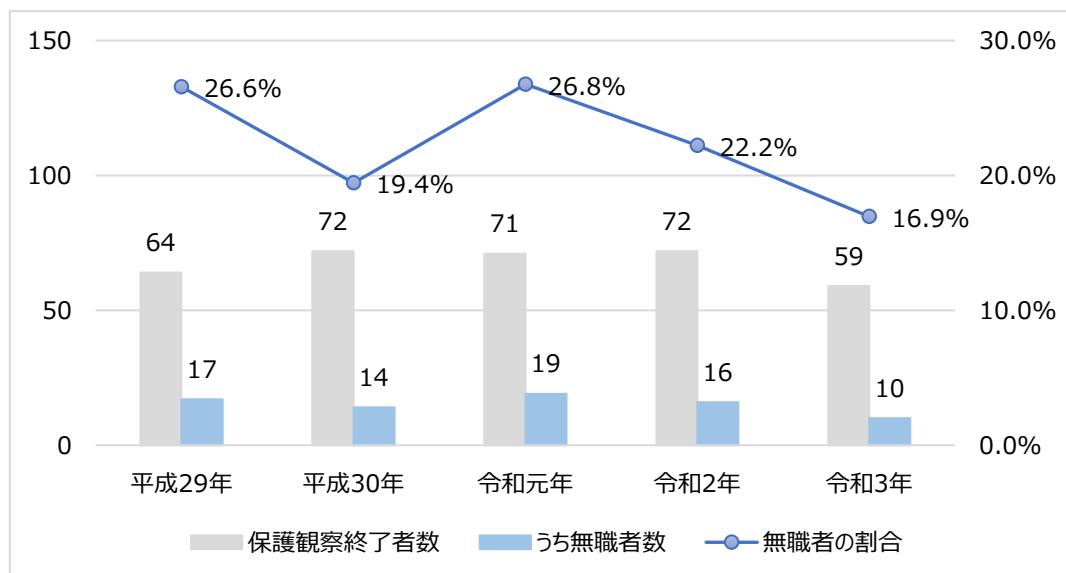
全国の刑法犯検挙者数中の高齢者の罪名別構成比は、窃盗の割合が顕著に高く、特に女性高齢者では約9割が万引きを含む窃盗となっています。



## 4 就労・住居確保に関する状況

### (1) 保護観察終了時に無職である人の数及び割合（世田谷区）

世田谷区の保護観察終了時に無職である人の数は、全国的に保護観察終了者数自体が減少していることもあり、ほぼ横ばいで推移しています。



※出典：東京保護観察所提供的資料

### (2) 協力雇用主の状況（世田谷区）

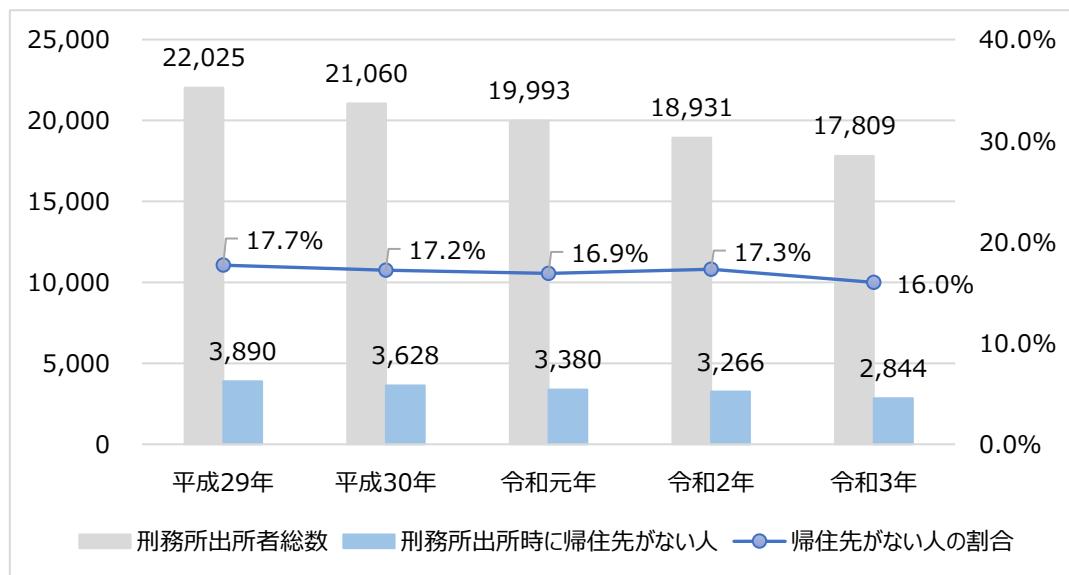
協力雇用主数は、近年全国的に増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降に登録数と新規就職者数がともに減少傾向にあり、世田谷区の協力雇用主は令和4年10月現在で24社となっています。

|                 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----------------|-------|------|------|------|
| 協力雇用主の新規登録数     | 3     | 5    | 1    | 2    |
| 協力雇用主の下への新規就職者数 | 13    | 14   | 7    | 5    |

※出典：東京保護観察所提供的資料

### (3) 刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合（全国）

全国の刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合は、減少傾向にあるものの、一定数の割合で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者がいます。



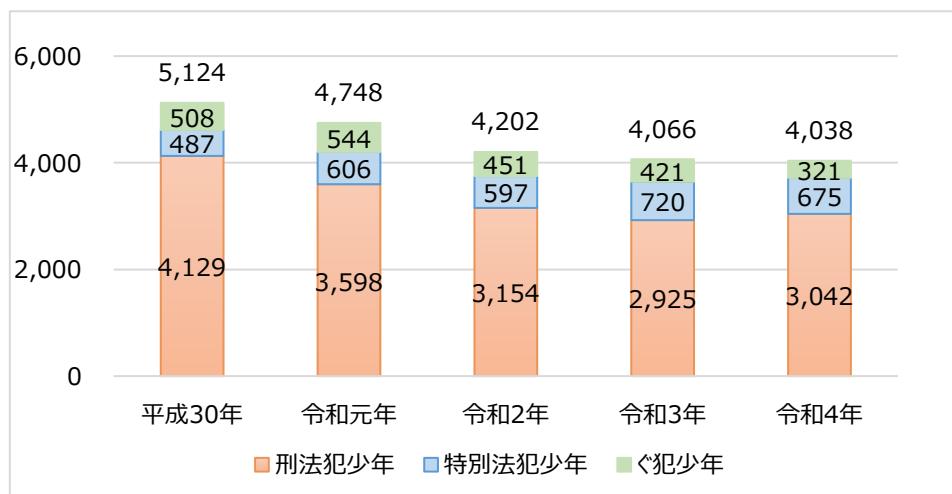
※出典：令和4年度版再犯防止推進白書

## 5 非行少年に関する状況

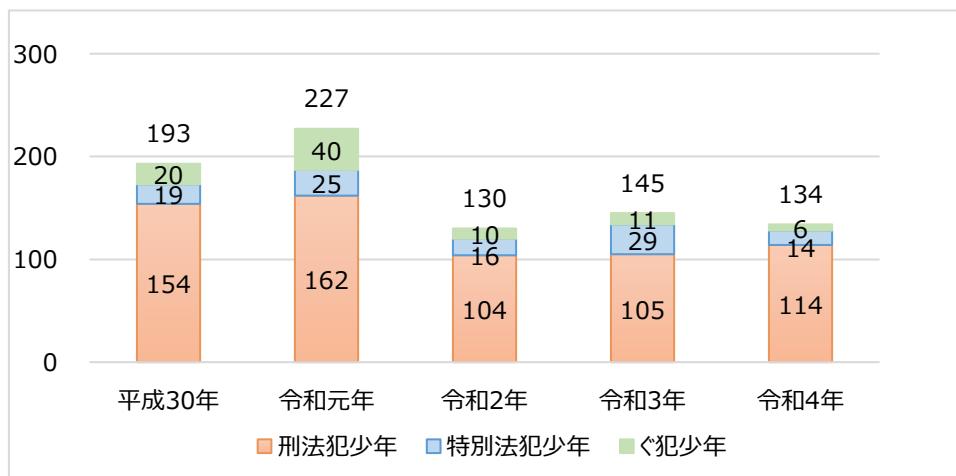
### (1) 非行少年の検挙・補導状況（全国、世田谷区）

全国の非行少年は、年々減少しており、特に刑法犯少年の減少が顕著となっています。世田谷区の令和4年の非行少年は134人で、全国と同様に減少傾向にあります。

全 国



世田谷区



※出典：警視庁統計

#### <用語解説>

非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年。

刑法犯少年：刑法に規定する罪などを犯した犯罪少年及び触法少年。

特別法犯少年：刑法犯少年にいう罪を除くすべての罪を犯した犯罪少年及び触法少年。  
(迷惑防止条例違反、軽犯罪法違反、大麻取締法違反など)

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

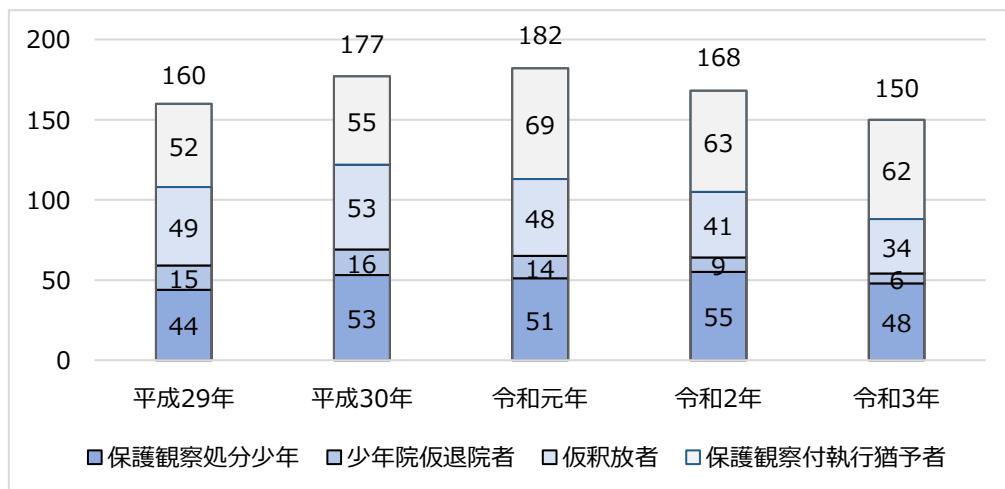
触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある(18歳未満の)少年。

## 6 更生保護に関する状況

### (1) 保護観察取扱件数（世田谷区）

世田谷区の保護観察の件数は、ほぼ横ばいで推移しています。また、罪名別に見ると、窃盗や薬物事犯が大半を占めています。

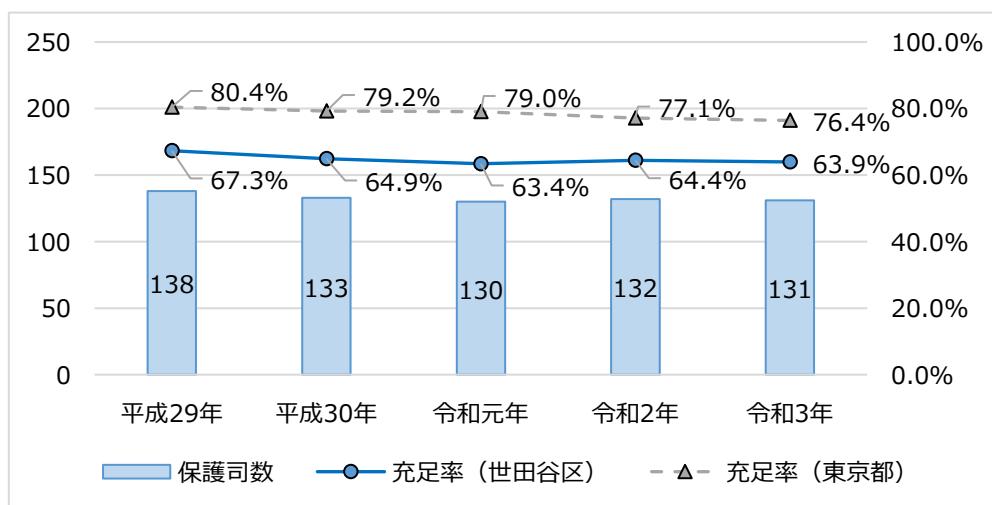


| 保護観察取扱件数内訳（令和3年）           |    |
|----------------------------|----|
| 少年事件<br>(保護観察处分少年・少年院仮退院者) |    |
| 主な非行名                      | 件数 |
| 窃盗                         | 10 |
| 大麻取締法違反                    | 9  |
| 傷害                         | 7  |
| 道路交通法違反                    | 7  |
| 詐欺                         | 3  |
| 過失運転致傷／無免許過失運転致傷           | 3  |
| その他                        | 15 |
| 計 54 件                     |    |
| 成人事件<br>(仮釈放者・保護観察付執行猶予者)  |    |
| 主な罪名                       | 件数 |
| 詐欺                         | 20 |
| 窃盗                         | 19 |
| 覚醒剤取締法違反                   | 19 |
| 大麻取締法違反                    | 8  |
| 傷害                         | 5  |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反              | 4  |
| 強盗                         | 3  |
| 強制わいせつ                     | 3  |
| その他                        | 15 |
| 計 96 件                     |    |

※出典：東京保護観察所提供資料

### (2) 保護司数及び充足率（世田谷区）

世田谷区の保護司数は、微減傾向にあり、充足率（定数 205 人）も東京都平均を下回っています。



※出典：東京保護観察所提供資料

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現」

犯罪をした人等の多くは、安定した仕事や住居が確保できないまま矯正施設を出所する人、薬物等への依存がある人、高齢者や障害者など、様々な困難を抱えています。再犯防止の推進にあたっては、本人の強い更生意欲が前提となります。周りから偏見や差別意識を持たれやすく、本人が更生に向け努力しようとしても、社会で孤立しやすい現実があります。

再犯防止推進法の基本理念のもと、様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないよう、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向け、地域の理解と協力を得て、円滑に社会復帰することを通じて、「立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指します。

また、再犯防止に関する取組みは、新たな被害者を生まないための取組みでもあります。「再犯防止」と「犯罪被害者等支援」は両輪で推進する必要があり、犯罪被害者等の尊厳を重んじ、置かれている状況への理解を深めつつ、犯罪被害者等支援にも取り組んでいきます。



#### コラム：立ち直りのハードル

犯罪をした人等の多くは、以下のように立ち直りに向けて様々な困難を抱えています。

孤独  
相談相手がない

- ・新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう。

薬物依存がある

- ・適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存症からの回復ができない。

高齢である  
障害がある

- ・必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。  
※高齢者や障害を有する者の場合、出所してから再犯までの期間が短いことが明らかとなっている。

住むところがない  
仕事がない

- ・身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。  
※出所後に帰住先のない者は短期間で再犯に及ぶことが明らかとなっている。
- ・前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。  
※無職者は有職者に比して再犯率が約3倍。

※出典：法務省「再犯リーフレット」



## コラム：犯罪被害者等支援の取組み

様々な犯罪が後を絶ちません。そして、そのほとんどの場合、被害者は突然予期せず犯罪の被害にあい、心身に大きなダメージを受けてしまいます。

区には、犯罪にあわれた方のプライバシーを守りながら、必要な手続きをご案内するほか、警察署や病院へ付き添う相談員がいます。どこに相談すればよいのかわからない時は、ひとりで悩まず、まずは相談窓口にお電話ください。

### 相談窓口でお手伝いできること

例えば犯罪被害等により、

- ・育児が手につかない。家事ができない。

**【相談】**相談員がお話を伺います。お話を伺い、必要な情報をお伝えし支援していきます。

- ・怖くて働けない

**【紹介・情報提供】**お困りの内容から区の担当課や支援機関での必要な手続きについてご案内します

- ・病院に一緒に行ってほしい

**【同行】**おひとりで不安な場合、必要に応じて、警察署や医療機関などに同行します



#### 【世田谷区犯罪被害者等相談窓口】

TEL 6304-3766 FAX 6304-3710

月～金曜 午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始除く）

### 「犯罪被害者等支援相談にあたって・・・」

世田谷区犯罪被害者等支援相談員 川口 則昭

犯罪被害者等の相談については、第一に相談者のこころの声を遮らなく、すべてを聞くことを心掛けています。そこから犯罪被害者等の困りごと悩みごとに焦点をあわせ対応しています。また、対応にあたっては、形式的に関係機関の紹介や情報提供をするのではなく、犯罪被害者等がたらいまわしにならないように関係先と連携をとり、犯罪被害者等が相談することへの負担がないように心がけています。

これまでの経験から私が肌で感じたことは、「相談者の心に寄り添うこと」がもっとも大切であるということです。ある犯罪被害者等は、「そばに相談できる人がいるということがなによりのこころの支えであった。」と話されたことがあります、その言葉を忘れることができません。

今後も犯罪被害者等のこころの声を聞き漏らすことなく、関係機関と連携を密にし、犯罪被害者等支援業務を推進しますのでよろしくお願いします。

## 2 再犯防止における区の役割

### (1) 国と地方公共団体の役割

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく安定した生活を送るために、刑事司法手続き段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続きの終了後も、国や地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援する必要があります。

刑事司法手続きを離れた人に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されることから、地域による包摂を推進するため、国の第二次再犯防止推進計画では、国と地方公共団体が担う役割が明示されました。

市区町村の役割は、①保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供すること、②立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこと、とされており、国と地方公共団体は相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組みを推進することとされています。

#### <国と地方公共団体の役割>

| 区分   | 主な役割                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国    | <p>各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続きの枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。</p> <p>加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。</p> |
| 都道府県 | <p>広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。</p>                                                                             |
| 市区町村 | <p>保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。</p> <p>また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。</p>                                                                                 |

※出典：国「第二次再犯防止推進計画」

## (2) 再犯防止における区の役割

これらを踏まえ、再犯防止における区の役割は、以下のとおりとします。

### <再犯防止における区の役割>

- 1 生きづらさを抱えた支援を必要とする犯罪をした人等が、地域で孤立することなく安定して生活できるよう、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向けて必要な支援内容を把握し、関係機関等との連携のもと包括的な支援を行うとともに、東京都すでに開設している再犯防止に関する相談窓口やポータルサイトといった社会資源を活用しながら、再犯防止に関する取組みを推進します。
- 2 立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを推進します。

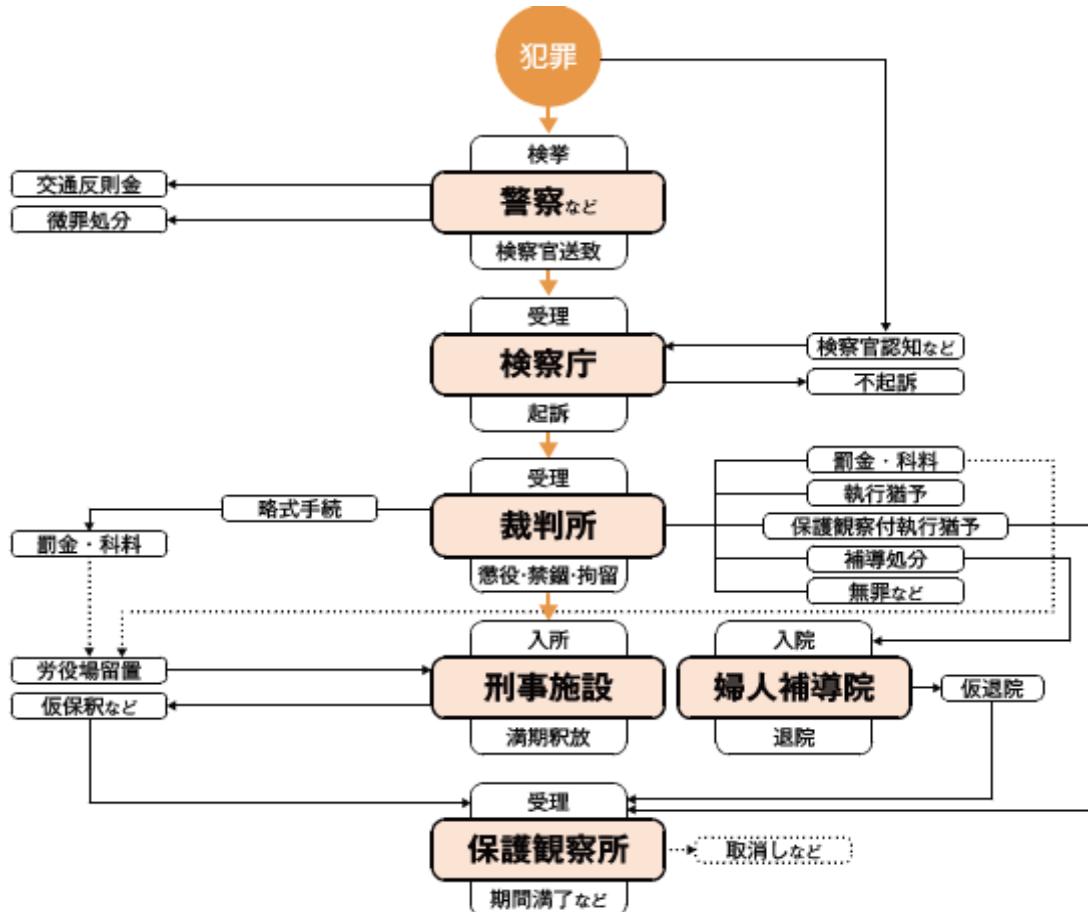
### <保健医療・福祉サービスが必要な対象者の一例>

| 区分 | 関係機関等                                   | 主な役割                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国  | 検察庁                                     | 起訴猶予等により釈放する被疑者・被告人を対象に、保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体等の関係機関と連携した取組みを行う。                                                                                                                                                                                                         |
|    | 矯正施設<br>(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院) | 保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体等の関係機関と連携した取組みを行う。                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 保護観察所                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>○更生緊急保護<br/>満期出所者や起訴猶予者等に対して、申出に基づき食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなど緊急の措置を講ずる。</li><li>○生活環境の調整<br/>刑務所や少年院などに収容されている人を対象に、希望する帰住先の住居や就業先などの帰住環境を調査・調整する。</li><li>○保護観察<br/>仮釈放者や保護観察付執行猶予者等を対象に、保護観察官と保護司が協働し、指導監督及び補導援護を行う。</li></ul> |
| 都  | 地域生活定着支援センター                            | 保護観察所から依頼のあった高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等を対象に、①コーディネート業務 ②フォローアップ業務 ③相談支援業務などを行う。                                                                                                                                                                                       |
| 区  | <相談窓口><br>犯罪お悩みなんでも相談                   | 社会福祉士や精神保健福祉士による電話相談窓口                                                                                                                                                                                                                                                   |
|    | <ポータルサイト><br>リスト！NET                    | 悩みや困難に応じた相談窓口や支援制度等の情報を掲載                                                                                                                                                                                                                                                |
| 区  | 保健福祉センター、各支援機関など                        | 保健医療・福祉サービスの提供、関係機関における切れ目ない支援<br>→対象者を必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援する。                                                                                                                                                                                   |



## コラム：犯罪をした人等が地域移行するまでの流れ

### (1) 成人の場合



※出典：東京都「令和4年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

※婦人補導院は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されることに伴い、同日付で廃止されます。

### 検察庁

検察庁は、刑事事件についての捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っています。

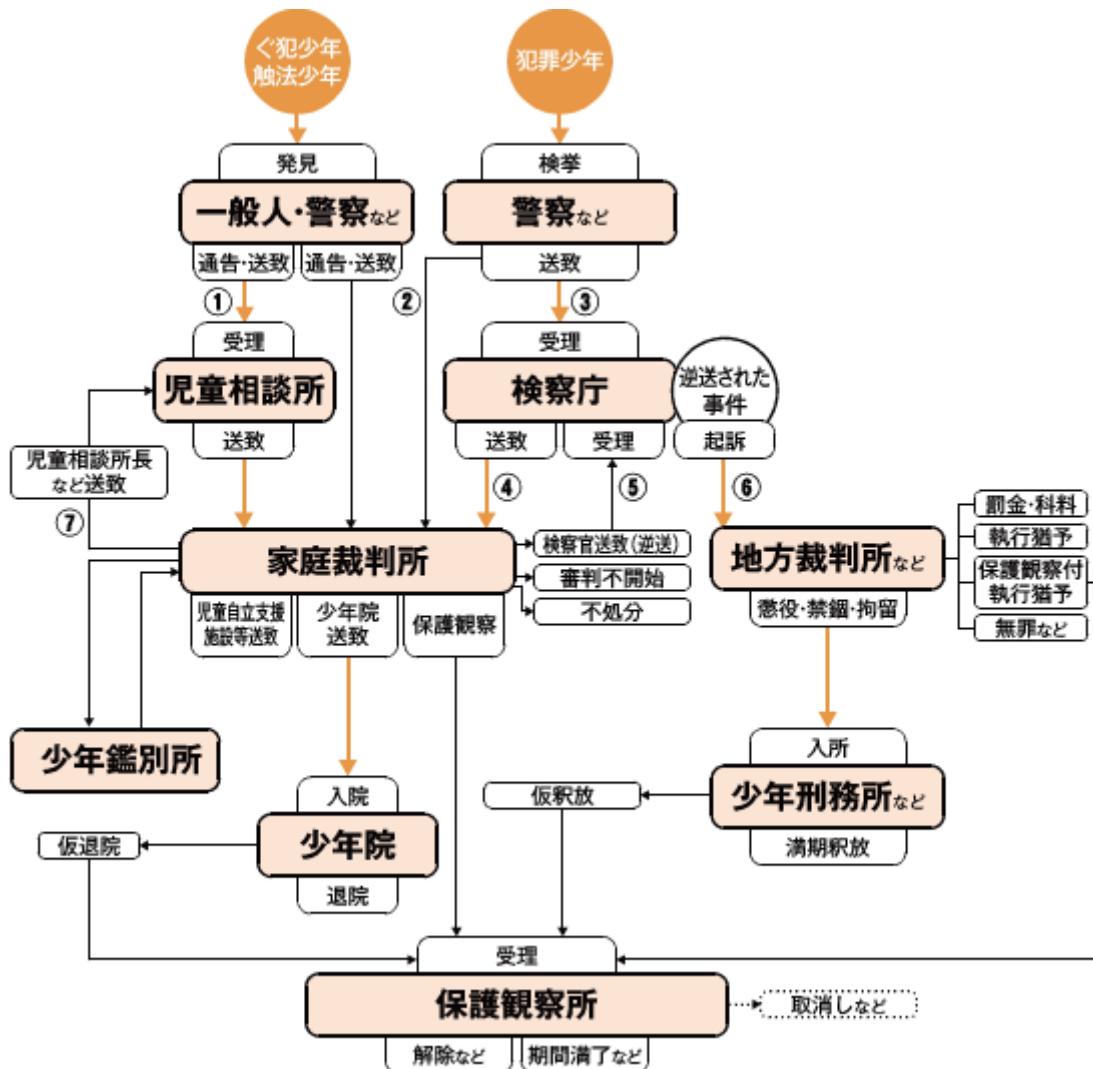
### 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を「刑事施設」と総称します。刑務所・少年刑務所は、主として刑の執行を行う施設で、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇等を行います。拘置所は、主として拘留中の被疑者や被告人（検察官から起訴されて訴訟が係属中の人）を収容しています。刑事施設は、全国に73施設と105の支所があり、都内には4施設（刑務所2施設、拘置所2施設）あります。

### 保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の所在地（基本的には県庁所在地）に置かれ、更生保護の第一線の機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等の事務を行います。

(2) 少年の場合



| 少年の種類 | 年齢             | 警察の手続き 1 | 法定刑等                 | 警察の手続き 2                     |
|-------|----------------|----------|----------------------|------------------------------|
| 犯罪少年  | 14歳以上<br>18歳未満 | 検挙       | 罰金以下                 | 家庭裁判所送致                      |
|       | 18歳以上          |          | 懲役、禁錮等               | 検察官送致                        |
|       | —              |          | —                    |                              |
| 触法少年  | 14歳未満          | 補導       | 故意の犯罪により被害者を死亡させた事件等 | 児童相談所長送致                     |
|       |                |          | —                    | 福祉事務所または児童相談所に通告             |
| ぐ犯少年  | 14歳以上<br>18歳未満 | 補導       | —                    | 福祉事務所または児童相談所に通告、若しくは家庭裁判所送致 |

※令和4年4月1日から施行された改正少年法では、特定少年（18歳及び19歳の者）はぐ犯の対象から除外され、法定刑が罰金以下の場合も事件を検察庁に送致することができることとなりました。

※出典：東京都「令和4年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

## 家庭裁判所

家庭裁判所は、少年事件が送致されると裁判官による審理が行われ、非行事実が認められる場合には、家庭裁判所調査官による調査で得た情報を参考として審判、処分が決定されます。少年事件における審判の目的は、少年を罰することではなく、その非行性を取り除き、将来の犯罪を防ぐことにあるため、法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。

## 少年鑑別所

少年鑑別所は、家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行うほか、少年鑑別所に送致するとの観護措置の決定により収容されている少年等に対して観護処遇を行う施設です。また、「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助する機能も有しています。全国に 52 か所（分所を含む）あり、都内には 2 か所（東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所）あります。

## 少年院

少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する施設で、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。概ね 12 歳から 20 歳までの少年を収容しており、犯罪的傾向の進度や心身の著しい障害の有無などにより、第 1 種から第 5 種までの種類があります。

## 少年刑務所

少年刑務所は、主として 26 歳未満の受刑者を収容する刑務所のことをいい、全国に 6 つの施設があります。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標から各施策を展開していきます。

#### ＜基本目標1：関係機関との連携強化＞



生きづらさを抱える犯罪をした人等が、生活困窮や孤独・孤立等に陥らないよう必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援するなど、支援を必要とする人を取り残さない体制を構築していきます。

#### ＜基本目標2：民間協力者への支援＞



保護司や協力雇用主をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあるため、地域の核となる人材の発掘や育成など、担い手確保に向けた取組みを展開していきます。

#### ＜基本目標3：広報・啓発活動の推進＞



再犯防止の取組みは、区民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくいという現状を踏まえ、区民や事業者等に対して広く周知・啓発を図ります。

## 4 計画の体系

| 基本目標                       | 取組方針                                                 | 施策                                                                                                                |
|----------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>基本目標1</b><br>関係機関との連携強化 | 1 保健医療・福祉サービスの利用促進<br>2 就労・住居確保の支援<br>3 非行防止と修学支援の充実 | (1) 犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援<br>(2) 薬物等の依存症を抱える人への支援<br>(1) 就労の支援<br>(2) 住居確保の支援<br>(1) 児童・生徒等の非行防止<br>(2) 修学支援の充実 |
| <b>基本目標2</b><br>民間協力者への支援  | 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進                              | (1) 民間協力者の活動促進                                                                                                    |
| <b>基本目標3</b><br>広報・啓発活動の推進 |                                                      | (2) 広報・啓発活動の推進                                                                                                    |



## 第4章 再犯防止に関する施策

### 1 保健医療・福祉サービスの利用促進

#### (1) 犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援

##### <現状と課題>

犯罪をした人等は、それぞれに経歴や性格をはじめ、家庭環境や経済的状況、交友関係等異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。そのため、犯罪や非行の内容はもとより、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。

属性別の状況で見ると、高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代において最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

国においては、高齢者又は障害のある受刑者等に対して、出所後に必要な福祉サービスに橋渡しする取組み（出口支援）として、刑務所、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどが連携して特別調整等を実施しています。また、令和3年度からは、起訴猶予者等に対する取組み（入口支援）として、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施しています。

しかし、起訴猶予者等への入口支援にあたっては、法令に基づく限られた身柄拘束期間のうちに調整を行う必要があります。また、高齢者や障害のある出所者の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、特別調整や更生緊急保護等を希望せず必要な支援につながらないこと、認知症や障害が疑われるものの要介護認定や障害者手帳の取得まで至らない人がいること、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで支援が行き届かないこと等により、再犯につながっているケースもあります。

また、国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者やストーカー・DV加害者、暴力団関係者等に対する特性に応じた効果的な指導の実施を掲げており、刑事施設や保護観察所において専門的プログラムの充実などに取り組んでいます。しかし、専門的な支援が必要となることや、関係機関の連携による支援の継続性・一貫性が不十分であるなどの課題があります。

その他、加害者家族の置かれている状況に目を向けると、マスコミの取材や周囲からのバッシング、学校でのいじめなど困難な状況に直面するケースが多くあります。特に、昨今はSNSの普及によって加害者家族の個人情報が拡散する場合があるなど、状況はより深刻化しています。加害者家族を支援することで、加害者が出所した後の受け皿となって再犯防止につながるほか、加害者の家族、特に子どもが不安定な環境に置かれることを防ぐことにもつながる一方で、加害者家族向けの支援のノウハウが不足していることが課題となっています。

区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、コミュニティソーシャルワークを推進してきました。高齢者や障害のある人など社会的に孤立しやすい傾向にある人は、複雑化・複合化した課題を抱えているケースが多いことから、支援には専門的な知識や経験のほか、関係機関における包括的な支援体制を構築する必要があります。

#### ＜施策の方向性＞

関係機関等と連携し、生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制を構築していきます。

#### ＜施策の内容＞

##### ① 相談支援体制の充実

- ・複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対して、必要な支援を届けるため、総合支所保健福祉センターを中心としたチームでの支援、支援が届いていない人にも支援を届けるためのアウトリーチ強化、ICT技術を活用した福祉の相談窓口の強化を推進します。

【保健福祉センター、保健福祉政策課】

- ・職員の理解促進と対応力向上に向けて、各種相談に応じる区職員を対象に、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実等を目的とした研修を実施します。

【保健福祉政策課】

- ・加害者家族支援として、職員をはじめ区民や事業者に対して、加害者家族が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方などアセスメントの充実や理解促進を図るなど、関係機関やNPO法人等との連携のもと取り組みます。

【保健福祉政策課】

- ・地域障害者相談支援センター“ぽーと”等において、様々な地域資源と連携しながら、相談支援や障害理解と障害者差別解消法の普及・啓発等に取り組みます。また、地域での共生社会の体制づくりに向けて、障害当事者が活躍するピアサポーターの活躍の場や、敷居の低い居場所づくりを進めて行きます。

【障害保健福祉課】

- ・こころの健康や精神疾患について、困りごとや悩みを持つ本人や家族、関係機関等を対象に、専門医や保健師が相談を実施します。また、保健センターにおいて「夜間・休日等こころの電話相談」を実施し、区役所の閉庁時における不安等の相談の機会を拡大して、必要な支援機関につなげるなど、早期の問題解決を図ります。

【健康推進課、健康づくり課】

- ・保健師や精神保健相談員、医師等で構成する多職種チームが、地区担当保健師と連携し、支援が必要な未治療や治療中断等の精神障害者等への訪問支援を行います。

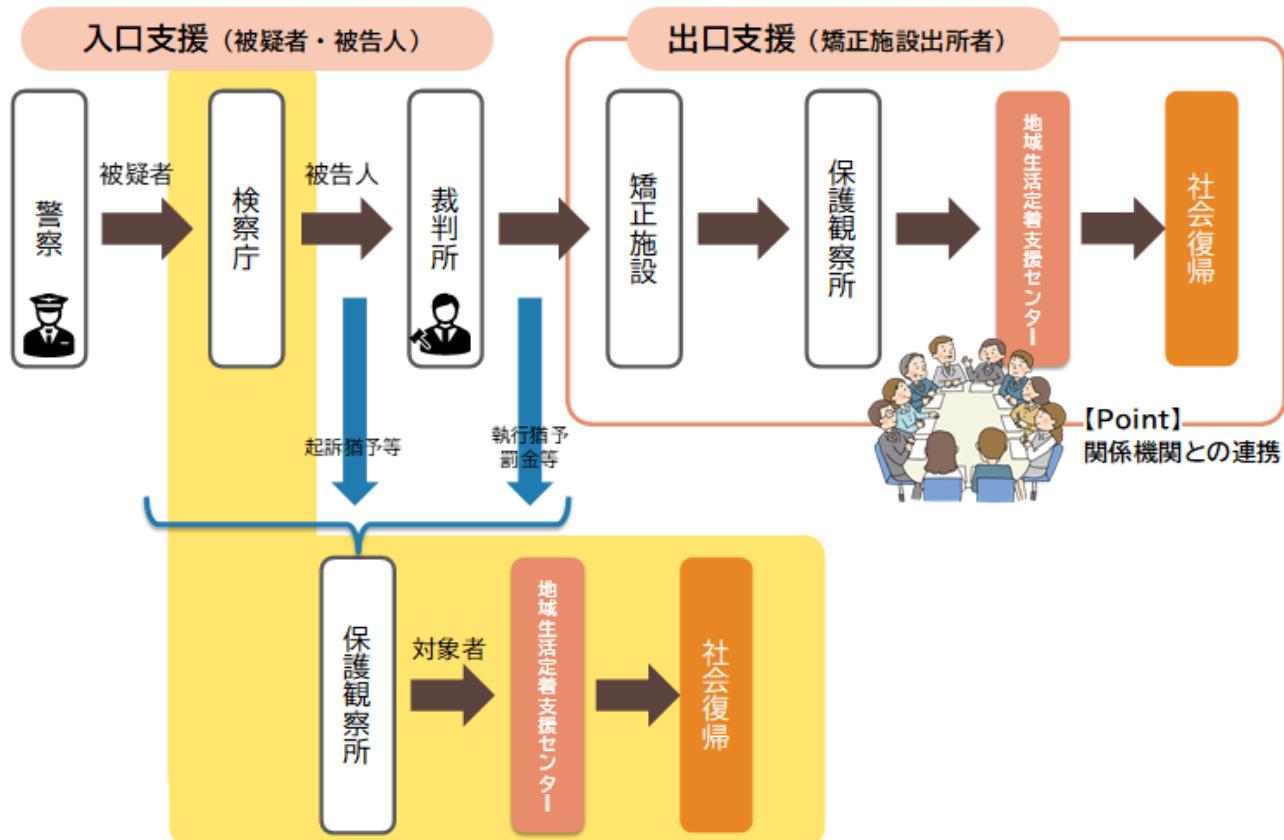
【健康推進課、健康づくり課】

## ② 見守り施策の推進

- ・地域で安心して生活を継続することができるよう、24 時間 365 日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」、介護保険サービスを利用していない 75 歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の 4 つの見守り施策を推進します。

【高齢福祉課】

### <地域生活定着支援センターの役割> 入口支援と出口支援



### 地域生活定着支援センター

対象：高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な方（帰住先がない、福祉サービスが必要など）  
業務：①コーディネート業務（帰住地調整）②フォローアップ業務（継続支援）③相談支援業務

## <区の目指す「包括的な支援体制」>

この間の急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度を初年度とする区の最上位の行政計画である「世田谷区基本計画」では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」としました。

区の保健医療福祉施策の基本方針であり、本計画を包含する「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」においては、基本計画の方向性も踏まえ、「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据え、今後の施策を展開する2つの柱として、以下基本目標を定めました。

### 基本目標(今後の施策を展開する2つの柱)

#### ① 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきました。

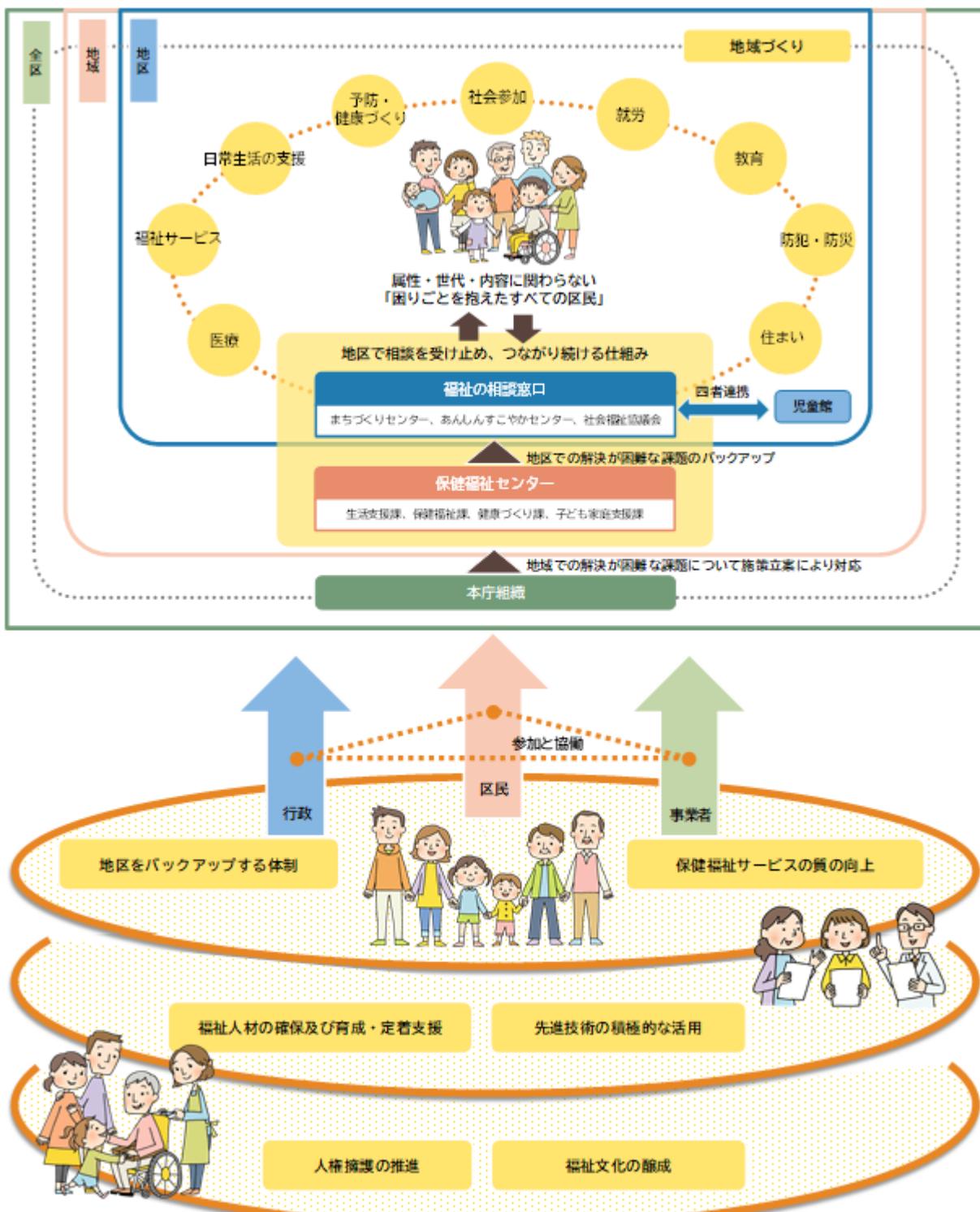
一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとも複雑化・複合化してきています。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められます。

区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきましたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていきます。

#### ② 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。

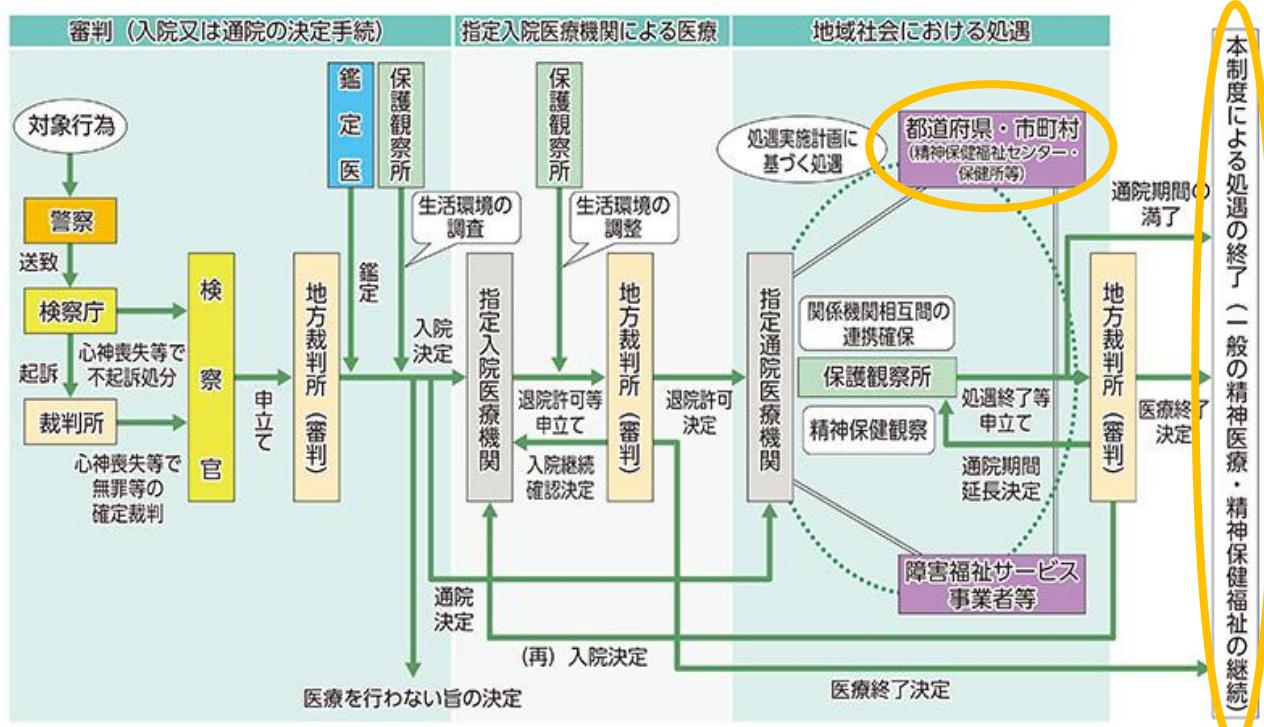
図表 今後の施策を展開する2つの柱のイメージ図





## コラム：心神喪失者等医療観察法

精神障害の症状によって善悪の区別がつかないなどの通常の刑事責任を問えない人が重大な他害行為を行った場合に、国の責任において専門的な医療を統一的に行い、地域においても継続的な医療を確保して、病状の改善と社会復帰を促進し、このような事態が繰り返さないようにするための制度があります。



(出典：令和4年度犯罪白書 4-10-3-1 図)

### ■医療観察制度

心神喪失又は心身耗弱の状態で重大な他害行為を行った人を対象とし、必要な医療を確保して病状の改善を図り、再びこのような事態が繰り返されないよう社会復帰を促進することを目的としています。処遇の流れを大きく分けると3つに分かれています、「審判」「指定入院医療機関における医療」「地域社会における処遇」で構成されます。

### ■地域社会における処遇（地域の支援についてのみ記載します）

審判で通院決定を受けた人、指定入院医療機関に入院した後退院許可決定を受けた人は、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けます。また、この通院期間中は継続的な医療を確保することを目的に、保護観察所（法務省）の社会復帰調整官による、見守り・必要な指導等の「精神保健観察」が行われます。さらに、精神保健福祉法や障害者総合支援法等に基づき、都の精神保健福祉センター職員や区の保健師、事業者等による精神保健福祉サービス調整等の「援助」が行われます。



「医療」「精神保健観察」「援助」の三本柱が適正かつ円滑に実施されるよう、地域処遇に携わる関係機関が協議して「処遇実施計画」を定め、処遇方針の統一と役割分担の明確化を図っています。

\* この医療観察制度による処遇が終了した後は、区の保健師が中心となって継続支援を行います

(参考文献：法務省保護局「心神喪失者等医療観察法による地域処遇ハンドブック」)

## (2) 薬物等の依存症を抱える人への支援

### <現状と課題>

薬物事犯者のうち、最も数が多い覚せい剤取締法違反による検挙者数は、減少傾向にある一方で、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。また、大麻取締法違反による検挙者数は8年連続で増加し、うち約7割を30歳未満の人が占めるなど、若年層を中心とした大麻乱用が拡大している等の課題があります。

国においては、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施や薬物依存からの回復に向けた指導をするほか、薬物事犯者を地域の保健医療機関等に適切につなげるための支援を進めてきました。

しかし、薬物等の依存症を抱える人は、犯罪をした人であると同時に、依存症の患者である場合が多く、自らの意思による薬物使用のコントロールは困難であるほか、アルコールやギャンブル、医薬品等への依存による問題行動等が背景となって犯罪に至るケースや、窃盗を繰り返す人の中にはクレプトマニア（窃盗症）を抱えている場合もあります。そのため、再犯防止に向けては、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせて、適切な治療・支援を継続的に受けられる環境の整備を進めることができます。

また、依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み影響を与えることから、家族や支援者等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことも求められています。

### <施策の方向性>

依存症からの回復を支援するため、関係機関と連携し適切な医療を受けられるよう支援するとともに、薬物等の依存症に関する普及啓発を行います。

### <施策の内容>

#### ① 相談支援体制の充実

- ・お酒やギャンブル、薬物などの問題について悩んでいる方、家族、関係者に保健師、専門医が相談にのり、依存症によって生じる健康問題の回復に向けて支援します。

【健康推進課、健康づくり課】

#### ② 薬物等の依存症に関する普及啓発

- ・保健センターにおいて依存症セミナーを実施するほか、区内小中学校において薬物乱用防止教室等を開催し、健康被害事例に係る情報提供を図るなど、薬物等の依存症に関する普及啓発を進めます。

【健康推進課、健康づくり課、教育指導課】

## 2 就労・住居確保の支援

### (1) 就労の支援

#### <現状と課題>

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍になるなど、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

犯罪をした人等にとっての就労は、単に収入を得て生活基盤を安定させるだけではなく、生活のリズムを整えることができ、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。

国においては、受刑者に対して、就労に必要な基本的スキルやマナー、コミュニケーション能力等を習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組みを具体化させる就労支援指導を実施するほか、就労先を在所中に確保するため矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置するなど、矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した就労支援を行っています。また、協力雇用主の確保とその活動に対する支援として、刑務所出所者等就労奨励金制度や助言・研修など、協力雇用主の不安や負担を軽減するための取組みが実施されています。

しかし、就労にあたっては、前科等があることに加え、携帯電話を所持していないことで就職活動が困難なケースや、適切な職業選択ができないことなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること等の課題があります。また、区内における協力雇用主の数は、コロナ禍以降で減少傾向にあり、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないことや、業種別で見ると建設業が約半数を占めており、高齢者や障害のある人等のマッチングが難しい場合があること等が課題となっています。

区では、三茶おしごとカフェ（三軒茶屋就労支援センター）において、雇用労働分野のワンストップ窓口として区民の仕事探しを総合的に支援するほか、生活困窮の方や障害のある方など、相談者の状況に応じた就労支援を実施してきました。犯罪をした人等の就労支援にあたっては、本人の能力や適性等に応じた職業マッチングを推進するとともに、区内事業者等に対して犯罪をした人等の雇用に関する理解と協力を促進する必要があります。

#### <施策の方向性>

関係機関と連携し、犯罪をした人等の能力や適性に応じた就労支援体制の充実を図るとともに、犯罪をした人等の雇用に関する理解と協力を促進します。

#### <施策の内容>

##### ① 就労支援体制の充実

- ・犯罪をした人等の能力や適性に応じた支援を受けることができるよう、様々な就労支援機関があることを周知するとともに、相談支援や就労に向けた訓練等の支援を行います。

【工業・ものづくり・雇用促進課、生活福祉課、障害者地域生活課、  
人権・男女共同参画課】

- ・世田谷区保護司会及び東京保護観察所との間に締結した協定に基づき、区において保護観察対象者を会計年度任用職員として任用し、生活基盤の確保や社会復帰を支援します。

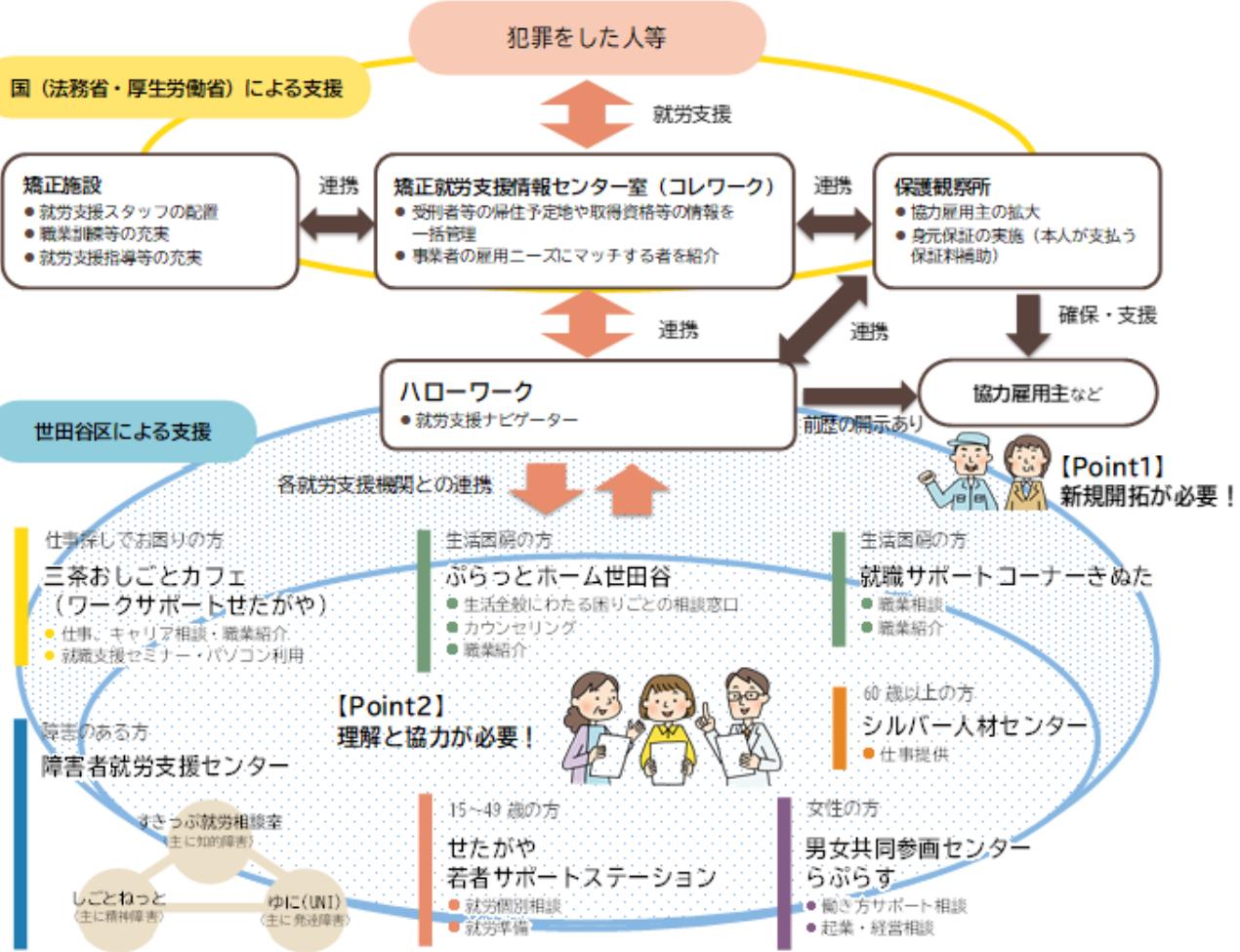
【保健福祉政策課】

## ② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓

- ・区内事業者等に対し、保護観察所と連携し、犯罪をした人等への就労支援の必要性、法務省で実施する協力雇用主に対する支援制度や矯正就労支援情報センター室（コレワーク）について、理解と協力を促します。

【保健福祉政策課】

## <就労支援体制>



## (2) 住居確保の支援

### <現状と課題>

刑期満了による刑務所出所者の適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止にかかる支援の中でも重要な要素の一つです。刑務所満期出所者のうち約4割の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。

国においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設、生活保護制度などを通じた生活困窮者に対する住居確保の支援、犯罪をした人等で親族等のもとへ帰住できない人を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームの確保などに取り組んできました。

しかし、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。また、犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま、再犯等に至る人も存在するなどの課題があります。

### <施策の方向性>

住宅確保要配慮者への居住支援として相談体制等の充実を図るとともに、区や不動産関係団体等で構成する居住支援協議会を通じて、賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解と協力を促進します。

### <施策の内容>

#### ① 住居確保に向けた支援の充実

- ・高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、区と協定を締結した不動産関係団体の協力で空き室情報の提供を行う「お部屋探しサポート」や、保証人がいないため賃貸借契約が困難な方を支援する「保証会社紹介制度」に取り組みます。

#### 【居住支援課】

- ・適切な水準の住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者の居住を支援するため、住宅セーフティネットの中核となる区営住宅等を供給します。

#### 【住宅管理課】

- ・離職後2年以内や個人の責によらない休業等により収入が減少した人で、住まいを失う又は失うおそれのある人に対して、住居確保給付金の支給とともに、就労支援を行います。

#### 【生活福祉課】

#### ② 入居後の継続支援

- ・高齢者や障害者が安心して住み続けていくためには、入居後の暮らしの継続支援が重要となることから、「住まいあんしん訪問サービス」などによって入居者の生活課題が把握された場合に関係窓口につなぐなど連携を図ります。

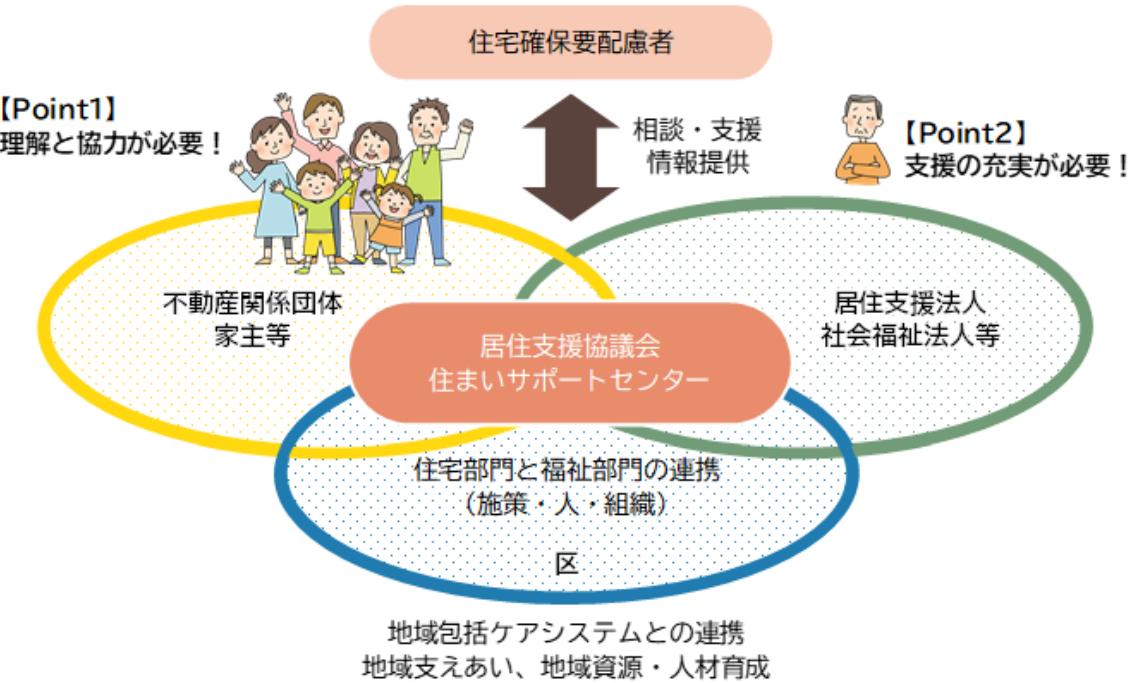
#### 【居住支援課】

### ③ 賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解促進

- ・居住支援協議会等を通じて、賃貸住宅のオーナーや不動産業者に対して、住宅確保要配慮者の住居確保の必要性や理解促進に向けた働きかけを行います。

【居住支援課、保健福祉政策課】

#### <住宅確保要配慮者の居住支援> ※世田谷区第四次住宅整備方針より



住宅確保要配慮者からの相談に対し、不動産関係団体、居住支援法人、社会福祉法人等とともに、居住支援協議会や「住まいサポートセンター」を中心に連携を図り、相談者への住宅情報の提供や支援を行います。

### 3 非行防止と修学支援の充実

#### (1) 児童・生徒等の非行防止

##### <現状と課題>

少年院出院者の2年以内再入率は約1割であり、将来を担う子どもたちの健全育成を図るためにには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、公的な支援へのつながりにくさを抱える児童・生徒等が、退学等により居場所を失い、必要な支援から遠ざかってしまうことがないようにする必要があります。

しかし、近年の非行の背景には、虐待や貧困等の家庭の問題、保護者の養育能力の欠如のほか、学校・社会環境、少年自身の発達上の問題などが複雑に絡み合っている場合があり、非行の未然防止や早期立ち直りへの課題となっています。特に、虐待は、大人になってからも生きづらさを抱えたり、人間関係の形成に支障をきたしたり、子育て場面では、自らの虐待体験を再現し、繰り返してしまう場合がある等、将来にわたって深刻な影響を及ぼすといわれています。

区では、令和2年4月に児童相談所を開設し、子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を推進してきました。一方で、児童虐待の相談・通告件数は依然として増加しており、子どもを取り巻く環境は深刻化しています。悩みや不安を抱える子どもを誰一人取り残さないため、学校・家庭・地域が連携したきめ細やかな支援が必要です。

##### <施策の方向性>

児童・生徒の非行を未然に防止するため、学校・家庭・地域が密接に連携を図るとともに、相談支援体制を充実させます。

##### <施策の内容>

###### ① 相談支援体制の充実

- ・児童相談所において、非行行為（触法及びぐ犯）により警察等からの通告を受けた児童や保護者に対して相談支援を行います。非行問題については、背景にある家族の問題や児童虐待の影響に留意しながら、必要な調査を十分に行い、丁寧に関わっていきます。必要に応じて児童心理司が継続的に関わり、児童の心理教育を行い再発防止に努めるとともに、地域においては子ども家庭支援センターと連携のうえ、児童のみならず保護者支援を含めて専門機関として支援します。

【児童相談所、児童相談支援課、子ども家庭支援課】

- ・メルクマールせたがやにおいて、様々な理由から社会と接点が持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた若者に対して、面談や居場所活動、各種プログラム等を通して、その人らしい自立に至るまでの支援を行います。

【生活福祉課】

- ・思春期世代のこころの悩みや不安に対して、家族や本人を対象に、専門医や保健師による「子ども・思春期こころの健康相談」を実施するとともに、臨床心理士等の専門のスタッフによる「こころスペース」（匿名可・予約不要）を開催します。

【健康推進課、健康づくり課】

- ・教育総合センターにおいて、いじめや不登校など様々な相談に対応し、学校や専門チームとの連携により、多様で複雑な課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築します。

【教育相談課】

- ・不登校支援として、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、社会的な自立につながる支援を行うため、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの充実など、児童・生徒の進路の選択肢を広げる多様な支援策を展開します。

【教育相談課】

- ・各小・中学校において、いじめ防止プログラムやいじめ防止の授業を実施するほか、教員に対しては、いじめ防止に向けたリーフレット配布や各種研修の実施により対応力や意識の向上を図るなど、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

【教育指導課】

② 子どもの居場所の充実

- ・児童館や青少年交流センターにおいて、成長段階や個々の子どものニーズの多様性に応じて、悩みや不安を抱える子どもも安心して過ごすことができる居場所を確保します。

【児童課、子ども・若者支援課】



## コラム：世田谷少年センターにおける少年支援

### <少年センターとは>

警視庁少年育成課の少年センターは都内に8カ所あり、そのうち、世田谷区、目黒区、渋谷区を管轄するのが世田谷少年センターです。少年センターには、警察官、少年相談専門職員（心理技術職）、少年補導職員（警察官OB）があり、それぞれの活動を通じて、少年の非行防止と健全育成を図っています。警察官と少年補導職員は、補導活動（パトロール）を通じて、不良行為をしている少年たちに声をかけ、非行の入り口で歯止めをかけるよう注意喚起しています。少年相談専門職員は相談活動の中で、少年やその保護者との面接を重ねながら、問題行動の背景を探り、問題の根本的解決を目指しています。また、立ち直り支援活動という様々な体験活動も行っており、人と協力して活動する楽しさや、何かを作り上げる達成感を味わうことを通じて、社会との絆の醸成や自己肯定感の向上を図っています。

### <世田谷少年センターで受理する相談内容>

具体的には、盗みや不良交友、性非行などの「非行問題」に関する相談や、しつけや金品持ち出し、家庭内暴力といった「家庭問題」に関する相談が多く寄せられています。また、いじめや性被害などの「被害」に関する相談、自傷行為や薬物依存といった「精神保健」に関する相談もあります。

昨今、特に心配されているものとして、地下アイドルへの依存、パパ活、SNSを通じた不適切なやりとり、学校内の盗撮、といった相談があります。

### <世田谷少年センターへの相談導入の流れ>

相談につながるパターンの多くは、少年を心配した保護者から連絡があり、来所されることがあります。回数や頻度は厳格に決まっておらず、相談者と話し合いながら決めていきます。多くは月に1～2回ですが、毎週いらっしゃる方もいます。

親子一緒に来所されても、基本的には別々にお話を聞きしますし、少年が話した内容は、命に関わるような重要なことでない限り、勝手に保護者に伝えることはありません。そういうことを説明し、気兼ねなく本心を話してもらえる信頼関係を構築していきます。1回の面接で終わることはまれで、継続的な相談になることが多いです。

### <問題解決にむけて面接で行っていること～非行少年の場合～>

非行問題の場合、問題行動だけを見ていると少年を叱りたくなりますが、少年には少年なりの言い分があることが大半です。そのため面接では、保護者からは、今お困りの問題行動がいつ頃からどのように始まったのか、生まれたときからの家庭環境、小さい頃の行動、性格、学校での様子などをお聞きして、現在の問題行動の背景にあるものを知るように努めます。少年からも、自分自身についての問題意識、家族関係、学校の居心地、友人関係などを聞き取っていきます。問題をピンポイントで捉えずに、問題が生じてきた経緯、家庭や学校など環境から受ける影響も視野に入れて理解し、立ち直るために何が必要なのかを把握するようにします。ご家族への助言はもとより、時には学校や関係機関との協力関係を築き、社会資源を活用して適切な対応をするよう努めています。

一方、少年が自ら「自分はこういうことが理由で、こういうことをしてしまった」と話すことは多くありません。様々な情報を元に、問題の背景について推測し、それに基づいて少年と対話を重ねます。担当者との対話の中で、少年自身が自己理解を深め、非行ではなく社会的に望ましい形で行動できるよう変化を促していきます。

<印象に残っている事例> ※個人情報保護のため、細かい部分は変更してあります。

家出と怠学を繰り返している女子中学生がいました。父子家庭で、父親は1人で働いて子どもを育てており、親としての責任感はあったのですが、門限など家のルールに厳しい人で、少しでも破ると手を上げることも多かったようです。少年は、友だちと遊んで門限を破ってしまい、そのまま家に帰ると怒られるので、それが怖くてそのまま家出をしてしまうというパターンを繰り返していました。父親に連れてこられた少年は、明るく屈託なく話す子でしたが、父親の話になると沈んだ様子で「親には褒められたことがない」と言っていました。少年の面接では、少年ができていることを見つけ、それを言葉にして伝えました。また、もし門限を破っても、家出せず帰って謝るのが一番良いと指導をしました。父親には、少年なりに努力しているところを認めてあげること、暴力はやめることを説諭しました。少年面接で、学校に行ったことやルールを守ったことを聞いたときに「頑張っているね」と伝えると、少年は「うん、うん」とうなずいていました。少年は、相談開始後も家出や怠学、危ない異性交遊をしていましたが、ルールを破った際に父親が手を上げるのをやめ、少年の良いところや頑張っているところを認めながら対応するようになっていったところ、登校することが増え、進路に意識が向くようになりました。高校受験に向けて、少年センターのボランティア「被害少年センター」さんに協力してもらい、高校受験のための学習支援を行いました。少年は自分と年の近いお姉さんに勉強を教えてもらったりながら、時には恋愛話をするものもあったようです。幸い少年は希望の高校に合格し、高校進学後も落ち着いた生活を送っていたため、相談は終結となりました。

「できているところを認めることが大切」ということは、少年を支援する立場の者であれば共通理解として持っていることだと思いますが、改めてその大切さを再認識させてくれたケースでした。

<支援者として心がけていること>

非行の相談の場合、相談継続中に少年の行動が悪化したり、低空飛行で先が見えなかったりして担当者が疲弊することもあります。目の前の状況に一喜一憂せず、子どものためにできることを小さなことでも一つ一つ重ねていきたいと思います。少年の中に「自分に向き合ってくれる大人がいる」と大人への信頼感を育てられたら、それは一つの小さな目標を達成しているといえるのではないかと思います。



<世田谷少年センター>

## (2) 修学支援の充実

### <現状と課題>

ほとんどの人が高等学校に進学する状況にある中で、入所受刑者の約3割は高等学校に進学しておらず、少年院出院時に復学・進学を希望している人のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い状況を踏まえ、国においては、高等学校の中退防止のための取組みや高等学校中退者等に対する学習支援等を実施してきました。

子どもが犯罪や非行等を理由として進学や就職を断念してしまうことがないよう、学びを継続することができる居場所や学習機会の提供を行う必要があります。

### <施策の方向性>

次世代を担う子どもが十分な学びの機会を得られるよう修学支援の充実を図ります。

### <施策の内容>

#### ① 修学支援の充実

・生活保護や生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象に、学習支援事業を継続して実施するとともに、身近な地区における子ども・子育て支援の中核的役割を果たす児童館の夜間や休館日を活用した地域の団体による子どもの学び場を実施します。

【子ども家庭課、生活福祉課、児童課】

・義務教育を終了できなかった人、または様々な事情により中学校で十分に学べなかった人に対して、中学校夜間学級において教育の機会を提供します。

【学務課】

## 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

### (1) 民間協力者の活動促進

#### <現状と課題>

再犯防止の推進にあたっては、地域において犯罪をした人等の指導・支援にあたる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

しかし、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係の希薄化等により従来の活動が難しくなっていること等の課題があります。

世田谷区保護司会では、保護司適任者の確保に向けて積極的に取り組み、退任保護司を補うことができているものの、保護司数は定数を下回る状況が続いています。

区では、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくため、関係機関とも連携を図る中で、保護司をはじめとする民間ボランティア人材の確保や活動場所等の環境整備に関する支援を行う必要があります。

#### <施策の方向性>

民間協力者や関係機関との連携を図ることにより、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。

#### <施策の内容>

##### ① 更生保護団体等との連携・支援

- ・区ホームページ等を通じて、保護司の活動内容や必要性等について広く理解を得るために情報発信を行うとともに、定年退職予定の区職員を主な対象として呼びかけを行うなど、地域の核となる新たな人材の発掘や育成などの担い手確保に取り組みます。

【保健福祉政策課】

- ・更生保護サポートセンターの活動場所を提供するほか、保護司が自宅以外の場所でも面接ができるよう公共施設の会議室等を提供します。

【保健福祉政策課】

- ・世田谷区保護司会が行う更生保護活動や犯罪予防に資する研修等に対して、補助金を交付します。

【保健福祉政策課】

- ・再犯防止や更生保護に関わる関係機関や団体等と連携を図り、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。

【保健福祉政策課】



## コラム：再犯防止に関わる民間協力者

### 世田谷区保護司会

保護司は、犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。主に、保護観察を受けている人と定期的に面接を行い、生活上の助言や就労の援助などを通じて立ち直りを支援する「処遇活動」と、社会を明るくする運動をはじめとした、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」を行っています。

また、地域の更生保護の拠点として開設している「世田谷区更生保護サポートセンター」では、保護司による対象者との面接のほか、新任研修や関係団体との意見交換等を行っています。

### 世田谷区更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指し、女性の立場から犯罪をした人等の地域社会での立ち直りを支援しているボランティア団体です。更生保護活動をはじめ、青少年の健全育成、地域の子育て支援など、地域と連携しながら活動しています。

### 世田谷区BBS会

BBS会（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、様々な問題を抱える少年を、兄や姉のような身近な存在として接しながら少年たちが自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティアです。児童養護施設への訪問ボランティア活動や非行防止のための集会などを実施しています。

### 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。協力雇用主として犯罪をした人等の受け入れを行うには、保護観察所へ登録する必要があり、対象者を雇用（試行含む）した場合、奨励金等の助成金が支払われます。



## コラム：保護司をされている方の声

Aさん（元区立小学校校長）

定年退職をきっかけに、何か社会貢献をしたいと思っていたところ先輩保護司から声がかかりました。犯罪者対応と聞き、少し怖い気もしましたが、とてもやりがいのある仕事だと思い引き受けました。

保護観察の初仕事は半年後でした。先輩保護司からの助言を参考に保護観察を続け、刑期完了した時の安堵感は忘れられません。保護観察を行っている間も、地域での広報活動や刑務作業製品の販売などの活動を行っています。

“相手の話を親身になって聞いてあげられる人”それは、あなたです。保護司をやってみませんか。

Bさん（元世田谷区職員）

学生時代の旧友が先に保護司になり、その影響で自分もと思い、始めました。決心したのはNHK ドラマ「生きて、ふたたび 保護司・深谷善輔」を観て感動したからです。一緒に観ていた妻に恐る恐る切り出したところ、あっさり賛成され、背中を押されました。その後世田谷区保護司会に配属され、今は少しでも早く保護司会の活動を理解して何かお役に立てるよう努力することと、実際に更生保護の案件依頼があった場合に備えて勉強を続けることが大切と思っています。

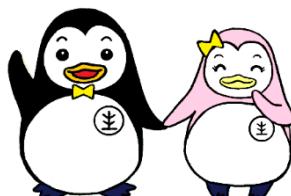
もしも、保護司をやれるか迷っている方がいらっしゃるなら、まず一步を踏み出しましょう。わからない事は保護観察所や先輩保護司に尋ねることです。きっと親切に対応して下さるはずです。

Cさん（元区立中学校校長、現大学教授）

皆様は退職後の第二の人生をどのように過ごそうとお考えでしょうか。今まで行けなかつた海外旅行に、趣味の時間になど考えているのではないでしょうか。

私は中学の教員を定年退職したとき、PTA会長から保護司を誘われました。保護司の方には初任校で元気過ぎる生徒たちの指導でお世話になっていましたので、恩返しのつもりでお受けしました。保護司は面接を通して、罪を犯した人の更生と社会復帰を後押しします。また、更生した人たちを差別することなく受け入れる心優しい社会づくりの活動も行います。ともにボランティア活動ですが、とてもやりがいのある仕事です。

私は保護司と同時に大学で働いています。古希となり、残りの人生は保護司として社会と関わり、少しでも貢献できればと考えています。皆様方とともに活動できることを楽しみにしています。



## (2) 広報・啓発活動の推進

### <現状と課題>

犯罪をした人等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけではなく、地域社会において孤立することのないよう区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるよう支援することが重要です。

しかし、再犯防止や更生保護に関する取組みは、区民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくいとともに、犯罪をした人等に対する偏見があるという課題があります。

立ち直りを支えるには、地域住民の理解と寛容が必要不可欠であり、本計画の策定を契機として、再犯防止や更生保護に関して周知・啓発を図り、より身近なものとして地域に浸透させていく必要があります。

### <施策の方向性>

広報・啓発活動の推進により、更生保護や再犯防止について、地域理解の促進に努めます。

### <施策の内容>

#### ① 再犯防止に関する普及啓発

- ・再犯防止に関するシンポジウムや区ホームページ等での普及啓発を通じて、犯罪をした人等が立ち直りに向けて抱える困難さなどへの地域理解の促進のほか、支援に携わる人の「立ち直りを支援する力」の向上を図ります。

【保健福祉政策課】

- ・職員の理解促進と対応力向上に向けて、各種相談に応じる区職員を対象に、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実等を目的とした研修を実施します。

【保健福祉政策課】

- ・犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進し、7月の強調月間を中心に、駅頭広報活動や講演会、作文コンテスト等を実施します。

【保健福祉政策課】

- ・刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談を実施します。

【人権・男女共同参画課】

- ・DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であるという認識を広め、相談体制の充実を図るとともに、暴力の未然防止と早期発見に向けた働きかけに取り組みます。

【人権・男女共同参画課】

## 第5章 計画の推進体制

区では、関係機関や地域団体との連携を深め、“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会において、取組みの推進を図ります。

### <“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会>

| 世田谷区             | 世田谷区保護司会（7）      |
|------------------|------------------|
| 世田谷区更生保護女性会      | 世田谷区BBS会         |
| 東京保護観察所          | 世田谷区民生委員児童委員協議会  |
| 世田谷区社会福祉協議会      | 青少年補導連絡会（4）      |
| 青少年地区委員会（28）     | 世田谷区子ども・青少年協議会   |
| 世田谷区私立幼稚園協会      | 世田谷区町会総連合会       |
| 世田谷地区人権擁護委員会     | 世田谷区赤十字奉仕団       |
| 世田谷区立小学校長会       | 世田谷区立中学校長会       |
| 世田谷区立小学校PTA連合協議会 | 世田谷区立中学校PTA連合協議会 |
| 世田谷区青少年委員会       | 世田谷区子ども育成者連絡協議会  |
| 世田谷少年センター        | 警察署少年係（4）        |
| 防犯協会（4）          | 母の会（4）           |
| 交通少年団（4）         | 世田谷区商店街連合会       |
| ロータリークラブ（4）      | ライオンズクラブ（7）      |
| 東京都石油商業組合世田谷支部   | 東京世田谷電設工業協同組合    |

※87機関・団体（順不同）

## 資料編

### 1 計画の策定経過

| 開催日                   | 内容                                                                          |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年12月14日            | “社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会<br>・再犯防止推進に向けた検討（意見聴取）                                |
| 令和5年 3月 2日            | 第1回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会<br>・計画の概要、再犯防止を取り巻く状況<br>・計画の基本的な考え方<br>・犯罪をした者等への支援事例 |
| 令和5年 5月31日            | “社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会<br>・計画の基本的な考え方（意見聴取）                                  |
| 令和5年 6月 2日            | 第2回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会<br>・計画（素案）                                             |
| 令和5年 9月 7日<br>～ 9月28日 | パブリックコメント                                                                   |
| 令和5年11月 7日            | 第3回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会<br>・計画（案）                                              |
| 令和5年12月12日            | “社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会<br>・再犯防止推進に向けた検討                                      |

## 2 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、世田谷区再犯防止推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を検討する。

### (組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱し、任命した日から令和6年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、世田谷区保護司会会长の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、世田谷区保健福祉政策部長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (検討部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する事項の調査及び検討を補佐させるため、検討部会を置く。

2 検討部会は、別表第2に掲げる部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、保健福祉政策部長の職にある者をもって充てる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉政策部保健福祉政策課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則（令和5年3月31日4世保福政第1219号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 委員長    | 世田谷区保護司会会长             |
| 副委員長   | 世田谷区保健福祉政策部長           |
| 委員     | 世田谷区保護司会代表者（1名）        |
|        | 世田谷区更生保護女性会代表者（1名）     |
| 地域関係団体 | 世田谷区社会福祉協議会代表者（1名）     |
|        | 世田谷区民生委員児童委員協議会代表者（1名） |
| 学識経験者  | 学識経験者（1名）              |
| 関係機関   | 警視庁世田谷警察署生活安全課長        |
|        | 警視庁北沢警察署生活安全課長         |
|        | 警視庁玉川警察署生活安全課長         |
|        | 警視庁成城警察署生活安全課長         |
|        | 警視庁世田谷少年センター所長         |
|        | 法務省東京保護観察所代表者（1名）      |

別表第2（第7条関係）

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 部会長 | 保健福祉政策部長                  |
| 部会員 | 総合支所保健福祉センター生活支援課長（1名）    |
|     | 総合支所保健福祉センター保健福祉課長（1名）    |
|     | 総合支所保健福祉センター健康づくり課長（1名）   |
|     | 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長（1名） |
|     | 危機管理部地域生活安全課長             |
|     | 生活文化政策部人権・男女共同参画課長        |
|     | 経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長      |
|     | 保健福祉政策部次長                 |
|     | 保健福祉政策部生活福祉課長             |
|     | 高齢福祉部高齢福祉課長               |
|     | 障害福祉部障害施策推進課長             |
|     | 児童相談所副所長                  |
|     | 世田谷保健所健康推進課長              |
|     | 都市整備政策部居住支援課長             |
|     | 教育総合センター教育相談課長            |
|     | 世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長       |

### 3 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会委員名簿

| 区分     | 所属機関・団体等           | 氏名     | 備考     |
|--------|--------------------|--------|--------|
| 学識経験者  | 國立館大学法学部教授         | 辰野 文理  |        |
| 民間協力団体 | 世田谷区保護司会会长         | 田中 博光  | 令和4年度  |
|        |                    | 鈴木 康司  | 令和5年度  |
|        | 世田谷区保護司会           | 渡部 淳   |        |
| 地域関係団体 | 世田谷区更生保護女性会会长      | 鈴木 清美  |        |
|        | 世田谷区社会福祉協議会事務局長    | 長岡 光春  |        |
|        | 世田谷区民生委員児童委員協議会副会長 | 重田 朗子  |        |
| 関係機関   | 警視庁世田谷警察署生活安全課長    | 太田原 徹也 |        |
|        | 警視庁北沢警察署生活安全課長     | 河原 健司  |        |
|        | 警視庁玉川警察署生活安全課長     | 小幡 康二  |        |
|        | 警視庁成城警察署生活安全課長     | 菊池 理彥  |        |
|        | 警視庁世田谷少年センター所長     | 渡邊 明宣  |        |
|        |                    | 峯島 智   | 令和5年9月 |
|        | 法務省東京保護観察所         | 高橋 知哉  | 令和4年度  |
|        |                    | 上野川 喜隆 | 令和5年度  |
| 世田谷区   | 世田谷区保健福祉政策部長       | 田中 耕太  |        |

令和6年2月28日  
保健福祉政策部

## 令和6年度からの重層的支援体制整備事業について

### 1 主旨

「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案）」にて示したとおり、制度の狭間の支援ニーズを抱えた区民や、複雑化・複合化した日常生活課題を抱えた区民に対し包括的な支援を提供するため、令和6年度より国の重層的支援体制整備事業を活用し、総合支所保健福祉センターを中心とした包括的な支援体制を整備するため報告する。

### 2 包括的な支援体制について

#### （1）国の動き

- ・ 社会福祉法に規定された地域福祉推進の理念に基づき、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が実施された。
- ・ 重層的支援体制整備事業は、「相談支援」（包括的相談支援事業・アウトリーチを通じた継続的支援事業・多機関協働事業）「参加支援」「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を自治体が一体的に実施するものである。

#### （2）区の重層的支援体制整備事業

- ・ 現在、ひきこもり施策を中心に重層的支援体制整備事業を実施しているが、令和6年度以降は対象をひきこもりに限らず、複雑化・複合化した課題に対応していく。
- ・ 支援にあたっては、総合支所保健福祉センターまたはぷらっとホーム世田谷が、多機関協働事業者（中心となって調整を担当する部署）として、支援に関わる部署や関係機関を招集し、チームとして区民のニーズに沿った支援を一体的に提供する。
- ・ なお、本事業は、本人やその世帯の課題が複雑化・複合化しているケースに対して、多機関協働事業者と区の各部署や各支援機関が連携して対応するものであり、地域ケア会議等の既存の制度や仕組みで対応できるものは、従来どおり対応する。
- ・ 具体的な支援内容やフローについては、別紙1「世田谷区多機関協働事業マニュアル（案）」のとおり。
- ・ 地域包括支援センターについては、社会福祉法第106条の4第2項第1号における相談支援機関として位置付けられている。

### 3 社会福祉法における支援会議、または重層的支援会議について

- ・ 「支援会議」は、本人同意がないケースについて、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体であり、関係者間で積極的な情報交換や連携を図り、必要な支援に関する検討を行うことが求められる。
- ・ 「重層的支援会議」は、重層的支援体制整備事業による支援について本人から同意が得られた場合に、開催できる会議体である。

- ・ 多機関協働事業者より、あんしんすこやかセンターに対して相談支援機関として、出席依頼や相談があった場合には、可能な限り出席いただくほか、本人や世帯に関する情報提供や、福祉的な支援に限らず必要となる、または実施可能な支援等について提案いただきたい。

#### 4 その他

( 1 ) ひきこもり相談窓口「リンク」においては、令和6年度以降も引き続き多機関協働事業者として、ひきこもりに係る支援を実施する。

あんしんすこやかセンターにおいては、各地区においてひきこもり状態の方を発見した場合等、「リンク」への適切なつなぎや、支援に協力いただき御礼申し上げる。一方、対象の世帯が高齢の親とひきこもりの子（いわゆる8050問題）等において、健康面等から緊急の対応が必要と思われるケースがリンクに案内されることや、世帯の抱える課題の主訴が高齢の親にあるが「リンク」に高齢の親の対応を期待されるケースも見られる。世帯の抱える課題の緊急性度や主訴に基づく適切なつなぎ、各機関の強みを活かした協働でのサポートに引き続きご協力いただきたい。

( 2 ) 相談支援や多機関協働事業者へのつなぎ等については、来年度以降の「あんしんすこやかセンター相談対応マニュアル」にも記載する。

#### 5 今後のスケジュール（予定）

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 令和6年3月 | マニュアル策定、周知          |
| 4月～    | 包括的な支援体制（多機関協働事業）実施 |

<重層的支援体制整備事業について>

保健福祉政策部保健福祉政策課

石井、北川（TEL:5432-2427）

<多機関協働マニュアルについて>

保健福祉政策部保健福祉政策課

石井、加藤（TEL:5432-2914）

調整中

世田谷区  
多機関協働事業マニュアル  
(案)

総合支所保健福祉センター

保健福祉政策部保健福祉政策課

令和6年2月

## 目 次

|        |                                        |    |
|--------|----------------------------------------|----|
| 第1章    | 包括的な支援体制が求められる背景と理念                    | 1  |
| 1      | 地域共生社会の理念                              | 1  |
| 2      | 福祉政策の新たなアプローチ                          | 2  |
| 3      | 包括的支援体制の構築                             | 4  |
| 第2章    | 区の包括的な支援体制                             | 6  |
| 1      | 区の取組み                                  | 6  |
| 2      | 基本的な考え方                                | 10 |
| 第3章    | 重層的支援体制整備事業の枠組み                        | 11 |
| 1      | 重層的支援体制整備事業とは                          | 11 |
| 2      | 重層的支援体制整備事業の全体像                        | 12 |
| 3      | 重層的支援体制整備事業の全体の流れと各事業の概要               | 13 |
| 第4章    | 包括的相談支援事業の体制                           | 15 |
| 第5章    | 多機関協働事業の体制                             | 17 |
| 1      | 基本的な考え方                                | 17 |
| 2      | 多機関協働事業の対象ケース                          | 21 |
| 3      | 多機関協働事業者が決まるまでの流れ                      | 30 |
| 4      | 重層的支援が実施されるまでの流れ                       | 34 |
| 5      | 統計方法                                   | 44 |
| 第6章    | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制                  | 46 |
| 第7章    | 参加支援事業の体制                              | 49 |
| 第8章    | 地域づくりの体制                               | 52 |
| 第9章    | 包括的な支援体制の推進に向けて                        | 54 |
| <参考資料> |                                        |    |
| ・      | 社会福祉法（令和3年4月1日施行）抜粋                    | 56 |
| ・      | 世田谷区重層的支援体制整備事業実施要綱                    | 58 |
| <様式等>  |                                        |    |
| ・      | 【様式1】多機関協働事業 アセスメントシート（任意使用）           |    |
| ・      | 【様式2】多機関協働事業支援決定シート 兼 保健福祉センター4課長会協議資料 |    |
| ・      | 【様式3】支援会議／重層的支援会議 会議資料                 |    |
| ・      | 【様式4】誓約書                               |    |
| ・      | 【様式5】多機関協働事業 同意書                       |    |
| ・      | 【様式6】多機関協働事業 支援プラン兼評価シート（任意使用）         |    |
| ・      | 【様式7】多機関協働事業 実績報告書（国様式）                |    |
| ・      | 【参考1】開催通知（ひな形）                         |    |

# 第1章 包括的な支援体制が求められる背景と理念

## 1 地域共生社会の理念

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

- 日本の社会保障は、人生において典型的なリスクや課題を想定し、その解決を目的として現物給付等を行うという基本的なアプローチの下で、量的な拡大と質的な発展を実現してきました。これにより生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、生活保護、高齢介護、障害福祉、児童福祉など、属性・リスク別の制度が発展し、専門的な支援が提供されています。
- また、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能が時代の進展とともに脆弱化しています。これまで地域では民生委員・児童委員や町会・自治会等が見守りの役割を担い、相談を受け止め関係機関につなぐなど安心して暮らせる地域の実現に向けて尽力し、様々な取組みを重ねてきました。しかし、人口減少が本格化し、高齢化も進む中で担い手の確保に苦慮しています。
- 一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化していることは福祉の現場で活躍されている皆様は特に実感されているのではないでしょうか。例えば、社会的孤立など関係性の貧困、ダブルケアやいわゆる8050問題などの複合的な課題、最近ではセルフ・ネグレクトによるごみ屋敷化、多頭飼育崩壊といった課題も顕在化してきています。
- これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えますが、個別性が極めて高く、人生において典型的と考えられるリスクを想定し給付を行うという、従来の社会保障の仕組みの下では十分な対応が困難になっています。
- さらに、外国人の増加や性的指向・性自認の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しており、地域や社会がこのような多様性を受け止める力を高めることが今後一層求められています。
- 地域共生社会とは、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

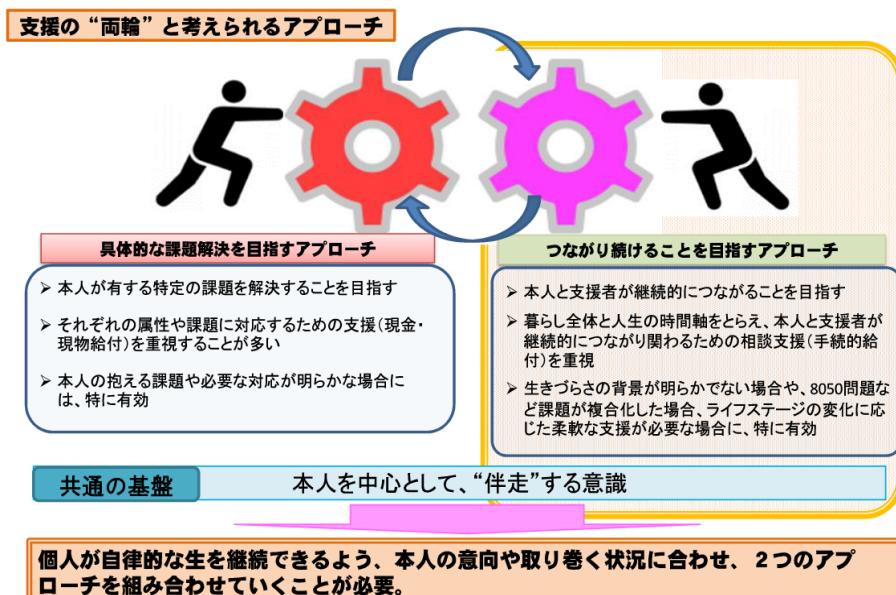


※出典：厚生労働省資料

## 2 福祉政策の新たなアプローチ

### (1) 対人支援において今後求められるアプローチ

対人支援において今後求められるアプローチは、具体的な課題解決を目指すアプローチ（従来の支援）と、つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）を組み合わせていくことが必要です。



※出典：厚生労働省資料

- 複雑化・複合化した課題を抱えている方に対し、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度の下、従来の福祉政策の延長や拡充のみで対応するには限界があります。
  - このため、対人支援において、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な課題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な暮らしを継続していくことができるよう支援する機能の強化が求められています。
  - 保健医療福祉等の専門職による対人支援は、一人ひとりの個別的なニーズや様々な生活上の困難を受け止め、本人の意向や本人を取り巻く状況に合わせて、次の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要です。
- ◎具体的な課題解決を目指すアプローチ    ◎つながり続けることを目指すアプローチ
- 具体的な課題解決を目指すアプローチとは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すアプローチで、例えば、現金給付や現物給付があたります。
  - これに対して、つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指します。個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化していることを鑑み、伴走型支援を強化する必要があります。
  - どちらのアプローチにおいても、本人を中心として寄り添う意識をもって支援にあたることを重視していくことが求められています。

## (2) 専門職による伴走型支援

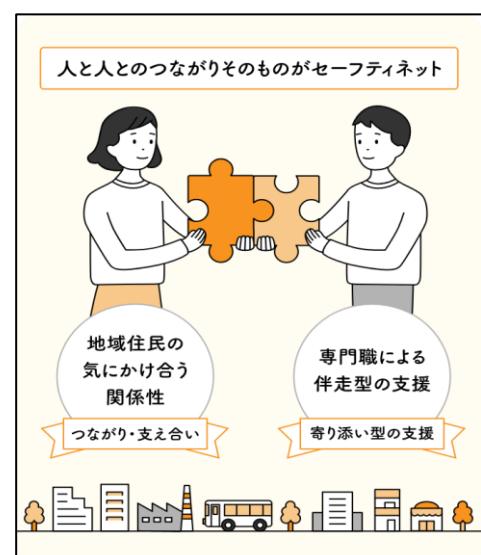
専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援（専門職による伴走型支援）を進めることで対人支援の変化が期待されます。

- ・ 伴走型支援を実践する上では、専門職が時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援（専門職による伴走型支援）を重視する必要があります。
- ・ 専門職による伴走型支援を進めることで、以下のような対人支援の変化が期待されます。
  - ◎ 本人の相談を包括的に受け止めることで、つながり、関係性をはぐくむことができる。
  - ◎ 個人が複雑・多様な問題に直面しながらも本人のストレングス（強み）を活かし、生きる力と可能性に着目した支援を行うことができる。
  - ◎ 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が人として出会い、支援の中で互いに成長することができる。
  - ◎ 具体的な課題解決を目指すアプローチとともに支援が機能することより、孤立した状態にある本人が、他者や社会に対する信頼を高め、周囲の多様な社会関係にも目を向けていくきっかけとなり得る。

## (3) 住民相互のつながりによるセーフティネットの強化

地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りを生み出していくことが重要です。

- ・ 個人の自立的な生を支える、社会へ関わるための経路は、専門職による支援のみをきっかけとするのではなく、多様であることが望ましく、専門職による伴走型支援のみを想定することは適切ではありません。
- ・ 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の支え合いや緩やかな見守りが生まれ、人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となります。
- ・ 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摶が実現されます。また、これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していきます。



※出典：厚生労働省資料

### 3 包括的な支援体制の構築

#### (1) 実現に向けた法改正①

地域共生社会の実現に向けて、平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が規定されました。この理念を実現するため、市町村が構築するべき体制として規定されたのが、包括的支援体制です。

- ・ 平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る旨が規定されました。
  - ・ また、この理念を実現するため、市町村が以下のこととに努めるよう規定されました。
    - ◎ 「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」
    - ◎ 「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり」
- 後者の体制が包括的な支援体制となります。

#### (2) 包括的な支援体制の構築を推進するための事業

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するためには、  
①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3つの支援を内容とする新事業の創設が必要です。

- ・ 法改正の3年後の見直し規定に基づき、国では有識者による「地域共生社会推進検討会」が開催され、「2 福祉政策の新たなアプローチ」に記載した内容が提案されました。この検討会の最終とりまとめにおいて、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するためには、以下の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであると提言がなされました。
  - ① 断らない相談支援
  - ② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
  - ③ 地域づくりに向けた支援
- ・ この3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民の継続的な関係性を築くことが可能となり、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図ることにつながります。
- ・ 一体的に支援を展開することで、以下の具体的な効果などが期待されます。
  - ◎ 地域づくりに向けた支援を通じて、地域で人と人のつながりができることで、個人や世帯が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、断らない相談支援へ早期につながりやすくなる。
  - ◎ 断らない相談支援で浮かび上がったニーズについて、参加支援を通じて、既存の地域資源を活用し、社会参加の機会や一時的住まいの確保などオーダーメイドの支援が実現する。

- ・ 新たな事業の支援対象者は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とします。
- ・ 新たな事業を行う際は、以下の基本的な姿勢・理念に基づくべきとされています。
  - ◎ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと。
  - ◎ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること。
  - ◎ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること。
  - ◎ 信頼関係を基盤として継続的に行われること。
  - ◎ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと。

### (3) 実現に向けた法改正②

令和2年6月改正社会福祉法が可決・成立し、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が施行されることになりました。

- ・ 国の「地域共生社会推進検討会」の最終とりまとめの提言を受け、令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が施行されることになりました。



※出典：厚生労働省資料

## 第2章 区における包括的な支援体制

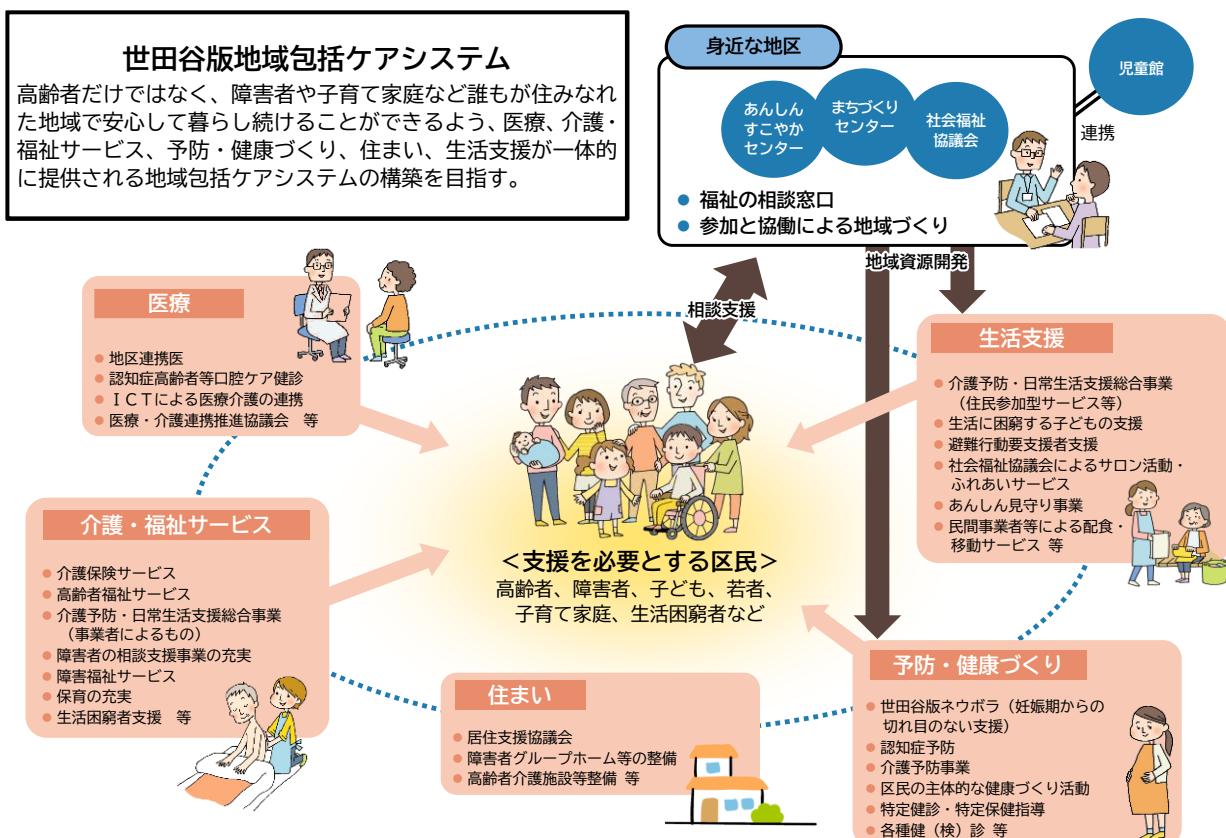
### 1 区の取組み

#### (1) 地域包括ケアシステム

高齢者だけではなく、困りごとを抱えた全ての区民を対象として、医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援の5つの要素が一体的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムについて、今後、多様化するニーズに応えるため、就労、教育、社会参加、防犯・防災を新たな要素として加え、世田谷版地域包括ケアシステムの強化を図り、地域共生社会の実現を目指します。

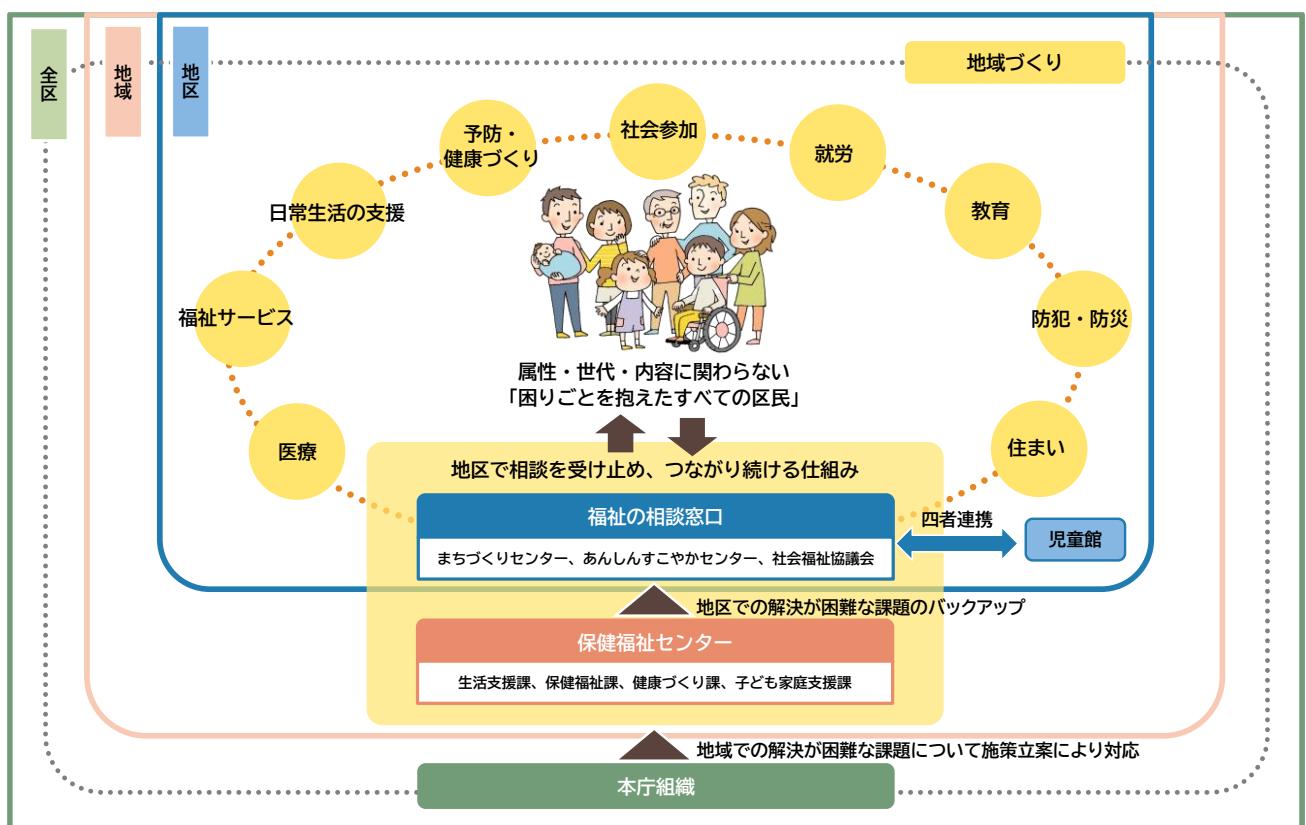
- ・ 地域包括ケアシステムとは、令和7年（2025年）を目指し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制のことで、市町村等が地域の自主性や主体性に基づいて作りあげていくものとされています。
- ・ 区では、平成26年度より、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、困りごとを抱えたすべての区民を対象として、「医療」、「介護・福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

#### <区の地域包括ケアシステム（令和5年度まで）>



- ・ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、区民が福祉に関する困りごとを抱えた際に早期に支援につながるよう、属性や対象などに関わらず全ての福祉に関する相談を受ける窓口「福祉の相談窓口」を全まちづくりセンターに設置しています。また、日常の相談内容や対応したケースなどから地区の課題を発見し、児童館を含めた四者連携会議で共有、地域資源開発などにつなげる「参加と協働の地域づくり」によって課題解決に取り組んでいます。
- ・ 一方で、近年は、区民の日常生活課題は福祉の分野に限らず、様々な課題が複合化・多様化していることや、複雑化しているケース、制度の狭間のケースといった、これまでの福祉行政では対応が難しいケースが増加してきています。今後は、こうした複雑化・複合化したケースに対して、生活課題の本質を捉えた「包括的支援」を実現することが求められています。
- ・ こうした状況を踏まえ、令和6年度より、多様化したニーズに応えるため、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで、「世田谷版地域包括ケアシステム」の強化を図ることとしました。

#### <区の地域包括ケアシステム（令和6年度から）>

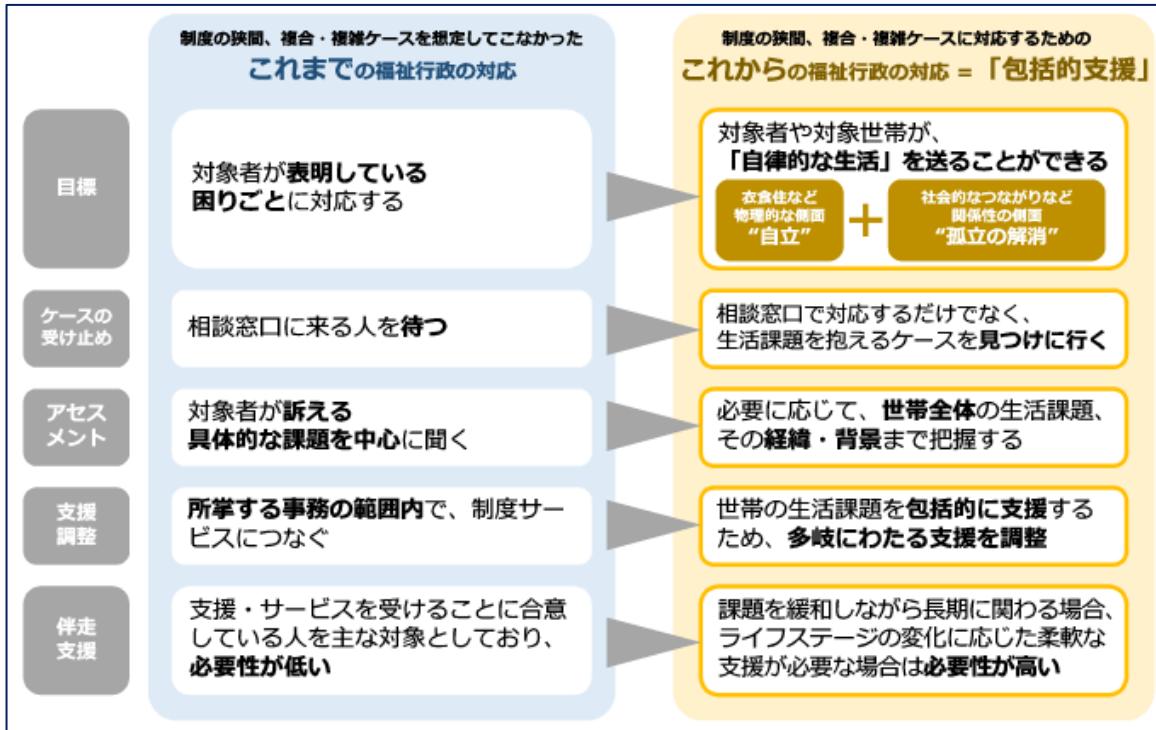


## (2) 包括的な支援体制

これまでも様々な連携を行いつつ対応してきましたが、各課の業務には隙間があり、人員体制や役割分担調整の枠組みが明確でない中での運用には限界がありました。

全ての複雑化・複合化したケースに対応するため、「重層的支援体制整備事業」を活用し、総合支所保健福祉センターを中心とした包括的な支援体制を整備することにより、必要な支援をこれまで以上に的確に届けます。

### <これからの福祉行政に求められる「包括的支援」>

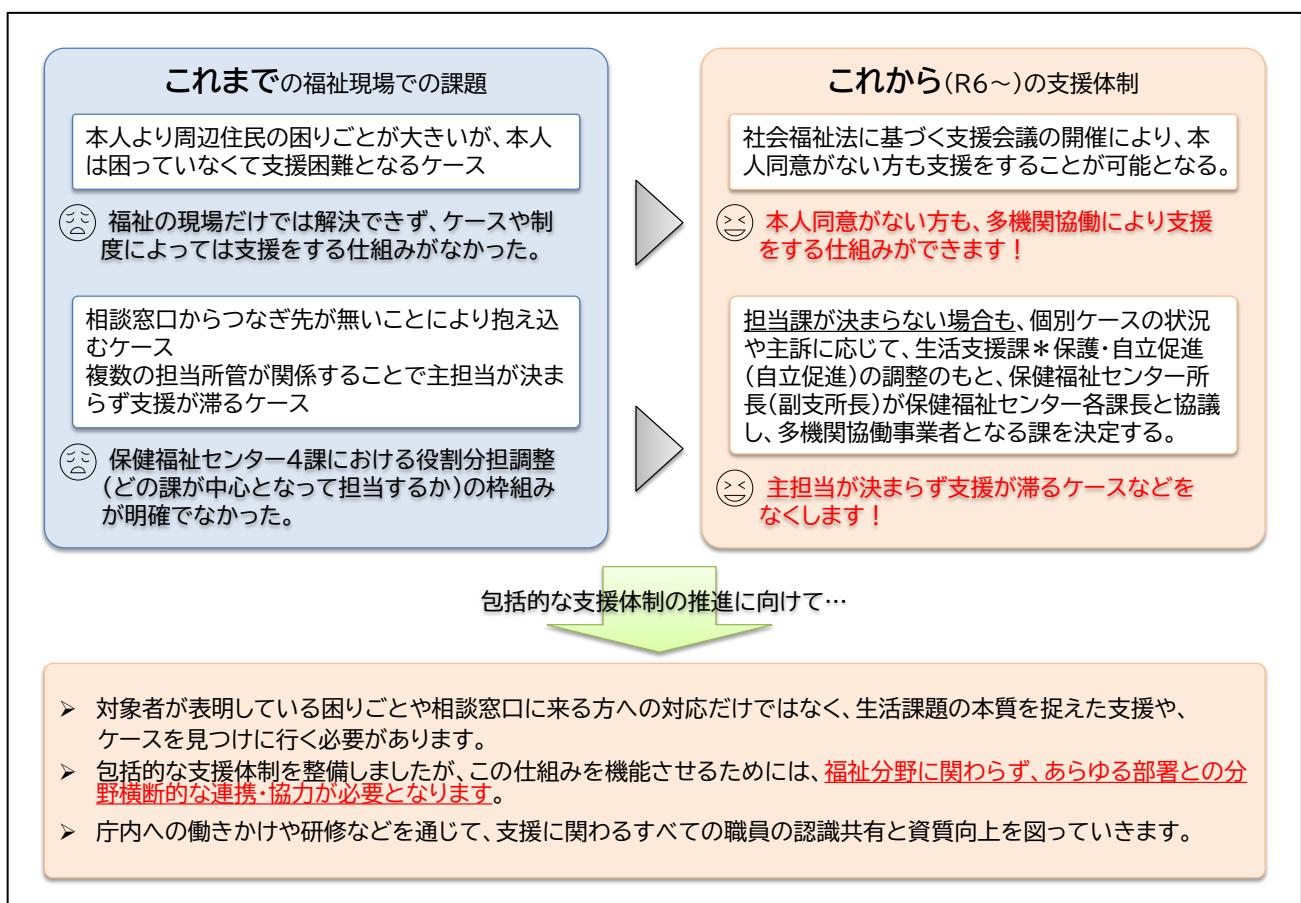


※出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック」

- ・ 目指す地域包括ケアシステムに基づいて、各分野や福祉の現場での取組みを進めてきましたが、区民の福祉に関するニーズが複雑化・複合化しているケースや、ニーズが多様化しているケース、制度の狭間のケースにより対応が困難なケースが年々増加してきています。
- ・ そういった中で、福祉の現場では、相談窓口からつなぎ先が無いことによる抱え込みや、複数の担当所管が関係することで主担当が決まらず支援が滞るケースも出てきています。これまでも様々な連携を行いつつ対応してきましたが、各課の業務には隙間があり、人員体制や役割分担調整の枠組みが明確でない中での運用には限界がありました。
- ・ また、本人が支援の必要性に気付いていない、支援を受ける気力がわからない等の理由で支援を拒否することにより、本人より周辺住民の困りごとが大きくなってしまい、支援困難となるケースがあります。例えば、多頭飼育崩壊やいわゆるごみ屋敷などのケースです。そのようなケースでは、福祉の現場だけでは解決できず、本人の同意がとれないケースも多くあり、ケースや制度によっては支援をする仕組みがありませんでした。

- こうした課題を踏まえ、区ではこれまで実施してきた「包括的支援」を強化し、すべての複雑化・複合化したケースに対応するため、厚生労働省より示された「重層的支援体制整備事業」を活用し、総合支所保健福祉センターを中心とした包括的な支援体制※の整備により、必要な支援をこれまで以上に的確に届けることとしました。
- 本マニュアルは、事業実施にあたり府内検討PTを立ち上げ、主に支援に関わる府内職員向けに作成しました。包括的な支援体制の推進にあたっては、福祉分野に関わらず、あらゆる部署との分野横断的な連携・協力が必要となります。 府内への働きかけや研修などを通じて、支援に関わるすべての職員の認識共有と資質向上を図るとともに、会議を重ねる中で集積されたノウハウや把握された課題の状況を踏まえ、本マニュアルを適宜改定していきます。

### <ここを変える！これからの包括的な支援体制>



## 2 基本的な考え方

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方であり、現行の制度や体制では対応が困難なケースを対象に、総合支所保健福祉センターを中心とした包括的な支援体制を整備することで、必要な支援をこれまで以上に的確に届けることをめざします。
- これまで以上に、生活課題の本質を捉えた「包括的支援」をしていくためには、福祉分野に関わらず、あらゆる部署との分野横断的な連携・協力が必要となることから、支援に関わるあらゆる部署において対象範囲（いわゆる「のりしろ」）を広げるとともに、包括的支援の必要性などに関する認識共有を図っていきます。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、国が示す以下の基本的な理念に基づくこととします。
  - ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
  - ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
  - ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
  - ・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること
  - ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

### <重層的支援体制整備事業のあれこれ>

本事業の実施にあたり、職員意見や検討 PT で出た意見の一部をまとめました。



本人より周辺住民の困りごとが大きく、本人は困っていないなくて支援困難となるケースが多いのですが、今後どのように対応すればよいでしょうか？



社会福祉法に基づく「支援会議」の開催により、本人同意がない方も支援につなげることができます。他自治体でも、重層事業で扱うケースの大半は、本人同意をとれないケースと聞いています。



周辺住民の困りごとも福祉領域で担うべき仕事なのでしょうか？



これからの中的支援は、表面的な困りごとだけではなく、課題の本質を捉えたアプローチをする必要があり、問題が繰り返したり、複雑化することを防ぐことにつながります。



本人が困っていないと支援のしようがないのでは？



本人に寄り添った伴走支援を実施することが重要であり、長期化するケースが多いと想定しますが、伴走支援を続けることで、本人に介入するタイミングを逃さないことが重要です。

## 第3章 重層的支援体制整備事業の枠組み

### 1 重層的支援体制整備事業とは

- 地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、「相談支援」（包括的相談支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業）、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を自治体が一体的に実施するものです。

#### (1) 重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものです。

#### (2) 重層的支援体制整備事業の目標

##### ① 包摂的な地域社会を目指す

- 事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（「地域共生社会」）を目指す。
- 事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄り添う社会づくりを進める。

##### ② 地域の将来を見据えた連携と協働

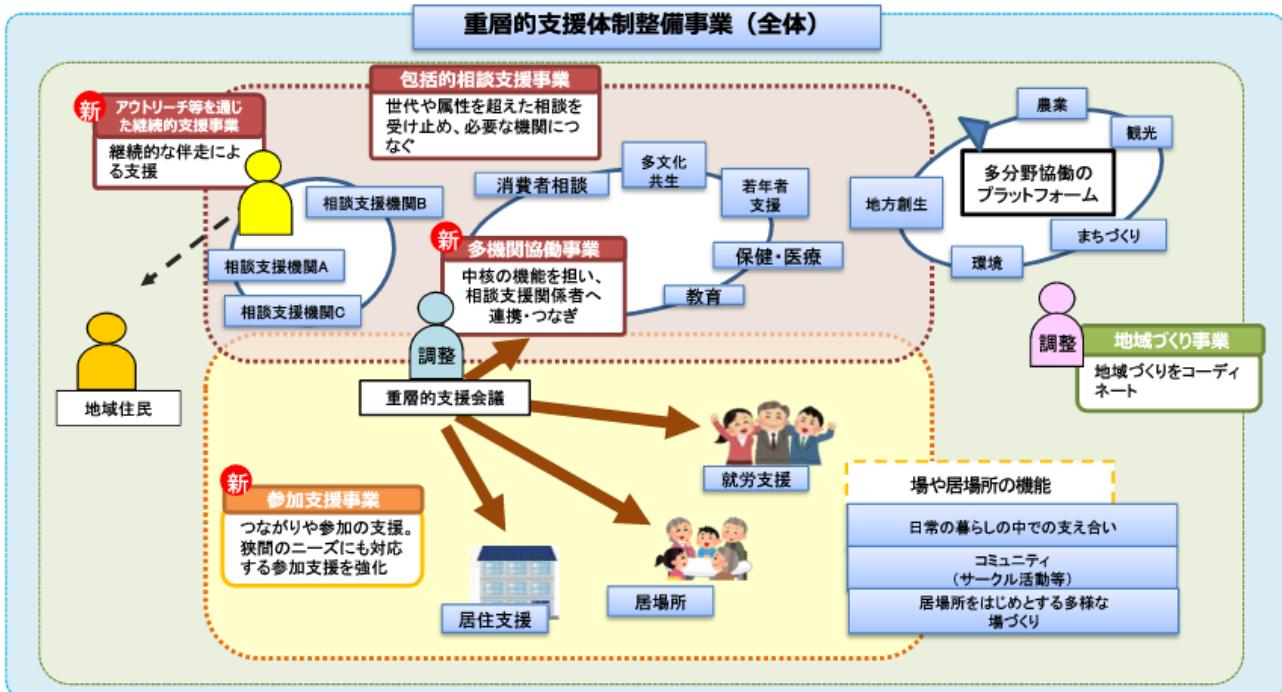
- 共同体（家族・地域・職場など）機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- 基盤の再構築にあたっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体やまちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

#### (3) 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

|             |                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 尊厳を守る支援     | 一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう本人の尊厳を守っていく。                            |
| 自律に向けた支援    | 自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう本人の自律を支えていく。                                      |
| 伴走による支援     | 本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。                                  |
| 包括的な支援      | 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するとともに、包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。 |
| 地域づくりに向けた支援 | 地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。                           |

## 2 重層的支援体制整備事業の全体像

- 前述のとおり、重層的支援体制整備事業は、「相談支援」（包括的相談支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業）、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を自治体が一体的に実施するものです。

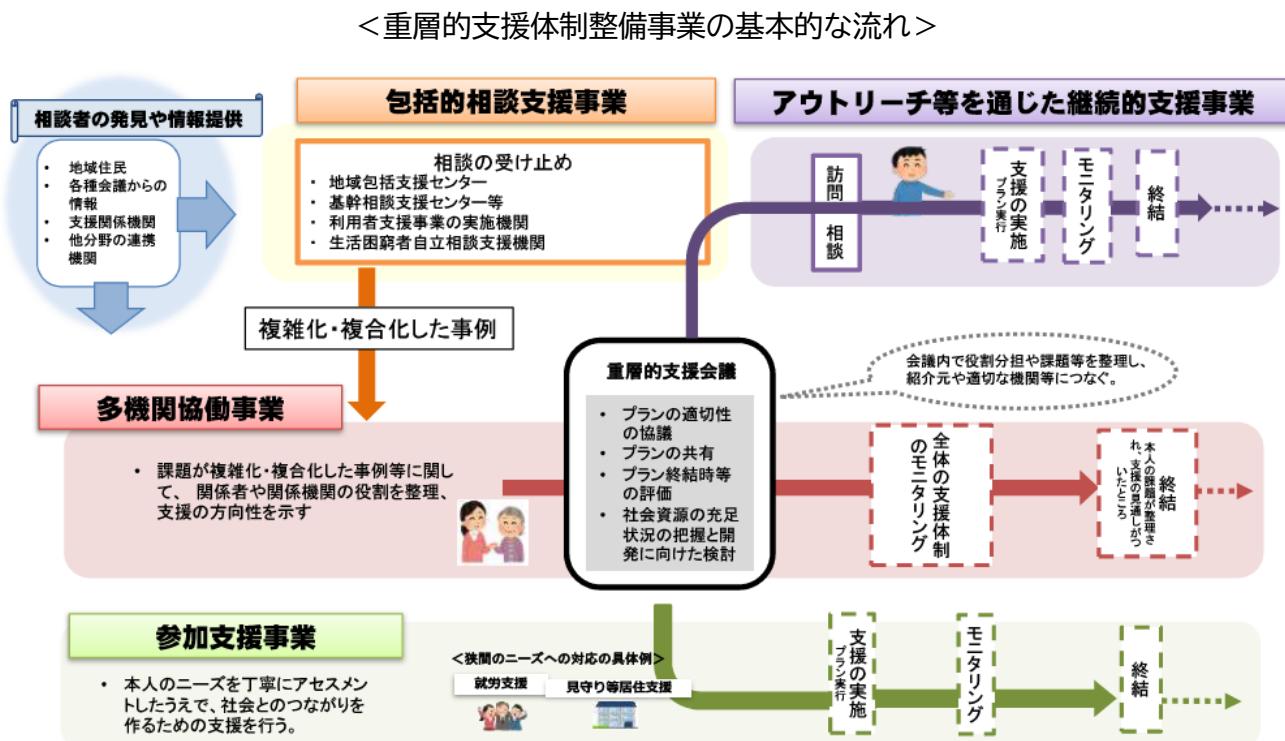


※出典：厚生労働省資料

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のアセスメントを行う中で、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をします。
- 相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人と地域資源の間を調整します。
- このほか、地域づくり事業を通じて、住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざします。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。
- 重層的支援体制整備事業は、縦割りの制度や事業だけでは支援の難しい複雑化・複合化した支援ニーズについても、ご本人や周りだけで抱え込みず、身近な地域の中で気づき・気にかけえるとともに、必要な支援が届く社会を目指しています。

### 3 重層的支援体制整備事業の全体の流れと各事業の概要

- 国が定める重層的支援体制整備事業の各事業（①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ事業」という。）、④参加支援事業、⑤地域づくり事業）の概要は、以下のとおりです。
- 区では、②多機関協働事業として、総合支所保健福祉センターを中心とした包括的な支援体制を整備するとともに、③アウトリーチ事業と④参加支援事業の中心を担う社会福祉協議会の体制強化を図り、各事業を一体的に実施することをめざします。
- なお、①包括的相談支援事業と⑤地域づくり事業は、既存の取組みや体制を前提に充実・強化するものです。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

※出典：厚生労働省資料

#### ① 包括的相談支援事業 (P. 15~)

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性・世代・内容に関わらず包括的に全てを受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。
- 受け止めた相談のアセスメントを行う中で、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関で役割分担の整理が必要なケースは、多機関協働事業につなぎます。

## ② 多機関協働事業【新規】(P.17~)

- 支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方であり、様々な課題の解きほぐしが求められるケース等に対して支援を行う事業です。
- 多機関協働事業者（中心となって調整を担当する部署）は、「チーム」を組織するとともに、支援者が孤立しないよう「支援者支援」の役目を担います。
- 多機関協働事業では、「支援会議」と「重層的支援会議」の2つの会議体が設置されます。  
「支援会議」は、本人同意がないケースについて、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、会議の構成員に対する守秘義務を設け、関係者間で情報共有ができる会議体です。  
「重層的支援会議」は、本人同意があるケースについて、関係機関とプランの適切性等に関する協議を行い、必要に応じてアウトリーチ事業や参加支援事業での支援につなげます。

## ③ アウトリーチ事業【新規】(P.46~)

- 複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援を受け入れにくい状況にある人に支援を届けるための事業です。
- 地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つけるほか、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行います。

## ④ 参加支援事業【新規】(P.49~)

- 包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担う事業です。
- 既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯に対して、制度の狭間の支援ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

## ⑤ 地域づくり事業 (P.52~)

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等を行う事業です。

## **第4章 包括的相談支援事業の体制** (社会福祉法第106条の4第2項第1号)

---

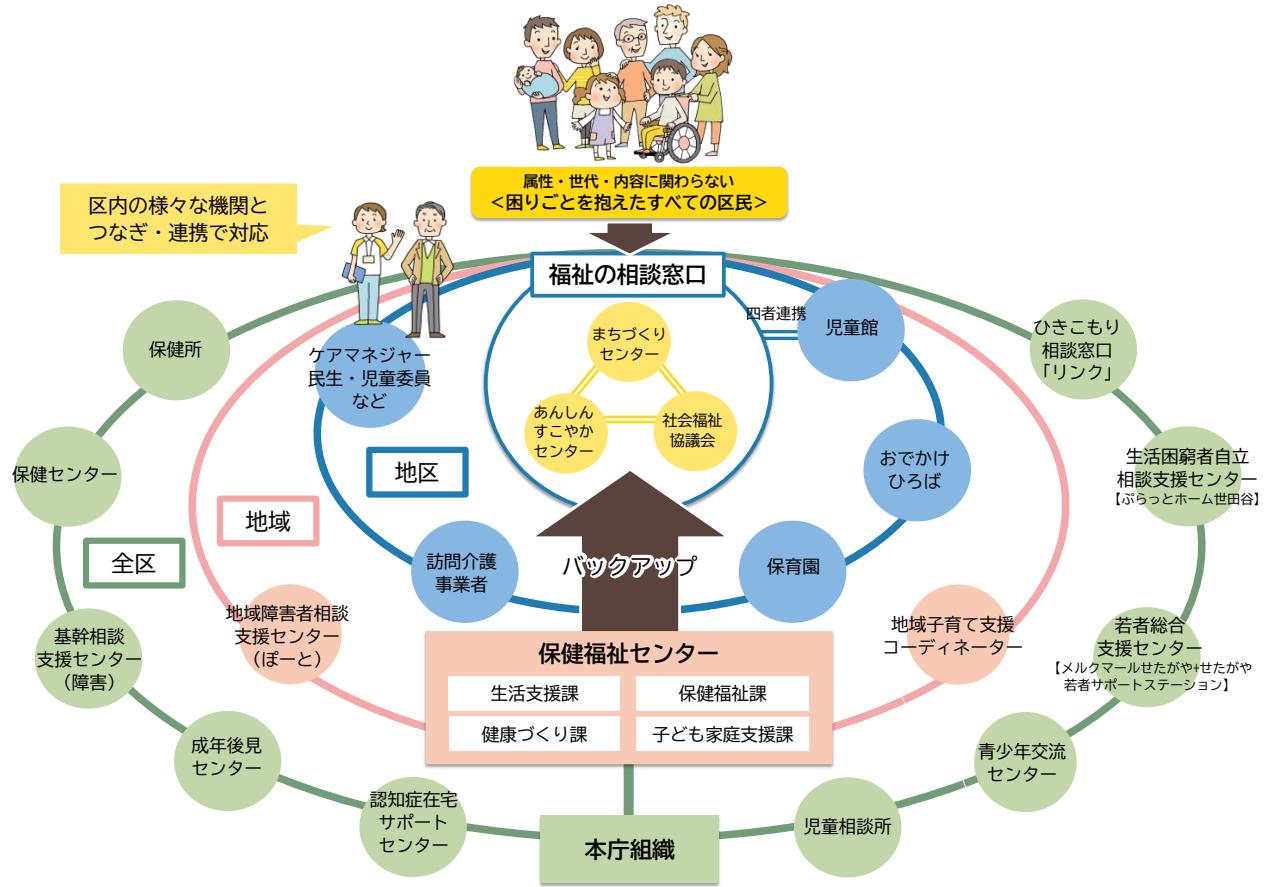
### **1 目的**

- 属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める。  
包括的相談支援事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に全てを受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。
- 支援機関のネットワークで対応する。  
受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- 複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業者につなぐ。  
受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担が必要な場合には、多機関協働事業者につなぎ、各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

### **2 実施体制**

- 既存の福祉の相談窓口、各分野の社会福祉法に位置付けのある相談支援機関 (P. 16 参照) を、包括的相談支援事業者と捉えます。
  - 福祉の相談窓口などにおいて、これまでと同様に、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に全てを受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また、単独では解決が難しい事例は関係部署や支援機関と連携を図りながら支援を行います。
  - 受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援の方向性を整理し多くの支援機関が役割分担を行いながら伴走支援を行うような場合には、総合支所保健福祉センターまたはぶらっとホーム世田谷（世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」含む）につなぎ、各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- ※既存の体制や資源で対応できる場合（地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会など）は、  
多機関協働事業の対象外です。**
- なお、複雑化・複合化しているケースであっても、自傷他害や虐待など緊急性があれば、多機関協働事業の体制づくりを待たず、把握した機関が必要な関係機関と相談し、即時対応する必要があります。
  - また、包括的相談支援事業者のほか、実際には、その他の相談窓口も含め、区全体として包括的な相談の受け止めや関係部署との連携を行っていきます。

## <相談支援体制イメージ>



## <社会福祉法に位置付けのある包括的相談支援事業者>

| 分野  | 条文<br>(各法に掲げる事業)                        | 区該当事業実施機関<br>(補助充当機関)                                                                       | 取組み内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢  | 介護保険法第115条の45 第2項第1号から第3号               | あんしんすこやかセンター                                                                                | ・介護予防ケアマネジメント、高齢者の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの主要業務のほか、あんしん見守り事業や介護保険要介護認定申請等。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 障害  | 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号 | 基幹相談支援センター<br>地域障害者相談支援センター（ぼーと）<br>保健センター                                                  | 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、人材育成の支援。<br>指定相談支援事業者への支援として同行訪問や合同カンファレンス等を実施し、有用な知識、情報を提供するなど連携して支援を行う<br>各種専門職による障害に関する相談や障害による日常生活での困り事に関する相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 子ども | 子ども・子育て支援法 第59条第1号                      | 【基本型】<br>・ひろば型中間支援センター<br>・おでかけひろば<br><br>【特定型】<br>子ども家庭支援センター<br><br>【母子保健型】<br>総合支所健康づくり課 | ・利用者のニーズ把握。当該ニーズに基づく情報の収集及び提供、相談その他の支援。<br>・教育・保育施設又は子ども・子育て支援事業を行なう関係機関との連絡、調整及び連携。<br>・教育・保育施設又は子ども・子育て支援事業を行なう関係機関との協働の体制づくり。<br>・地域の子育て資源（子育てに関するあらゆる取組み、サービス等をいう。）に対する支援、子育てに係る地域の課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等。<br><br>・子ども及びその保護者等のニーズ把握。当該ニーズに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を通じた教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用案内。<br>・利用者支援事業を区民に広く周知するための積極的に広報・啓発活動。<br><br>・母子保健又は育児に関する相談対応。<br>・区内の全ての妊娠婦等に対する、母子保健に係るサービスの情報提供。子育て支援関係機関と協働した当該妊娠婦等に対する積極的に働きかけ。<br>・支援を要する妊娠婦等に対する支援に係る計画を策定、及び包括的かつ継続的な支援。<br>・子育て支援関係機関から区内の妊娠婦等の困りごと等についての積極的な情報収集。<br>・区及び子育て支援関係機関を連携するネットワークづくり及びその活用。 |
| 困窮  | 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号                      | 総合支所生活支援課<br>ぶらっとホーム世田谷                                                                     | 総合支所生活支援課の自立促進専門員と「ぶらっとホーム世田谷」が連携した、生活困窮者に対する包括的かつ継続的な支援の実施。地域における自立促進支援体制の構築。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

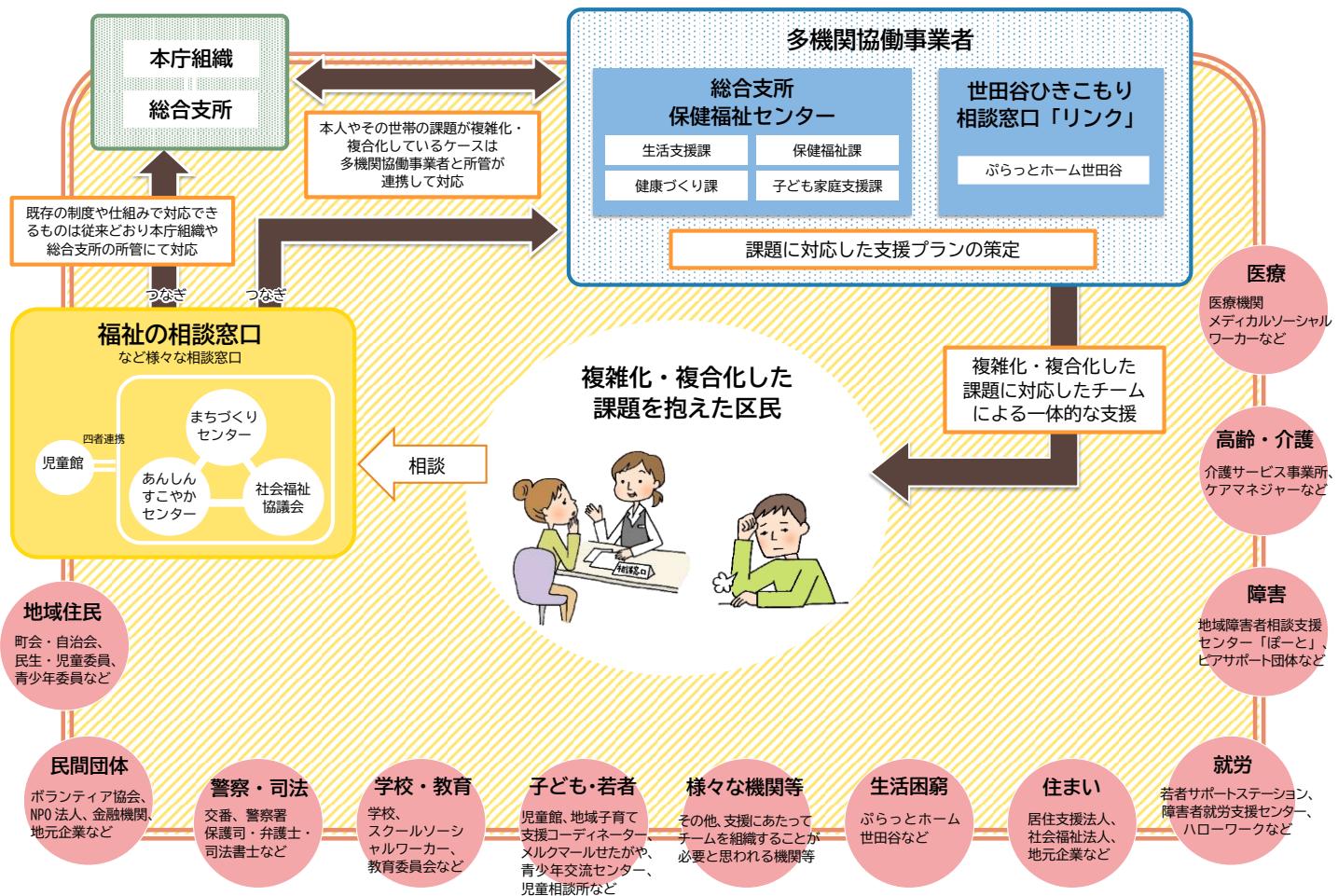
# 第5章 多機関協働事業の体制（社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）

## 1 基本的な考え方

### （1）多機関協働事業の体制

- 多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方であり、様々な課題の解きほぐしが求められるケース等に対して支援を行う事業です。
- 区では、多機関協働事業者（中心となって調整を担当する部署）である総合支所保健福祉センターおよびぷらっとホーム世田谷（世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」含む）を中心に、複雑化・複合化した区民の課題に対応できる支援チームを組織します。
- 本人やその世帯の課題が複雑化・複合化しているケースに対して、多機関協働事業者と各部署が連携して対応するものであり、既存の制度や仕組みで対応できるものは、従来どおり本庁組織や総合支所で対応します。

### <多機関協働事業のイメージ>



## (2) 多機関協働事業の共通ルール

- ・ 多機関協働事業の実施にあたっては、担当課だけではなく、各福祉分野の所管課、福祉以外の所管課など、支援に関わるあらゆる部署および職員が協力し、チームとして支援することが求められます。
- ・ そこで、各部署および職員と共有したい意識や取組み姿勢について、検討PTにおいて共通ルールとして定めました。

### <多機関協働事業の共通ルール>

- ① 支援に関わるあらゆる部署において対象範囲（いわゆる「のりしろ」）を広げ、つながれた相談は必ず一旦受け止めます。
- ② 本人からの相談や同意の有無に関わらず、受け止めることができます。
- ③ つなぐ前段階で、部署内で受け止めた内容を一度確認・精査してからつなぎます。
- ④ つないだとしても、対応の主体（支援者）はあくまでも各分野の関係機関です。
- ⑤ 多機関協働事業者は、困難ケースを引き受ける「何でも屋」ではありません。
- ⑥ 多機関協働事業者からの相談や会議の出席依頼には、積極的に協力します。
- ⑦ 他課や他機関の役割やできることだけでなく、支援の限界を相互に理解することが大切です。
- ⑧ 会議の参加にあたっては、部署内で把握している情報を整理しておき、連携に必要と判断する内容を提供します。
- ⑨ 会議では、相談者（世帯）が今お困りのことだけでなく、数年先に必要になると見込まれる支援も見通し、サポート体制をつくります。
- ⑩ 世帯や支援の状況に変化があった際は、把握した機関から多機関協働事業者に情報提供を行います。

<「あるある」から考える！これから包括的支援のあり方とは。>

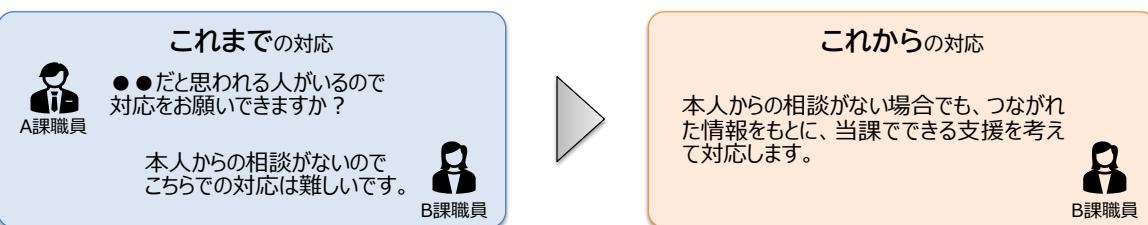
支援の現場では、様々な区民に携わっていますが、支援にあたってこんな「あるある」はないでしょうか。

困りごとを抱えた区民の課題は徐々に深刻化し、「困難ケース」となることもあります。区民に「何か」ある前に支援ができていれば、その「何か」は起こらなかつかもしません。

チームとしての支援を機能させるため、各部署および職員間で目的意識を共有し、多機関協働事業者に負担が偏ることなく、関係機関全体で支援対象者を支えていく必要があります。

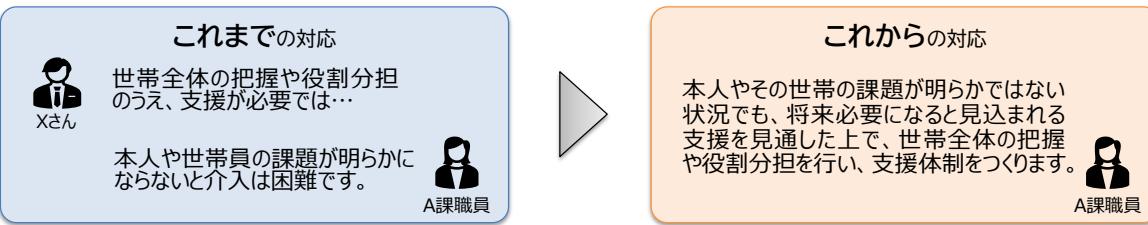
### あるある①：「うちの部署では対応できません。」

- 保健福祉センターA課に横転したXさんは、ケースワーカーとして区民を支援し、支援に携わった区民の笑顔が見られることに充実感とやりがいを感じています。
- ある日、自分が受け持っている区民Yさんと接しているうちに、自分の担当しているA課の支援ではなく、B課で実施している支援の方が適切な支援と考えたため、YさんにもB課ができる支援のことを相談した上で、B課に電話することとしました。
- しかし、B課の担当者からは「本人から相談がないと、うちの部署では対応できません」と言われてしまい、技術的な助言は得られましたが、Xさんは、本来はB課がやるべきことを押し付けられた感じがして、B課に対して不信感を抱いています。



### あるある②：「現時点では介入できません。」

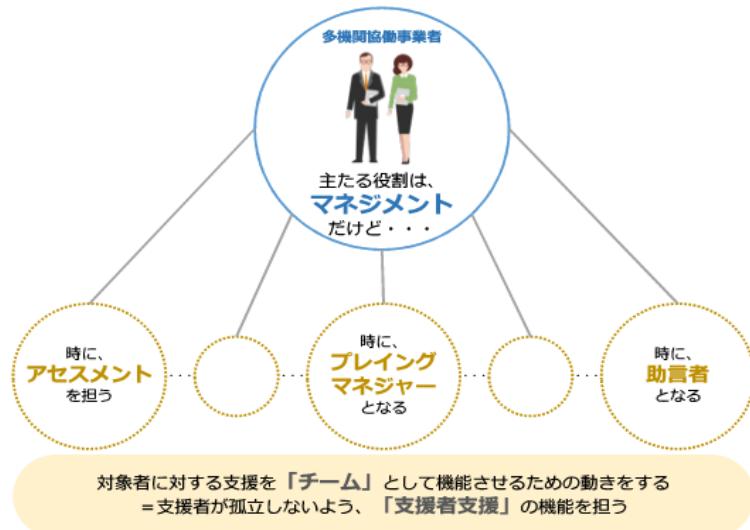
- 支援機関のXさんは、世帯全員が課題を抱えたケースの母親の支援に携わっています。母親への支援を行ううちに、徐々に世帯の状況が判明し、様々な課や支援機関に情報を提供しました。
- するとある日、A課によってケース会議が開催されることになりました。ケース会議にはA課の他に、B課、C課、支援機関D、支援機関E、そしてXさんが参加しています。
- Xさんも、この世帯の支援にあたっては、世帯の全体的な把握や課題整理、役割分担が必要だと考えていましたが、会議を主催したA課からは「本人や世帯員に何かが起こらない限り、介入は困難」との結論が示され、予防的な支援計画について話し合うことはできませんでした。
- Xさんは何かあってからでは遅いのではないかと危惧しており、見守りを継続していますが、世帯の状況は一向に変わらないため、歯がゆさを感じています。



### (3) 多機関協働事業者の役割

- ・ 多機関協働事業者は、「チーム」を組織するとともに、支援者が孤立しないよう「支援者支援」の役目を担います。
- ・ 多機関協働事業は、具体的な個別ケースの支援のために、組織間の「マネジメント」を行う事業です。アセスメントから支援の実施、評価に至るまで、既存の関係機関だけで対応することが難しい場合に、その機能を発揮します。
- ・ ケースによって多機関協働事業者の役割は異なり、ブレイングマネージャーとなる場合が多いことも想定されますが、決して「困難ケースを引き受ける部署」ではありません。対応の主体は、あくまでも各支援機関であると同時に、多機関協働事業者が孤立しないよう、様々な部署および職員が多機関協働事業者の役割に対する理解をすることが重要です。
- ・ また、関係者間で相互の違いを知ることも重要であり、ゴールイメージを共有した上で、そのゴールを達成するために、他者ができること・できないことを知ることで、分野をまたいだ連携が広がっていきます。

#### <多機関協働事業者の役割>



※出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック」

## 2 多機関協働事業の対象ケース

### (1) 基本的な考え方

- 以下のすべてを満たすケースを、多機関協働事業として取り扱います。
  - ① 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方であり、現行の制度や体制では対応が困難なケース。
  - ② 複数の部署や支援関係機関間の役割分担及び支援の方向性の整理が必要なケース。  
※単に二つの部署や支援関係機関が連携して対応すればよいケースは対象外です。
  - ③ 地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会といった既存の体制では支援が困難なケース。  
※既存の会議体や資源で対応できる場合は対象外です。
- 多機関協働事業の件数（多機関協働事業者として対応した件数）等は、保健福祉センター各課およびぷらっとホーム世田谷で管理のうえ、生活支援課 \* 保護・自立促進（自立促進）で取りまとめます。詳細は、「5 統計方法」(P. 44) をご覧ください。

### (2) 多機関協働事業者（中心となって調整を担当する部署）の考え方

- ① 「複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方」であり、「現行の制度や体制では対応が困難なケース」は、総合支所保健福祉センター4課のいずれかが多機関協働事業者となります。
- ② ケースの主訴が、ひきこもり及び生活困窮（生活保護非該当）に関する場合は、これまで同様に、ぷらっとホーム世田谷（ひきこもり相談窓口「リンク」を含む）が多機関協働事業者となります。
- ③ 担当課が決まらない場合は、個別ケースの状況や主訴に応じて、生活支援課 \* 保護・自立促進（自立促進）の調整のもと、保健福祉センター所長（副支所長）が総合支所保健福祉センター各課長と協議し、多機関協働事業者となる部署を決定します。

## 保健福祉センター4課が多機関協働事業者となるケース

※以下のケース事例は本マニュアル用に一部編集・加工したものです。

### <ケース1>

#### 事例概要（多頭飼育×精神障害（疑い含む））

- ① まちづくりセンターに町会長が来所。町会長から「町会に強烈な獣臭を放っている家があり、鳴き声も酷く町民から対応要望があった。」という相談が入った。
- ② まちづくりセンターは、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会と相談し、自宅を訪問したが、本人と会うことは叶わなかった。生活保健課へ相談内容をつないだ。
- ③ 生活保健課の職員が自宅を訪問。50代と思われる女性本人から話を聞くことができたが、本人からは「誰にも迷惑をかけていない。」と言われ、玄関のドアを一方的に閉められてしまった。その後も大声で叫ぶなど興奮状態が続いたため、帰庁することとした。

#### 従来の対応

##### 【生活保健課の対応】

- ・ 生活保健課は、本人宅への訪問の結果から、精神障害の可能性も疑われると考え、健康づくり課に対応を依頼した。

##### 【健康づくり課の対応】

- ・ 健康づくり課は、精神障害者手帳や自立支援医療の申請がないことを確認した上で、現情報では精神障害有無の判断が難しく、まずは訪問相談を実施したが、本人から対応を拒否されてしまった。
- ・ 健康づくり課は他のアプローチ方法も検討したいと考え、生活保健課にその旨を回答した。

##### 【生活保健課の対応】

- ・ 生活保健課は、多頭飼育に対応する所管として本人に去勢費用の助成などを紹介するなど引き続き対応していく予定ではあるが、本人が精神障害であれば、根本の原因である本人への支援を行わない限り再発するのではないかと考えている。

**本人からの相談がない場合や精神障害の可能性が明らかではない状況でも、福祉的な課題があると所管課が判断した時点で多機関協働事業へつなぎ、チームとして伴走支援をすることが期待されます。**



## 重層的支援体制整備事業での支援

### 【多機関協働事業へのつなぎ】

- ・ 生活保健課は、本人への支援を実施しない限り、多頭飼育崩壊の解決は難しいと考え、重層的支援体制整備事業での支援を健康づくり課へ依頼することとした。

### 【多機関協働事業】

- ・ 健康づくり課は、通常のアプローチでは支援が困難であることや、様々な支援機関による対応が必要と考え、多機関協働事業での支援を実施することを決定した。
- ・ 支援会議の開催にあたり、包括的相談支援事業者・アウトリーチ事業者・参加支援事業者として社会福祉協議会、多頭飼育所管である生活保健課、精神障害の可能性が高いため健康推進課、地域障害者相談支援センター(ぼーと)の招集を決定した。

### 【支援会議】

- ・ 支援会議では、本人が役所の対応を嫌っていることや、本人と関係性をもつ機関がないことが分かったため、まずは社会福祉協議会がアウトリーチを重ね、信頼関係を構築することになった。

### 【アウトリーチを通じた支援】

- ・ 社会福祉協議会は、健康づくり課に介入の機会などのアドバイスをもらい、アウトリーチを実施したところ、最初は拒否されていたものの、何度も通うことで徐々に打ち解け、話ができるようになった。
- ・ 話をする中で、動物を飼い始めたのは寂しさを紛らわすためであったこと、去勢をする経済的な余裕がないこと、行政の支援を受けることは恥だと思っていることなど、様々なことを聞くことができ、健康づくり課に報告した。

### 【多機関協働事業】

- ・ 健康づくり課は、社会福祉協議会からの報告を踏まえ、再度支援会議を開催することを決定。新たにぷらっとホーム世田谷を招集することにした。

### 【支援会議】

- ・ 支援会議では、信頼関係を徐序に構築できていることや、まずは行政以外の支援である、ぷらっとホーム世田谷の家計改善支援を勧めてみることになった。

### 【アウトリーチを通じた支援】

- ・ 本人とも信頼関係を構築することができ、まずはぷらっとホーム世田谷の支援を受けることになった。
- ・ ぷらっとホーム世田谷の支援を受けるうちに、行政の支援も受けた方が良いと考えてもらえるようになり、重層的支援体制整備事業の支援について同意を得ることができた。

### 【多機関協働事業】

- ・ 健康づくり課は、本人同意を得たことにより、重層的支援会議の開催を決定した。
- ・ 重層的支援会議では、これまでのアウトリーチを踏まえ、信頼関係のある社会福祉協議会と健康づくり課の職員が一緒にアウトリーチを実施すること、ペットの去勢を進めること、少しずつ社会資源につなげていくこと、医療につなげ精神障害者手帳の取得を進めることなどを話し合い、支援プランを決定し、支援を実行することとした。

## <ケース2>

### 事例概要（行政への支援拒否 × ひきこもり × いわゆる「ごみ屋敷」× 近隣住民とのトラブル）

- ① 要保護児童支援家庭のシングル世帯の母親。子ども家庭支援課では、持病があるとの情報は把握しているが、対人関係が難しく関わりを拒否しがちで、接触を図れずにいた。要保護対象であった娘は、不登校のまま18歳以上となり、所属がないまま直接お会いすることもかなわぬ状況のなかで健康づくり課へ引き継がれた。祖母は認知症で施設入所中、祖父は死去している。
- ② 母親の病状や状態はよくわからないが、相談ニーズがなく関係性が作れない状態であった。娘は高校卒業後ひきこもり。親の遺産などで経済的な困窮はないようだが、家の前までモノがあふれ通路はふさがっている。電気やガスなども止まっている様子。物の管理ができず、配達された食品なども外に放置のため腐ってしまい害虫も発生しており不衛生で劣悪な状況。
- ③ 本人や娘の姿も確認できないまま近隣からの苦情がまちづくりセンターや地域振興課へ入っており、まちづくりセンターから健康づくり課へケースの関わりの有無について問い合わせがあった。
- ④ 自費利用している民間のヘルパーは、業務量以上のことを善意でしている状態。ヘルパーも、数か月間、本人や娘の姿を確認できておらず、一緒に関わってほしいとの相談が入った。ヘルパーの話では、母は家の外廊下の物の片付け作業は進めたい意向はある様子。

### 従来の対応

#### 【健康づくり課の対応】

- ・ 健康づくり課は、連絡先不明のため、ご様子伺いと相談先としての内容を記した手紙を繰り返し出すも反応がない。
- ・ 民間ヘルパーの片付けの日に同行し、実態把握を継続している。ヘルパーと母親とのメールのやり取りでは、母親のこだわりの強さは伺えるが、緊急性のあるような精神疾患の様子は把握できない。娘の状態も発達障害か、知的障害か精神疾患があるのか不明。
- ・ 週1~2回の片付け作業では現状の改善は見込めないため、保健福祉課と環境保全課に相談することにした。

#### 【保健福祉課に相談】

- ・ 保健福祉課に、親子が体調悪化等の緊急時に救急隊が入れるスペースがないため、その確保のためにも片付け作業と一緒にできないか打診したが、障害者手帳もなく、病状や障害の程度もわからぬため介入できないとの回答であった。

#### 【環境保全課に相談】

- ・ 環境保全課に、母親に対し「現状改善の余地あり」「役所の相談先に伝え相談を勧める」等の動きをしてもらうことで、次の介入のきっかけにならないか相談するも、「環境保全課が対応する案件ではない」との回答であった。

#### 【健康づくり課の対応】

- ・ 細々と手紙を出し続けたり、片付け作業をヘルパーと同行で実施しつつ介入のチャンスを図っているが、現状打開の策がなくて困っている。

## 重層的支援体制整備事業での支援

### 【多機関協働事業】

- ・ 健康づくり課は、通常のアプローチでは支援が困難であることや、様々な支援機関による対応が必要と考え、ケースの主訴が母親の状況にあることから、健康づくり課が多機関協働事業者となり、支援を実施することを決定した。
- ・ 支援会議の開催にあたり、アウトリーチ事業者・参加支援事業者として社会福祉協議会、保健福祉課、環境保全課、地域振興課、まちづくりセンター、ひきこもり相談窓口「リンク」、スーパーバイザーとして中部精神総合保健福祉センターの招集を決定した。

### 【支援会議】

- ・ 支援会議では、関係機関で情報共有を図るとともに、次の介入のきっかけとして各機関ができるアプローチを継続して行うこととなった。

多機関協働事業で扱うケースには、課題解決に導くのが難しいケースが多くあります。まずは役割分担して情報収集することから始め、少しでもできることを見出し、その中で見えてきた「とっかかり」を掴んでいくことが大切です。



### <ケース3>

#### 事例概要（介護サービス × 身体障害 × 地域住民のトラブル）

- ① 介護保険2号被保険者の50代男性。脳梗塞による片麻痺により、身体障害手帳あり。独居で、家族とは関係が悪く疎遠。生活保護受給していたが、相続により生活保護が廃止となった。多額でなかったため、尽きれば生活保護に戻る見込み。
- ② 車いすで在宅生活しており、介護保険ヘルパーが週に4回入ることが必要。しかし、高次脳機能障害あり、感情をコントロールできず、すぐにヘルパーを交代してしまう。ヘルパーを交代しきたため、入れる事業所もなくなり、在宅生活の継続が難しくなっている。
- ③ ヘルパーが週1回になってしまったが、自分では片付けはできないので、部屋が雑然としてゴミがたまり、異臭による近隣苦情が支所の地域振興課に入った。

#### 従来の対応

##### 【地域振興課の対応】

- ・ 地域振興課は、本人が車いすに乗っていた情報から、障害支援担当に連絡した。
- ・ 生活保護廃止に伴い、現在は障害サービスではなく介護保険サービス利用中のため、地域支援担当につなぐことになった。

##### 【保健福祉課の対応】

- ・ あんしんすこやかセンターに訪問を依頼。ケアマネジャーと一緒に訪問し、交代し続けると、来られる事業所が無くなることを説明。本人は怒鳴っており、聞き入れる様子なし。
- ・ 在宅生活の継続も難しく、施設入所が適当とも思われたが、年齢から障害施設が妥当と考えられ、地域支援担当とあんしんすこやかセンターだけでは検討が難しかった。
- ・ また病気に由来するため、本人がすぐに対応改善するとは思えないことを地域振興課に回答した。

##### 【地域振興課の対応】

- ・ 地域振興課としては、ごみの片付けは、本人が賃貸住宅に住んでいるため、区が代わりに行うことができない。また、本人がヘルパーを交代させ続けることを根本的に改善しないと、一度片付けても再発すると考えている。

## 重層的支援体制整備事業での支援

### 【保健福祉課の対応】

- ・ 保健福祉課は、保健福祉センター4課のいずれの主訴にも対応していないが、重層的支援体制整備事業による支援が必要と考え、生活支援課＊保護・自立促進(自立促進)での調整を依頼し、アセスメントシートを引き継いだ。

### 【生活支援課＊保護・自立促進(自立促進)の対応】

- ・ アセスメントシートや概要等を聞き取り、保健福祉センター所長に報告の上、保健福祉センター4課長会を設定した。

### 【保健福祉センター4課長会】

- ・ 保健福祉センター4課長会では、ごみの多い状態を改善するには、まず本人への支援が必要であり、生活保護の廃止に伴い、障害支援サービスも廃止となったため、現在は介護保険でのヘルパーが入っていることから、担当課を保健福祉課地域支援担当に決定した。

### 【生活支援課＊保護・自立促進(自立促進)の対応】

- ・ 保健福祉課地域支援担当に協議結果とアセスメントシートを引き継いだ。

### 【多機関協働事業】

- ・ 保健福祉課は、近々、生活保護と障害支援サービスが再開される見込みもあることから、様々な支援機関の関わりが必要と考え、支援会議の開催を決定。
- ・ 支援会議の開催にあたり、アウトリーチ事業者・参加支援事業者として社会福祉協議会、保健福祉課障害支援担当、生活支援課、地域振興課(ごみ問題)、あんしんすこやかセンターの招集を決定した。

### 【支援会議】

- ・ 支援会議では、あんしんすこやかセンターに毎回、ケアマネジャー訪問時に同行してもらうことになった。本人への顔つなぎと、引き続き、入れる事業所がなくなる旨を本人に伝えていくことになった。
- ・ 数か月で、生活保護再開、それに伴い障害支援サービスも再開となった。本人が「疲れてしまったから」とショートステイ滞在を希望あり。生活支援課および障害支援担当にて、障害施設のショートステイ利用を支援。今後の生活については引き続き検討となった。

自立促進担当が調整役となって担当課を決定したケースです。  
自立促進担当が本人にアプローチすることは困難であり、各課でつなぐ前に、判断に必要なことをきちんと資料に書く必要があります。



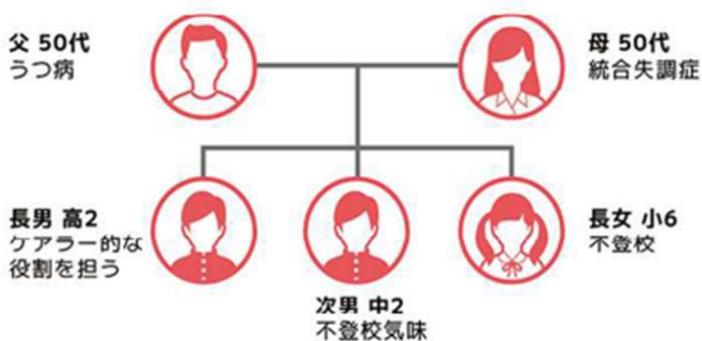
## ぷらっとホーム世田谷(ひきこもり相談窓口「リンク」含む)が多機関協働事業者となるケース

※以下のケース事例は本マニュアル用に一部編集・加工したものです。

### <ケース1>

#### 事例概要（ひきこもり）

- ① 「50歳代の父が仕事に行かずひきこもり状態になっている」と近くに住む叔母が「リンク」に父を連れて来所。
- ② 50歳代の母は統合失調症で体調不良であるため、父は家事や子どもの世話などをすべて行う中で、仕事もうまくいかずうつ病を発症しひきこもり状態になった。
- ③ 父に代わり高2の長男が家のことや不登校の弟妹の面倒を見ているが、金銭的に厳しい状況が続き、食事も十分ではなかった。



#### 重層的支援体制整備事業での支援

##### 【多機関協働事業】

- ・ ぷらっとホーム世田谷が多機関協働事業者として支援会議を開催し、生活支援課、健康づくり課、子ども家庭支援課、児童相談所、学校、地域社協事務所などの招集を決定した。

##### 【支援会議】

- ・ 家計状況と生活保護の要件を見ながら生活支援課へ案内することや、学校関係者と自宅訪問時の子の様子を共有すること、地域の子ども食堂や学習支援につなぎ、子どもたちの様子を確認することなどが決められ、実行することになった。
- ・ 会議後の働きかけで、子どもたちが地域の子ども食堂に食料を取りに行ったり地域の人と話をしたりして家庭内の状況を把握できるようになった。その後、生活保護につながり転宅支援も受けている。
- ・ 両親の体調を見ながら次男長女の進級を見守り、長男の希望する進路によっては生活福祉資金の教育資金の貸付、受験生チャレンジ支援貸付も視野に入るため、引き続き学校等と連携をとっている。

家族全員に支援が必要な状況で、多機関が会議を経て連携した事例です。  
それぞれの機関が対象となる家族にアプローチをし、地域の協力を得ながら対応する流れへとつながりました。



## <ケース2>

### 事例概要（生活困窮）

- ① ひとり親世帯の40歳代の女性について、食料支援でぷらっとホーム世田谷が支援開始。
- ② 無職で生活困窮の状態にあったため生活保護受給を勧めるが、食料支援は求めるものの、その他の支援も含めて拒否されてしまう。
- ③ 本人の体調不良と、子どもが不登校気味であり、送迎のため就労できない。このままでは、子どもの健康な成長が阻害される恐れあり。
- ④ 将来的には現住居を退去しなければならない状況にある。
- ⑤ 行政や支援者、学校への不信が強く、支援を拒否する傾向がある。

### 重層的支援体制整備事業での支援

#### 【多機関協働事業】

- ・ ぷらっとホーム世田谷が多機関協働事業者として支援会議を開催し、保健福祉センター4課、学校、地域社協事務所などの招集を決定した。

#### 【支援会議】

- ・ 支援を拒否する傾向があるが、関係機関が足並みをそろえ、関わりを持ち続けること、状況に応じて生活保護申請を促すこと、退去後の住まいとして母子生活支援施設の可能性等を検討すること等を共有し、支援していくことになった。

関係機関と共に認識のもと、伴走支援を続けることで、本人に介入するタイミングを逃さないことが重要です。

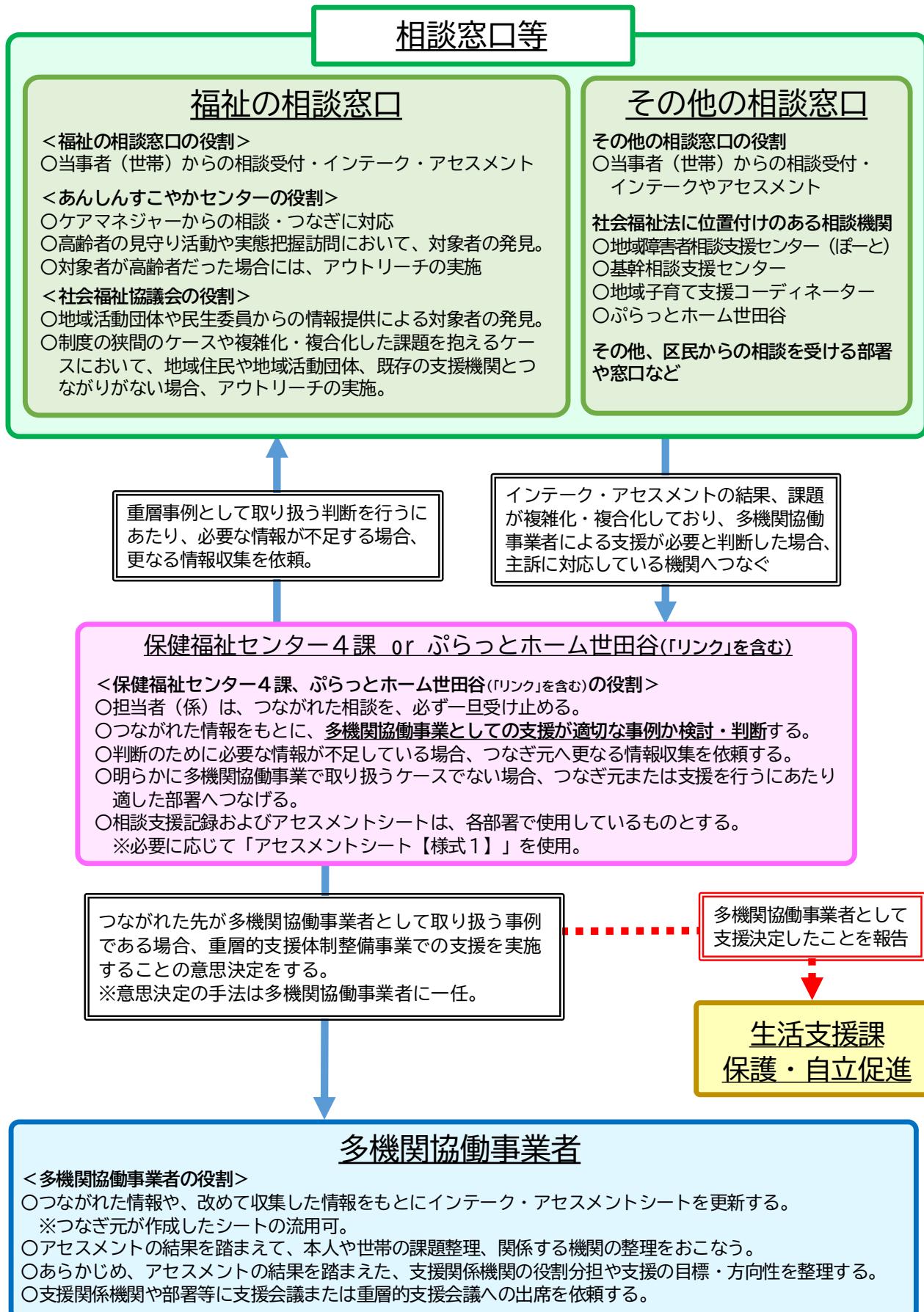


### 3 多機関協働事業者が決まるまでの流れ

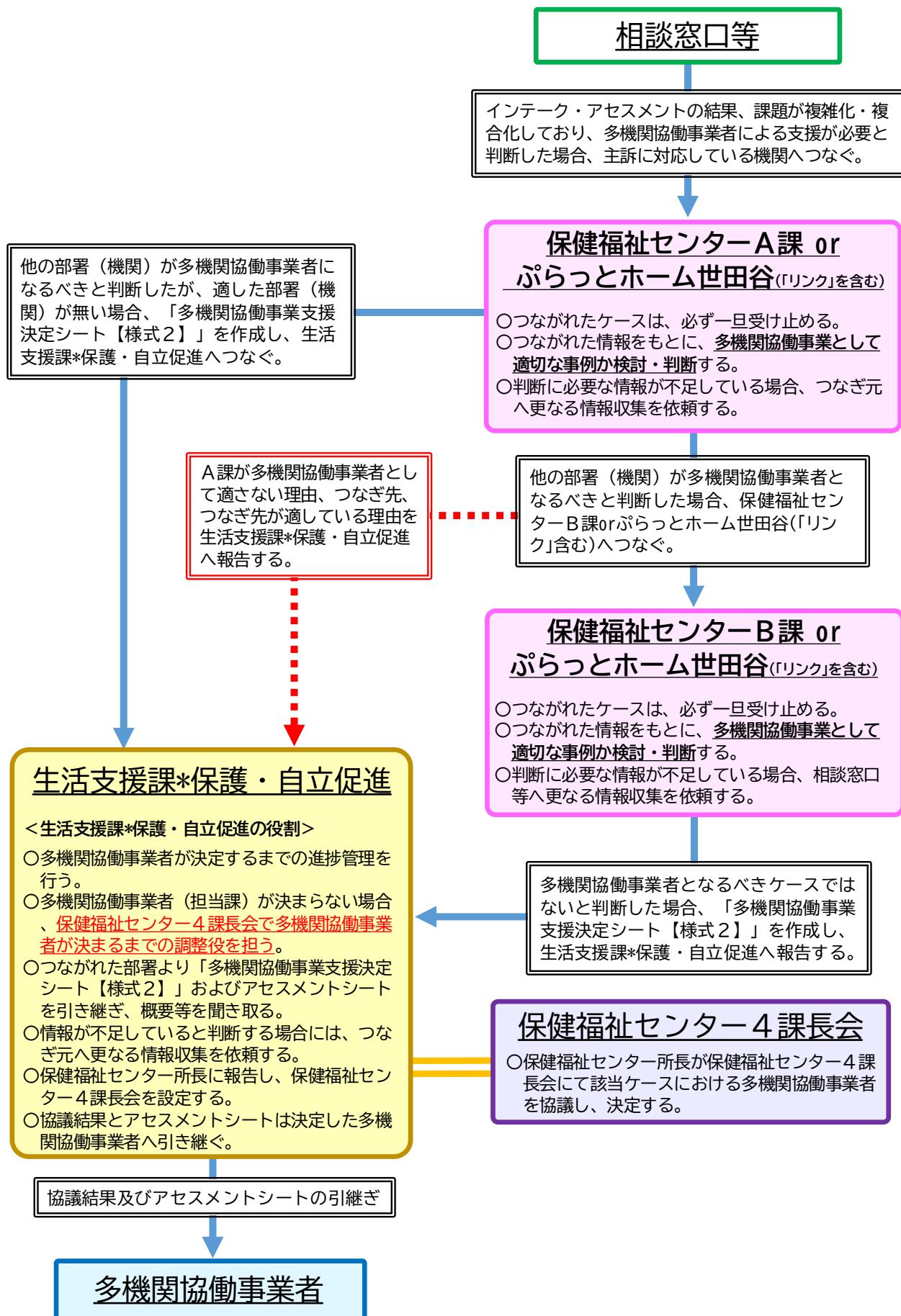
#### (1) 基本的な考え方

- ・ 多機関協働事業としての支援実施を決定するまでの流れとして、以下2パターンがあります。
  - A：担当課が決まるパターン
  - B：担当課が決まらず生活支援課＊保護・自立促進（自立促進）（以下、「自立促進担当」という）が調整するパターン
- ・ 自立促進担当は、「担当課が決まらない場合」の調整役であり、担当課が決まる場合は、自立促進担当を通す必要はありません。（自立促進担当を通さないケースも、多機関協働事業の扱いになります。）
- ・ いずれのパターンでも、ケースの主訴に応じた部署で対応することが前提であり、①つながれた相談は必ず一旦受け止める、②つなぐ場合は判断に必要な情報をまとめた上でつなぐ、ことを基本ルールとします。  
※ 例えば、「生活困窮＝ぶらっとホーム世田谷につなごう」とするのではなく、その根本の原因や背景を把握した上で、対象者の主訴に適した担当課・部署につないでください。
- ・ 特に、自立促進担当に調整を依頼する場合は、①自立促進担当が本人にアプローチすることは困難であること、②保健福祉センター4課長会で担当課が決定されることを念頭に、つなぎ元は判断に必要な情報を資料にまとめる必要があります。
- ・ なお、本人へのアプローチが困難で再調査等が難しいケースは、そのまま対応が滞ってしまうことで状況が悪化することを防ぐため、つなぎ元で現在の状況をわかる範囲で資料にまとめた上で、対象者の主訴に適した担当課・部署につないでください。

## A : 担当課が決まるパターン



## B : 担当課が決まらず生活支援課\*保護・自立促進（自立促進）が調整するパターン



## (2) 保健福祉センター4課およびぷらっとホーム世田谷の役割

### ～多機関協働事業者が決まるまでの流れ～

- ① 担当者（係）は、つながれた相談を、必ず一旦受け止めます。
- ② つながれた情報をもとに、多機関協働事業としての支援が適切な事例か検討・判断します。
- ③ 判断のために必要な情報が不足している場合、つなぎ元へ更なる情報収集を依頼します。
- ④ 明らかに多機関協働事業で取り扱うケースでない場合、つなぎ元または支援を行うにあたり適した部署へつなげます。
- ⑤ 相談支援記録およびアセスメントシートは、各部署で使用しているものとし、必要に応じて「アセスメントシート【様式1】」を使用します。
- ⑥ 支援決定および生活支援課＊保護・自立促進（自立促進）への調整依頼にあたっては、「多機関協働事業支援決定シート【様式2】」を作成します。

### ～支援決定後の流れ～

- ① つながれた情報や、改めて収集した情報をもとにアセスメントシートを更新します。
- ② アセスメントの結果を踏まえて、本人や世帯の課題整理や関係する機関の整理を行い、支援会議または重層的支援会議を開催します。（以降の詳細は、次ページを参照）

## (3) 生活支援課＊保護・自立促進（自立促進）の役割

- ① 多機関協働事業者（担当課）が決まらない場合、保健福祉センター4課長会で多機関協働事業者が決まるまでの調整役を担います。
- ② つながれた保健福祉センター4課またはぷらっとホーム世田谷より、「多機関協働事業支援決定シート【様式2】」およびアセスメントシートを引き継ぎ、概要などを聞き取ります。
- ③ 情報が不足していると判断する場合は、つなぎ元へ更なる情報収集を依頼します。
- ④ 保健福祉センター所長に報告し、保健福祉センター4課長会を設定します。  
(月1回程度を想定)
- ⑤ 「保健福祉センター4課長会 協議資料【様式2】」に協議結果をまとめ、決定した多機関協働事業者に引き継ぎます。

## (4) 保健福祉センター4課長会の役割

保健福祉センター所長は、生活支援課＊保護・自立促進（自立促進）からの報告を受けて、保健福祉センター4課長会にて、該当ケースにおける多機関協働事業者を協議し、決定します。

## 4 重層的支援が実施されるまでの流れ

### (1) 基本的な考え方

- ・ 多機関協働事業では、「社会福祉法に基づく支援会議（以下、「支援会議」とする。）」と「重層的支援会議」の2つの会議体が設置されます。
- ・ 「支援会議」は、本人同意がないケースについて、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体です。これまで複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置をとることが困難でした。関係者間で積極的な情報交換や連携を図り、必要な支援体制に関する検討を行うことが求められます。
- ・ 「重層的支援会議」は、重層的支援体制整備事業による支援について、本人から同意が得られた場合に開催できる会議体です。重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催され、関係機関とプランの適切性等に関する協議を行い、必要に応じてアウトソーシング等事業や参加支援事業での支援につなげます。
- ・ 多機関協働事業の対象となる、「複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方」の支援にあたっては、主に本人同意がないケースが想定されること、また、本人だけでなく同居の家族や離れて暮らす親族等の情報も不可欠であり、家族等関係者の情報を所持する機関がそれぞれの同意を得ていなくても、会議内で情報提供できるよう、基本的には「支援会議」で検討が開始されることを想定しています。

## (2) 支援会議（社会福祉法第106条の6） ※本人同意がない場合

### ① 目的

- 重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多機関との連携が重要となりますが、ケースによっては本人の同意が得られないために関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。
- また、予防的かつ早期の支援体制の検討を進めることができることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。
- このため、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、本人同意がない場合であっても、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して情報共有等を行うことが可能となり、必要な支援体制の検討が円滑となる支援会議を設置しました。

### ② 期待される効果

- 支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見できる。
- 関係機関等で情報共有が図られるとともに、役割分担について共通の理解を得ることができる。
- 役割分担を通じて、関係機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでより良い支援が受けやすくなる。
- 今は介入できないが、状況が変化し介入できるタイミングになった時に適宜介入できるよう、予め役割分担しておくことができる。

### ③ 出席者

- 多機関協働事業者（保健福祉センター4課またはぶらっとホーム世田谷）が主催者となり、以下のような支援に関わる機関や団体を招集します。
- 出席者は、世帯に現在関わっている機関だけではなく、世帯課題から今後関わる可能性が考えられる機関にも参加を依頼します。

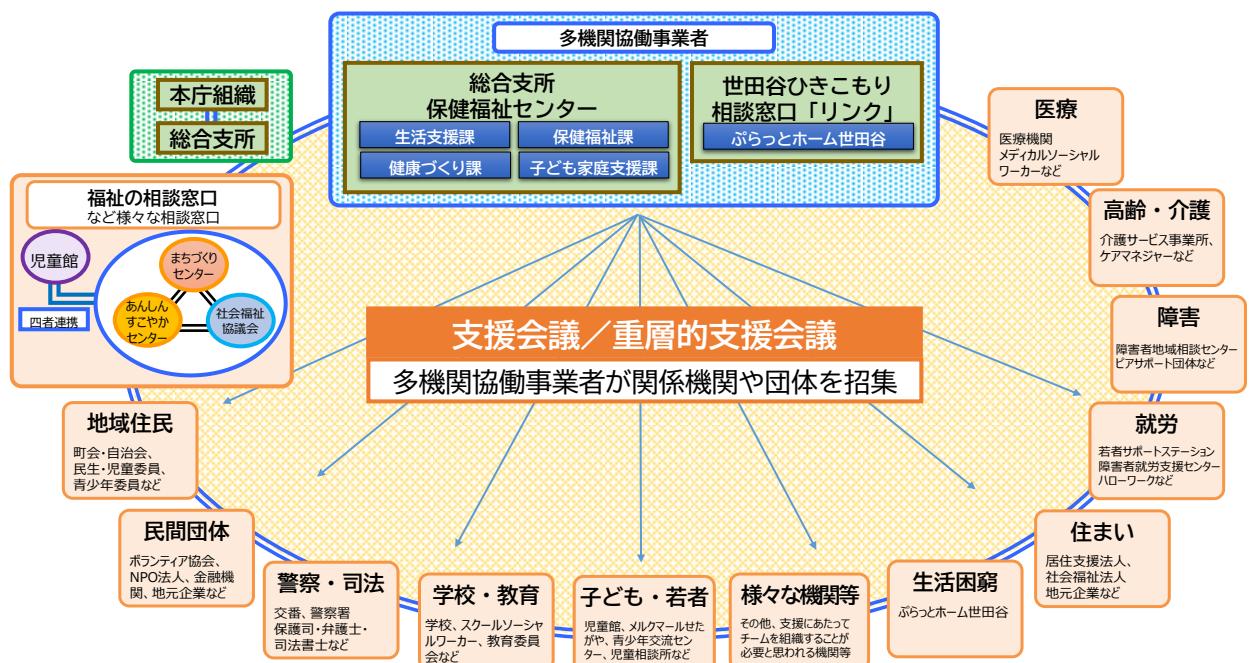
<必須出席者>

- 多機関協働事業者【主催者】
- アウトリーチ事業者（社会福祉協議会、既に関係性の構築ができている機関や団体）
- 参加支援事業者（社会福祉協議会）
- 包括的相談支援事業者  
(まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会など)
- その他支援に関わる支援事業者 など

## ※社会福祉協議会の体制について

- 令和6年度より、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ事業及び参加支援事業については、社会福祉協議会に委託し、個別支援やアウトリーチ、地域づくり等の支援強化を図るための「地域福祉コーディネーター」を各地域事務所に1名配置します。
- ただし、すべてのケースを社会福祉協議会が担うわけではなく、既に関係性の構築ができる機関や団体がいれば、そこがアウトリーチを実施することが期待されます。詳細は、第6章（P. 46～）をご覧ください。

### <出席者のイメージ>



#### 【支援に関わる部署・職員の皆さんにお願い】

- ✓ 多機関協働事業者には、出席者の選定から依頼にあたり、「どの機関(担当者)に出席してもらうのか判断できない。」「支援会議の内容や役割を説明する必要がある。」などの負担があります。
- ✓ 多機関協働事業者から相談や依頼があった際は、可能な限りご対応いただくよう、ご理解・ご協力をお願いします。



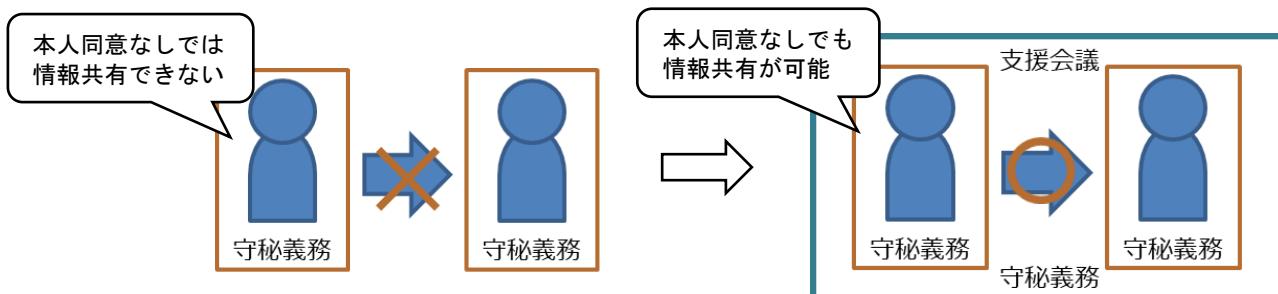
#### ④ 開催頻度

- 開催方法は、出席者の日程調整や会議室の予約等の都合を踏まえ、定期開催を基本とし  
つつ、早急に対応する必要があるケースは随時開催で検討するなど、各部署の状況に応じた方法としてください。  
【定期開催】定期的に開催することで事例を積み重ねる  
【随時開催】検討すべき事例が出てきた時や緊急性があるケース
- 会議の出席者が大きく変わらない場合は、他の会議（地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会など）と組み合わせて開催することも可能です。その場合には、それぞれの会議体の目的や役割の相違を十分に理解した上で、適切な運営がなされるよう配慮する必要があります。

#### ⑤ 守秘義務

- 各相談支援機関や民生・児童委員等は、他の法令によりそれぞれの事務や職務で知り得た秘密に関する守秘義務が課せられており、これがニーズを抱える人を早期に把握する上で大きな壁になっていました。
- こうした中、支援会議に守秘義務をかけることで、本人同意がとれない事案であっても、必要に応じて複雑化・複合化した課題を抱える人等に関する情報を共有できるようにし、それぞれの法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととなりました。  
※ただし、地方税の賦課徴収に従事する職員は除く。
- 個人情報の漏洩を防止するための措置として、社会福祉法第106条の6第5項では、「支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定されています。
- 支援会議の構成員が正当な理由なく守秘義務に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される（社会福祉法第130条の6第2号）といった罰則を伴う秘密保持義務が規定されています。

<支援会議における守秘義務のイメージ>



### (3) 重層的支援会議 ※本人同意がある場合

#### ① 目的

- ・ 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、以下3つの役割を果たします。
- ・ 支援会議とは異なり、多機関で情報共有することに関しての本人同意を取得した上で、開催する会議となります。
- ・ 本人同意を得る場合は、「**多機関協働事業 同意書【様式5】**」を使用してください。

|                  |                                                                                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| プランの適切性の協議       | 多機関協働事業者が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成した支援プラン含む）について、区、支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。            |
| プラン終結時等の評価       | 多機関協働事業のプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランの終結時含む）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討する。 |
| 社会資源の把握と開発に向けた検討 | 個々の支援ニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域課題として位置づけ、四者連携会議にて社会資源の開発に向けた取組みを検討するよう打診する。         |

#### ② 開催のタイミングと主な検討内容

- ・ 以下4つのタイミングで開催します。支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められますが、ケース会議や事例検討といった形態も可能です。
- ・ 本人同意が得られるまでは支援会議を通じた支援を行い、本人との信頼関係が構築されてから同意を取得し、重層的支援会議でプラン策定等の検討をする、といったケースが想定されます。

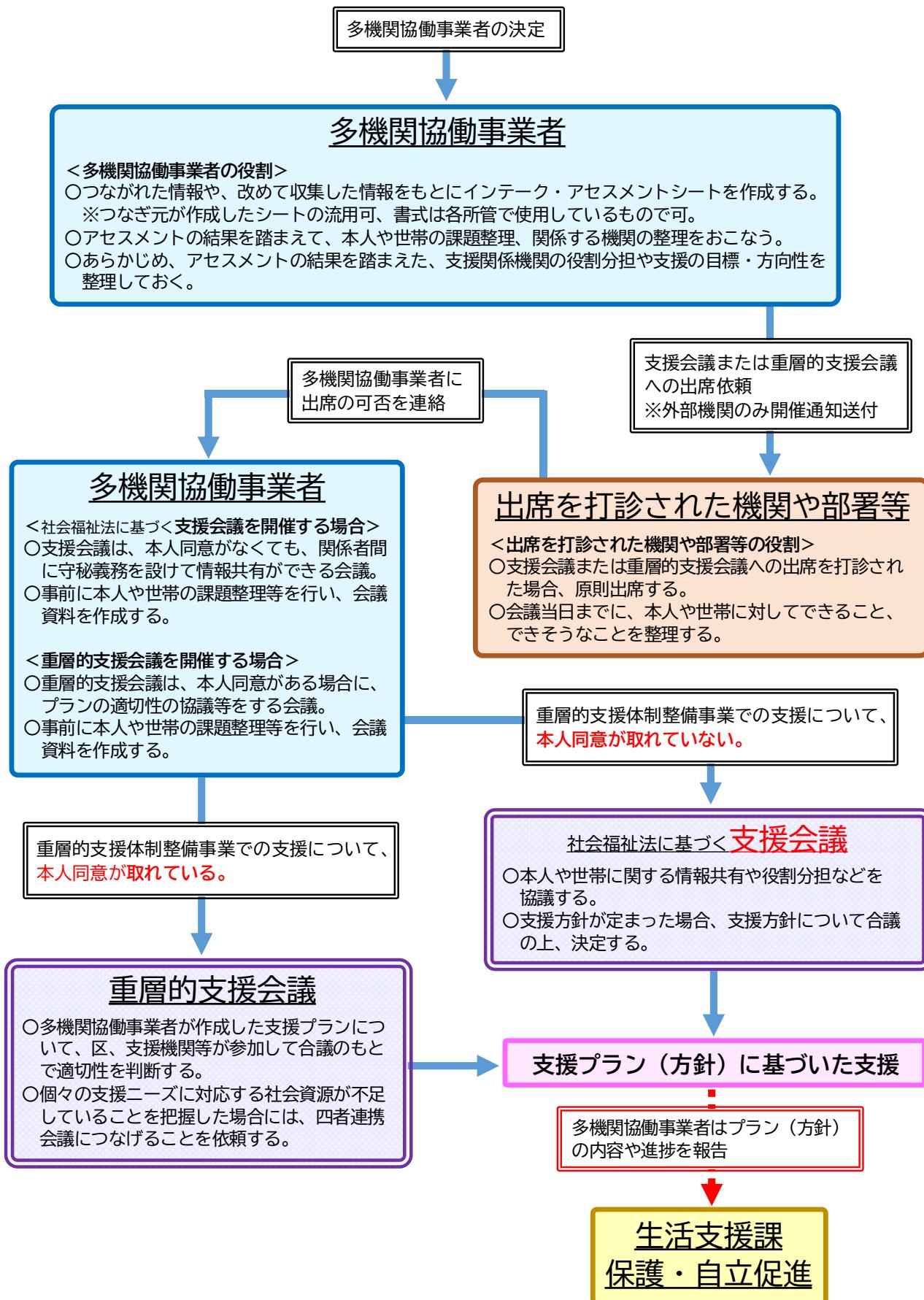
|          |                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プラン策定時   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容</li><li>・ 各支援機関の役割分担の確認</li><li>・ モニタリングの時期の検討 など</li></ul> |
| 再プラン策定時  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人の状況変化の確認、評価</li><li>・ 現プラン評価</li><li>・ 再プランの内容の確認（プラン策定時の内容と同様）</li></ul>              |
| 支援終結の判断時 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人の目標達成状況、本人に関する支援者の状況等の確認</li><li>・ 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認</li></ul>               |
| 支援中断の決定時 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中止の決定</li></ul>                                              |

#### ③ 出席者、開催頻度

※支援会議と同様です。

#### (4) 会議の流れ

多機関協働事業者の決定後、重層的支援が実施されるまでのフロー



## ① 会議に向けた準備

### <多機関協働事業者>

#### ～多機関協働事業者の決定から出席依頼まで～

- ・ 相談窓口等からつながれた情報や、改めて収集を依頼した情報をもとに、インテーク・アセスメントシートを作成します。  
※ つなぎ元が作成したシートの流用も可能です。
- ・ アセスメントの結果を踏まえて、本人や世帯の課題整理、関係する機関の整理を行います。
- ・ あらかじめ、アセスメントの結果を踏まえた、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理しておきます。
- ・ 整理した内容に基づき、関係する機関に重層的支援会議または支援会議の出席を依頼し、開催通知（ひな形あり）を送付します。なお、開催通知の送付は、外部の支援関係機関等を原則とし、庁内部署の送付は不要とします。

#### ～支援会議の場合～ ※本人同意がない場合

- ・ 多機関協働事業者は、次の資料を準備します。

##### ア. 支援会議／重層的支援会議 会議資料【様式3】

事例を検討する際は、「会議資料【様式3】」を使用して情報を共有するため、事例の情報ができるだけ詳細に記入します。

##### イ. アセスメントシート等（必要に応じて準備）

会議資料だけでは情報が不足する場合、補完的にアセスメントシート等を使用します。

#### ～重層的支援会議の場合～ ※本人同意がある場合

- ・ 支援の進捗状況に応じて、次の資料を準備します。

##### ア. 支援会議／重層的支援会議 会議資料【様式3】

情報収集した内容を踏まえ、作成します。

##### イ. 多機関協働事業 支援プラン兼評価シート【様式6】（任意使用）

- ・ プラン内容の検討にあたっては、プランに関わる関係機関・関係者と事前に支援方針やプラン内容について調整を行います。
- ・ プラン策定の際には、プラン内容に関して本人に納得してもらいながら進めることが重要であり、本人同意を得る必要があります。
- ・ プラン期間の終了時に、プランで掲げた目標の達成状況や残された課題、今後への希望についてまとめます。

### <出席被打診された機関や部署等>

- ・ 重層的支援会議または支援会議への出席被打診された場合には、原則出席をします。
- ・ 会議当日までに、本人や世帯に対してできること、できそうなことを整理します。

## ② 会議当日の流れ

- ・ 支援会議の場合は、支援関係機関は対象者の情報を持っていないことが多い、以下の流れのように情報共有や役割分担に時間を要することが想定されます。
- ・ 一方で、重層的支援会議の場合は、支援方針の適切性などの議論に時間要することが想定されます。
- ・ そのため、会議の目的や決めたいことをあらかじめ明確にした上で、当日の流れや時間配分を設定してください。

### <開会・導入>

- 個人情報保護に関する誓約書の記入
  - ・会議開始前に「誓約書【様式4】」により会議出席者の署名をとります。
- 会議資料の回収に関するおしらせ
- 支援会議／重層的支援会議の目的や進行の流れ、時間配分、留意事項等の説明
- 会議進行にあたってのルール共有
  - ・目的、結果、終了時間を明確にする。
  - ・出席者全員が発言できるようにする。

### <事例紹介・情報共有>

- 多機関協働事業者より事例概要の説明
- 出席者より把握している情報の共有

### <アセスメント>

- 課題解決への支援策を検討する上で必要だと思う情報に関するアセスメント
- 今後の状況を予測しながら、必要となりそうな支援の検討

### <今後の支援の方向性>

- 役割の確認（いつまでに、誰が、誰に、何を、どのように）
- 再度情報収集が必要な内容の明確化

### <振り返り>

- 記録や会議内容の再確認・共有
- 次回開催時期

## <支援検討にあたって心掛けたいこと>



会議では、どのような点を意識すればよいでしょうか。

支援の方向性を検討する際は、以下のような点を心掛けてみてください！



### 支援の方向性を検討する際に心掛けたいこと

- ① 多機関協働事業は、“支援者に寄り添う”ことが大切であり、会議では、対象者の情報だけではなく、支援者が何に困っていて、どのポイントで助けを求めているのかを把握しておくことも重要です。
- ② 世帯の全体像や課題が多面的に浮かび上がるように、関係機関が持つ情報を出し合い、検討に必要な情報を補い合います。
- ③ どの機関がどのような関わりを進めていけそうかを相談します。
- ④ 数年先の世帯の状況を予測しながら、必要となりそうな支援を考えていく視点を持ちます。
- ⑤ 世帯のストレングス(強み)に着目する意識が大切で、状況打開の切り口になることが多くあります。
- ⑥ 一度の会議で支援内容が決まり各支援者が動き出せるものは少ないと想定されます。こうした状況でも出席者のモチベーションを維持するためには、予め関係者と長期戦になることを共有しておくことが重要です。
- ⑦ 短期的に課題解決ができないケースでも、世帯状況の変化(例:親が病気・要介護状態、子が失業・精神的不安定になった)を想定し、支援機関で共有して支援介入の機会を見逃さないよう見守りを継続することが大切です。

### ③ 会議後の対応

- ・ 多機関協働事業者は、本人やその世帯の状況や支援プランに基づく支援の実施状況など、支援関係機関から情報収集して隨時把握します。
- ・ なお、支援会議後に、会議出席者に対してアセスメントシートなどの会議資料や支援プランを共有する必要がある場合、その共有先は原則、庁内部署、アウトリーチ事業者及び参加支援事業者に限ります。

※ 重層的支援会議で取扱うケースは、支援関係機関と情報共有することに同意を得ているため、「個人情報に関する管理・取扱規程【様式5-2】」に基づく会議後の情報共有は可能です。

- ・ 会議開催の概ね3～6か月後に、会議結果や支援方針等を踏まえた取組みを振り返るとともに、本人の状態や状況を確認・把握するモニタリングを行い、必要に応じて再度会議を開催するなど、支援方針の点検・評価を行います。
- ・ 生活支援課\*保護・自立促進（自立促進）に、毎月の実績報告のタイミングで、支援方針や進捗状況を報告します。

## （5）多機関協働事業における支援終結の考え方

- ・ 本人やその世帯の課題が整理されて支援の見通しがつき、適切な支援関係機関や地域の関係者などにつながれ、それらの関係性が安定した段階などで、重層的支援会議を開催し、多機関協働事業での支援終結の判断をします。
- ・ 支援終結にあたっては、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート及びマッチングを図るなど、本人や世帯を伴走する体制を確保していることが重要です。
- ・ また、支援終結後に本人の状況や環境に変化が生じ、再度課題整理が必要となった場合には、速やかに多機関協働事業による支援を再開します。

## 5 統計方法

- 国（厚生労働省）に、定期的に多機関協働事業の「実績報告書【様式7】」（指定様式）を提出する必要があり、以下の流れで作成および提出をしてください。  
※様式や提出期限など、国の取扱いに変更が生じる場合は、保健福祉政策課より通知します。
- なお、多機関協働事業の形式や実績にこだわる必要はなく、プランの検討や役割分担の調整ができる既存の会議体があれば、本事業の件数として上げる必要はありません。支援会議などを通して、本事業による支援が必要な場合、その件数や開催回数を報告してください。

### (1) 実績報告書の入力内容

#### A 基本項目シート（作成必須）

多機関協働事業者としての対応件数でカウントしてください。（二重計上を防ぐため）

| 主な項目              | 考え方                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談受付件数            | 多機関協働事業者として支援実施を決定した件数（P. 30～参照）<br>※ 国の考え方では「電話や来所のみで支援が終わり、プラン作成に至らなかつたケースも1カウントとする。」とあるが、区の体制では件数管理が困難なため、支援決定件数でカウントする。<br>※ ぶらっとホーム世田谷は、国の方でカウントする。 |
| プラン作成件数           | 支援プランを作成した件数                                                                                                                                             |
| 終結件数              | 支援が終結した件数（P. 43 参照）                                                                                                                                      |
| 支援会議／重層的支援会議の開催回数 | 支援会議または重層的支援会議を開催した回数（P. 39～参照）                                                                                                                          |
| 保健福祉センター4課長会の開催回数 | 保健福祉センター4課長会の開催回数を管理する。                                                                                                                                  |
| 自立促進担当における調整状況や課題 | 自立促進担当における調整状況や課題を共有する。                                                                                                                                  |

※自立促進担当のみ

#### B 任意項目シート（作成任意）

報告期間において多機関協働事業を実施した場合で、最も対応が困難である（であった）と感じている事案の概要を報告してください。

※ 個人情報等の都合で府内限り（国には提出しない）とする場合は、その旨を報告のうえ記載してください。

## (2) 実績報告の流れ（毎月報告）

- 以下の方法で毎月の実績報告をしてください。
  - ① 基本項目シートは、情報共有の観点から庁内共有フォルダーで更新
  - ② 任意項目シートは、個人情報を含むためメール提出 とします。

|                   |                                    |                            |
|-------------------|------------------------------------|----------------------------|
|                   | 保健福祉センター4課                         | ぷらっとホーム世田谷                 |
| 基本項目シート<br>(作成必須) | 毎月5日までに庁内共有フォルダーで入力                | 毎月5日までに生活福祉課へメール提出         |
| 任意項目シート<br>(作成任意) | 毎月5日までに該当がある場合は生活支援課＊保護・自立促進にメール提出 | 毎月5日までに該当がある場合は生活福祉課にメール提出 |



|                   |                               |                                                  |
|-------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------|
|                   | 生活支援課＊保護・自立促進                 | 生活福祉課                                            |
| 基本項目シート<br>(作成必須) | 毎月10日までに庁内共有フォルダーで入力          | 毎月10日までに庁内共有フォルダーで入力                             |
| 任意項目シート<br>(作成任意) | 毎月10日までに該当がある場合は保健福祉政策課へメール提出 | 毎月10日までに該当がある場合は保健福祉政策課と生活支援課＊保護・自立促進（全支所）にメール提出 |

庁内共有フォルダー：

[¥¥Setagaya.local¥files¥庁内共用¥2\\_0\\_保健福祉政策部¥保健福祉政策課¥重層的支援体制整備事業¥実績報告](¥¥Setagaya.local¥files¥庁内共用¥2_0_保健福祉政策部¥保健福祉政策課¥重層的支援体制整備事業¥実績報告)

## 第6章 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

### 1 基本的な考え方

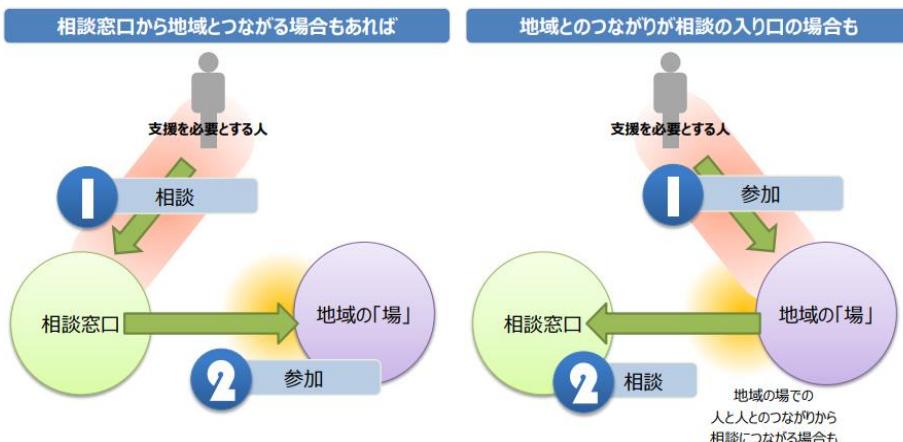
アウトリーチと一言で言っても様々な手法があります。重層的支援体制整備事業で実施するアウトリーチは、伴走支援を具体化する事業であり、「見つけるためのアウトリーチ」と「信頼関係を築き、つながり続けるアウトリーチ」の2種類に分けられます。

#### (1) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、アウトリーチ事業）の目的

- 支援が届いていない人に支援を届ける。  
長期のひきこもりの状態にあるなど、複雑・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援を受け入れにくい状況にある人に支援を届ける。
- 関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から、潜在的な相談者を見つける。  
各種会議や支援機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。  
本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行う。

#### (2) 「見つけるためのアウトリーチ」について

- ・ 一般的に、対象者への支援は、行政機関の窓口相談から始まるイメージを持つ傾向がありますが、これは、窓口を設置している行政側の視点であり、実態を表しているとはいえない。相談窓口に出向くことが心理的に難しい人も少なくないことや、課題が複雑化・複合化している人には、どこに課題解決に向けた糸口があるかもわからない場合や、自らが複合的な課題を抱えているという認識がない人もいます。また、過去に相談した時の経験などから、行政窓口への相談を躊躇している人もおり、そうした人こそ生活課題が見えなくなり、ひきこもったり、生活課題の複雑化が進むといったこともあります。
- ・ 相談窓口を遠くに感じる人に対して、地域住民がさりげなく相談に向けて背中を押してあげることや、通いの場やサロン、あるいは町内の集まりなどを通じて、住民が他の住民の抱えている課題に気づくこともあります。とりわけ複雑化・複合化した課題を抱える方への伴走支援では、対象者が自らの課題を他者に話す段階まで時間がかかることがあります。



### (3) 「信頼関係を築き、つながり続けるアウトリーチ」について

- 先にも述べたように、複雑化・複合化した課題を抱えた方は支援に対して拒否的であったり、そもそも支援が必要という認識を持っていない方もいます。そのような方に対して、支援を行うことを諦めてしまったり、本人に何かあった場合まで待ち続けるという姿勢で臨むと、本人の抱える課題が徐々に悪化していき、いざ本人がどうにもならなくなり、支援を実施するという場合には、さらに対応が困難になっているというケースも少なくありません。
- 重層的支援体制整備事業においては、そのような方とつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行うことを求めています。

## 2 実施体制

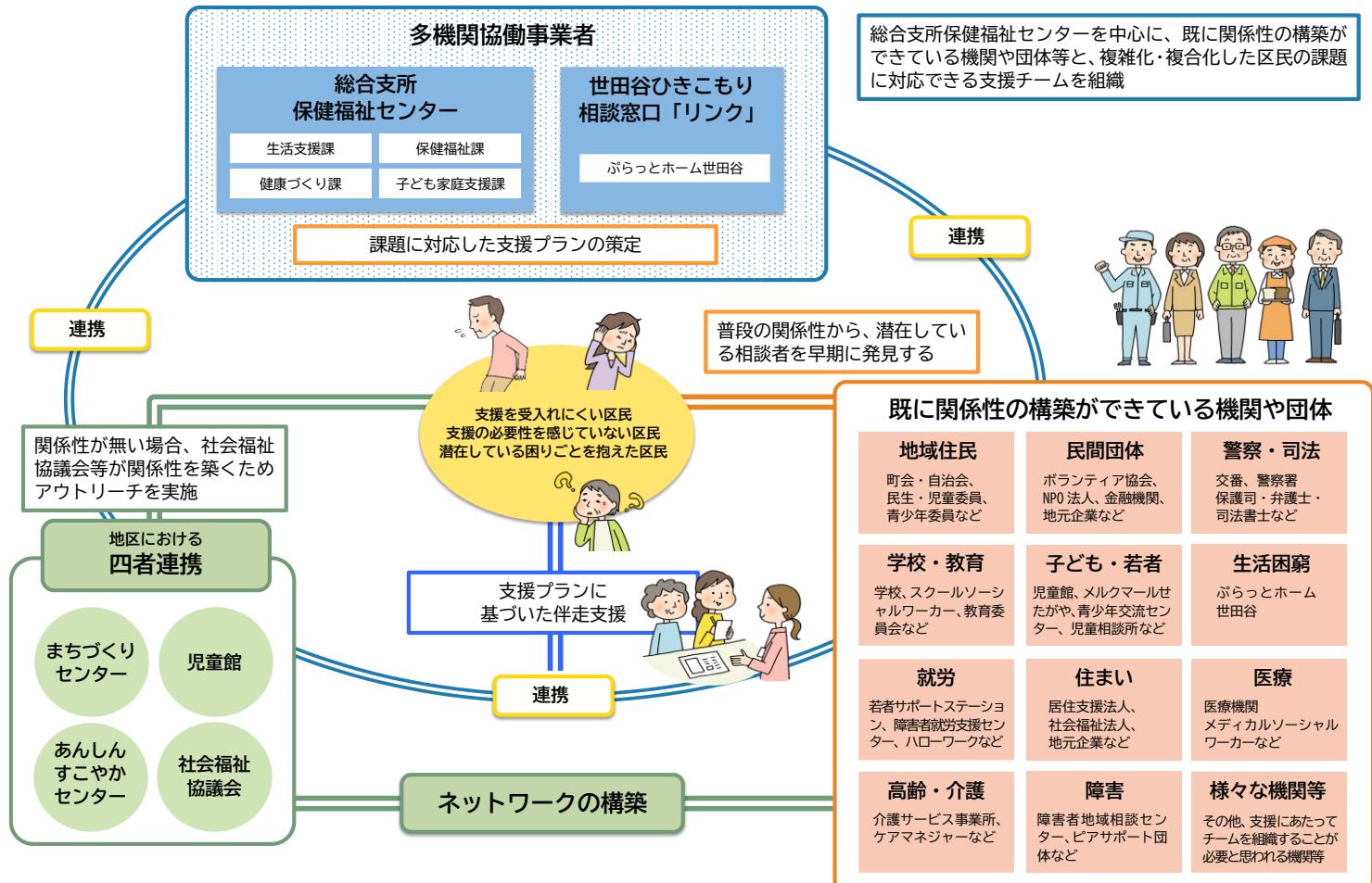
- 令和6年度より、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ事業及び参加支援事業については、社会福祉協議会に委託し、個別支援やアウトリーチ、地域づくり等の支援強化を図るために「地域福祉コーディネーター」を各地域事務所に1名を配置します。
- ただし、すべてのケースを社会福祉協議会が担うわけではありません。「信頼関係を築き、つながり続けるアウトリーチ」については、対象者と既に関係性が築けている地域住民や支援機関等があるならば、そこが実施していくことが望まれます。
- また、既存の制度などで実施しているアウトリーチがあれば、改めて社会福祉協議会が実施することはありません。例えば、対象者が高齢者であれば、従来どおり地区のあんしんすこやかセンターや保健福祉課などがアウトリーチを実施し、障害者であれば地域障害者相談支援センター（ぽーと）や健康づくり課などがアウトリーチを実施するようにしてください。
- アウトリーチ事業では、「介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野で取組まれている他のアウトリーチと協働・役割分担をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、すべての住民を対象とする」としています。

※ 委託先の社会福祉協議会に対しては、社会福祉法第106条の4第5項に基づき、守秘義務が課せられます。

## 3 支援会議や重層的支援会議について

- 支援会議（P. 35）や重層的支援会議（P. 38）でも記載のとおり、アウトリーチ事業者として社会福祉協議会は必須参加者として定めています。
- アウトリーチの実施方法や頻度については、多機関協働事業者としてプランの最終的な決定を行うことになりますが、手法や頻度等は実際にアウトリーチを実施する機関とよく相談してください。
- 特に支援会議を開催する場合で、対象者がいずれの機関や団体、地域住民とのつながりが確認できない場合には、アウトリーチ事業者である社協と相談しアウトリーチの方針を定めていきます。

## ＜アウトリーチ事業のイメージ＞



## 第7章 参加支援事業の体制（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

### 1 参加支援事業の目的

参加支援事業は、重層的支援体制整備事業における、いわゆる「出口支援」の一つです。対象者と地区や地域の社会資源のマッチングを図り、対象者が再び社会とつながることができるよう支援します。

- 社会とのつながりを作るための支援を行う。  
各分野で実施されている既存の参加支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応する。そのため地域の社会資源などを活用し、つながりづくりに向けた支援を実施する。
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作成する。  
利用者のニーズや課題などを丁寧に把握、地域の社会資源との間をコーディネートする。本人と支援メニューのマッチングを行う。また、新たな社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューを作成する。
- 本人への定着支援と受入れ先の支援を行う。  
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。受入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートする。

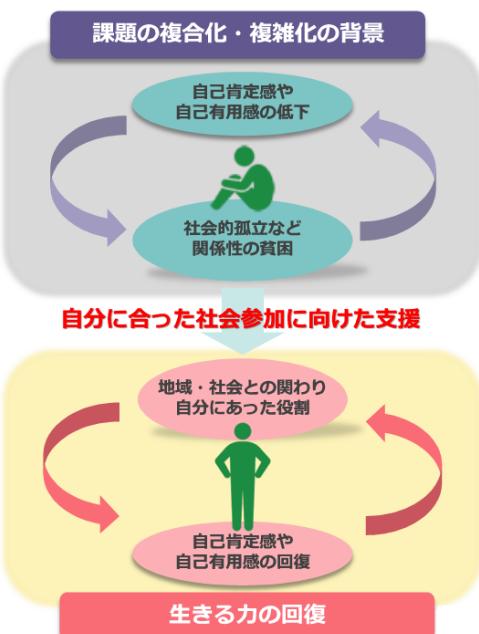
### 2 実施体制

- ・ 令和6年度より、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ事業及び参加支援事業については、社会福祉協議会に委託し、個別支援やアウトリーチ、地域づくり等の支援強化を図るために「地域福祉コーディネーター」を各地域事務所に1名を配置します。
- ・ 多機関協働事業において抱える課題などを丁寧に把握し、支援に前向きな気持ちになった本人やその世帯が、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができるよう、本人のニーズに沿った地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート及びマッチングを行うことで、社会参加を支援します。
- ・ 各地区において既存の社会資源の拡充を図るとともに、既存の社会参加を支援する事業や居場所では対応できない課題や困りごとを抱えた方については、地区の四者連携会議等を通して、本人や世帯のニーズに沿った社会参加の事業実施や居場所の拡充など、新たな資源開発を図っていきます。

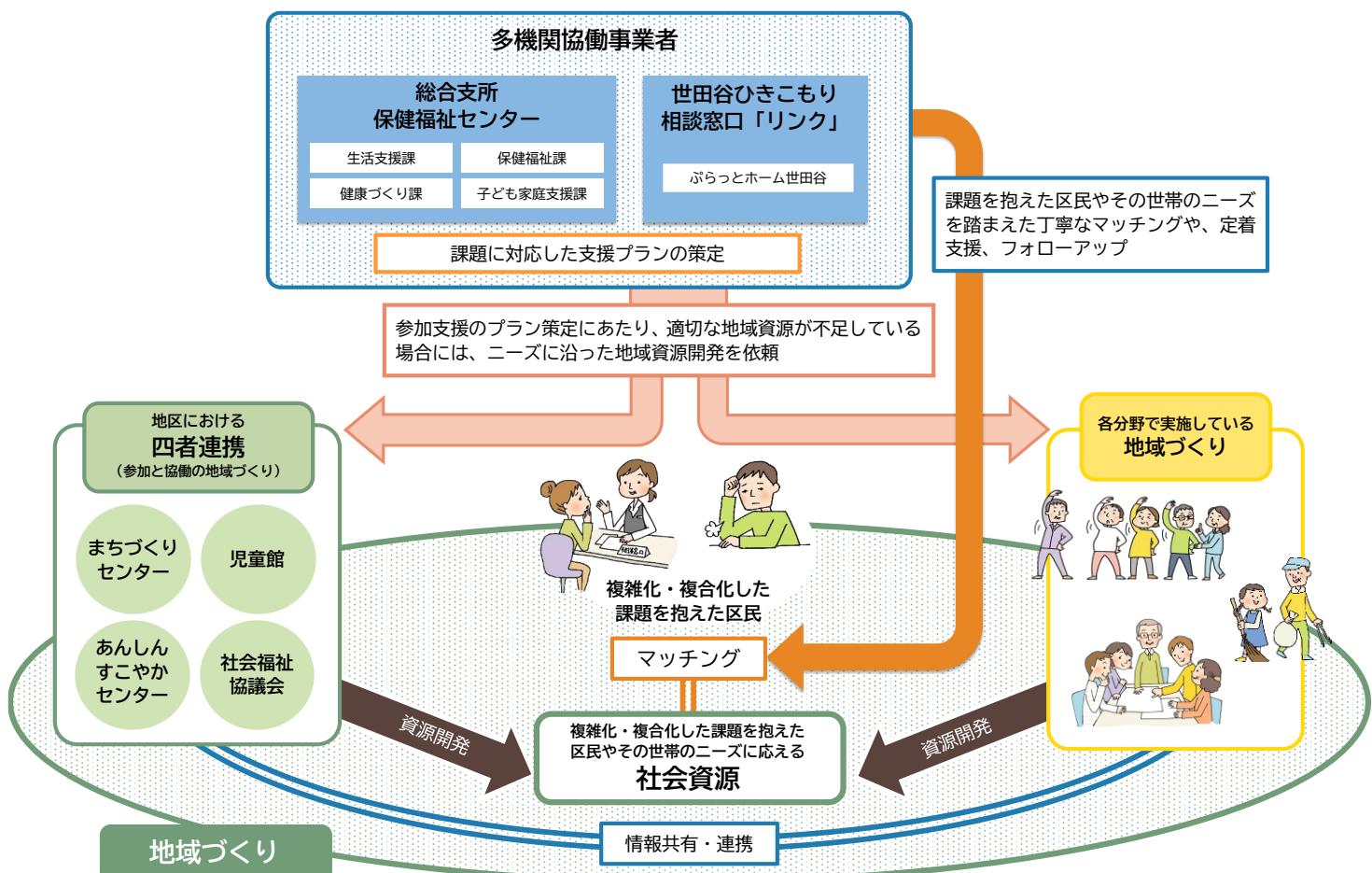
※ 委託先の社会福祉協議会に対しては、社会福祉法第106条の4第5項に基づき、守秘義務が課せられます。

### 3 社会参加の必要性

- 課題の複雑化・複合化の背景には関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多い、地域で孤立してしまっていることも少なくありません。
- 自身の状況を問題と認識できない人や、人との関わりや支援・サービスの利用に抵抗感を持たれている人、既存の居場所に参加できない人もいます。
- 課題を抱えた本人やその世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自分たちのペースで緩やかに関係性を育み、役割を見出すことができるよう多様な接点を確保し、再び社会とつながることができるよう支援していくことが重要です。



#### <参加支援事業と地域づくり事業のイメージ>



## 4 地域の社会資源を活用した参加支援の取組例（厚生労働省資料より）

### 広報紙へのイラストの掲載

- ・ 本人はひきこもり状態の若者。イラストを描くことが得意。
- ・ 重層的支援会議でアウトリーチ事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかという提案あり。
- ・ 本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用の機会が無いか相談。
- ・ 事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・ 挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりができるようになるよう支援。

### 親子での子ども食堂への参加

- ・ 精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうことにした。
- ・ 母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・ 子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話ができるようになっている。

### 就労継続支援 B 型事業所における就労支援

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象となるないが、人とのコミュニケーションが苦手で就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・ 本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援 B 型事業所に協力を依頼。
- ・ 就労支援 B 型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労支援 B 型事業所には声かけと見守りを依頼。
- ・ 参加支援事業者が定期的に B 型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施。

### 親子での子ども食堂への参加

- ・ 本人は料理人の経験があるが、片麻痺で職場を退職し、地域からも孤立している。
- ・ 本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・ 一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であつたため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援した。

## 第8章 地域づくり事業の体制（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

### 1 地域づくり事業の目的

地域づくりは、これまで各分野において推進するとともに、地区の課題解決のため「参加と協働による地域づくり」を実践してきました。  
引き続き、各分野における地域づくりを推進する一方で、双方の情報共有や連携を更に進めていく必要があります。

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。  
地域の社会資源を幅広くアセスメントし、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。
- 交流・参加・学びの機会を生み出すため、個別の活動や人をコーディネートする。  
地域での個別活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。
- 地域のプラットフォームの促進を通じ、地域活動の活性化を図る。  
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

### 2 実施体制

- ・ 区では、これまで各分野における地域づくりを進めてきました（P. 52 参照）。また、全地区において地域包括ケアの地区展開を実施し、参加と協働による地域づくりによって地区の課題を地区において解決することを実践してきました。
- ・ 一方で、各地区と各分野の地域づくりの双方の情報共有や連携については課題が残っています。双方の情報共有や連携を進め、各地区においてプラットフォームを形成していきます。
- ・ 地区においては地区アセスメントを、地域においては地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにして共有化を図るとともに、参加と協働による課題の解決を目指します。
- ・ 地区における四者連携を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。あわせて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民や事業者との協働を推進します。
- ・ 一つ一つの事業に多世代交流の視点を盛り込んで展開することにより、多世代交流が可能な事業、施策、拠点を充実させていきます。

※実施体制のイメージ図は、P. 50 参照。

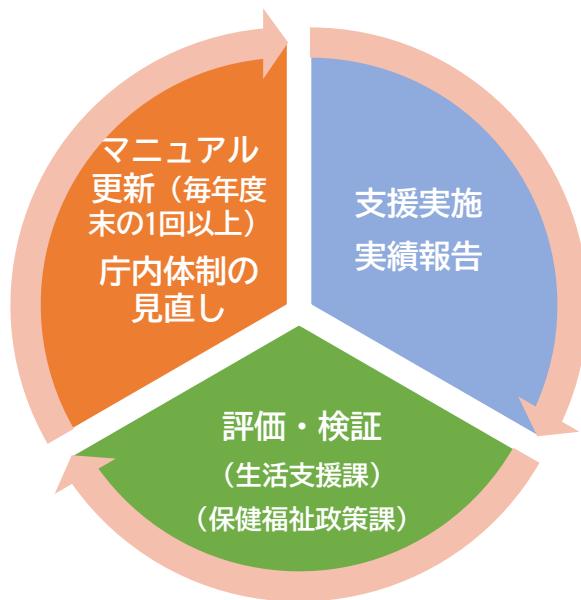
<社会福祉法第106条の4第2項第3号(地域づくり事業)を構成する地域づくり事業>

| 分野   | 事業名                 | 主な区の取組み内容                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護   | 地域介護予防活動支援事業        | <p>&lt;通いの場づくり&gt;<br/>運動等による介護予防を目的とした自主活動団体の立ち上げ及び自主活動団体への活動継続支援など「通いの場」づくりを実施しています。</p> <p>&lt;せたがやシニアボランティア・ポイント事業&gt;<br/>高齢者が地域活動に参加するきっかけの一つとして、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」を実施することで、健康寿命の延伸及び地域で支えあう仕組みづくりを推進しています。</p>                              |
|      | 生活支援体制整備事業          | <p>社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者等の地域における自立した日常生活の支援等の体制の整備を推進しています。ボランティア等を担い手とした生活支援等サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築、ニーズに応じた資源のマッチング等を行っています。また、生活支援コーディネーター、生活支援サービスの提供主体及び地域活動団体等が参画し、定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした協議体を、全区及び各地区において実施しています。</p> |
| 障害   | 地域活動支援センター機能強化事業    | 地域住民や他機関とのプログラム、商店街活動への参加、地域中学生職場体験受入れや調理実習などを実施しています。                                                                                                                                                                                                 |
| 子ども  | 地域子育て支援拠点事業         | 子育て親子の交流の場の提供や、交流の促進、子育てに不安や悩み等を持っている保護者に対する相談や援助を行うとともに、必要な情報提供や子育て、子育て支援に関する講習などを実施しています。                                                                                                                                                            |
| 生活困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | <p>&lt;フードパントリー事業&gt;<br/>地域の社会福祉法人や NPO 法人、子ども食堂等地域支援に携わる方等と連携し、食の支援を通じて身近な地域で生活困窮者を支えています。</p> <p>&lt;ひきこもりの状況に関する理解促進を目的としたセミナー等の開催&gt;<br/>複雑化・複合化した問題を抱えがちなひきこもりへの理解促進や、地域住民の活動を活性化させ、身近な地域でひきこもり当事者や家族を支える共助の取組みを推進しています。</p>                    |

## 第9章 包括的な支援体制の推進に向けて

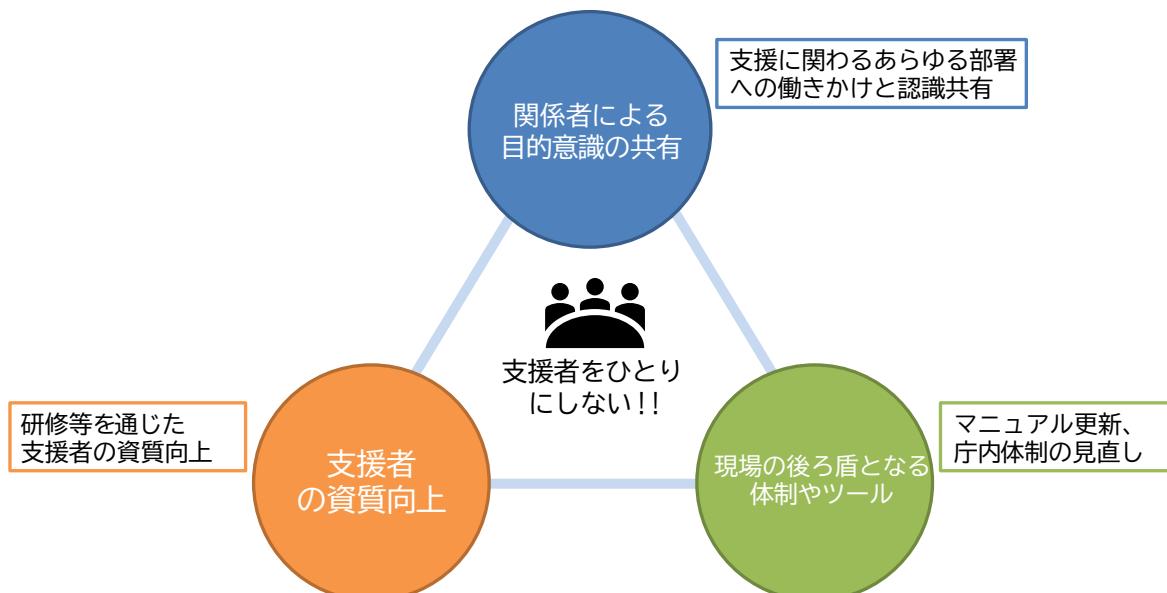
### 1 推進体制

- 本事業は、毎月の実績報告をもとに評価・検証を行い、毎年度のマニュアル更新や必要に応じて府内体制の見直しを図りながら、福祉分野に関わらず、あらゆる部署との分野横断的な連携・協力体制を推進していきます。



### 2 人材育成・研修

- 重層的支援体制整備事業は、包括的支援を実現するための一つの手段であり、今後展開していくにあたり、総合支所保健福祉センターおよび保健福祉政策課において、主に以下3点に取り組んでいきます。



### <関係者による目的意識の共有>

- ・ 包括的支援をしていくためには、福祉分野に関わらず、あらゆる部署との分野横断的な連携・協力が求められ、支援関係機関も含め、重層的支援体制整備事業の目的や役割などの認識共有を図る必要があります。
- ・ 庁内周知や研修等を通じて、本事業の目的やマニュアルを共有するとともに、各部署においても丁寧な引継ぎが行われるよう働きかけていきます。

### <支援者の資質向上>

- ・ 多機関協働事業での対応事例を踏まえた研修の開催、多機関協働事業の実施にあたり作成した「多機関協働事業従事者研修ガイド」の活用などを通じて、各支援者が専門分野での知識や経験を深めるとともに、他分野のことも理解してチームとしての関係性を構築する中で、支援者の資質向上を目指します。

#### ～関連資料～

- ・ 多機関協働事業従事者研修ガイド
- ・ 共催研修「断らず、つながり続ける支援を考える」（令和6年2月1日実施）
- ・ 重層的支援体制整備事業人材養成研修（厚生労働省）
- ・ 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック」

### <現場の後ろ盾となる体制やツール>

- ・ 重層的支援体制整備事業を実施していく中で、毎年度のマニュアル更新や必要に応じて府内体制の見直しを図ります。

## <参考資料>

---

社会福祉法(令和3年4月1日施行)抜粋

(重層的支援体制整備事業)

第一百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たつては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (支援会議)

- 第一百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

## 世田谷区重層的支援体制整備事業実施要綱

令和6年3月31日

5世保福政第●●号

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の4第1項に基づき、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の推進に向けて実施する重層的支援体制整備事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、区とする。ただし、区長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (事業対象者)

第3条 事業対象者は、次に掲げるすべてに該当する者又はその世帯とする。

- (1) 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えている者又はその世帯
- (2) 複数の組織及び支援関係機関(以下「関係機関等」という。)間の役割分担や支援の方向性の整理が必要な者又はその世帯
- (3) 現行の制度や体制では対応が困難な者又はその世帯

### (事業内容)

第4条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号に規定する事業をいう。)
- (2) 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号及び第6号に規定する事業をいう。)
- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号に規定する事業をいう。)
- (4) 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号に規定する事業をいう。)
- (5) 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号に規定する事業をいう。)
- (6) その他区長が必要があると認めるもの

### (多機関協働事業の実施主体)

第5条 多機関協働事業の実施主体(以下「多機関協働事業者」という。)は、事業対象者の状況や主訴に応じて、次に掲げる組織及び機関とする。

- (1) 総合支所保健福祉センター生活支援課
- (2) 総合支所保健福祉センター保健福祉課
- (3) 総合支所保健福祉センター健康づくり課
- (4) 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
- (5) 世田谷区生活困窮者自立相談支援センターふらっとホーム世田谷(以下「ふらっとホーム世田谷」という。)

### (多機関協働事業の支援決定)

第6条 多機関協働事業者は、相談窓口等からのつながれた情報を踏まえ、事業対象者に該当すると認められる場合は、多機関協働事業としての支援を決定する。

2 多機関協働事業者が決まらない場合は、事業対象者の状況や主訴に応じて、総合支所保

健福祉センター所長が総合支所保健福祉センター各課長と協議の上、多機関協働事業者を決定する。

3 明らかに事業対象者に該当しないと認められる場合は、つなぎ元または支援を行うにあたり適した関係機関等につなぐことができる。

(会議の設置)

第7条 事業を推進するため、次に掲げる会議を置く。

(1) 支援会議（法第106条の6に規定する支援会議をいう。）

(2) 重層的支援会議

(3) 世田谷区重層的支援協議会（法第106条の6に規定する支援会議を含む。）

(支援会議の所掌事項)

第8条 支援会議は、事業対象者への支援にあたり、本人同意が得られない場合、支援を図るために必要な情報共有や支援体制の検討を行う。

(支援会議の構成員)

第9条 支援会議の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 多機関協働事業者

(2) 包括的相談支援事業者（法第106条の4第2項第1号に規定する事業の実施主体をいう。）

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者（法第106条の4第2項第4号に規定する事業の実施主体をいう。）

(4) 参加支援事業者（法第106条の4第2項第2号に規定する事業の実施主体をいう。）

(5) その他区長が必要と認める者

(支援会議の開催)

第10条 支援会議は、多機関協働事業者が構成員のうち必要があると認める者を招集し、開催する。

2 支援会議の開催及び支援会議の資料は、非公開とする。

(守秘義務)

第11条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援会議の所掌事項)

第12条 重層的支援会議は、事業対象者への支援にあたり、本人同意が得られる場合、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 事業対象者の支援プランの適切性の協議

(2) 前号に規定するプランのモニタリング及び終結時等の評価

(3) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

(4) その他重層的支援会議に必要と認められる事項

(準用)

第13条 第7条から第9条の規定は、重層的支援会議について準用する。

(世田谷区重層的支援協議会の所掌事項)

第14条 世田谷区重層的支援協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひきこもり当事者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) ひきこもり当事者等が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (3) その他協議会に必要と認められる事項

(協議会の組織)

第15条 協議会は、関係機関等に属する者その他区長が必要と認める者をもって構成する。

- 2 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議（法第106条の6に規定する支援会議をいう。）により構成する。

(協議会の会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は保健福祉政策部長とし、副会長は経済産業部長及び子ども・若者部長とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の顧問)

第17条 協議会に顧問を置くことができる。

(代表者会議)

第18条 代表者会議は、関係機関等を代表する者その他区長が必要と認める者をもって構成する。

- 2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 第11条の目的を達するための情報の交換及び支援体制に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達するために必要な事項
- 3 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。
- 4 代表者会議は、保健福祉政策部生活福祉課長が招集する。

(実務者会議)

第19条 実務者会議は、関係機関等の実務者その他区長が必要と認める者をもって構成する。

- 2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) ひきこもり等複雑化・複合化した課題を抱える者への就労支援
  - (2) ひきこもり等複雑化・複合化した課題を抱える8050世代（80代の親と50代の子の世代をいう。）への支援
- 3 実務者会議は、前項各号に掲げる事項ごとに部会を組織して開催する。
- 4 実務者会議は、原則として年1回以上開催する。
- 5 前条第4項の規定は、実務者会議について準用する。

(個別ケース検討会議)

第20条 個別ケース検討会議は、個別のケースに直接関わりを有している関係機関等の担当者又は今後関わりを有する可能性のある担当者その他区長が必要と認める者をもって構成する。

- 2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 個々のひきこもり当事者等の状況把握及び課題の確認
  - (2) 個々のひきこもり当事者等への支援内容の検討

(3) 個々のひきこもり当事者等への支援の方針の策定及び役割分担の決定並びにその認識の共有

(4) 前3号に掲げるもののほか、個々のひきこもり等支援を実施するために必要な事項

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催する。

4 個別ケース検討会議は、ぷらっとホーム世田谷が招集する。

(守秘義務)

第21条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の庶務)

第22条 協議会の庶務は、保健福祉政策部生活福祉課が処理する。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。